

人間科学

第37巻 第1号

2019年 9月

研究論文

- 日本語ボランティアと研究者が共に歩む地域日本語教育へ
—ボランティア日本語教室の新たな価値を創造する— …………… 飯野 令子 1
- 明治期における日本人によるショパン作品の演奏曲および演奏形態の変化
…………… 岡部 玲子・武田 幸子・多田 純一 15
- 「近代」移行期の東アジア知識人の人的ネットワークについての基礎研究（三）
—第二次修信使金弘集一行の日本滞在を中心に— …………… 崔蘭英・北原スマ子 31
- 新聞投書欄における選択的夫婦別姓に対する意見の分析
—KH Coderによるテキストマイニングを用いた検討— …………… 高木 幸子 45
- アメリカにおける州アーカイブズの設立と発展
—歴史協会の果たした役割から— …………… 田嶋 知宏 63
- 若者の地方への移住～気仙沼へ移住した若者たちの生活実態調査～
…………… 且 まゆみ 79
- 茶江戸漂泊期における関東の月並句合—白芹・午心・恒丸・其堂評
…………… 二村 博 172 (一)
- Many Charitable Citizens: Representation of the Commoners in Thomas Heywood's *If You Know Not Me, You Know Nobody, Part Two* …………… 眞部多眞記 95
- 研究ノート**
- 大学生の食生活に関する意識及び行動と学生食堂におけるメニュー選択について
…………… 服部 浩子・原田まつ子 105
- 西洋修辞学伝統におけるエラスムス『書簡作成術』 …………… 森 弘一 117
- 訳注**
- 會沢正志斎「中庸釋義」訳注稿（十一） …………… 松崎 哲之 146 (二十七)
- 課題研究助成報告**
- 白色レグホンを被験体とした色恒常性の検討
…………… 鈴木 雅洋・石塚 雅貴・竹内 愛・内川 恵二 129
-

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程

(目的)

第1条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会規程（1983年6月15日）第4条に基づく。

(公表)

第3条 常磐大学人間科学部（以下「本学部」という。）の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下「研究紀要」という。）は、毎年度に1巻とし、2号に分けて編集し、冊子体で400部発行するほか、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。

(寄稿資格)

第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の専任教員および委員会が認めた者とする。

(審査)

第5条 委員会は、委員会に提出された論文が学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ、未発表のものであることを確認しなければならない。

(論稿の種別)

第6条 研究紀要に掲載される論稿は、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

- 1 論文 論文とは、学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的または実証的な未発表の研究成果をいう。
- 2 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。
- 3 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介であって未発表のものをいう。
- 4 学界展望 学界展望とは、諸学界における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。
- 5 課題研究助成報告 課題研究助成報告とは、本学課題研究助成制度に基づく研究の経過報告および研究成果の報告をいう。
- 6 その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。

(編集)

第7条 研究紀要の編集は、前条までに規定された事項を除くほか、次の各号に従って行われなければならない。

- 1 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
- 2 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は、可能な限り統一する。
- 3 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評および学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは、論文、研究ノート、書評、学界展望およびその他のいずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。

附 則

- 1 この規程の改正には、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この改正規程は、2008年10月22日より施行する。

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』寄稿規程

(目的)

第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下「研究紀要」という。）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会規程（1983年6月15日）第4条に基づく。

(寄稿資格)

第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程（1983年6月15日。以下「編集規程」という。）第4条に定める者とする。

(寄稿希望者の義務)

第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については人間科学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の決定に従わなければならない。

(原稿提出要領)

- 第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。
- ② 委員会に提出する原稿は、編集規程第6条に定める論稿の種別に当てはまるものでなければならない。
- ③ 委員会に提出できる原稿は、原則として一号につき一人一編とする。
- ④ A4判400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合には、テキストファイルのフロッピーおよび横書き40字30行でA4判用紙に印刷されたものを提出する。
- ⑤ 原稿の長さは、図表等を含め、論文は2万4,000字（400字詰め原稿用紙換算60枚）、研究ノートは1万2,000字（同30枚）、書評は4,000字（10枚）、学界展望は8,000字（20枚）を基準とする。課題研究助成報告は1,300字（3.25枚）以内とする（ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文または研究ノートに準じたものとする）。そのほかのものについては、委員会で決定する。
- ⑥ 提出原稿は、執筆者がコピーをとり、オリジナルを委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。

(原稿執筆要領)

- 第6条 寄稿希望者は、原稿執筆に当たっては、次の各号に従わなければならない。
- 1 原稿の1枚目には、原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
- 2 論文には、200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4判ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
- 3 書評には、著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
- 4 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティブチェックを行う。
- 5 数字は、原則として算用数字を使用する。
- 6 人名、数字、用語、注および（参考）文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
- 7 図および表は、一つにつきA4判の用紙1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には、必ずその挿入箇所を指定すること。
- 8 図表の番号は、図1、表1、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
- 9 図表の補足説明、出典などは、それらの下に書くこと。

(著者校正)

第7条 初校の校正は、執筆者が行う。

(発行報告)

第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜刷50部を学事センターにおいて受け取ることができる。

② 執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

- 1 この規程の改正は、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この改正規程は、2008年10月22日より施行する。
- 3 この規程の改正条項は、2013年12月18日から施行し、2013年9月5日に遡及して適用する。

日本語ボランティアと研究者が共に歩む地域日本語教育へ —ボランティア日本語教室の新たな価値を創造する—

飯野 令子 (常磐大学人間科学部)

Community-based Japanese Language Education where Volunteers and Researchers Work
Together: Creating new value for community-based Japanese language classes

Reiko IINO (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

In community-based Japanese language education, Japanese volunteers open Japanese language classes and provide Japanese language support to foreigners. However, there is a gap between Japanese language volunteers and researchers with regards to the activities of Japanese language classes. In the future, a large number of foreign workers will enter Japan. It is impossible to connect foreigners with local communities without relying on existing Japanese language volunteers. Therefore, this gap between Japanese language volunteers and researchers is an issue that needs to be resolved as soon as possible.

The purpose of this study is to examine what Japanese language volunteers and researchers can do together in order to improve community-based Japanese language education. To that end, I conducted group interviews with volunteers from Japanese language classes in a certain area. From the resulting narrative, I analyzed the identity held by Japanese language volunteers appearing with the researchers. Analysis showed that a wavering of identity between "amateur" and "not amateur," "responsible" and "not responsible" appeared. Since Japanese language volunteers are aiming for "school-style" Japanese language education, it is thought that such wavers appear. Therefore, I propose that both Japanese language volunteers and researchers create new value for community-based Japanese language classes beyond "school-style" Japanese language education.

1. はじめに：問題意識

地域日本語教育は、地域に在住する「生活者としての外国人」を対象とし、同じ地域の日本人住民が日本語ボランティアとなり、現場を支えている。一方、地域日本語教育は学問分野としては、日本語教育の一領域として確立し、多くの調査・研究が蓄積されている。

文化庁や地域日本語教育の研究者、「先進的」とされる取り組みを行う地域からの提案も多数行われている。文化庁は「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」や地域日本語教育コーディネーター研修、同フォローアップ研修、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」（文化審議

会国語分科会 2018) なども提供している。地域日本語教育の研究者からは、地域日本語教育のあるべき姿の提示、教室活動の方法の提案、日本語ボランティア養成講座の事例報告が行われ、ボランティア日本語教室のための教材も出版されるようになった。地域日本語教育の「先進的」な取り組みを行う地域からも、教材が出版され、日本語教室の活動事例、日本語ボランティア養成講座の事例などの報告が行われている。

こうした地域日本語教育に関する調査・研究、その成果として発信されるものの中では、「生活者としての外国人」と日本人住民は、同じ地域住民として対等な関係であるべきだとされる。そのため、日本人住民が現場の担い手となる、ボランティア日本語教室での、一方的な「教える一教えられる」という上下関係が問題視されてきた。それを解消するために「学校型」日本語教育に対する「地域型」(尾崎 2004) という概念も提示された。また、日本語教育学会 (2008) は「地域日本語教育」システムを提示し、「生活者としての外国人」に対する日本語教育は「専門家」が行い、同じ地域住民である日本人とは、協働の場で対話することが提案されている。ところが、こうした「地域日本語教育に関する多様な研究の成果が、地域日本語教育の当事者に届いていない」(池上 2007) 状態は現在も続いている。

多くのボランティア日本語教室の活動内容は現在も、日本人住民が日本語ボランティアとなり、手に入りやすい文型・文法積み上げ式の日本語教材とその指導書をもとに、基本的な教え方とされる知識を得て実践されている。日本語ボランティアの多くが、日本語学校などに準じた「学校型」の教室活動こそが、正統な日本語教育であると信じ、熱心に活動を行っている。こうした状況が続いているからこそ、文化庁や研究者からは、地域日本語教育コーディネーターの配置の必要性が叫ばれ、研修が実施されてきた。しかし実際、多くの日本語ボランティアは、そうした地域日本語教育をめぐる議論が行われていることを認識していない。また、たとえ日本語ボランティアが、文化庁や研究者の考え方を理解し、文化庁の地域日本語教育コーディネーター研修や同フォローアップ研修を受講するなどして、「先進的」な考えを持ったとしても、多

くの地域にコーディネーターのポストはなく、その役割が担えるわけではない。在住する地域で、一日本語ボランティアとして活動していく以上、他の日本語ボランティアとバランスを取る必要があり、理想とする活動は行えないという現状がある。

文化庁や研究者は多文化共生に向けた地域日本語教育のあるべき姿を熱心に発信し、コーディネーター研修等を行っているにもかかわらず、多くの現場にはそれが届かない。地域日本語教育の現場の日本語ボランティアと、文化庁や研究者との間には、大きな認識の隔たりあると言わざるを得ない。

これまで発信されてきた地域日本語教育の理想的な姿は、新たに日本語教室を立ち上げたり、新たに日本語教育人材を育成しようとするなら大いに参考にできる。しかし、今ある現場をどう変えて、提案されているような理想的な姿に近づけていくか、という道筋が示されなければ、今ある現場が変わるのは難しい。ボランティア日本語教室は 1980 年代から全国的に広がり、長く活動する日本語ボランティアは 30 年以上の経験を持っている。経験が長く、実績のあるボランティアに、信念を持って取り組む「学校型」を捨てて、研究者が提唱する「地域型」への転換を働きかけるのは、コーディネーターが配置されたとしても大きな困難が予想される。

2019 年度から新たな在留資格が創設され、外国人労働者の大量流入は間近に迫っている。「日本語教育推進法」が成立したとはいえ、具体的な施策は未定である。こうした状況下で既存のボランティア日本語教室に頼ることなく、外国人住民と地域社会をつないでいくのは不可能である。既存のボランティア日本語教室と、文化庁や研究者が考える地域日本語教育の理想的な姿との分断の解消は喫緊の課題である。

2. 研究目的

文化庁や研究者が考える地域日本語教育の理想的な姿と、現場となるボランティア日本語教室の間に大きな分断が起きている一因は、これまで地域日本語教育の調査・研究の多くが、研究者の視点から一方的に行われてきたこと、そして研究者がそれを当然視してきたことにあるのではないだろうか。

学校教育の分野では行政や研究者が現場の教師の実践的な専門性を、教師の視点から理解してこなかったことが問題視されるようになった。その反省から、1990年代以降、教師のナラティブを用いた研究（ライフヒストリー研究やライフコース研究など）により、実践者としての教師の視点を理解し、学校改革や教師研修に生かそうとしてきた（山崎2002）。日本語教育の分野では、実践者である日本語教師が、日本語教育の研究者でもあることが一般的であるため、従来、実践者と研究者との立場の違いが意識されることはほとんどなかった。ところが地域日本語教育においては、現場の日本語ボランティアと研究者との間には、学校教育における現場の教師と研究者と同様の、明確な立場の違いと、不均衡な力関係がある。しかも日本語ボランティアの多くは、日本語教師となるための養成課程を経ていなかったり、日本語教師を職業としていないなどの理由から、日本語ボランティア自身が日本語教育という学問分野で声を持つことはほとんどなかった。その結果これまで、日本語ボランティアの視点や認識が注目されることは少なかった。

そのため本稿では、まず研究者である筆者が、日本語ボランティアと研究者の不均衡な力関係を意識化したうえで、日本語ボランティアと筆者との間に現れる、日本語ボランティアの自己認識、すなわちアイデンティティを理解することを試みる。その際、筆者も研究対象として分析に加え、筆者が日本語ボランティアに与える影響についても考察する。それによって、地域日本語教育の実践者である日本語ボランティアと研究者との間にある認識のずれを解消し、両者が同じ視点に立って、よりよい地域日本語教育に向かうため

に、研究者が何をすべきかを検討することを目的とする。

3. 研究の視座：日本語ボランティアのナラティブからアイデンティティを捉える

本研究では、地域の日本語教室で活動する日本語ボランティアと研究者との間に現れる日本語ボランティアのアイデンティティに注目する。アイデンティティには多様な捉え方があるが、社会的構成主義のアイデンティティ論では、アイデンティティを個人の中のものとせず、言語的な構築物であるとする（上野2005）。アイデンティティは、社会的カテゴリーに同一化され、統合されるものではなく、言説実践による他者との交渉によって、多様に生産・再生産されている過程として捉えられるのである（飯野2012）。そして保坂（2000）は、アイデンティティを「私とは何者であるか」という問いをめぐって、文脈に応じて行為主体によって選び出され、即興的に立ち上げられ、投企されるとし、ナラティブからアイデンティティを捉える可能性を指摘した。

ナラティブは、近年その概念に広がりを見せ、ナラティブの捉え方の広がりとして能智（2006）は、ナラティブを「もの」として捉える場合と、「行為」として捉える場合があるとした。また、ナラティブは生成される場や、レベルが複数あることも指摘されている（能智2006、やまだ2007b、飯野2018）。ナラティブ研究の広がりによって研究者は、何を明らかにするために、ナラティブをどう捉え、どのレベルで、何を視点として分析するかを意識的になる必要が出てきた（飯野2018）¹。

¹ 飯野（2018）では先行研究から、多様なナラティブの場、レベル、分析の視点を示した。まず、インタビューなどによって、研究協力者と研究者との「相互行為」の場で生み出される「相互行為としてのナラティブ」、そして協力者が実際に「生きた経験」の場に基づく記憶・思考などと関係した「思考としてのナラティブ」、さらに「相互行為」の場で生み出されたナラティブが文脈を離れて、研究者の「テキスト化の行為」の場の「産物としてのナラティブ」というレベルがある。また、ナラティブを分析するにあたっては、ナラティブの構成要素などから「構造・形式」、語られた「意味・内容」、ナラティブの「生成過程」のそれぞれに注目するもの、さらにそれらを組み合わせるものなどがある。

本研究では、ナラティブを「行為」として捉える。それは、本節の冒頭で述べたように、アイデンティティを言語的な構築物と見なす場合、語り手が、語りの場でなぜそのようなアイデンティティを選択し、そこにどのような意味が与えられているのか、という交渉過程を、ナラティブを通して理解できるからである。ナラティブを「行為」として捉えた研究の特徴として、やまだ（2007a）は以下の3点を挙げている。まず1点目は「物語モード」（ブルーナー 1998）である。自然科学的パラダイムにある「論理実証モード」の「それは事実かどうか」ではなく、複数の矛盾する回答が併存するような「意味の行為」や「経験の組織化」に迫ろうとする。2点目は「語り手と聞き手の相互行為」で、ナラティブは記憶の貯蔵庫に蓄えられた固形物ではないため、語り手と聞き手との関係性で、語られる物語も変化すると考える。そのため研究者の立ち位置や省察も問われる。3点目は「物語の変化のプロセス」で、ナラティブを、今ここの現場で語り手と聞き手の相互行為によって共同生成されると考えるため、その変化プロセスに関心があるとす。

本研究もこうした、ナラティブを「行為」として捉える研究の特徴から、インタビューの場、すなわち日本語ボランティアと研究者との「相互行為」の場でのナラティブに注目する。その分析によって日本語ボランティアの経験の「意味・内容」を理解すると同時に、ナラティブの「生成過程」にも注目し、経験の意味づけ方の変化も捉える。そこに研究者である筆者がいかにかかわっているかも分析対象とし、省察を加える。つまり、研究者との間に現れる日本語ボランティアのアイデンティティを理解すると同時に、日本語ボランティアと研究者が同じ視点に立つために、共に変化する可能性を探り、そのために研究者がどうかかわるかを考察するのである。

4. 先行研究：ナラティブから日本語ボランティアの認識を捉えた研究

日本語教育の分野で行われてきたナラティブの研究については、飯野（2018）で述べたとおり、社会言語学のナラティブ分析から広がりを見せ、エスノグラフィやライフストーリー研究の中で、インタビューに

よって協力者のナラティブが聞き取られるようになったという流れがある。

本稿ではさらに、日本語教育の分野で、ナラティブという用語は用いられていないものの、会話分析やインタビューなどのデータから、地域の日本語教室の日本語ボランティアの認識を捉えようとした研究について取り上げる。まず森本（2001）は日本語教室の活動後に行われる日本語ボランティアのミーティングの会話分析から、日本語ボランティアと外国人学習者の「先生－生徒」の関係が、無意識に行使される権力作用を含んだ関係であることを示した。ナラティブを「行為」と捉え、「相互行為」の場で、ボランティアの認識の「生成過程」を分析している。一方、森本・服部（2006）は、地域日本語支援団体の活動に参加する複数の日本語ボランティアへのインタビューから、日本語ボランティアが日本語教育に対する強い志向性を持っていることを示し、それが活動の外部との接続を阻む要因になりうることを指摘した。また小島（2013）は複数の日本語教室の活動に参加する日本語ボランティア1名へのインタビューから、活動参加への動機付けを探り、日本語ボランティアの人材確保に生かそうとした。さらに星（2015）は、様々な場で日本語支援ボランティア活動を行っている9名に半構造化インタビューを行い、修正版GTAで分析した結果から、日本語ボランティアの活動を形作るピリーフを明らかにした。これらの研究は、ナラティブを「もの」として捉え、日本語ボランティアの過去の「生きた経験」の場に注目し、その「意味・内容」を分析し、研究者が日本語ボランティアを理解しようとしたものである。上述の森本（2001）はナラティブを「行為」として捉え、「相互行為」の場に注目する研究であるが、相互行為を行うのは日本語学習者同士であり、研究者はナラティブの生成過程からは切り離されていた。これらには、ボランティアの認識を批判的に捉えて、地域の日本語教室の改善を示唆したり、ボランティアの人材確保、人材育成に役立てる目的があった。

他方で、研究者を分析対象として積極的に位置づけようという研究に、ナラティブの形式の一つであるライフストーリーを聞き取って行う、ライフストーリー研究がある。日本語教育のライフストーリー研究の多

くが、社会学の桜井 (2002) の方法を拠り所としている。桜井は「対話的構築主義」を掲げ、語り手の経験の「意味・内容」だけでなく、ナラティブが生成される「相互行為」の場にも目を向けることを主張する。また、語りの形式や研究者の「構え」にも意識的になり、研究を省察的に捉える重要性も指摘している (桜井 2012)。ただし桜井のライフストーリー研究は、語り手だけが持つ、語り手の過去の「生きた経験」の場に焦点化している。語り手と研究者との相互行為に注目するのは、それによって語り手の「生きた経験」をより深く理解するためである (飯野 2018, 2019)。したがって、分析の焦点は「生成過程」ではなく語られた「意味・内容」にある。日本語教育のライフストーリー研究の多くは、こうした方法で、研究者が日本語学習者や教師を理解し、教育実践に生かしたり、これまでの日本語教育の前提を見直して、日本語教育を発展させることを目的にしている (三代 2015)。

それに対して、心理学のやまだ (2000) のライフストーリー研究は、ナラティブはすべて「相互行為」の場で生成されると考える。そのため、語り手だけがアクセスできる「生きた経験」の場ではなく、研究者との「相互行為」の場に焦点化し、その「生成過程」を分析する。そして、研究者との相互作用で、語り手が経験を意味づけ直す行為が、語り手の今後の行動も変えるという志向性を持つ。そこでは、語り手と研究者との間でナラティブが生成される「生成過程」と、そこで生成される「意味・内容」の両方が課題となる (飯野 2018)。日本語教育では飯野 (2010) がその視点から、ナラティブの「相互行為」の場に注目し、語り手である日本語教師が、研究者との相互作用で、経験の意味づけ方を変える「生成過程」を分析から明らかにした。そして、ライフストーリー研究が語り手である教師、聞き手である研究者、研究成果の享受者の3者にとって、今後の教育実践の変化につながるものであることを主張した。

以上のように日本語ボランティアや日本語教師のナラティブから認識を捉えようとした研究は、それぞれの目的にしたがって、多様な方法で行われてきた。本研究の中心的な課題は、従来、日本語教育の分野で多く行われてきた、研究者が語り手を理解し、研究者の

今後の教育実践や研究に役立てようというものではない。語り手である日本語ボランティアと、聞き手である研究者が共に、地域日本語教育の未来へ向けて変化していく可能性を志向している。そのため、ナラティブを「行為」として捉え、ボランティアと研究者の「相互行為」の場で、研究者も分析対象とし、ナラティブの「生成過程」に注目する。そこで、日本語ボランティアが、研究者との間に、どのようにアイデンティティを立ち上げるかを捉え、そこに研究者がどのようにかわり、日本語ボランティアの経験の「意味・内容」がそこでいかに変化するか、「生成過程」と「意味・内容」両方の理解を目指す。その結果から、日本語ボランティアと研究者との間の認識の分断を解消し、よりよい地域日本語教育を目指して共に変化するための、研究者のかかわり方を探るものである。

5. 研究方法：日本語ボランティアへのグループ・インタビュー

5.1 調査対象：日本語教室Sの日本語ボランティア

本研究の調査対象は、これまで20年以上、地域在住の外国人のために、週1回開かれてきた日本語教室S (以下、教室S) を運営する日本語ボランティアである。教室Sは地元自治体が開催した日本語ボランティア養成講座を受講したメンバーにより、1990年代半ばに開設された。インタビュー当時、教室Sに定着している日本語ボランティアは14名で、教室Sに通う外国人 (以下、参加者) は毎回20～30名ほどであった。開設当初から日本語ボランティア1名につき参加者2、3名ほどを1グループとして固定し、日本語学習の支援をしてきた。参加者の国籍や職業は時代によって変化してきたが、近年は東南アジア出身の技能実習生が、多数を占めるようになった。他に英語圏出身のELTや日本人の配偶者などがある。日本語学習は基本的に、文型・文法積み上げ式の市販の日本語教材を使用して進められている。

筆者は教室Sの地元自治体の派遣で2015年度、教室Sの日本語ボランティアに対する初級日本語教授法講座 (全10回) を担当した。教室Sに新たに加入した日本語ボランティアが数名いたことと、先輩の日本語ボランティアも自分の教え方を見直したい、とい

う希望があったからである。それをきっかけに、筆者も教室Sの活動に参加したり、日本語教育に関する情報交換をするなど、インタビューの時点で1年半ほどの継続的な交流をしていた。

5.2 調査方法

調査方法として、教室Sを開設当初から中心的に運営する日本語ボランティア3名(A、B、C)に対するグループ・インタビューを行った。3名はいずれも60代の女性で、長く同じ地区に居住し、教室S開設前から趣味の集まりや習い事などを通じた知り合いであった。筆者は教室Sの代表Aに研究の趣旨を伝え、インタビューへの協力を依頼した。快諾を得て、Aを通じて日程を調整した結果、予定が合ったのがBとCを加えた3名であった。

本研究で採用するグループ・インタビューは質的な調査方法のひとつであり、フォーカス・グループ・インタビューとも呼ばれる。人の意見や態度が集団の中で形成される過程を把握することを重視するという特徴がある(田垣2007)。1対1のインタビューでの、協力者が1人で自分について独白的に長く話すという状況は、日常的にはほとんどあり得ず、協力者も初めての体験であることが多い。そのため、語り手がそのような状況に戸惑い、ナラティブの生成が円滑に行われない場合もある。その点で、グループ・インタビューは、インタビューの状況をより日常生活に近づけることができる(フリック2002)。同時に、グループのメンバー同士が刺激を与え合い、出来事を思い出す支えとなり、より豊かな語りが期待できる。

筆者は教室Sの日本語ボランティアたちと親交を深めるにつれ、日本語ボランティアとしての認識は、一人ひとりを切り離しては生まれず、日本語ボランティアの間に立ち現れているのではないかと考えるようになった。加えて、親しい仲間同士のグループのほうがよりリラックスして、いつも通りの雰囲気では話せると考えた。その中で、お互いに刺激しながらナラティブを生成できるグループ・インタビューは、日本語ボランティアのアイデンティティを捉える方法として最適であると考え、採用した。

インタビューは3名の許可を得てICレコーダーに

録音し、後日、文字化した。文字化したデータは3名に確認してもらい、研究への使用の許可を得た。インタビューは2016年12月10日(土)午前10時から、3名が居住する地域の公民館の一室で行い、録音時間は計172分である。

5.3 分析の視点

日本語ボランティアのナラティブに現れるアイデンティティを捉える視点として保坂(2014)を参照し、Bamberg(2012)が提案した、対話者との相互作用の中で操作されるアイデンティティ構築を捉えるための3つのジレンマに注目した。それは、(a) 同じところと違うところ、(b) 行為主体性、(c) 現在と過去との一貫性、の3点である。(a) はナラティブの登場人物としての他者と自ら、ナラティブの聞き手である他者と自らの同じところと違うところを強調するものである。(b) はナラティブの登場人物として、また語り手として、ある出来事において自らが、能動的か受動的かを意味づけることである。(c) は自らの過去と現在の連続性、一貫性を示すのか、非連続性や変化を示すのかである。これらは相互にかかわりあっており、これらを通して、「わたし」という意味(価値)を対話者と創出するのだという(保坂2014:7)。これらに注目して、日本語ボランティアのナラティブを生成過程と共に分析した結果、本稿では「素人である」と「素人ではない」、「責任がある」と「責任がない」という2つのアイデンティティの揺らぎについて取り上げる。以下に、それが現れた部分のデータを示し、解釈を加える。データ内の発話の●は筆者、A、B、Cは日本語ボランティア、右下の数字はインタビューの録音開始からの経過時間である。

6. 分析：日本語ボランティアのアイデンティティの揺らぎ

6.1 「素人である」と「素人ではない」という揺らぎ

3名の日本語ボランティアの語りの中には上述の3つの分析の視点のうち、(a) 同じところと違うところについて、日本語教室で外国人とかかわっている自分たちと、外国人と関わることのない「普通の日本人」や経験の浅い日本語ボランティア、そして職業日本語

教師であり研究者でもある筆者との関係性から、自分たちを「ど素人」や「素人」としたり、「普通の日本人」ではない、つまり「素人」ではないとするなどがみられた。それらは3名の日本語ボランティアの(c)現在と過去との一貫性と非一貫性、つまり昔は「素人」であったが、今は「素人」ではないこと、あるいは昔も今も一貫して「素人」であることと複雑に絡み合い、語られた。

まずCは、日本語ボランティアを始めたばかりで、経験の浅い頃は「ど素人」で、教え方は何も知らなかったと振り返り、現在の自分との違いを述べている。

●：で、最初どんな感じでやられてたんですか。

C：いや、本当にど素人ですもんね。

●：うん、だって何も知らないわけですよ。

C：何も知らない、教え方は。

00：25：02

また現在は、外部の人が教室Sを見学に来たとき、参加者がその人たちの日本語を理解できなかったり、参加者が外出先で日本語の説明を聞いてもわからないと言う、などの例を挙げ、自分たちが日本語を学び始めたばかりの参加者でもわかるやさしい言葉で意思の疎通ができると語った。そしてAやBも、経験の浅い日本語ボランティアと比較して、外国人と話すことに慣れていることを自負しており、経験の浅い日本語ボランティアに「普通の日本人」の会話では通じないと助言することもあるという。

C：うん、私たちは優しい言葉で話すから。

B：そう、ゆっくりとかね。

●：やっぱりいつの間にかそうなってるんですよ。

B：そうなってるんですよ。

C：で、何を言いたいのかってこっちが探りますもんね。どういうことを言いたいんだろうとか。

(中略)

A：そうそう。変に丁寧すぎたり敬語を使ったりするとね。簡単に言ってくださいってお願い

するんですけど。

●：あ、やっぱりでもおっしゃるんですね、一応。

A：まあまあ、そういうときはね。それでは通じないですよって。

C：普通の日本人の会話では通じないですよ。

01：05：00

3名の日本語ボランティアたちは、日本語の教え方においても、外国人との接し方においても、現在の自分たちが「ど素人」ではなく、日本語ボランティアを始めたばかりの頃の自分、日本語教室にかかわっていない「普通の日本人」、後輩の経験の浅い日本語ボランティアとは異なると感じている。

その一方で3名とも、日本語ボランティアは経験の長さにかかわらず、一貫して「素人」であるという。Cは経験の浅い日本語ボランティアと同様に、「こっちは素人」だから、AやBは「ただ経験だけ」という理由で、他の日本語ボランティアに対して、教え方について指導したり、意見したりはできないという。

●：でもそれは、皆さんもう知識があるからそれはできるけど、やっぱり新しく入って来る人たちはこれからっていう感じになるんですよ。

A：そうなんだよね。

C：聞いてくれたら答えられるんですけど。

●：でもこっちからあえて言うのもね。

C：そう。言えないです。こっちは素人だし。

A：そうなのよね。

B：ただ経験だけで。

A：長いことやってるってだけ。

00：40：16

この3名は、教室Sの最古参のメンバーで、ボランティア日本語教室で20年以上の経験を持つ。教室Sという場に合わせて多くの知見を得て、経験を積んできている。後輩の日本語ボランティアたちからは「〇〇先生」と呼ばれ、日本語教育の知識や教え方、参加者への接し方などで、尊敬もされている。3名自身も、教室Sを始めたばかりの「ど素人」だった時の自分や、

経験の浅い日本語ボランティア、あるいは日本語教室に関係していない「普通の日本人」と比較して、違いを感じている。自分自身が、外国人に日本語を教えること、外国人と日本語で接することに関して、まったくの「素人」ではなくなっている変化を感じているのである。しかし、日本語教育を専門として学び、職業としている筆者などと比較すると、相変わらず「素人」であるという。

3名は20年以上、日本語ボランティアを続けてきたとはいえ、毎週2時間だけであり、それに専従しているわけではない。教室Sの日本語ボランティアたちは、他に本業を持っていたり、日本語教室以外の様々な活動に参加していたりして、日本語教育のために費やす時間、それに伴う知識の量などは、職業日本語教師とは大きな差があると、以前筆者に語っていた。そのため、いくら日本語ボランティアとして経験を積んだとしても、職業日本語教師と比較すれば、経験の浅い日本語ボランティアと同様に、今も「素人」であると言う。完全な「素人」とは言い切れないが、職業日本語教師と比較すれば「素人ではない」とも言えない、アイデンティティの揺らぎが浮かび上がった。

6.2 「責任がある」と「責任がない」という揺らぎ

次に、3名の語りの中で、日本語ボランティアの活動が、上述の3つの分析の視点のうち、(a) 同じところと違うところに関して、「やりたい時だけやれる」他のボランティア活動との違い、また職業日本語教師との違いから、「責任がある」と「責任がない」という両方の側面からの語りが見られた。「責任がある」か「責任がない」かは (b) 行為主体性にも関わっている。3名は、参加者の日本語学習に対する責任を主体的に請け負っていることを語った。その一方で3名のうち、特にBの語りの中で、無償の日本語ボランティアは職業日本語教師とは異なり、参加者の日本語学習に対する「責任」を主体的に持つ必要はないことが語られた。

教室Sは開設当初から参加者数名に対して1名の日本語ボランティアを担当者とするグループ学習を行っている。そのため、3名は口々に参加者に対する「責任感みたいなもの」を感じていること、「休めない」

こと、他のボランティア活動と比較して、「やりたい時だけやれる」ものではないとし、参加者の日本語学習に対して、自ら責任を負っていることを語った。

●：(決まった参加者の) 担当つけられちゃうしね。

C：そうすると変な責任感みたいなもの出てきちゃってね。

●：もう真面目だから。

C：休めないとかね。

B：ああ、休めないね。

A：休めないしね、それもあるね。

●：そっか。

C：それで来ちゃったみたいですね。

A：やっぱりボランティアっていっても、やりたい時だけやれるボランティアじゃ、これはないでしょ。生徒さんが来るから。来週来る、来ない、分からないって先生に任せられないし。(後略)

00:35:00

教室Sにはこれまで、英会話の練習がしたい人や、ただ参加者と楽しく交流したい人が日本語ボランティアを志望して来ることもあったという。しかし今では、教室Sはそういう場ではないことを、最初に伝えるようになった。あくまでも教室Sは、参加者が日本語を学ぶ場であり、「自分のため」ではなく、「参加者のため」と思う人に日本語ボランティアになってほしいという。参加者が日本語を学びたいという意欲に誠意をもって応え、参加者が日本語を学ぶ場を、自分たちが守るという責任を自ら負っていることがわかる。

一方で3名のうち、Bは以前、技能実習生が働いている企業へ、ある団体から派遣されて、有償で日本語を教えるに行ったことがある。それは「ボランティアの気持ち」ではできなかったという。

●：たまにそういうお仕事の話が合ったときに、ちょっとやってみてもいいかなとは思うけど、やっぱりあくまでも基本はボランティア

って感じですか。

B：ええ。自分の仕事も今忙しくて、そういう勉強もできないし。ある程度勉強を、やはりね、ボランティアの気持ちでそういうのはできないから。そういのもありますよね。

01：49：28

また、有償で教えるクラスでは、Bを雇っている会社に対して、また、外国人を雇っている会社に対して責任が生まれたという。それと比較して、教室Sの参加者は「来たいから来てる」のだと語った。

B：ただ、お金をもらってやるのとボランティアでやってるのと、これは正直もうこっちのほうが大変。お金をもらってやるっていうのが。

A：まあ、お金もらったら大変よね、そうね。

●：ああ。どういう部分で？

B：というのは、会社にもって責任感じるんですよ。

●：そうですね。

B：ここ(教室S)のボランティアは、(参加者が)自分が来たいから来てるんですよね、ボランティアの生徒は。

●：うんうん。ああ、そっかそっか。

B：で、ここ(有償の日本語クラス)は私が行ってやらなければいけない。それで、2つ私は信用されなきゃいけない。2つの会社に。雇い主と、私が雇われているところと、生徒の雇われているところ、2つのところから私は責任を感じてやらなければいけないから、(後略)。

01：51：38

インタビュー時、筆者はBが「会社に責任を感じる」ことと、教室Sの参加者が「来たいから来てる」ことがつながらず、Bの語りの意味が理解できていなかった。

このインタビューの場で筆者は、過去にインタビューした、長年、地域の日本語教室のボランティアにも

取り組む、職業日本語教師の語りを思い出していた。その日本語教師は学校で教えるより、地域の日本語教室のボランティアのほうが難しいと語った。それは、地域の日本語教室の参加者は出席の義務がないため、簡単に来なくなってしまうからという理由であった。そうならないために、日本語ボランティアは、学校で教える以上の工夫と努力が必要であると言った。この語りを聞いた経験から筆者は、Bが言う「来たいから来てる」ということは、義務に縛られていないのに来る、すなわち「やる気を持って来る」ということだと思ひ込み、続けた。

●：やっぱり生徒さんが、自分が来たくて来てる？教室Sだと。

B：そうそう。だって自分が決めるんでしょ。今日は行きたくない、疲れてるからってそれでもう、(後略)。

●：じゃあ、それだけやる気を持って来てくれるということですよ。

A：教室Sのほうはね。

B：教室Sのほうですか？

●：教室Sのほうは。

B：そうですね。続いている子はそう。

●：だからこっちも教えるのも。

B：うん、教え甲斐がある。

●：教え甲斐がある。

B：そうそう。

01：52：12

筆者が教室Sの参加者が「やる気を持って来てくれる」と語ったことに関して、Aはすぐにその意味を理解し共感したが、Bは「教室Sのほうですか？」と怪訝そうな反応をした。それでも、すぐにBも筆者の発言の意味を理解し、同調した。しかし筆者は、Bの怪訝そうな反応が後になっても気になり、日本語ボランティアと筆者との力関係から、Bに無理に同調させてしまったのではないかと、という思いが残った。

その後筆者は、先行研究にあたる過程で、Bの語りの意味を理解することができた。前述の森本(2001)は地域の日本語教室の、ボランティア同士のミーティ

ングの会話分析の結果、日本語ボランティアは、学習者が継続的に教室に通って来ないこと、日常生活でコミュニケーションがとれる程度の簡単な日本語を習得すればよい人々であることから、学習者を序列化し、それによって、専門的な知識や資格を持たない日本語ボランティアが「先生」となることを正当化しているとした。Bの発言もこれに相当する意味があったのである。Bの発言は、教室Sの参加者は「来たいから来てる」、裏返せば「来たくなければ来ない」程度の気持ちで通っているの、日本語ボランティアも職業日本語教師のような義務や責任を負う必要のない「ボランティアの気持ち」でやっていけばいいという意味だったと理解できた。参加者の目的意識の弱さと自らの「ボランティア」という立場を結びつけて、両者が「相応である」と意味づけていたのである。そのため筆者が、参加者は「やる気をもって来てくれる」という、Bとは正反対の意味づけをしたことに、怪訝そうな反応をしたのだとわかった。

3名の日本語ボランティアは、担当する参加者に対して、また、参加者たちの日本語学習の場を守ることに對して、自ら主体的に「責任がある」とし、他のボランティア活動と違って「休めない」「英会話や単なる交流の場ではない」とする。その反面、特にBの語りでは、義務に縛られない参加者は軽い気持ちで休むため、日本語ボランティアも相応に、職業日本語教師のような義務や責任を感じる必要はなく、「ボランティアの気持ち」でいけばよいとする、受動的な態度の語りもあった。このように、一方で「責任がある」、もう一方では「責任がない」という、アイデンティティの揺らぎが浮かび上がった。

7. 考察：日本語ボランティアのアイデンティティの揺らぎを超える

日本語ボランティアの、こうしたアイデンティティの揺らぎを理解したうえで、日本語ボランティアと研究者が同じ方向性を持って地域日本語教育を進展させていくため、両者の認識の変容をもたらす、研究者の関わり方について考える。

富谷（2000）は、日本語学校や大学のような「学校型」日本語教育の特徴が、選抜と契約にあると指摘し

た。「学校型」では、教師も学習者も一定の資格要件を必要とし、教え・学ぶ義務と責任という暗黙の契約を交わすからである。「地域型」日本語教育は反対に、これらの制限が全くないため、誰でも教え、学ぶことができる。この選抜も契約もない立場の不安定さが、本研究の3名の日本語ボランティアの語りに現れた、「素人」であるかどうか、「責任」があるかどうかの、アイデンティティの揺らぎにもつながっていると理解できる。

ここで注目したいのは、3名の日本語ボランティアの認識の中には、「学校型」日本語教育における教師と学習者が、基準としてあることである。「学校型」の基準から外れているために、日本語ボランティアのアイデンティティには揺らぎが生じるといえる。つまり、日本語ボランティアは「学校型」の教師のような資格がなく、参加者の日本語を上達させる義務も責任もない。そのため日本語ボランティアはその日本語教室での熟練であっても「素人」であり、参加者の日本語学習への「責任」を自ら感じながらも、その義務はなく、気持ちは揺らぐ。それらはすべて、「学校型」日本語教育を基準とし、比較するからである。

それならば、日本語ボランティアの認識の中に、「学校型」の基準ではなく、ボランティア日本語教室の新たな価値を創造すること、その価値を研究者が共に作っていくことができれば、日本語ボランティアと研究者が同じ方向性を持って、地域日本語教育を進展させていけるのではないだろうか。

そのために研究者ができることとして、まず、日本語ボランティアの、「学校型」を基準とする立場の不安定さ、そこからくるアイデンティティの揺らぎがどのような部分で起こっているかを理解することは有効である。本稿では、「素人」かどうか、「責任がある」かどうか、の揺らぎが浮かび上がった。こうした揺らぎのある部分こそ、研究者がかかわることによって、経験を新たに意味づけたり、異なる意味づけ方をする契機にできるはずである。地域の日本語教室の新たな価値を創造するたようなかわりを、研究者がしていくのである。

その一例として、インタビューの中でBが、筆者とやり取りすることによって、経験に新たな意味づけ

をした部分を示す。まず、前章で示したデータの中でBが、日本語教室の参加者は「来たいから来る」、つまり「来たくなければ来ない」と語ったのに対して、筆者が無意識であったものの、反対の側面に注目し、義務に縛られずに来る参加者は「やる気がある」という意味づけをした。それにはAがすぐに共感し、Aに押されてBも、やる気がある参加者には「教えがある」という、経験の語り直しが起こった。ここで、その直後の語りのデータを示す。

B：生徒がたとえば三人いるでしょ。で、一人の子は真面目に毎週来ると。で、一人の子は、「先生、今日買い物行っちゃったんですよ」って。木曜日が買い物の日みたいで、業者の人が連れてってくれるらしいんですよ。だからその子は毎週行っちゃうんですよ、買い物のように。

(中略)

B：最初是一緒にスタートしたのに、こんなの(差が)できちゃって。でも来てるから、やっぱりもう上達が。自分でしたいしたいっていう気持ちがあるからすごいんですよ。教えたらすぐ次の日は使うとか。

●：へえ。

B：「あ、すごいね！」って言ったら、笑いながら「(あなたが) 教えたでしょ？」って言ったりとかするから、「あ、そう？」とか言ってる。

●：こっちも気持ちよくなっちゃって。

B：そうそう。「そう？」みたいな。「そうなの？」みたいな。

●：そっか。やっぱりそういう気持ちの部分でつながってるというか、やっぱりそれで続くんですかね。誰にやれと言われてるわけでもなくて。

B：そうですね。

●：こちらもボランティアだから、別に誰かに強制されてるわけでもないし。だから続くんですかね、逆に。

A：そうですね。でもまあ、仕事終わってから本

当に来ようと思う意志が強くないと来れないでしょうね。

●：本当にそうだと思います。

A：(前略) 結構あれ自転車です、40分？ もっとかかって？

C：20分はかかるでしょうね。

B：うん、自転車ですね。

A：遠くから来て、8時頃に来たけど、でもよく来たわと思って。

01：54：46

Bは日本語教室を休みがちな参加者について皮肉めいて語りながらも、同時に、同じグループで学ぶ熱心な参加者のエピソードを嬉しそうに語った。それを聞いて筆者は、誰に強制されるわけでもなく通って来る参加者と、それに応えようとする日本語ボランティアの気持ちのつながりが、お互いの継続の秘訣ではないかと言うと、Bも共感した。その直後にAは、大変な仕事の後に通って来る参加者たちの意志の強さに感心するように語り、他の2名も同調した。この場に、「意欲的に日本語を学ぼうとする参加者に対する、やりがいのある活動を行っている」という、ボランティア日本語教室の活動の新たな意味づけが生まれたと感じられた。これは、日本語ボランティアの「素人」かどうかの揺らぎ、「責任がある」かどうかの揺らぎを超えた、ボランティア日本語教室の新たな意味の形成であったと考える。

3名の日本語ボランティアへのインタビューで筆者は、自分自身のこれまでの調査・研究の経験をもとに日本語ボランティアと対話し、その相互作用が、日本語ボランティア自身の経験を意味づけ直すきっかけとなった。このように研究者が自らの経験から、出来事に対する異なる意味づけ方を提示し、日本語ボランティア自身による経験の語り直しを起こすことは、日本語ボランティアのアイデンティティの揺らぎを超えて、新たな経験の意味を、研究者が共に作り出していく過程となることが示された。これが、日本語ボランティアの、「学校型」に対する立場の不安定さを超えて、ボランティア日本語教室ならではの価値を創造し、研究者と同じ方向性で、日本語教室をよりよくし

ていく原動力になると考える。

これは決して「学校型」から「地域型」へ移行するということではない。「地域型」はあくまでも研究者が考案した、地域日本語教育の姿であり、その姿の形成に、現場を担う日本語ボランティアはかかわっていない。研究者が日本語ボランティアに「地域型」を一方的に押し付けるのではなく、日本語ボランティアと研究者が共に、「学校型」と「地域型」の対立を超えた、新たなボランティア日本語教室の価値を作ること、そのためには研究者も変わることが必要である。筆者も当初は「学校型」の教室Sがどうしたら「地域型」に変わるだろうかと考えていた。しかしそれは、研究者である筆者が、学問分野の知識から一方的に考えていたことであり、日本語ボランティアに理解を求めるのは難しかった。そこで研究者も「地域型」にこだわることなく、その場その場で、日本語ボランティアとよりよい方向を探っていくことが必要であると考えようになった。本稿ではその端緒を示すことができた。日本語ボランティアと研究者が共に歩むためには、共に変化しなければならない。本研究はそのために、研究者に何ができるかの一例を、示せたと考える。

8. おわりに：日本語ボランティアと研究者が共に歩む地域日本語教育へ

本稿の問題意識は、これまで地域日本語教育の調査・研究と、現場の実践者である日本語ボランティアの認識との間に大きな隔たりがあり、共によりよい地域日本語教育を目指せていない現状にあった。そのため、日本語ボランティアのナラティブから、研究者との間に現れるアイデンティティの揺らぎに注目し、研究者が日本語ボランティアとの対話の中で、その揺らぎを超えた、日本語ボランティアの経験の新たな意味、ボランティア日本語教室の価値を共に作っていくことを提案した。

地域日本語教育の研究者やその学問領域に精通する一部の日本語ボランティアは、「学校型」を続ける多くの既存のボランティア日本語教室を批判的に扱い、決して変わらないものとして諦め、時代遅れとして切り捨てる傾向さえある。例えば、本稿のインタビューデータの中でも、協力者の3名は、日本語ボランティ

アのことを「先生」、参加者のことを「生徒」と呼び、「日本語を教える」ことを当然とした語りをしている。これは、学問領域としての地域日本語教育の中では、従来から批判されてきた、日本人と外国人の「教えるー教えられる」上下関係そのものであり、もっとも避けなければならない関係性とされてきた。教室Sの日本語ボランティアは現在も、そうした議論を認知しておらず、この表現を、何の疑いもなく使い続けている。このような態度を問題視し、まず教室Sのボランティアの、そうした認識を変えることが重要だという研究者もいるかもしれない。また「先生ー生徒とは呼ばない」、「日本語を教えるのではない、支援するのだ」と言っている、活動の内容は、文型・文法積み上げ式で、日本語を教えている場合は多い。しかし問題はそこではないと考える。筆者も含め研究者は、変えていかなければならないのは何かを見極め、日本語ボランティアを批判するのではなく、同じ当事者として、日本語ボランティアと共に、方向性を作っていくことが必要である。

「学校型」を続ける既存のボランティア日本語教室を変えないものとして切り捨てるのは、地域日本語教育にとって大きな損失である。既存の日本語ボランティアは、急激な増加が予想される外国人住民と地域住民の間を橋渡しする人材として、必要不可欠である。筆者はこれまで日本語ボランティアと接する過程で、経験の長い日本語ボランティアも変化の可能性があると感じている。日本語ボランティアは、ボランティア日本語教室の新たな価値を創造し、研究者と共にこれからの地域日本語教育を作っていく重要な担い手となるはずである。そこで最も重要なのが研究者の、日本語ボランティアとのかわり方であり、研究者はそれを見直していく必要がある。

研究者が日本語ボランティアと共に、ボランティア日本語教室の新たな価値を創造できれば、既存のボランティア日本語教室と、研究者の認識との分断をなくし、日本語ボランティアと研究者が同じ方向性で、地域日本語教育をよりよくしていくことができる。そのために変わらなければならないのは、日本語ボランティアだけでなく、研究者も同様である。

参考文献

- 飯野令子 (2010) 「日本語教師のライフストーリーを語る場における経験の意味生成—語り手と聞き手の相互作用の分析から—」『言語文化教育研究』第9号、17-41.
- 飯野令子 (2012) 「日本語教師の成長としてのアイデンティティ交渉—日本語教育コミュニティとの関係性から—」『リテラシー』11、1-10.
- 飯野令子 (2018) 「日本語教育におけるナラティブ研究の可能性」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』第35巻第2号、1-13.
- 飯野令子 (2019) 「外国人学生のライフストーリー・インタビューから指導の方向性を探る—ナラティブを「行為」として捉えることによる可能性—」『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』第36巻第2号、1-14.
- 池上摩希子 (2007) 「『地域日本語教育』という課題—理念から内容と方法へ向けて—」『早稲田大学日本語教育研究センター紀要』第20号、105-117.
- 上野千鶴子 (2005) 「脱アイデンティティの理論」上野千鶴子編『脱アイデンティティ』勁草書房、1-41.
- 尾崎明人 (2004) 「地域型日本語教育の方法論的試案」小山悟・大友可生子・野原美和子編『言語と教育—日本語を対象として』くろしお出版、295 - 310.
- 小島佳子 (2013) 「日本語母語話者が地域日本語教室に参加する意義—日本語ボランティアの活動参加継続につながる動機付け」『神奈川県立国際言語文化アカデミア紀要』第3号、101-110.
- 桜井厚 (2002) 『インタビューの社会学—ライフストーリーの聞き方』せりか書房
- 桜井厚 (2012) 『ライフストーリー論』弘文堂
- 田垣正晋 (2007) 「グループインタビュー」やまだようこ編『質的心理学の方法—語りをきく』新曜社、114-123.
- 富谷玲子 (2000) 「地域日本語教育におけるネットワークの有効性と限界」『日本語教育における教授者の行動ネットワークに関する調査研究—最終報告』日本語教育学会、155-163.
- 日本語教育学会 (2008) 『平成19年文化庁日本語教育研究委嘱 外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 (「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業—報告書—)』
- 能智正博 (2006) 「語り」と“ナラティブ”のあいだ」能智正博編『〈語り〉と出会う—質的研究の新たな展開に向けて—』ミネルヴァ書房、11-72.
- フリック、U. (2002) 『質的研究入門—〈人間の科学〉のための方法論』小田博志・山本則子・春日常・宮地尚子 (訳)、春秋社
- ブルーナー、J. (1998) 『可能世界の心理』田中一彦 (訳)、みすず書房
- 文化審議会国語分科会 (2018) 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について」
- 保坂裕子 (2000) 「多声の時空間におけるアイデンティティ構築—アイデンティティ研究におけるナラティブ・アプローチの可能性について—」『京都大学大学院教育学研究科紀要』第46号、425-437.
- 保坂裕子 (2014) 「ナラティブ研究の可能性を探るための一考察—〈Who-are-you?〉への応えとしての〈わたし〉の物語り—」『兵庫県立大学環境人間学部研究報告』第16号、1-10
- 星摩美 (2015) 「『地域日本語教育』にかかわる人々の活動を形作る意識とビリーフ」『人間社会環境研究』第29号、金沢大学大学院人間社会環境研究科、17-34.
- 三代純平 (2015) 「日本語教育学としてのライフストーリーを問う」三代純平編『日本語教育学としてのライフストーリー—語りを聞き、書くということ—』くろしお出版、1-22.
- 森本郁代 (2001) 「地域日本語教育の批判的再検討—ボランティアの語りに見られるカテゴリー化を通して—」野呂香代子・山下仁編著『「正しさ」への問い—批判的社会言語学の試み—』三元社、215-247.
- 森本郁代・服部圭子 (2006) 「日本語教育支援活動の現場と社会をつなぐもの—日本語ボランティアの声から—」植田晃次・山下仁編著『「共生」の内実—批判的社会言語学からの問いかけ—』三元社、127-155.
- 山崎準二 (2002) 『教師のライフコース研究』創風社
- やまだようこ (2000) 「人生を物語ることの意味—ライフストーリーの心理学—」やまだようこ編著『人

生を物語るー生成のライフストーリーー』ミネルヴァ書房、1-38.

やまだようこ (2007a) 「ナラティブ研究」 やまだようこ編『質的心理学の方法ー語りをきく』新曜社、54-71.

やまだようこ (2007b) 「質的研究における対話的モデル構成法ー多重の現実、ナラティブ・テキスト、対話的省察性ー」『質的心理学研究』第6号、174 - 194.

Bamberg, M. (2012) Narrative Practice and Identity Navigation. Holstein, J. A. & Gubrium, J. F. (Eds.) Varieties of Narrative Analysis. Los Angeles, CA. SAGE Publications.

明治期における日本人によるショパン作品の演奏曲 および演奏形態の変化

岡部 玲子 (常磐大学人間科学部)

武田 幸子 (JSPS 科研費 16K02323 研究協力者)

多田 純一 (奈良佐保短期大学地域こども学科)

Changes in the Performance Styles of Chopin's Music by Japanese Musicians during the Meiji period

Reiko OKABE (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Sachiko TAKEDA (*JSPS Grants-in Aid for scientific research 16K02323 research cooperators*)

Junichi TADA (*The Department of Community Child Education, Nara Saho college*)

Abstract

This paper is with new examination added, based on our presentation at the International Chopin Conference on September 28, 2018.

The purpose of this paper is to study how and what kind of Chopin's music was played by Japanese performers during the Meiji era, and how piano solo performances of Chopin's music came to be popular in later years. In order to achieve this aim, the authors took many factors into account while studying the reception of Chopin's music, including: curricula in music schools in those days, domestic production of pianos and organs and the scale of the production, and imported editions from overseas, among others.

The result of studies about three factors – performance, instruments and editions:

Firstly, it indicates correlations between performance styles and editions received at a particular time. Within one school there were various editions received as well as arranged editions for organ performance.

Secondly, it reveals how domestic production of pianos and its production scale affected piano solo performances of Chopin's music.

Lastly, it shows a transition in the kind of works to be played and how, starting with the organ or violin, and how the performances progressed to piano solo of small works, culminating in whole piano solo recitals.

As was discussed, within the big topic of the 'reception of Chopin in Japan', one can notice transitions from small works to bigger works, from performance of only one musical work to whole recitals.

1. はじめに

本論の目的は、明治期（1868-1912）の日本において、日本人によってどのような形態で、どのようなショパンの作品が演奏され、どのようにショパン作品のピアノ独奏による演奏が一般化されていったのか、その過程を調査し考察することである。

本論は、国際ショパン学会 International Chopinological Conference 2018: 'The integration of a work: from miniature to large scale' における口頭発表「明治期における日本人によるショパン作品の演奏形態 Performance Styles of Chopin's Music by Japanese Musicians during the Meiji period」を基に、新たな検証を加え、論文として書き直したものである。

国際ショパン学会は、ポーランド国立フリデリク・ショパン研究所 Narodowy Instytut Fryderyka Chopina (以下 NIFC) の主催であり、2018 年は 9 月 26-28 日に、ポーランド科学アカデミー芸術研究所 The Institute of Art of the Polish Academy of Science において開催された。口頭発表は、9 月 28 日に、本論の筆者である 3 名により英語で行われた。発表内容は、NIFC から出版される予定であるが、数年以上先になる見込みとのことである。

現在、日本ではショパンの音楽が好まれ、ピアノ学習者は必ずと言ってよいほどショパンの曲を練習し、ショパンの作品がピアノのコンサートで演奏される機会も非常に多い。そして、5 年に 1 度、ポーランドのワルシャワで開催される世界最高峰のコンクールのひとつ、「フリデリク・ショパン国際ピアノ・コンクール International Fryderyk Chopin Piano Competition」(NIFC 主催) には、日本人が多数応募するのみでなく、多くの日本人がコンクールを聴きに出かけて行く。ショパンが生まれ育ったポーランド、そして人生後半に活躍したフランスから遠く離れた日本において、どのようにショパンが受容されてきたのか、洋楽導入期にあたる明治期にスポットをあてて考察する。

2. 日本における洋楽導入

2.1 明治期の洋楽導入と先行研究

本論の目的は、上述のように、明治期（1868-1912）の日本において、日本人によってどのような形態で、

どのようなショパンの作品が演奏され、どのようにショパン作品のピアノ独奏による演奏が一般化されるようになっていったのか、その過程を調査し考察することである。そのために、当時の演奏記録、音楽学校における教育内容、ピアノおよびオルガンの国産化、それらの製造量、輸入された楽譜など、様々な観点から日本におけるショパン受容を総合的に考察する。

日本における明治期という時代は、明治維新により、行政、身分制度、宗教、法律、文化、教育などのあらゆる政策が改革された。音楽に関しては、開港直後に横浜や神戸、長崎といった港に、そして日本各地にミッション・スクールが開校され、積極的に讃美歌やオルガン教育が行われ始めた。1872 年（明治 5 年）には学制が公布された。その法令に対応するため、明治政府は文部省所属の音楽教育機関として、1879 年（明治 12 年）に音楽取調掛（1879-1887¹）を設置した。その目的は、「1. 東西に洋の音楽を折衷して新曲を作る」「2. 将来国楽を興すべき人物を養成する」「3. 諸学校に音楽を実践する」ことであった。音楽取調掛が設置された年は、偶然にもショパンの没後 30 年にあたる。音楽取調掛はその後、東京音楽学校（1887-1949）となり、現在は東京藝術大学音楽学部となっている。官立および国立の機関であり続けたことから、多くの資料が現存し、現在でも洋楽受容史研究の中心的な存在となっている。

先行研究に関しては、海外に向けて発信された日本におけるショパン受容の研究が 2 件ある。1 件目は田村進による、日本におけるショパン受容の概要と日本人の精神性が述べられた研究“The Reception of Chopin's Music in Japan”²である。2 件目は、ショパン協会 Towarzystwo im. Fryderyka Chopina のウェブサイトに掲載されている、大嶋かず路による“Chopin's Reception in Japan”³である³。それぞれにオリジナリティが見られるが、いずれも概観が示されたに過ぎず、さらなる詳細な考察を示す必要がある。日本国内では筆者の岡部が 1990 年代にショパン受容について研究し⁴、その研究成果は田村の論文において使用された。また、筆者 2 人目の武田は日本に現存している唯一のショパン作品の手稿譜⁵について調査している。筆者 3 人目の多田は、岡部の研究手法を引

き継ぎ、さらに明治期に発刊されていた雑誌および輸入された楽譜の調査を加味して博士論文を発表した⁶。

2.2 ショパン受容における明治期

本論が対象とする期間は、明治期のうち1885年(明治18年)から1912年(明治45年)までである。はじめて日本人によりショパン作品が演奏された記録が見られるのが1885年(明治18年)であり、日本人によりはじめてピアノ独奏会が行われたのが明治期の最後の年、1912年(明治45年)である。考察時期を明治期に限定する理由は、口頭伝承の方法の違いによる⁷。徳丸吉彦は、口頭性のもともとの形、すなわち、人と人とが同一の場所と時間を共有する「イマ・ココデ」に特徴づけられるものを第一次口頭性、「イツデモ・ドコデモ」を可能にする近代技術によるものを第二次口頭性と呼んだ(徳丸2006:88)。明治期の日本では、「イマ・ココデ」行われる演奏あるいはレッスンなどの機会という、第一次口頭性でしか音楽を聴くことができなかった。レコードやラジオ等、「イツデモ・ドコデモ」音楽を聴くことができるような第二次口頭性の媒体はなかったのである。来日していないピアニストの演奏を、レコードを介して聴くことができるようになるのは、その次の大正期(1912-1926)に入ってからである。

レコード録音に関して、カリフォルニア大学サンタ・バーバラ図書館 the UCSB Library が管理するウェブサイト Discography of American Historical Recordings⁸ において Chopin を検索し、「Chopin, Frédéric (composer)」のページへ行くと、1900年4月から1929年4月までの録音が500件以上にわたって掲載されている。1900年代初頭の録音はバンド演奏が多く、フルート、弦楽器なども見られる。ピアノ・ソロの録音は、一覧の35番目になってやっと現れる。それは1907年の録音で、奏者名はフランク・ラ・フォージ Frank La Forge (1879-1953) であるが、フォージの名前は日本ではあまり知られていない。次いで、1911年録音のウラジミール・ドゥ・パハマン Vladimir de Pachmann (1848-1933)、1914年録音のイグナツィ・ヤン・パデレフスキ Ignacy Jan Paderewski (1860-1941) がピアノ・ソロでの初期の

録音となっている。

芸能史研究家の倉田喜弘は、1912年(大正元年)12月22日付け東京朝日新聞に掲載された十字屋楽器店のレコード広告記事を示し、「輸入盤の方は銀座の十字屋が手掛けていたが、大正元年(1912)も暮れになって、初めて吹込者名が明らかになる」と述べている(倉田1992:97)。すなわち、「イマ・ココデ」のみ音楽を享受することができた第一次口頭性の明治期を経た後、「イツデモ・ドコデモ」音楽を聴くことができる第二次口頭性の大正期を迎える、という時代区分は、日本におけるショパン受容において大きな転換期を示すとと言えるのである。そして、第二次口頭伝承の媒体がほぼ無かったと考えられる明治期は、その後の時代と比べて書記伝承となる楽譜の影響力が強かったと考えられる。

3 日本人によるショパン作品の演奏と演奏形態

3.1 日本人による最初のショパン作品の演奏

本論では、日本人によるショパン作品の演奏記録を、多田2014による「明治期のショパン作品が演奏された演奏会」より抽出した。多田2014では、日本の洋楽受容史研究の基本文献となる、1966年に出版された秋山龍英編著、井上武士監修による『日本の洋楽百年史』⁹、1987年に出版された『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第一巻』¹⁰、1990年に出版された『東京芸術大学百年史 演奏会篇 第一巻』¹¹の3つの百年史からショパン作品の演奏記録が作成されている。さらに、一次資料となる、明治期に出版されていた6つの音楽雑誌、『音楽雑誌』¹²、『音楽之友』¹³、『音楽新報』¹⁴、『音楽世界』¹⁵、『音楽界』¹⁶、『音楽』(学友会)¹⁷の調査も行っている。その結果として、明治期にショパンの作品が演奏された演奏会である129件がまとめられている。これらには外国人による演奏も含まれている。

明治期における日本人によるショパン作品の演奏曲および演奏形態の変化

表 1 日本人によるショパン作品の演奏記録

明治年(西暦)	月/日	曲目	演奏者名	演奏会名	場所	備考(網羅はピアノ/独奏以外の演奏形態)
1	18(1885)	7/20	ポロネーズ(作品番号不明)	遠山甲子	第1回音楽取調所生徒卒業演習会	上野公園内文部省所轄新築館
2	20(1887)	3/17	ノクターン(作品番号不明)	ギョーム・ゾーヴレー、幸田延	日本音楽会第1回演奏会	鹿鳴館
3	25(1892)	11/27	葬送行進曲(作品番号不明)	島崎赤太郎、石原直雄	学友会演奏会	東京音楽学校音楽堂
4	29(1896)	5/3	葬送行進曲(作品番号不明)	永井幸次、高橋二三四	学友会演奏会	東京音楽学校音楽堂
5	#	12/12	ピアノ協奏曲 Op. 11 第2楽章	神山末吉	学友会演奏会	東京音楽学校音楽堂
6	31(1898)	2/25	ピアノ協奏曲 Op. 11 第2楽章	天谷秀	明治音楽会第2回演奏会	神田青年会館
7	#	11/20	ピアノ協奏曲 Op. 11 第2楽章	天谷秀	同声会秋季演奏会	東京音楽学校音楽堂
8	35(1902)	11/9	ワルツ(作品番号不明)	淺羽千代	試業演奏会	東京音楽学校分教場
9	#	11/16	パレード Op. 47	橋永重	第7回定期演奏会	東京音楽学校
10	38(1905)	2/18	ピアノ協奏曲 Op. 11 第2楽章	天谷秀	祝捷音楽会	神田青年会館
11	#	10/28, 29	葬送行進曲(ノタ Op. 35 第3楽章)	不明	第13回秋期音楽演奏会	東京音楽学校音楽堂
12	#	11/25	ポロネーズ(作品番号不明)	海軍軍楽隊	日比谷公園音楽会	日比谷公園音楽堂
13	39(1906)	1/13	ワルツ(作品番号不明)	澤田柳吉	東京音楽院芙蓉会第2回例会	東京音楽院
14	#	4/15	ポロネーズ(作品番号不明)	海軍軍楽隊	日比谷公園音楽会	日比谷公園音楽堂
15	#	6/2	不明	天野あい	楽苑会第1回演奏会	美土代町青年会館
16	40(1907)	2/23	ワルツ(作品番号不明)	澤田柳吉	唯一倶楽部音楽演奏会	唯一協会
17	#	3/9	華麗なる大円舞曲 Op. 18	澤田柳吉	帝国音楽会発会式	九段中坂下ユニヴァーサリスト教会
18	#	4/6	即興曲(作品番号不明)	橋永重	博覧会協賛会	博覧会演奏場
19	#	7/3	ノクターン(作品番号不明)	澤田柳吉	帝国音楽会第2回演奏会	神田青年会館
20	#	11/19	ノクターン Op. 27 No. 2	澤田柳吉	帝国音楽会	神田青年会館
21	#	#	乙女の願い Op. 74 No. 1	島田英雄	#	#
22	41(1908)	3/22	不明	澤田孝一	第3回芙蓉会演奏会	東京音楽院
23	#	3/28	華麗なる大円舞曲 Op. 18	杉中薫	卒業式	東京音楽学校
24	#	6/27	幻想即興曲 Op. 66	澤田柳吉	故高津環君追悼音楽会	東京音楽学校
25	#	9/5, 6	幻想即興曲 Op. 66	澤田柳吉	広島音楽会	広島県立女学校
26	#	11/21	葬送行進曲(作品番号不明)	大村、高濱、清水、山口	大阪音楽協会第5回演奏会	中之島公会堂
27	#	11/21, 22	ワルツ(作品番号不明) 幻想即興曲 Op. 66	澤田柳吉	京都児童図書館附大音楽会	京都市議事堂
28	#	11/23	ノクターン(作品番号不明)	小野島勲 大沼竹三郎(伴奏)	前橋家庭音楽会	不明
29	42(1909)	2/27	ノクターン Op. 27 No. 2	澤田柳吉	帝国音楽会第4回演奏会(第1部)	神田青年会館
30	#	#	不明 幻想即興曲 Op. 66	#	帝国音楽会第4回演奏会(第2部)	#
31	#	4/11	ワルツ(作品番号不明)	軍楽隊	日比谷公園音楽会	日比谷公園音楽堂
32	#	5/1	ワルツ(作品番号不明) ノクターン(作品番号不明)	本居長世	仙台二高演奏会	仙台二高講堂
33	#	5/16	ノクターン(作品番号不明)	杉村八重子 大沼竹三郎(伴奏)	楽友社前橋文部家庭音楽会	前橋市曲輪町赤白館
34	#	6/13	ワルツ(作品番号不明)	小林禮	彰風会音楽会	長野県松本女子師範学校
35	#	8/13, 14	幻想即興曲 Op. 66	澤田柳吉	青森市有志音楽会	不明
36	#	10/9, 10	プレリュード(作品番号不明)	貫名美名彦	学友会演奏会	東京音楽学校
37	#	10/30	ワルツ(作品番号不明)	瀧熊吉 村上一郎(伴奏)	三重師範第2回演奏会	三重師範学校
38	43(1910)	6/12	華麗なる大円舞曲 Op. 18	泉千代子	京都音楽会第15回演奏会	京都府立第一高等女学校
39	#	6/26	ワルツ(作品番号不明)	陸軍軍楽隊	日比谷公園音楽会	日比谷公園音楽堂
40	#	7/3	即興曲(作品番号不明)	神戸絢	美音会第19回演奏会	有楽館
41	#	#	ノクターン(作品番号不明)	橋永重	#	#
42	#	7/25	即興曲(作品番号不明)	神戸絢	文部省主催第2回夏期講習会開会式	東京音楽学校
43	#	10/15	エチュード Op. 10 No. 1	神戸絢	帝国軍人後援会慈善大音楽会	東京音楽学校
44	#	10/16, 17	プレリュード(作品番号不明)	松島春	学友会演奏会	東京音楽学校
45	#	12/4	幻想即興曲 Op. 66	貫名美名彦	音楽奨励会第2回演奏会	華族会館
46	44(1911)	2/19	プレリュード Op. 28 No. 19	貫名美名彦	音楽奨励会第3回演奏会	華族会館
47	#	3/20	スケルツォ Op. 39	久野ひさ	東京フエールハルモニエ会第5回演奏会	帝國ホテル
48	#	3/22	華麗なる大円舞曲 Op. 18	須田よし子	第2回卒業式	東洋音楽学校
49	#	#	ノクターン(作品番号不明)	伊藤禎子	女子音楽学校日本音楽協会春季音楽演奏会	青年会館
50	#	#	即興曲(作品番号不明)	澤田柳吉	#	#
51	#	5/3	プレリュード(作品番号不明)	松島春	学友会春季演奏旅行(女子部)	桐生の高等女学校
52	#	7/2	即興曲(作品番号不明) パレード(作品番号不明) 幻想即興曲 Op. 66	澤田柳吉	上野高等女学校温帯音楽演奏会	東京音楽学校音楽堂
53	#	7/19	ノクターン(作品番号不明)	小島左馬太郎	音楽講演会第1回演奏会	神田青年会館
54	#	#	ワルツ(作品番号不明)	澤田柳吉	#	#
55	#	8/13	幻想即興曲 Op. 66 幻想曲 Op. 49 パレード(作品番号不明)	澤田柳吉	音楽会	静岡教会堂
56	#	8/24	幻想即興曲 Op. 66	山崎晋立	慈善音楽会	大阪土佐堀青年会館

「人間科学」第37巻 第1号 (2019年9月)

明治年(西暦)	月/日	曲目	演奏者名	演奏会名	場所	備考(網誌はピアノ独奏以外の演奏形態)
57	"	10/8	幻想即興曲 Op.66	山崎晋立	楽声会創立12年記念音楽演奏会	共立女子職業学校
58	"	10/21	子守歌 Op.57	小倉末	学友会秋季演奏会第1日	東京音楽学校
59	"	10/22	子守歌 Op.57	小倉末	学友会秋季演奏会第2日	東京音楽学校
60	"	10/22-28	子守歌 Op.57	原みち子	学友会秋季演奏旅行	名古屋、大阪
61	"	11/12	幻想即興曲 Op.66	山崎晋立	第17回音楽会	慶応義塾三十二番講堂
62	"	11/26	幻想即興曲 Op.66	山崎晋立	淡路小学校音楽会	淡路小学校
63	"	"	子守歌 Op.57	原みち子	"	"
64	"	11/27	幻想即興曲 Op.66	澤田柳吉	横浜孤児院慈善秋季音楽演奏会	喜楽座
65	"	12/6	ワルツ Op.64 No.2 バラード Op.47	神戸駒	東京フィルハーモニー会大演奏会	帝国劇場
66	"	12/9,10	葬送行進曲 (ソナタ Op.35 第三楽章)	頼母木こま	第25回定期演奏会	東京音楽学校
67	45(1912)	1/28	子守歌 Op.57 エチュード Op.25 No.1 エチュード Op.10 No.4	小倉末	音楽奨励会第8回演奏会	華族会館
68	"	2/11	ワルツ (作品番号不明)	千賀訓博 鈴木訓博 (伴奏)	三重県師範学校第4回音楽会	三重県師範学校
69	"	2/22	ワルツ Op.69 No.1 即興曲 Op.29 プレリュード Op.28 No.15 ポロネーズ Op.40 No.1 スケルツォ Op.31 ノクターン Op.27 No.2 ワルツ Op.64 No.1 バラード Op.47 ノクターン Op.32 No.1 幻想即興曲 Op.66 ノクターン Op.27 No.2	澤田柳吉	音楽奨励会 沢田柳吉ピアノ演奏会 (ショパンアーバント)	華族会館
70	"	3/26	プレリュード (作品番号不明)	小泉千賀子	第10回音楽奨励会	華族会館
71	"	4/19	ワルツ (作品番号不明) エチュード (作品番号不明)	不明	東京市養育院寄附慈善音楽会	帝国ホテル
72	"	5/6	幻想即興曲 Op.66	澤田柳吉	東京総合大演奏会 (2日目)	木挽町歌舞伎座
73	"	8/6	プレリュード Op.28	高折宮次	学友会第1回土曜演奏会	東京音楽学校講堂
74	"	"	ワルツ (作品番号不明) マズルカ Op.7	緑川政野子	"	"

その129件から日本人のみの演奏記録を抽出したものが表1である。明治期にショパンの作品が演奏された演奏会129件のうち、約57パーセントとなる74件が日本人による演奏であった。表1によると、日本人による最初のショパン作品の確実な演奏記録は、1885年(明治18年)7月に行われた「第1回音楽取調所生徒卒業演習会」で、遠山甲子(1870-1904)による《ポロネーズ》である。これは第1部第1番にピアノ独奏にて演奏された。前述の『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第一巻』には「洋琴独奏曲 遠山甲子 女 ポロネーズ ショパン氏作」と記載されている(東京芸術大学百年史編集委員会1990:219)。遠山はこの年の音楽取調掛の卒業生3名のうちのひとりである。他の卒業生は、市川道(1868?)¹⁸が、カール・マリア・フォン・ウェーバー Carl Maria von Weber (1786-1826)作曲《華麗なるポラッカ》、幸田延(1870-1946)が、ウェーバー作曲《舞踏への勧誘》を演奏している。この3名は卒業後、音楽取調掛の助手として採用され、特に幸田と遠山はその後のピアノ

教育の中心者となっていく。幸田は文部省派遣留学生第1号として音楽留学した人物である(1889年から1895年、アメリカ、オーストリアなど)。遠山は、西原稔によるベートーヴェン受容史に関する著書に掲載された表「明治・大正時代の東京音楽学校でのベートーヴェン演奏」(西原2000:378-387)および福本康之による同研究の論文に掲載された「演奏記録全89件」(福本2005:181-190)を見る限りでは、ベートーヴェン作曲《ピアノ・ソナタ》「月光」Op.27 No.2の日本初演(1896年、明治29年)という功績を持つ。この3人の主たるピアノ教師は、岩倉使節団と共に渡米し、アメリカの大学を卒業した瓜生繁(1862-1928)である。表1には、瓜生自身による日本でのショパンの作品の演奏記録は見あたらないが、ヴァッサー大学の学内演奏会に5回出演し、帰国直前の最後の演奏会でショパン作曲《ワルツ》Op.34 No.1の演奏をしたという(多田2014:41)¹⁹。

1885年に遠山により演奏されたショパンの《ポロネーズ》の作品番号は不明である。この演奏が簡易ヴ

ァージョンなのか原曲なのか不明瞭である。もし原曲であれば、第1回卒業演習会におけるショパン作品のピアノ独奏での原曲演奏は特殊な例となる。なぜなら表1の演奏会記録を見ると、その後20年近くにわたり、ピアノ独奏での演奏の記録は見当たらない。オルガン連弾、オルガン独奏、あるいはヴァイオリンや管弦楽の合奏が中心となっており、それらは当然のことながら原曲ではないからである。

3.2 初期のショパン作品の演奏記録および演奏形態

ここでは、まず、初期のショパン作品の演奏記録について考察する。

上述のように、明治期の日本におけるショパン作品の演奏記録は、外国人と日本人の両方を含めると129件見られたが、そのうち、表1にまとめた日本人のみの演奏記録は129件のうち約57パーセントとなる74件であった。明治期の時点で日本人による演奏が半数を超えていたことは注目に値する。しかし、表1に見られる日本人による演奏記録では、備考欄に網掛で示したように、早い時期ほど「オルガン連弾」や「オルガン独奏」、「ヴァイオリン独奏」といった但し書きが見られる。

一方で、表1に抽出しなかった外国人によるショパン作品の演奏記録には、楽器の記載が見られない。ピアノ独奏による演奏だったからであると考えられる。そこには、ラファエル・フォン・ケーベル Raphael von Koeber (1848-1923)、ヘルマン・ハイドリヒ Hermann Heydrich (1855-?)、ルドルフ・ロイテル Rudolf Ernest Reuter (1888-?)、ハンカ・シェルデルアップ・ベツォルト Hanka Schelderup Petzold (1862-1937)の名前が複数回見られる。いずれも東京音楽学校の外国人講師である。

日本人による演奏の記録に関しては、表1の2番目に見られる《ノクターン》は、卒業生のひとり、幸田によるヴァイオリンとギヨーム・ソーヴレー Guillaume Sauvlet (1843-1902)のピアノ伴奏による演奏である²⁰。

表1の3番目1892年(明治25年)と4番目1896年(明治29年)に見られる《葬送行進曲》は、いずれもオルガン連弾で演奏されている。これらの2回は

同じ楽譜を使用したと推測される。いずれも作品番号が記載されていないため、《ソナタ》Op.35の第3楽章なのか、遺作の《葬送行進曲》なのかはわからない。表1の5.6.7.10番目には、《ピアノ協奏曲》Op.11第2楽章の記録がある。1896年(明治29年)に1回、1898年(明治31年)に2回、1905年(明治38年)に1回の計4回で、いずれもオルガン独奏による演奏である。そのうち3回は同じ人物である天谷秀(1876-1919)が演奏している。天谷はオルガンの教則本や楽典の教科書などを出版しており、当時は有名な音楽教育者のひとりであった。

この時代の録音資料は残されていないため、これらの日本人によるオルガンの演奏について考察する際には、楽譜が重要な要素となる。したがって、次に、明治期に受け入れられた東京藝術大学附属図書館に現存するショパンの楽譜について考察する。

前述の通り、音楽取調掛は、東京音楽学校を経て、現在は東京藝術大学音楽学部となっており、常に存続し続けたことで多くの資料が現存している。近年、楽譜に関する目録『楽譜假名目録』、『楽譜原簿』、『圖書出納簿』が閲覧できるようになったことで、研究が大きく進捗した²¹。『楽譜假名目録』は1885年(明治18年)に記入開始されている(『楽譜目録原簿1 自一―至六九二』)、『楽譜目録原簿2 自六九三―至三九三七』、『楽譜目録原簿3 自三九三八―至四九四五』、『楽譜目録原簿4 自四九四六―至六〇九七』、東京藝術大学附属図書館所蔵)。『楽譜原簿』は1895年(明治28年)に記入開始されている(『高等師範学校附属音楽学校楽譜原簿 明治廿八年四月一日改』、東京藝術大学附属図書館所蔵)。『圖書出納簿』は1905年(明治38年)に記入開始されている(『圖書出納簿 明治三十八年度―明治四十四年度 洋書及楽譜ノ部』、『圖書出納簿 明治四十五年度以降 洋書及楽譜ノ部』東京藝術大学附属図書館所蔵)。これらの目録は、新たな目録が作成される度に最初から書き直されており、それぞれの目録を照らし合わせることで、明治期に受け入れられた楽譜とその受入年を概ね知ることができる。また、目録と楽譜、演奏会記録を総合的に考察することで、さらに受入年を精査する研究が関根和江により行われた(関根2008)。

表2 明治期に音楽取調掛及び東京音楽学校に受け入れられ現存するシヨバンの楽譜

受入番号※1	請求記号	『圖書出納簿』記入楽譜名	『圖書出納簿』受入日	『楽譜原簿』受入日	『楽譜假名目録』受入日	受入年西暦表示※2
1 205	C21/C549/7-4	ピアノフォルテ、ウエルケー	明治38年4月1日	明治28年4月1日	明治18年4月1日	1885
2 337	P.SOLO 85	コンボジション	"	"	"	1885
3 430	P.SOLO 173	ピアノ譜	"	"	"	1885-1895
4 433	ORG SOLO 11	風琴譜	"	"	"	1885-1895
5 614	V.P.62 1-2/2	バルゼス※3	"	"	"	1885-1895
6 698	P.SOLO 252	フルツ	"	明治28年12月11日	"	1895
7 891	V.P.145 1-2/2	ソナテ	"	明治30年1月28日	"	1897
8 1611	OH 98	ハーモニウムアルバム	"	明治37年10月10日	"	1904
9 1623	ORG ECI 114	ハーモニウムアルバム	"	明治37年11月11日	"	1904
10 1731	ORG 1731	クラビアコンセルト オプス11	明治38年9月20日	明治38年10月2日	"	1905
11 1732	ORCH 1732	クラビアコンセルト オプス21	"	"	"	1905
12 1788	P.SOLO 519	フルツエル	明治38年11月16日	"	"	1905
13 1804	ORCH 1804	フキ子ブレマーチ	明治39年2月24日	"	"	1906
14 1878	ORG SOLO 151	ハーモニウムアルバム	明治39年9月15日	"	"	1906
15 2200	C21/C549/9-1	オーブレス、コンブレテ 曲集 自一至第三	明治41年4月10日	"	"	1908
16 2470	P.SOLO 628	マツルカス	明治41年8月12日	"	"	1908
17 2471	C21/C549/7-8	ピアノフォルテ、ウエルケ III ソナテ	"	"	"	1908
18 2472	P.SOLO 769/1-2/2	ピアノフォルテ、ウエルケ VII ロンド	"	"	"	1908
19 2524	V.P.240 1-2/2	op.37、2、ノツチエルノース	"	"	"	1908
20 2631	P.SOLO P670	インプロンプツ、イン、エー、フラット	"	"	"	1908
21 2852	V.SOLO 211	17、パリッヒ、ソングス	"	"	"	1908
22 2969	Cell 149-2/2	レムーテス、ノクチュルノ	明治42年4月5日	"	"	1909
23 3242	ORCH 3242	トラウエル、マーチ、オプス35	明治44年1月19日	"	"	1911
24 3247	ORCH 3247	クラヴィア、コンセルト、イモール	明治44年3月18日	"	"	1911
25 3259	C21/C549/6-1	コンボジションネン、二、	明治44年4月10日	"	"	1911
26 3308	C21/C549/13	ノクターネ	明治45年4月17日	"	"	1912
27 3309	P.SOLO 891	ウオルツエ	"	"	"	1912
28 3310	P.SOLO 890	ウオスグウエレテ	"	"	"	1912
29 3311	P.SOLO 889	ウオルツエ	"	"	"	1912
30 3312	P.SOLO 888	ピアノクラシック	"	"	"	1912

(網掛は本文に記述のある楽譜を示す)

※1 受入番号は『圖書出納簿』、『楽譜原簿』、『楽譜假名目録』共に同じである。

※2 開根2008を参考にしつつ『楽譜假名目録』に記載されている年を鑑みて、受入番号392から614は可能性のある期間を記載した。

※3 受入番号614の『バルゼス』は、『楽譜假名目録』のみ『ハーモニウムアルバム』と記載されているが、恐らく誤記かと思われる。

表2は、それぞれの目録に記された情報と関根による先行研究を加味して作成した多田2014の「明治期に音楽取調掛及び東京音楽学校に受け入れられ現存する楽譜」(238-240)を、本論のために編集しなおしたものである。この表において網掛で示した楽譜、すなわち4番目の受入番号433「風琴譜」(受入年1885-1895)、8番目の受入番号1611「ハーモニウムアルバム」(受入年1904)、9番目の受入番号1623「ハーモニウムアルバム」(受入年1904)は、オルガン用に簡易編曲された楽譜である。また、受入番号614「バルゼス」(受入年1885-1895)は、ワルツがヴァイオリンで演奏できるように編曲された楽譜である。いずれの楽譜もショパンの原曲ではない。

ここで、これらの楽譜の受け入れと表1における演奏記録とを比較すると、次のように考えられる。

表1では、初期にオルガンでの演奏が多く見られた。このことは、上述のオルガン用に編曲された楽譜の受け入れと無関係であるとは考え難い。また、1887年に幸田のヴァイオリンとソーヴェレーのピアノ伴奏による演奏、1902年(明治35年)に《ワルツ》のヴァイオリン演奏が見られたことは、上述の受入番号614の楽譜の受け入れと関係があると推測される。必要に応じて楽譜を受け入れた、あるいは受け入れられた楽譜を使用した演奏だったと考えられる。

また表1によると、1906年(明治39年)までは、ほとんどの演奏が、オルガンでの演奏やヴァイオリンによる小品の演奏、あるいは管絃合奏や軍楽隊による演奏であった。その中で、1902年(明治35年)に橋糸重による《バラード》Op.47の演奏が見られるが、これは、ショパンの大曲を原曲で演奏した特殊な例であると考えられる。

3.3 明治期に演奏された「ショパン作曲《ロマンス》」とは

続いて、前節で述べたオルガン独奏による《ピアノ協奏曲》Op.11 第2楽章の演奏について考察するが、その前にまず、演奏者について概説する。4回のうち最初に神山末吉(生没年不詳)、続く3回は天谷秀が演奏しているが、ふたりとも1897年(明治30年)に東京音楽学校を卒業した。それぞれの詳細な音楽活動

についての先行研究は見られないが、神山については佐川馨による論文(佐川2010)において、天谷については鈴木慎一郎による論文(鈴木2009)や藤田光子による研究ノート(藤田2010)などにおいて部分的に述べられている。佐川によると、神山の略歴は以下のように説明されている。

明治30(1897)年7月10日に専修部を卒業。同21日には新潟県の尋常師範学校の唱歌科授業の嘱託となった。音楽科教員免許の取得は9月9日である。(中略)秋田師範の後は35年から37年までは高田師範、38年から39年までは鳥取県師範、40年からは長崎県高女、42年からは長野県師範学校と頻繁に転勤を繰り返している。神山は師範科ではなく専修部卒のエリートであり、音楽の力量が高く、その面での信頼が厚かったために地方の師範学校から引手数多であったのだろう。(佐川2010:35)

神山が地方の師範学校の教員を歴任したのに対し、天谷は東京音楽学校の教員となった。東京芸術大学百年史編集委員会(編)『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第二巻』(音楽之友社、2003)の「東京音楽学校職員一覧」によると、1898年(明治31年)から1909年(明治42年)までが在職期間となっており、専門・担当はオルガンである。また、私立の音楽学校である東京音楽院の学監として教育を行ったことや、オルガン教則本の出版を行ったことでも知られていた。戦前の師範学校における楽器環境について考察した鈴木は、赤井励による鳥崎赤太郎著『オルガン教則本I』(共益商社、1899)に対する評価「山葉のリードオルガンとともに師範学校でも盛んに使用され、全国に普及し、昭和初期には百版以上を重ねていた」(赤井1995:119)を引用している。その上で、論文において「文部省検定済オルガン・ピアノ教科書の一覧」を掲載しているのだが(鈴木2009:35-37)、その第1冊目に、天谷秀・多梅稚の共編により1905年(明治38)年に出版された『初等オルガン教科書』(大阪開成館、1905)が示されている。すなわち、鳥崎の『オルガン教則本』は歴史的に無視することができないほどに普及したが、「文部省検定済」と銘打たれては

らず、天谷と多による『初等オルガン教科書』が「文部省検定済」の第1号だったのである。彼らの教育活動から、東京音楽学校での学びが、様々な形で広まっていく様子をうかがい知ることができる。

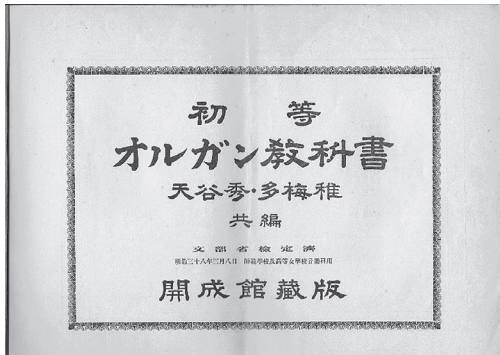


図1 『初等オルガン教科書』(大阪開成館、1905)
内表紙、多田個人蔵

次に、彼らが演奏したオルガン独奏《ピアノ協奏曲》Op.11 第2楽章について考察する。百年史や雑誌記事の演奏会記録を見ると、《ロマンス》あるいは《ローマンス》と記載されており、《ピアノ協奏曲》Op.11 第2楽章とは記載されていない。また、ショパンの作品に《ロマンス》という作品も存在しない。しかしながら、先に述べた受入番号433「風琴譜」に、この作品が《ロマンス》として知られていた形跡を見ることができる。現在、東京藝術大学附属図書館に所蔵されているこの楽譜を調査したところ、正式なタイトルは *Morceaux célèbres de Fr. Chopin, transcrits pour harmonium par Jos. Löw* である。1880-1885年頃に、リトルフ社 H. Litolff's Verlag より出版された。音楽取調掛に受け入れられた時期が1885-1895年であったことを鑑みると、最新の楽譜が輸入されていたと言える。今回、東京藝術大学附属図書館に所蔵されているのと楽譜内容が同様(プレート番号の表示なし)のリトルフ社出版の楽譜を入手することができた。16曲目の冒頭を以下に示す。



図2 オルガン編曲《ピアノ協奏曲》Op.11
第2楽章冒頭部分 多田個人蔵

図2からわかるように、「ROMANCE」というタイトルが付けられている。音楽取調時代に受け入れられた楽譜と、オルガン独奏で演奏された「ロマンス」「ローマンス」とタイトルが一致していることから、おそらくこの楽譜が使用されたと推測される。また、《ピアノ協奏曲》Op.11の初版をウェブサイト Chopin's First Editions Online (CFEO) で確認すると²²、フランス初版、ドイツ初版、イギリス初版ともに、第2楽章の冒頭に、速度標語「ラルゲット *Larghetto*」とメトロノーム記号「♩ = 80」の指示に加えて、「ROMANCE」と記されているのがわかる。

原曲(初版)では、冒頭はヴァイオリンから始まるが、図2、図3に示したヨゼフ・レーヴ Josef Löw (1834-1886) によるオルガン独奏ヴァージョンでは、冒頭から最後までオルガンのみで演奏することができるように編曲されている(原曲ではピアノ・パート冒頭に「Violini. con sordini」として前奏部分が示されている)。また、小節数もショパン存命時期に出版された原曲では126小節であるが、64小節と約半分の長さに縮小されている。図3の2小節目(③の記載が見られる箇所)は、原曲では図3の1小節目が1オクターヴ上で演奏されるが、その1小節目が省かれている。さらに原曲では中間部が嬰ハ短調に展開するが、編曲ではパッセージを含むすべての小節が省略され、最後に2小節の終止形を伴って終わる。調性についても、初版ではホ長調(シャープ4つ)であるが、変ホ長調(フラット3つ)となっている。

ショパンの作品が導入された初期には、このように簡易編曲された作品がオルガンで演奏されていたこと

を知ることができた。



図3 オルガン編曲《ピアノ協奏曲》Op.11
第2楽章終盤部分 多田個人蔵

4. 日本における国産ピアノの増加とピアニストの出現

4.1 日本におけるピアノの国産台数の増加とショパン作品の原曲演奏

明治期の日本では、当初ピアノは洋琴、オルガンは風琴と呼ばれていた。当時の演奏会プログラムや演奏評記事において、たいていの場合は洋琴演奏や風琴独奏などと記載されている。日本国産のオルガンやピアノが製造されるまでは、ドイツ系のドーリング商会やイギリス系のモートリー商会といった横浜の楽器商が主に楽器を輸入販売しており、いずれの会社も東京音楽学校との間で取引があった。それらの記録は先に挙げた東京藝術大学附属図書館所蔵の『図書出納簿』などに残されている。

先に述べた音楽取調掛の責任者であった伊澤修二(1851-1917)は、義務教育化にともなった学校における音楽教育のため、安価な国産楽器を製造し、普及させる方針を立てた。この方針に早い段階で呼応し、楽器製造をはじめたのが、ドーリング商会でピアノとオルガンの製造を学んだ西川虎吉(1849または1850-1920)とヤマハの創業者である山葉寅楠(1851-1916)である。西川は1880年(明治13年)に西川風琴製造所を設立、山葉は1885年(明治18年)にオルガンの製造を開始した。

三浦2012に示された「ヤマハオルガンの製造年と製造番号、品番の流れ一覧表」(三浦2012:181)に

よると、ヤマハのオルガンの製造番号が明瞭になるのは3,000番からである。これは、1888年(明治21年)に山葉風琴製造所が設立されたのを機に付された番号であり、それ以前の製造台数や番号は不明である。三浦は次のように説明している。

これまでに確認されたオルガンは3,000番台、4,000番台の数字のものが最も古く数台確認されているが、3,000番台以下が全く発見されていないことから、この数字が製造番号なのかどうか、製造番号とするなら始まりは何番からだったのか等は解っていない。本書では、見てきたオルガンや時代背景から1888(明治21)年の山葉風琴製造所設立を機に、3,000番台から始めたとしている。(三浦2012:22)

ここでいうオルガンとは、リードオルガンのことである。この3,000番からはじまる製造番号が、1897年(明治30年)の時点では60,000番台となっている。その後、1912年(大正元年)の時点で10万台ちょうどとなっている。これらのことから、いかに短期間で大量生産することができるようになったかを知ることができる。それらのオルガンは、東日本では共益商社が、西日本では三木佐助書店が流通先となり、学校や一般家庭に販売され、オルガンの販売に加えて楽器のアフター・サービスや教科書販売を行うことで、国内の音楽ビジネスが確立した²³。

オルガンが大量生産された一方で、ピアノの製造については時間を要している。1900年(明治33年)にヤマハはアップライト・ピアノの製造に成功し、その2年後1902年(明治35)年にはグランド・ピアノの製造にも成功した。1902年のピアノ生産台数は、アップライト・ピアノとグランド・ピアノの合計で8台のみである。その後、1904年(明治37年)に年産37台、1905年(明治38年)に年産63台、1906年(明治39年)に年産90台と徐々に台数が増え、創立10周年となる1907年(明治40年)には年産が100台を超えて117台となった。1908年(明治41年)には441台に急増している(各年ともグランド・ピアノが含まれた合計の台数である)。

ここで、再度、表1を参照する。1907年(明治40

年) にヤマハの国産ピアノの年産が100台を超え、翌年には441台と急増した時期以降に、ピアノ独奏での演奏が増え始めていることがわかる。それと共に、演奏者名に澤田柳吉(1886-1936)の名前が現れ始める。彼が演奏した《ノクターン》Op.27 No.2や《幻想即興曲》は、簡易編曲版ではなく原曲で演奏されたと思われる。というのは、1. 澤田は1906年(明治39)年に東京音楽学校を卒業した際、卒業式で優秀な演奏者として選抜され、ベートーヴェン作曲《ピアノ・ソナタ》Op.14 No.1を演奏したこと、2. 同年にベートーヴェン作曲《ピアノ協奏曲》第1番 Op.15を幸田の伴奏で演奏した久野ひさ(1886-1925)は、後に「ベートーヴェン・ピアニスト」として有名なピアニストとなっていること、これらのことから、ピアノの演奏技術はこの頃までに相当な進歩があったと考えられるからである。

このように、国産ピアノの製造や年産台数の増加と、ピアノの演奏技術およびピアノ独奏という演奏形態に、関連が見られた。

4.2 「ショパン・ピアニスト」澤田柳吉の出現

先に述べたように、1907年(明治40年)は国産ピ

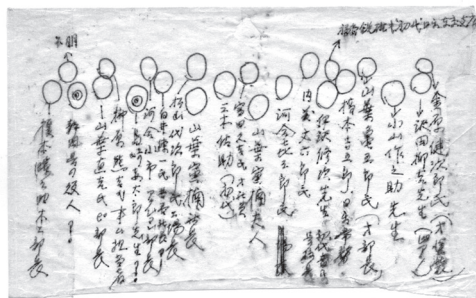


図4 明治40年日本楽器創立10周年記念式写真
澤田勲男氏所蔵資料

アノの年産台数が増え、原曲によるピアノ独奏が増え始める重要な年であるが、この年を象徴する1枚の写真(図4)がある。

この写真は山葉風琴製造所が日本楽器製造株式会社と社名を変え、その創業10周年記念式の写真である。同じ写真は三浦2012にも掲載されているが(三浦2012:61)、本論では澤田柳吉の直系の孫にあたる澤田勲男氏のご厚意により、写りがより鮮明な写真を掲載することができた。写真に写った人物の名前が記されている図も見られる。写真の中心には山葉寅楠夫妻が座り、夫人の右隣には日本の音楽教育の土台を築き上げた伊澤修二、1000曲を超える唱歌や校歌などを作曲した小山作之助(1864-1927)、そしてさらにその右端には澤田柳吉が写っている。夫人と伊澤の間には、山葉寅楠のオルガン製造に協力した飾り職人の河合喜三郎が見られる。寅楠の左側の人物は、図によると「島崎赤太郎?」と「?」マークが記載されている。現在ではこの人物は、島崎赤太郎ではなく、音楽取調掛および東京音楽学校にて音響学や音楽理論を担当した音楽評論家である上原六四郎(1848-1913)²⁴の可能性が高いとみられている²⁵。彼らの後ろには共益商社の創業者である白井鍊一(1846-1924)、山葉にアメリカ視察を勧めた河内屋佐助商店(現在の三木楽器)の4代目佐助(三木佐助、1852-1926)²⁶が写っている。この1907年(明治40年)日本楽器創立10周年記念式の式次第が三木楽器開成館に所蔵されている。

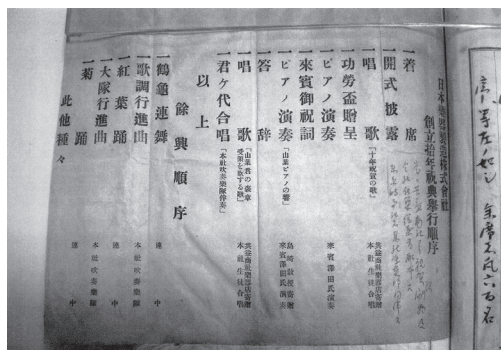


図5 明治40年日本楽器創立10周年記念式次第
三木楽器開成館所蔵資料

図5. に示した式次第の5つ目の項目には「ピアノ

演奏 来賓澤田氏演奏」と記載されており、おそらくピアノ独奏の作品を演奏したと考えられるが、具体的な曲目は見られない。また、7つ目の項目では「ピアノ演奏 「山葉ピアノの響」 鳥崎教授寄贈 来賓澤田氏演奏」という記載がある。この「鳥崎教授」とは東京音楽学校教授であった鳥崎赤太郎であると考えられる。この2つの項目から、澤田の出番は2回あったことがわかる。伊澤を中心とする山葉、河合小市(1886-1955、河合楽器製作所の創業者、図4の写真では白井の左後方)、白井、三木の関係と、楽器および教科書、楽譜の普及への尽力はよく知られているが、このような、日本の音楽ビジネスの中心者が集まる記念すべき会に、東京音楽学校を卒業したばかりの澤田が来賓として参加していることは、いかに彼がピアニストとして注目されていたかを示していると言える。

表1のショパン作品の演奏会記録を見ると、澤田の演奏は《華麗なる大円舞曲》Op.18、《ノクターン》Op.27 No.2、そして《幻想即興曲》が中心である。以下に澤田の演奏に対する当時の演奏会批評を4点挙げる。

①第三は澤田氏のピアノ獨彈、曲はショパンのグロツア、ワルツア、近代樂匠の作曲だけにデリケートな神經質な處は此の彈者を得て始めて聽かるゝので、女共も時に此作者の曲をやるが澤田氏のそれに比すると聽かれたものではない。此の人のピアノは、どこまでもあのような極めてデリケートな曲がよいのである。(丁六「帝國音樂會樂評」『音樂新報』第4巻第4号、明治40年4月、p.30)

②「ファンダジア、アンプロンプテウ」は幾度きゝても飽かぬ曲、恐くは澤田氏の最もよく消化されしものなるべしピアノに於て當日の第一なり(「爲市内兒童圖書館寄附大音樂會評」『音樂世界』第2巻第12号、明治41年12月、p.7)

③數ある演奏中、澤田柳吉氏のピアノは、嶄然として群を抜いて居た。ショパン變ニ長調小夜樂の演奏が、切實に曲想と融合して、「噴水の雫滴り滴り

て夜くだつ」と云ふ趣を極めて能く表現し得たのも聞くに心地よかつたが、同じくショパンの作「幻想即興樂」の演奏に至つては、蓋し當夜の壓巻で、ものとはなき鬱憂に屈せるショパン其の人を見る思ひがあつたのみならず、モチーフを低音部で繰返すあたりの色合いは、實に言外の妙味に溢れて居た。(無頭「外人に蹂躪せられたる樂壇」『帝國文學』第15巻第4号、明治42年4月、p.127)

④ショパンの名について、直ちに聯想するのは、吾が樂界の澤田柳吉氏である。と云ふのは、氏の性格がショパンに似てゐると云ふ意味でもなく、また氏の作品が彼と共通點を有してゐると云ふ意味でもない。ただ氏の演奏の態度が彼の作品と頗るよく融和してゐるからである。數年前「鮮麗なるワルツ」Valse brillante の演奏に接したときは、いまだ大なる感興を誘はなかつたけれども、「幻想即興樂」Impromptu fantastique を聽くに及んで私は茲に切實なる同化を味ひ得たのであつた。同時に私は吾が樂界に於いてショパンを解するもの、只氏あるのみだとまで思つた。

(筑紫三郎「ショパン印象録」『音樂界』第2巻第2号、明治42年2月、pp.21-22)

以上の演奏会批評は、①は表1の17番目、②は表1の27番目、③④は表1の30番目の演奏会であると考えられる。これらの演奏会批評からは、澤田の演奏に関して、1.《華麗なる大円舞曲》Op.18の演奏は、①では高く評価されているが、④では「いまだ大なる感興を誘はなかつた」とされていること、2.とりわけ《幻想即興曲》において、②③④に見られるように高く評価されていることが読み取れる。この《幻想即興曲》の演奏が、澤田が「ショパン・ピアニスト」と呼ばれるきっかけとなつたと思われる。現在までに明らかになっている演奏記録を見る限りでは、1908年(明治41年)6月27日に行われた「追悼演奏会」における澤田による演奏が、《幻想即興曲》の日本人による初演である。

表1に示したのはショパン作品の演奏のみであるが、澤田はショパン作品の他に、ベートーヴェンの作

品も多く演奏していた。特に《ソナタ》Op.13「悲愴」と《ソナタ》Op.27 No.2「月光」の演奏が多い。「月光ソナタ」の澤田の演奏は、現在 YouTube でも視聴可能である²⁷。レコード録音への対応も早く、澤田は日本人で最初にベートーヴェンの《ソナタ》Op.13「悲愴」をSPレコードに録音した。そして、はじめてショパン作品を録音したのも澤田で、作品は《ポロネーズ》Op.40 No.1である。澤田の録音は、当時の日本人の「ショパン・ピアニスト」の演奏を知ることができる点において重要であると言える²⁸。

表1の曲目からわかることは、1.《幻想即興曲》の急増をきっかけに、《ワルツ》や《ノクターン》、《子守歌》Op.57といった小品を中心に、徐々に様々なピアニストあるいは学生や教師によってショパン作品が演奏されるようになったこと、2.《バラード》や《スケルツォ》などの規模の大きな作品の演奏が増え始めたこと、である。そして、1912年(明治45年)、ショパンの誕生日とされていた2月22日²⁹に「オール・ショパン・プログラム」にて、日本人によるはじめてのリサイタルが澤田により行われた。その際のプログラムは表1にも記載しているが、本論において重要な位置付けとなるため、本文でも改めて記すこととする。

このプログラムは、『音楽界』第5巻第4号および『音楽』(学友会)第3巻第3号に示されているが、わずかに記載内容が異なっている。『音楽』の方では、4.《ポロネーズ》と11.《ノクターン》がなくて全9曲の記載になっている他、すべての曲において作品番号の記載が全くない。そのため、本論では『音楽界』第5巻第4号に記載された演奏会を報告する記事を主として参考にした。しかし、『音楽界』においても、作品番号が記載されていない作品がある。1.ワルツ：「作品69」のみ記載(作品69は2曲より成る)、3.プレリュード：「作品28」のみ記載(作品28は24曲より成る)、4.ポロネーズ：「イ長調」のみ記載、5.スケルツォ：「作品21」と記載(31の誤り、作品21は《ピアノ協奏曲》第2番へ短調)、6.ノクターン：「作品27」のみ記載(作品27は2曲より成る)、7.ワルツ：「作品64」のみ記載(作品64は3曲より成る)、9.ノクターン：「作品32」のみ記載(作品32は2曲より

成る)、11.ノクターン：「変二長調」のみ記載、である。これらの曲の作品番号については、『音楽』(学友会)第3巻第3号、田村寛貞「ショパン研究」(pp.31-36)にて英文で記載された解説記事も参考にして決定した。前述のように『音楽』には4.と9.の記載がないが、4.については、《ポロネーズ》が遺作まで含めて全16曲知られている中で、「イ長調」であるのはOp.40 No.1のみである。9.については、英文解説の方に「NOCTURNE (Op.32, No.1, B major)」という記述がある。以上のことから、日本人によりはじめて行われたリサイタル、澤田の「オール・ショパン・プログラム」は、次のような内容であったと考えられる。

「音楽奨励会 沢田柳吉ピアノ演奏会(ショパンアーベント)」華族会館

1. 《ワルツ》Op.69 No.1
2. 《即興曲》Op.29
3. 《プレリュード》Op.28 No.15
4. 《ポロネーズ》Op.40 No.1
5. 《スケルツォ》Op.31
6. 《ノクターン》Op.27 No.2
7. 《ワルツ》Op.64 No.1
8. 《バラード》Op.47
9. 《ノクターン》Op.32 No.1
10. 《幻想即興曲》Op.66
11. 《ノクターン》Op.27 No.2 (おそらくアンコール)

このプログラムは、澤田の得意とする作品を中心としつつ、《スケルツォ》Op.31や《バラード》Op.47といった、大曲の中でも、比較的演奏技術が困難ではなく、今日でも演奏される機会の多い作品が含まれているところが特徴的である。1885年(明治18年)に行われた音楽取調掛の第1回卒業演習会における遠山による《ポロネーズ》1曲の演奏から、27年後にピアノ・リサイタルが行われたことは、ピアノ演奏技術は非常に急速に進んでいたと捉えることができる。

『音楽界』第5巻第4号の記事(p.66)では「ショパンの肖像繪葉書及ショパンのワルソエル(ママ、ワルツを意味している)の眞筆譜と其の最後の文とを分かち」つつ、茶菓がふるまわれた様子も報告されてい

る。また、この演奏会では、作品の解説を挟みつつ、演奏が行われたことも記されている。

ショパンの作品の中で、さらに規模の大きな作品である《ピアノ・ソナタ》や《ピアノ協奏曲》がピアノの原曲で演奏されるようになるのは、大正期以降のことである。《ピアノ協奏曲》Op.11は、1916年（大正5年）5月27日、28日に行われた「東京音楽学校第31回定期演奏会」にて、久野ひさが日本人初演をした。この曲の第2楽章が、当初はオルガン独奏にて簡易ヴァージョン「ロマンス」として演奏されていたことは上述の通りであるが、久野ひさによる原曲の初演は、1896年（明治29年）の神山のオルガン独奏による初演から、わずか20年後のことであった。

5. まとめ

本論では、研究対象とする時期を明治期に限定し、演奏、楽譜、楽器の3つの要素から、日本人によるショパン作品の演奏とその時代背景を考察し、演奏作品と演奏形態の変化を見てきた。

まず第2章で、明治期に限定した理由として、口頭伝承の方法の違いについて説明した。次に、第3章では、表1にまとめた日本人によるショパン作品の演奏記録から、初期にはピアノ独奏ではなく、オルガン独奏、オルガン連弾、ヴァイオリンによる演奏が多く見られることを明らかにした。そして、これらの演奏形態と、音楽取調掛および東京音楽学校に受け入れられた楽譜との関連を考察した。今回、明治期にオルガン独奏で演奏された「ショパン作曲《ロマンス》」が、ショパンの《ピアノ協奏曲》Op.11 第2楽章であったことを、東京音楽学校に受け入れられた楽譜（受入番号433「風琴譜」）と同じ楽譜を実際に調査し、明らかにすることができた。この楽譜の内容から、原曲のオーケストラ部分もすべてオルガン独奏での演奏に編曲されていたこと、曲の長さが半分位に減らされていたこと、調性もホ長調から変ホ長調に変更されていたことを見ることができた。

第4章では、日本人によるこれらの演奏形態と、日本国産のオルガンやピアノの製造についての関係性を検証した。特に、日本人によるはじめてのリサイタルを行った澤田柳吉という「ショパン・ピアニスト」の

出現、日本楽器製造株式会社創業10周年記念式の記念写真や式次第から読み取れる澤田の注目度について論じた。

その結果、以下の3点を明らかにすることができた。

第1に、演奏形態と受け入れられた楽譜との比較考察より、初期にピアノ独奏ではなく、オルガン独奏、オルガン連弾、ヴァイオリンによる演奏が多く見られたのは、その時期に様々な版が受け入れられると同時に、オルガン用の編曲版やヴァイオリン用の編曲版が受け入れられていたという関連を指摘した。

第2に、ピアノ独奏によるショパン作品の演奏と国産ピアノの年産台数との比較考察より、国産ピアノの年産が100台を超え、翌年には441台と急増した1907年以降に、ピアノ独奏での演奏が増え始めたという関係性を明らかにした。

第3に、オルガンやヴァイオリンによる演奏から小品のピアノ独奏、そして規模の大きな作品のピアノ演奏へ、さらにピアノ・リサイタルの開催へと、演奏形態の変化と演奏される作品が徐々に大きくなっていく変遷を明らかにした。

以上のように、明治期における日本人のショパン受容という大きなテーマの中に、オルガン演奏からピアノ演奏へという演奏形態の変化、小規模の作品から大規模な作品へと移り変わる演奏曲の変化、そして1曲のみの演奏からリサイタルへと規模が大きくなる変化を見ることができた。

【注】

¹ 生徒はフェルディナント・バイエルによるピアノ教則本を一から学ぶところからスタートした。音楽取調掛における受入番号1番の楽譜はアメリカで出版されたElementary Instruction Book for Piano, Boston, Carl Prüfer（出版年不詳）である。原著はÉcole Préliminaire de Piano, Mainz, Schott: 1850である。この教則本に関する詳細は、安田寛（監修）、小野亮祐、多田純一、長尾智絵 2016 『「バイエル」原典探訪：知られざる自筆譜・初版譜の諸相』東京：

- 音楽之友社、を参照。
- ² “The Reception of Chopin’s Music in Japan”, in Irena Poniatowska (ed.), *Chopin and his Work in The Context of Culture; Volume 2*, Warsaw: Polska Akademia Chopinowska, Narodowy Instytut Fryderyka Chopina, *Musica Iagellonica*: 2003: 467-473.
- ³ “Chopin’s Reception in Japan” in the web site of Towarzystwo im. Fryderyka Chopina. <http://www.chopin.pl/japanese.en.html> (2019年5月7日閲覧)
- ⁴ 岡部玲子 1996a 「研究報告レポート」東京：お茶の水女子大学大学院、1996b 「研究報告書」東京：お茶の水女子大学大学院。
- ⁵ マズルカ ハ長調 作品33の2 (前田育徳会所蔵)
- ⁶ 多田純一 2012 『明治期の日本におけるショパン像の形成－楽譜受容と演奏受容を中心に－』大阪芸術大学大学院。
- ⁷ 口頭伝承について、ウォルター・J. オングは ‘primary orality’ および ‘secondary orality’ という考え方を使用している (Ong, Walter J. 1982. *Orality and Literacy*. New York: Routledge: 11)。このオングによる ‘primary orality’ および ‘secondary orality’ をわかりやすい日本語として示し、広めたのが徳丸吉彦である。オング, ウォルター・J. 1991 『声の文化と文字の文化』桜井；林正寛；糠谷啓介 (訳)、東京：藤原書店。1988 「音楽記号学とアジア・日本音楽」『岩波講座 日本の音楽・アジアの音楽』1、蒲生他 (編)、東京：岩波書店：85-116。徳丸吉彦 1991 『民族音楽学』東京：放送大学教育振興会。徳丸吉彦；青山昌文 2006 『改訂版 芸術・文化・社会』東京：放送大学教育振興会。
- ⁸ <https://adp.library.ucsb.edu/index.php> (検索ページ)
https://adp.library.ucsb.edu/index.php/talent/detail/40248/Chopin_Frdric_composer (ショパンのページ、2019年5月7日閲覧)
- ⁹ 秋山龍英 (編著)；井上武士 (監修) 1966 『日本の洋楽百年史』東京：第一法規。
- ¹⁰ 東京芸術大学百年史編集委員会 (編) 1987 『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第一巻』東京：音楽之友社。
- ¹¹ 東京芸術大学百年史刊行委員会 (編) 1990 『東京芸術大学百年史 演奏会篇 第一巻』東京：音楽之友社。
- ¹² 第1号 (1890) から第77号 (1898)、音楽雑誌社、共益商社書店 (1984『音楽雑誌』復刻版、東京：出版科学総合研究所)。
- ¹³ (第7巻第6号より『音楽』に改題) 第1巻第1号 (1901) から第13巻第1号 (1907)、楽友社。
- ¹⁴ 第1巻第1号 (1904) から第4巻第11号 (1907)、音楽新報社。
- ¹⁵ 第1巻第1号 (1907) から第11巻第9号 (1916)、十字屋田中商店。
- ¹⁶ 第1巻第1号 (1908) から第23年265号 (1923)、楽界社、音楽社、音楽教育会、楽壇社 (1995-1997『音楽界』復刻版、東京：大空社)。
- ¹⁷ 第1巻第1号 (1910) から第13巻第12号 (1922)、共益商社楽器店、目黒書店、東京音楽学校校友会。
- ¹⁸ 東京芸術大学百年史編集委員会 (編) 2003 『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第二巻』東京：音楽之友社、p.1548には在職期間として「明治18/7/27～明治19/10/7」と明確に記載されているが、生没年については「明治1/10/4?。」と記載されており、没年が不明である。
- ¹⁹ George Sherman Dickinson Music Library, Vassar Collage 所蔵 ‘Fifth Soirée Musicale. June 20, Season 1880-’ 81’ .に基づく。
- ²⁰ 中村理平はこの演奏について「幸田延子 (と推定して間違いない) のヴァイオリンとソーヴェレーのピアノ伴奏による合奏」と述べている (中村 1993：712)。
- ²¹ 調査の手法は次の文献を参考にした。大角欣矢 (代) 2008 『近代日本における音楽専門教育の成立と展開 平成17～19年度科学研究費補助金 (基礎研究 (B)) 研究成果報告書』東京芸術大学音楽学部楽理科。
- ²² www.chopinonline.ac.uk/cfeo/browse/ (2019年5月7日閲覧)
- ²³ 田中智晃 (編著)、三木楽器株式会社社史編纂委員会 (監修) 2015 『三木楽器史 -Our Company を目

指して-』(大阪：大阪開成館)。

- ²⁴ 東京芸術大学百年史編集委員会(編) 2003 『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第二巻』東京：音楽之友社、p.1549には「専門・担当」として「主事、音響学、音楽理論、音楽史、倫理、事務、邦楽調査掛」と記されている。また、在職期間は「明治15/5/16～大正2/4/1」、生没年は「嘉永1/12/3～大正2/4/1」と記載されていることから、没年と退職日が一致している。
- ²⁵ 三浦 2012：61に示された図には「島崎赤太郎」と掲載され、島崎が作曲した作品が演奏されていることから、島崎である可能性も完全には否定できない。ただし、島崎の写真などを見る限りでは顔の骨格などが違って見える。上原六四郎である可能性が高いことは、三木楽器の田中晴美氏からご教示をいただいた。
- ²⁶ 田中晴美(編) 2018における「付録佐助と関係があった登場人物」では山葉寅楠に関する説明書きが記載されており、「オルガンを明治一五年頃から試作を始めた。その報を白井が聞き、佐助に紹介したのである。(中略)技術を高める為米国へ視察を勧めたのも三木佐助である」(田中 2018：398)と述べられている。
- ²⁷ <https://www.youtube.com/watch?v=usZdzSmKyLE> (2019年5月7日閲覧)
- ²⁸ 多田純一(監修) 2014 CD『わが国最初の「ショパン弾き」：澤田柳吉の世界～作品篇・演奏篇～』東京：ミッテンヴァルト。
- ²⁹ ショパンの誕生日は、現在では3月1日とされている。

【参考文献】

- 赤井励 1995 『オルガンの文化史』東京：青弓社。
- 倉田善広 1992 『日本レコード文化史』(東書選書) 東京：東京書籍。
- 佐川馨 2010 「学校教育創始期の秋田県における音楽教員の系譜」『秋田大学教育文化学部研究紀要』教育科学部門 65、pp.27-38。
- 鈴木慎一郎 2009 「師範学校における楽器環境—教員・保育者養成の源を探って—」『白梅学園大

学短期大学教育・福祉研究センター研究年報』No.14、pp.29-44。

- 関根和江 2008 「2. 音楽取調掛から東京音楽学校への軌跡—音楽取調掛時代楽譜受入・所蔵状況」『近代日本における音楽専門教育の成立と展開』東京芸術大学音楽学部楽理科：10-39。
- 多田純一 2014 『日本人とショパン』東京：アルテスパブリッシング。
- 田中晴美(編) 2018 『注釈付 玉淵叢話(全巻)』大阪：大阪開成館。
- 東京芸術大学百年史刊行委員会(編) 1990 『東京芸術大学百年史 演奏会篇 第一巻』東京：音楽之友社。
- 徳丸吉彦；青山昌文 2006 『改訂版 芸術・文化・社会』東京：放送大学教育振興会
- 中村理平 1993 『洋楽導入者の軌跡—日本近代洋楽史序説—』東京：刀水書房。
- 西原稔 2000 『「楽聖」ベートーヴェンの誕生 近代国家がもつめた音楽』東京：平凡社。
- 福本康之 2005 「日本におけるベートーヴェン受容 V—明治40年までの演奏記録を読む：資料と解題」『国立音楽大学音楽研究所年報』第18集：177-190。
- 藤田光子 2010 「唱歌教授における伴奏の扱いについて—明治期の唱歌教授法文献研究より—」『別府大学短期大学部紀要』第29号、pp.123-131。
- 三浦啓市 2012 『1885-1959 ヤマハ草創譜』静岡：按可社。

* 本研究はJSPS科研費16K02323の助成を受けたものです。

* 貴重な資料をご提供くださった澤田勲男氏と三木楽器開成館の田中晴美氏に感謝申し上げます。

「近代」移行期の東アジア知識人の人的ネットワークについての基礎研究(三) — 第二次修信使金弘集一行の日本滞在を中心に —

崔 蘭英 (常磐大学人間科学部)

北原スマ子 (明治大学)

A Fundamental Research on the Human Network of Intellectuals in East Asia from the Transitional Stage to “Modern Times”: Focusing on the Second Missionary, Kim Hong-jip

Lanying CUI (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Sumako KITAHARA (*Meiji University*)

Abstract

This paper is a part of the joint research, “A fundamental research on the human network of intellectuals in East Asia from the transitional stage to ‘modern times’”.

Authors have already made a study on the Koa Board (興亜会) and Asia Association (亜細亜協会) from a Korean viewpoint, and made clear how the Korean people were involved with them. After that we did further research in the bulletin issued by Koa Board and the Asia Association from the viewpoint of China (Qing Dynasty). This paper continued this research by tracing the actions during a stay of the Second Missionary in Japan (1880 第二次修信使). We introduced the conversation by writing document between Kim Hong-jip and Seiichiro Miyajima, Teruna Okochi for the first time, and have clarified some actions that was not written in the report book of Kim Hong-jip. The Korea Missionary who had been dispatched as a formal diplomatic delegation was an acquaintance with Japanese Ministry of Foreign Affairs bureaucrat and the members of the Qing Embassy, in addition, they have also met private citizens like Okochi and Miyajima and others through this network. As a result, the intellectuals of Japan, China and Korea, they interchanged with each other multiple through the connections of people by people.

I. はじめに

我々はすでに日本、清、朝鮮の三国の知識人が、近代日本における最初のアジア主義団体である興亜会、亜細亜協会を舞台に、漢詩、漢文を駆使していかなる人的ネットワークを築いていたのかを検討し、その成果を『「近代」移行期の東アジア知識人の人的ネットワークについての基礎研究 (一)』および (二) とし

て発表している。¹

本稿では引き続き近代黎明期における日中朝の三国の知識人ネットワークにアプローチし、その基礎的な作業を進めるものとして、1880年に日本に派遣された第二次修信使金弘集一行の日本滞在中の活動を取り上げる。

修信使は、1876年朝鮮と日本との間に「日朝修好

条規」（通称「江華島条約」）が締結されて、日朝の新しい外交通商関係が始まってから1882年までの間に、計4回派遣された外交使節である。² 修信使という名称は「昔からの友好を修めて信義を敦くする」という派遣の目的によるもので、「昔からの友好」とは、対等な礼で交わる交隣関係のことである。すなわちこのとき朝鮮では、条約締結を旧来の伝統的な外交の回復と認識していた。それでも江戸時代の外交使節である通信使に対して、修信使と名称を変えたのは、その派遣が、通信使がおもに將軍襲職の祝賀という儀礼のためであったのに対し、修信使は外交懸案の解決に主眼が置かれていたからである。

1869年1月（陰暦1868年12月）明治新政府は朝鮮に王政復古を知らせ、外交を求める書契（外交文書）を送ったが、その形式をこれまでとさまざまな点で一方的に変え、また朝鮮が宗主国の中国皇帝だけが使用できるとする「皇」「勅」の文字を使用したため、朝鮮側は明治政府にこれまでの交隣関係を変えて自国を下位におこうとする意図があるととらえ、受け取りを拒否し、国交樹立に至らなかった。日本は1875年江華島事件を起こして翌年日朝修好条規を締結したが、国交の実現を最優先としたため、交渉に時間のかかりそうな条約の細則と貿易章程の取り決めは、別に6カ月以内におこなうことにした。そこでこの間に近代化の進んだ日本の様子を見せて、交渉を円滑に運びたいとの思惑があって、使節の派遣を勧誘したのである。³

こうした経緯で1876年4月27日（陰暦で丙子年4月4日）、日本に派遣された第一次修信使礼曹参議金綺秀⁴一行の主たる使命は、日朝修好条規締結時の日本全権使節派遣への答礼とともに、日本国情の探索であった。しかし、金綺秀の日本視察活動は消極的であり、国王および廷臣の期待に添えなかった。⁵ また、「日朝修好条規」の半年後に締結された「日朝修好条規附録」「通商章程」と、交換された付属文書によって朝鮮の無関税貿易が定められたことで、朝鮮では貿易が始まった直後からその不平等性が問題視されることとなった。そこで、このことについて交渉すべく、日本の政府、外務当局の意向を探るとの内命を奉じて、第二次修信使正使として日本を訪問したのが金弘

集である。

1880年7月5日（陰暦で庚辰年5月28日）に辞陞した第二次修信使一行であるが、第一次修信使と同様に、「物情詳探」も果たすべき重要な使命の一つであった。ところがこれを迎える日本の外務当局の態度に第一次のそれと大きな差があり、井上馨外務卿は花房義質朝鮮弁理公使とともに、胸襟を開いて開国鎖国の得失を論じ、自己の経験より推して、鎖国の理論上事実上久しく維持することのできない理由を繰り返し力説した。そして金弘集自身も明治維新後の日本の近代的な発展の様子を視察して、開化への意欲を深めたという。

さらに訪日中に、金弘集は清の駐日公使館⁶を訪れ、初代公使の何如璋⁷、副公使張斯桂⁸、参贊黃遵憲⁹などと筆談を交わし、黄遵憲から対西洋化開国、開化自強政策をすすめる著書、『朝鮮策略』を贈られて持ち帰った。この『朝鮮策略』は国王、政府に大きな影響をおよぼし、これを機に朝鮮は開国開化政策に転じた。そして1881年に外交と開化政策を管掌する統理機務衙門を設置し、日本人教官を迎えた新式軍隊である別技軍を新設した。また、朴定陽¹⁰、魚允中¹¹ら12名の若手中堅官僚を中心とする紳士遊覧団一行を日本に派遣して、政治・経済・文化施設などを視察させる一方、金允植¹²を領選使として新式兵器の製造技術および軍事技術の学習を図るために38名の留学生を天津の機器製造局に派遣した。さらにこの時金允植はアメリカとの「朝米通商条約」を締結に導く役割も果たした。このように第二次修信使金弘集の使行は、朝鮮が開国近代化政策へ転換する画期となったことで朝鮮近代史上特筆に値するのみならず、金弘集自身にとっても政治家としての将来の運命を切り開いたことになったのである。¹³

以上のことから、従来の第二次修信使に関する研究は『朝鮮策略』に集中し、金弘集一行の日本滞在中の一ヶ月余りの間の行動も、もっぱら清の対朝鮮政策との関連で捉えられてきた。¹⁴ ところで、金弘集の復命書には日本での視察先が書かれているが、具体的な行動については明らかになっていない部分が多い。筆者たちは、近年に公開されるようになった筆談資料を通して、金弘集の復命書に書かれていない、いくつかの

新しい事実に気付いた。よって本稿ではこれらの新資料を紹介しながら、金弘集とその一行が日本に滞在中、具体的にどのような人物と接触し、どのような交流をして人脈を形成し、そしてどのような「物情」を「詳探」したのかを考察する。

Ⅱ. 第二次修信使金弘集一行について

1. 使行のメンバー

第二次修信使一行のメンバーは、正使の礼曹参議金弘集以下、別遣漢学堂上の李容肅、堂上官折衝將軍の李宗懋、上判事前奉事の金允善、上判事行訓導の卞鐘夔、軍官前中軍の尹雄烈、軍官前郎庁の崔元栄、書記司憲府監察の李祖淵、書記前郎庁の姜璋、別軍官前縣監の金箕斗、別軍官出身の尚稷鉉、別軍官閑良の林泰慶、伴尙前郎庁の池錫永、同金順哲、郷書記の吳麟夔、同朴祥植、礼単庫直の張漢錫、通事の朴仁淳、同河奇鉉、別將の朴琪淙、下人など合わせて58名である。

一行の人物履歴であるが、正使金弘集（1842～1896）は、初名が宏集、号は道園・以政学齋、本貫は慶州である。「朝米修好通商条約」の最終調印時の朝鮮側の代表の一人で、その他にもイギリス、ドイツとの通商条約、日本との済物浦条約、朝清商民水陸貿易章程などの、主要な対外条約締結に関わり、1880年代から閔氏政権のもとで穩健開化派の中心人物として活躍した。94年に日本の軍事力を背景に内閣を組織し、甲午改革を推進するなど、朝鮮王朝末期の政治家として名高い。父の金永爵（1802～1868）も同じく朝鮮の高官で、1858年に朝貢使節（燕行使）の副使として清を訪れ、清の帥方蔚などの知識人と交流した記録がある。¹⁵

正使の次位にあった訳官の李容肅（1818～？）は、字が敬之、号は菊人、本貫は全州である。1866年にアメリカ商船ゼネラル・シャーマン（General Sherman）号が大同江に進入し、開国通商をもとめて蛮行を働いた際には訳官として交渉に参加したほか、第一次修信使にも同行するなど、1860年代から80年代にわたり長く朝鮮の対外交渉に携わっていた。また、かつて頻繁に清を訪れており、1882年には朝鮮国王の密使として李鴻章にも面会している。このよう

な経歴から清の文人や官員と広く交遊し、唱和した詩文も多く残っている。¹⁶

李宗懋と金允善の二人も訳官であるが、漢学の李容肅と異なり、倭学である。李宗懋（1827～？）は、字が景本、本貫は全州で、1852年に訳科倭学に及第している。金允善（1836～？）は、字が敬中・谿南、本貫は青陽で、1858年に同じく訳科倭学に及第していて、この翌81年に派遣された第三次修信使にも同行した。

卞鐘夔については、字が禹軒であること以外は不明である。

尹雄烈（1840～1911）の本貫は海平で、日本から堀本礼造を招聘して別技軍を創設する際に、主導的な役割を果たしたことで知られている。翌81年に息子の尹致昊（1865～1945）は紳士遊覧団一行に同行して渡日し、中村正直（1831～1891）創設の同人社に入学した。¹⁷

李祖淵（1843～1884）は、字が浣西、本貫は延安である。81年第三次修信使正使の趙秉鎬に従事官として同行し、関税交渉にあたったが、その間に、何如璋と「礼節各項」について頻繁に「密函」のやり取りをしたという。¹⁸ また、82年に清との通商交渉にもあたったが、84年甲申政変の際に殺害された。

姜璋（1820～1884）の字は仲武・堯章・韋玉・秋琴・慈妃、号は聽秋閣・古權堂、本貫は晋陽である。文才で名高い文臣で、この時は数え年で61であった。

金箕斗については、1876年に長連縣監として赴任していたこと以外は不明である。

池錫永（1855～1935）は、字が公胤、号は松村、本貫は忠州である。日本で種痘法を学んで帰国し、朝鮮に普及させたことで知られている人物である。

以上の主要メンバーの経歴から、時期こそ異なるが、このたびの使行の前後に彼らはほかの対外交渉をも担っていたことが分かる。

2. 日本滞在中の行動

現在、第二次修信使一行の行動について知ることができる主な資料は、以下のものである。

- ①「修信使入侍 辞陞 筵説」庚辰5月28日未時
『承政院日記』高宗17年5月28日条（国史編纂委

「近代」移行期の東アジア知識人の人的ネットワークについての基礎研究（三）

員会影印本、1969年）、『金弘集遺稿』（高麗大学校出版部、1976年）、宋炳基編訳『開放斗隷属——対美修交関連の修信使記録（1880）抄』檀国大学校出版部、2000年）に収録。

②「修信使入侍 復命 筵説」庚辰8月28日酉時『承政院日記』高宗17年8月28日条（国史編纂委員会影印本、1969年）、『金弘集遺稿』（高麗大学校出版部、1976年）、『修信使日記』（国史編纂委員会編纂、1958年）、宋炳基編訳『開放斗隷属——対美修交関連の修信使記録（1880）抄』檀国大学校出版部、2000年）に収録。

③「回還修信使別単」（金弘集復命書）

『同文彙考』（国史編纂委員会編纂、1978年）、『金弘集遺稿』（高麗大学校出版部、1976年）、『修信使日記』（国史編纂委員会編、1958年）に収録。

※訳官の李容肅による復命書「修信行別遣首訳李容肅聞見事件別単」があるが、『修信使日記』では金弘集の復命書の一部として収録されている。

④「大清欽使筆談」

『金弘集遺稿』（高麗大学校出版部、1976年）、『修

信使日記』（国史編纂委員会編、1958年）に収録。

⑤「三條実美文書 井上外務卿朝鮮国修信使ト談話ノ大略並朝鮮政府ト往復文書類 明治13年9月」

『日韓外交資料集成 第二巻』（巖南堂書店、1966年）に収録。

⑥「宮島誠一郎と何如璋、金弘集等の筆談」1880年8月29日（陰暦7月24日）、9月1日（陰暦7月27日）二件

劉雨珍編『清代首屆駐日公使館員筆談資料汇编』（天津人民出版社、2010年）に収録。原本は早稲田大学図書館所蔵の『宮島誠一郎文書』である。

⑦「韓人筆話」

王宝平主編『日本歳晚清中日朝筆談資料：大河内文書』第八冊（浙江古籍出版、2016年）に収録。原本は大東文化大学図書館所蔵『大河内文書』の一部である。

資料をもとに、一行の派遣から帰国までの行程を表にまとめると、以下ようになる。

〔表〕第二次修信使の派遣から帰国までの行程表（日付は上段が陽暦、下段が陰暦）
1880（明治13、光緒6、庚辰）年

日付	メンバー	行動	典拠 (上記資料の通番)
7月5日 5月28日	金弘集	辞陞。	①、③
7月31日 6月25日	全員	釜山より千歳丸に乗船、丑の刻（午前1時～3時）に出航。	③
8月4日 6月29日	全員	亥の刻（午後9時～11時）に神戸に停泊。5日間乗換の船を待つ。	③
8月9日 7月4日	全員	和歌浦丸に乗り換え。	③
8月11日 7月6日	全員	卯の刻（午前5時～7時）に江戸に到着。	③
8月13日 7月8日	金弘集	午前中に外務省を訪れる。井上外務卿が不在のため外務大輔の上野景範が代わりに書契を受け取る。午後の上野大輔が本願寺の宿所を訪ねる、収税について意見交換も決裂。	⑤※③では14日となっている
8月14日 7月9日	金弘集	「書契」（国書）を外務省に伝達しに行き、井上外務卿が不在。大輔の上野景範にも花房義質公使にも「其国王」（天皇）に謁見することを勧められるが、それを拒否した。	③
8月15日 7月10日	金弘集	井上外務卿宅訪問。隣交に係わる一応のあいさつと世界各国近時の情勢の談有り。	⑤
8月16日 7月11日	金弘集	井上外務卿が来訪する。収税のことについて花房公使と「内談」する運びに。	⑤

「人間科学」第37巻 第1号 (2019年9月)

8月20日 7月15日	金弘集	黄遵憲、楊樞 ¹⁹ が来訪する。4月にはすでに釜山より金弘集来日の情報に接したとのこと。	④
8月21日 7月16日	金弘集	孔子廟に詣でる。	④
	李容肅	大清公署（清国公使館）を訪問。	③、④
		花房公使宅を訪問し、税則を協議する。日本側が初めて米穀の輸出禁止を知る。	⑤
8月22日 7月17日	金弘集	花房とともに三大臣、参議、各部大臣に会う。その答礼を受けて、25日までに各地への遊覧を強行した。	③
8月23日 7月18日	金弘集	何如璋（大清欽差）、副使張斯桂が来訪。	④
8月25日 7月20日	金弘集	花房公使が来訪し、税額案を協議する。	⑤
8月26日 7月21日	金弘集および「諸先生」	大清公署を訪問。	④
8月27日 7月22日	金弘集その他	宮島誠一郎の案内で浅草文庫を見学。	⑥
	金弘集、李容肅、李祖淵、金允善、卞鐘夔、尹雄烈	源輝声、宗重正、亀谷省軒が来訪し、長らく筆談を交わす。	⑦
8月28日 7月23日	金弘集、李祖淵、姜璋	源輝声と本願寺にて筆談。	⑦
8月29日 7月24日	金弘集、李祖淵、姜璋、李容肅、李宗懋	何如璋らと一緒に宮島誠一郎と筆談、渋沢の別荘で大宴会。	⑥
	李祖淵	源輝声、王棻園、石川鴻齋が本願寺を訪れるが、夜遅いため面会を謝絶。	⑦
8月30日 7月25日	金弘集	天皇に謁見する。	③
8月31日 7月26日	金弘集	外務省を訪ねる。	③
		取税、米の禁輸出についての日本の立場を返書に書き加えるように井上外務卿に依頼する。	⑤
	李祖淵	源輝声に書信を送る。	⑦
9月1日 7月27日	金弘集その他	延遼館にて宴会。	③
	金弘集、李祖淵、姜璋、李容肅、尹雄烈	宮島誠一郎が来訪し、筆談を交わす。	⑥
	李祖淵、姜璋	源輝声に書信と詩を贈る。	⑦
9月2日	李祖淵	源輝声、王棻園が来訪し、筆談を交わす。	⑦
9月5日	李祖淵	源輝声、王棻園の書信を受けとる。	⑦
	李祖淵、尹雄烈、姜璋	興亜会の懇親会に参加。	
9月6日 8月2日	金弘集	黄遵憲が来訪。	④
	姜璋	源輝声に書信を送る。	⑦
9月7日 8月3日	金弘集	大清公署を訪問。	④
		井上外務卿が来訪（別れのあいさつ、公使常駐を早期に検討するように伝える）。	⑤
9月8日 8月4日	金弘集	汽車の中で花房公使と談話（公使は国書または親書を伝達すべき者であると言う）。	⑤
	全員	酉の刻（午後5時～7時）に高砂丸に乗船。	③
9月11日 8月7日	全員	卯の刻（午前5時～7時）に神戸に到着し、一泊する。	③
9月12日 8月8日	全員	酉の刻（午後5時～7時）に千歳丸に乗り換える。	③
9月16日 8月11日	全員	戌の刻（午後7時～9時）に釜山に到着。	②、③

上記①から⑤の資料は既存の研究によく利用されており、とりわけ④の何如璋をはじめとする清国駐日公使館官員との筆談は、金弘集の復命書とともに提出されたもので、広く知られている。しかし資料⑥（「宮島誠一郎と何如璋、金弘集等の筆談」）と、資料⑦（「韓人筆話」）にある修信使一行の行動については、金弘集の復命書など、朝鮮側の資料に一切記録がない。これは報告する必要のないこと、或いは公開してはならないことだったからであろうか。次章でこの資料の内容を紹介し、今まで知られていない一行の訪日中の行動を明らかにしてみたい。

Ⅲ. 修信使と日清の官僚、知識人

本章では、まず①から⑤の資料でよく知られている、日清の外交官（日本外務省官員。何如璋、黄遵憲、張斯桂、楊樞などの清国公使館館員）との接触について簡単にまとめてから、資料⑥によって半官半民の宮島誠一郎らとの交流、そして資料⑦によって民間人の源輝声らとの交流について、順にその内容を詳しく紹介し、検討をくわえる。

1. 日清の外交官との接触—資料①から⑤による

修信使と日本の外務省官員、清の公使館館員との交流については、これまで既存の資料を利用した研究が多くなされていて、その関心は大方外交問題に集中している。

「はじめに」で述べたように、井上馨外務卿、花房義質朝鮮弁理公使と会い、開国鎖国の得失を論じ、日朝修好条規締結後のいくつかの懸案事項について議論した。日本は公使の首都常駐と開港場の拡大を求める一方、朝鮮側の関心事はすでに開港場になっている釜山での関税設定であった。

8月13日（「三條実美文書」など日本側の記録では13日、朝鮮側の記録では14日となっており、一日のずれが生じている）に金弘集は外務省を訪れて、礼曹判書の尹滋承の井上外務卿宛の書契を伝達した。書契に「収税のこと更に緩くすべからざる（徴課無容更緩）」となっているため、その日の午後、さっそく外務大輔の上野景範が本願寺を訪れ、金弘集に意見を尋ねた。そこで、上野は税額の割合や税則の草案に

についての朝鮮政府の考えを聞くのだが、金弘集は朝鮮側の草案を持っておらず、収税について日本側に異存がなければ後に地方官と領事に委ねれば良いとの考えを示した。それに対して、上野は、これは両政府が熟考した上で全権委員を派遣し、更に議定するレベルのものだと告げた。そしてこのことはすでに昨年花房が礼曹に送った文書で明言している。それにもかかわらず、今回収税草案も全権委任状も持参せずに来ていることに對し遺憾だと述べた。こうしてこの日の会談はいったん物別れに終わったが、16日に井上外務卿が本願寺を訪れて、日本が開国から今に至るまでに経験した様々な艱難辛苦について語り、金弘集と胸襟を開いて会談した。そこで、収税のことについて花房公使と「内談」することとなり、数日後、朝鮮側は急遽税額草案を作成し、李容肅を花房宅へつかわしてこの草案を提出した。

こうして、税額草案の協議がはじまった。しかし朝鮮が米穀輸出禁止を要求したことから交渉はまた難航した。金弘集は当初、収税のことについてのみ日本側の同意を得られればと考えていたが、思いのほか具体的な協議がはじまり、朝鮮側の要求が容易に「不可行」のものとされて、なかなか決着がつかない事態を迎えたのである。こうした中、金弘集は訪日中の清国公使何如璋をはじめ、副公使張斯桂、参贊黄遵憲などと六回以上にわたって会談し、繰り返し開港、開化の必要性が説かれた。金弘集は何如璋らとの会談を通じて、日本が欧米との条約改定を図っていることを知ったためか、改定がなった場合、高い税率の均霑を日本に求めたが拒否された。

そして清国側は一行が東京を出発する二日前に、黄遵憲の著した『朝鮮策略』を贈り、ロシアの艦隊がすぐ北方辺境まで迫ってきているという、当時日本で流布していた「ロシア脅威論」を自分たちの意見として伝えたのである。

『朝鮮策略』の内容の核心は、朝鮮がロシアの侵略を防ぐために「親中国、結日本、聯米国、以図自強」の策を取る必要があるということであるが、これはこれまでの何如璋の朝鮮論の真髓をより具体的に解釈したものと言える。²⁰ 何如璋は北洋大臣の李鴻章との間に温度差こそあるものの、大きく変化する国際情勢の

なかでも朝鮮を何とか清の朝貢国として支配下に止めおく(何如璋の言葉を借りると「主持朝鮮」となるが)という点では一致していた。²¹ こうした清国の外交姿勢を反映して、黄遵憲は外交・軍事面に絞るかたちで『朝鮮策略』を書いた。しかし、我々は『日本雑事詩』などから見られる黄遵憲の日本好み、そしてこれが日本に滞在してから四年目に書かれたものであるということ忘れてはならない。平野健一郎氏はこの点に着目し、『朝鮮策略』にある「日本からの影響」について指摘している。²² 日本を手を結びあう対象に勧めるという友好的な姿勢は、黄遵憲をはじめ、日本に駐在する外交官ならではのことであろう。それがまた少なからず金弘集らに影響を与えたものと思われる。

実際に、金弘集らが13日にはじめて外務省を訪問してから8月20日に黄遵憲と楊樞が来訪するまでの間、外務省と外務卿宅以外の訪問先についての記録はない。また、外務大輔の上野景範から、さらに花房義質公使からも天皇に謁見することを勧められるが、金弘集はそれをいったん拒否している。しかし黄遵憲が来訪した翌日に、金弘集一行は孔子廟に詣でてから、清国公使館を訪問し、以後活発な活動が記録されている。具体的には、8月22日に花房とともに三大臣、参議、各部の大臣たちに面会し、天皇への謁見も果たした。また、訪問の答礼を受けて、日本各地へ遊覧し、外務省や清国大使館を行き来するようになった。

ただし、金弘集一行の日本、清の政府外交関係者との筆談そのものは、いずれも現存していない。清との筆談についても金弘集らのまとめたものである。日本とのそれについては「三條実美文書」に会話の概要が記録されているが、金弘集の復命書の中では回想の形で記録された簡略なものであり、いずれもそれぞれの立場があって書かれたものであるため、慎重に扱うべきである。

2. 宮島誠一郎らとの筆談一資料⑥による

宮島誠一郎(1838～1911)は、字が栗香、号は養浩堂で、元米沢藩士である。明治維新後は左院の議官、修史館御用掛、宮内省御用掛などを歴任した。藩閥政府の大久保利通や吉井友実ら薩摩閥と長く親交を保った。1877年に清国公使館が設置されてからは頻

繁に公使館を訪れ、何如璋らと筆談を交わし、黄遵憲とも「莫逆の友」になったという。当時は民間人の身分であったが、琉球問題などの情報を明治政府に提供していた。²³

宮島誠一郎と金弘集らとの筆談で現存することが確認できるのは二点のみである。これは宮島が筆談記録紙の保存を怠ったからであろう。1882年に宮島自らが黄遵憲らとの筆談記録を整理した段階で、すでにその半数以上が散逸していたという。²⁴

金弘集らとの筆談資料の一点目は、1880年8月29日(陰暦7月24日)、花房朝鮮弁理公使の主催で、飛鳥山にある渋沢栄一の別荘で行われた宴会の時のものである。朝鮮側の参加者は金弘集、李容肅、李宗懋、李祖淵、姜璋で、清側は何如璋と黄遵憲である。

この資料では、宮島の筆談しか記録されていないため、日本側からは宮島一人だけが参加したかのようと思われるが、実はこの日、多数の日本人の参加者がいて、清・朝鮮三国の人々がそろい、正午から夜遅くまで盛大な宴会が執り行われていたのである。

それがわかるのは、渋沢栄一関連の資料にこの会の準備についての記録があるからである。すなわち渋沢の花房朝鮮公使宛て(8月26日付)の書信によると、ここに清側は公使何如璋、書記官黄遵憲が招かれ、日本人の招待客は「東都名家」の面々の藤沢梅南、南摩綱紀、岡松甕谷、安田老山、依田百川、川田甕江、浅田宗伯、阪谷素、藤野海南、跡見花溪、長三洲、永井盤谷、栗本鋤雲、巖谷一六、日下部鳴鶴、石幡貞、三条知恵子、山内八重子、萩原西疇、宮島誠一郎、三島毅、橋本青江、広瀬青村、渡辺洪基であった。その他に外務省関係者の外務大書記官宮本小一、同一等属遠藤岩雄、十等太田芳也、御雇森本鎮義が招かれていた。

宴会を開くに当たって、渋沢栄一は周到な準備をしていたことが、この書簡から判明する。以下にその一部を紹介する。

拝啓、然者頃日御垂示之信使御接待二付、王子別宅御入用之義ハ来ル廿九日と御取究之由、今日大倉より拝承仕候、就而右料理向其外之件件大倉より相伺候積ニハ申合候得共、聊用意之都合も有

之候ニ付、可成丈御模様拝承仕度候ニ付、態と忝人さし上、左之廉々御指揮奉願候

一 王子着之刻限ハ何時《十時前後より午迄》にて、御退散ハ凡何時《五時前後》ニ被成候御見込ニ候哉

一 来客之供廻リハ馬車何程《五七輛》、人力何程位《二拾七八》ニ相成候哉

一 料理ハ日本料理申付候而可然歟、然時ハ価何程位《壹円五拾銭前後位可然》にて何様之食料にて可然哉

一 供廻リニ弁当にて相賄可申、右等ハ笹折詰之老人前拾五銭位なるものにて可然歟

一 食事ハもし御望ニより園中ニ幟を張り野外之会食にて可然哉

但右様ニいたし候ニハ椅子之用意も可致候、併真之日本風ニ候ハ、坐敷にて配膳之都合ニ可仕候

一 揮毫等之余興有之候ハ、紙もしくは絹本にて手当可仕哉《可被成下候》

但是ハ貴方ニ御用意も御坐候哉

一 三曲之御催有之候由、右ハ兼而拙宅へ参り候師匠有之候間、夫を申付候而可然歟《交ゼテ宜御坐候》

一 拙宅ハ御案内之通り真之日本家ニ付、敷物等も無之候間、沓にて坐敷へ上り候ハ差支候ニ付、其積ニ相願度、併もし御望ニ候ハ、敷物にて用意可仕哉

但是ハ可成ハ坐敷ハ蒲団又ハ他之敷物位ニいたし度候間沓を脱し候筈ニ相願度候

一 園中別ニ粧飾之工夫も無之候得共、掃除等入念、且少々盆栽にて相備可申候

夜ニ入候ハ、提灯之用意も要用ニ付制限別而御定可被下候

一 茶並菓子等ハ通常之手配にて可然歟、且庭中にて団子又ハ天麩羅杯之用意にて可仕哉

一 酒ハ日本酒を用可申哉又ハビールにて取交可申哉《間ニソーダ水・ラムネ・氷水ニブドー酒位よろしからんと存候》、尤日本酒もオイラン杯ニいたし、冷酒之方可然哉

一 便所ハ別ニ相備候ニハ不及、日本之便所にて差支無之哉

一 給仕人ハ婦人ハ不都合と存候間、十五六才之少年ニ袴にて着せ十人計用意可仕哉²⁵

以上のように渋沢は、移動手段、食事、飲み物、音曲、敷物、筆談用紙、給仕およびその服装、手洗にいたるまで事前に花房に相談し、準備に余念がなかったことがうかがえる。

さてこうして迎えた当日、宮島誠一郎、何如璋、黄遵憲、そして金弘集、李祖淵、姜璋の三国の知識人たちはどのような会話を交わしたのであろうか。以下、順に筆談記録によって紹介していくと、まず話の口火をきったのは何如璋であった。

何如璋はあいにくの雨で諸公が来ないことを心配していたようで、10時過ぎに宮島のところに人を遣わすと、すでに出かけたと聞いたので、安心して来たといった。

続いて宮島が、この日の会には三国人が一堂に集まったが、このことは遙か昔にさかのぼって見ても稀なことで、まさしく「興亜」（アジア諸国の勢力を興す）の始まりであると話した。その上で、ここまでの道のりが遠く、雨天になると諸公が来られないのではないかと心配したが、今日ここで一同と意気投合できてこれ以上の喜びがあらうかと歓迎の意を表した。

これを受けて金弘集はまず謝意を述べた。そして先日文庫（浅草文庫²⁶）を訪れた時に教えを請うことが存分に叶わなかったが、今日はそれを補うのに恰好の機会になればと期待を述べた。二日前の27日に金弘集は宮島と初めて会い、宮島の案内で浅草文庫を訪れていたようであるが、金弘集の復命書ではこのことに触れていない。

宮島はここで再度、金弘集に会えたことへの喜びを述べて、話を三国の友好と共通の利益をはかることに戻した。ここで何如璋がすかさず一言、宮島は「同州の誼」を重んじていると述べた。宮島はさらに自分が何如璋らと交流する目的は、三つの「大国」を連携させ、アジアを振興することにあるのだと述べた。

「興亜」をくりかえし強調していた宮島は、興亜会設立当初からの主要メンバーで、また何如璋も創立員

の名簿に名を連ね、興亜会との関係は緊密であった。興亜会は1880年2月に西洋列強のアジア侵略に対抗し、東アジア三国の連帯を主たる目的として設立された近代日本における最初のアジア主義団体(1883年1月に亜細亜協会に名称変更)である。訪日中金弘集は、この興亜会から懇親会へ招待されたが、会への参加は自分の役割の範囲を超えるため代わりに属官を遣わすと回答して自身は参加しなかった。²⁷ただ興亜会創立については復命書で次のように簡単に伝えた。

「日人、近又私開一社、名興亜会、清公使及中国人士、多與焉、其意、欲與清・日本及我三国、同心同力、無為歐羅巴所侮云」
〔修信使金弘集復命書 光緒六年庚辰〕『修信使日記』卷二)

このように「興亜」については日本、清、朝鮮それぞれに温度差が感じられるが、宮島との筆談にはこのようにヨーロッパに対しての対抗意識が記されている。このことは黄遵憲がこの席で作した詩にもよく表れている。

「満堂賓客、三国之産、更無一人、紅髯碧眼。
紙筆雲飛、笙歌而沸、皆我亞洲、自為風氣」

黄遵憲はここに西洋人が一人もいず、三国(亞洲)の知識人のみが筆談を交わし、詩を唱和した様子を喜んでいたのである。

宮島と姜瑋とが唱和した詩、そして会話も記録されている。それは姜瑋が朱舜水(1600～1682、名は之瑜、字は魯瑣。舜水は号)について尋ねた内容であった。朱舜水は明代の儒学者で、明が清に滅ぼされると、復明運動のために1647年、1651年、1653年、1658年と4回日本にやってきた。しかし挫折して1659年日本に亡命し、65年には水戸藩主の徳川光圀に賓客として迎えられ、中国の儒礼を伝えて水戸学に大きな影響を与えた。姜瑋は宮島に朱舜水の後裔の有無や、朝鮮から移住してきた儒学者の存在について尋ねた。宮島は朱舜水については、真の義士であると称えたが、朝鮮のそれについての回答は記録されていない。

い。この日の筆談は、宮島が金弘集に自分の著作に跋文を書くように依頼する会話で締めくくられていた。

そして二点目は9月1日に、宮島が修信使の宿所である本願寺を訪れてきた時のものである。この日の筆談の相手は金弘集、李容肅、李祖淵、姜瑋、尹雄烈であった。まず先に綴られているのは朝貢使節の訳官として清に複数回おもむいたことのある李容肅と宮島の会話である。どうやら宮島は先日の渋沢の別荘で行われた宴会の席では、李容肅とゆっくり話ができなかったようで、この日はわざわざ揮毫をお願いに来たという。そこで李容肅は宮島に詩を二首書きとめ贈ったところ、会話が弾み、宮島はこの時すでに63歳の李容肅に対して、もっぱら清に赴いた経験と、清の知り合いの知識人(翰林)のことを聞いてきた。また、李容肅の詩をたいそう気に入ったようで、高く評価して、さっそく掛け軸に表装し、壁にかけると言った。これに対して李容肅は謙遜して、壁にかけるとのものではなく、味噌を入れる甕にかけて蓋にする程度のものであるとユーモアを交えて応じた。宮島はまた後日に何如璋や黄遵憲に自慢できるほどの価値あるものだと述べた。この応酬が終わると、筆談相手が李祖淵に代わった。

宮島は李祖淵にも同じように揮毫を頼んだところ、李祖淵は今の心境にぴったりだと言って、唐代の詩人高適と常建の二人の詩二首を書いた。いずれも故郷を遠く離れての旅先での心情を詠んだ名句である。²⁸それを宮島が称賛すると、李祖淵は酒を入れる甕を覆って蓋にするのにぴったりのものだと謙遜したのである。

その後、宮島は尹雄烈と筆談し、朝鮮の歴史や清への朝貢について質問した。このことも宮島の関心事の一つなのであろう。尹雄烈は朝貢には定められた細則があるが、朝鮮の国内のさまざまな政事は清によるものではないと答えている。実は、尹雄烈と宮島との間にはこの後にも書信の往来があった。

金弘集はまた「真縁已採三山藥、別意將回八月槎」との句を詠み、宮島の著した『養浩堂集』に跋文を書いた。宮島はそれらを受け取って、これからの両国は助け合い、誠意を尽くすべきだと言って宿所を辞したのである。

なお宮島の筆談にはないが、先に述べたように、この日の四日後に李祖淵、尹雄烈、姜璋の3名が、金弘集の代わりに興亜会の懇親会に参加した。宮島は修信使一行と引き合わせてくれた何如璋に対して、「三国而同洲、聚首一堂」の状況になったことに感激し、「三国同洲之誼」を成してくれたと感謝していた。²⁹

3. 源輝声らとの筆談一資料⑦による

源輝声は高崎藩藩主大河内輝声（1848～1882、号は桂閣）のことである。廃藩置県以後は政治の場から離れ、華族となった源輝声は、毎日のように公使館に通って、館員たちと筆談をした。大量の筆談のなかでは、何如璋と張斯桂、黄遵憲、随員の沈文煢³⁰とのそれがもっとも多いという。この筆談を最初に紹介し、「大河内文書」と名付けたのは実藤恵秀氏である。筆談集は源輝声自身によって筆談者の名前や番号などが朱で記されていて、丁寧に整理されていた。しかし時を経て劣化が進み、さらに散逸などで現存するものは一部のみになってしまっていた。³¹ このたび王宝平氏の主導で大東文化大学、早稲田大学ほかに分散して保管されている「大河内文書」が、『日本蔵晩清中日朝筆談資料：大河内文書』として出版された。³²

朝鮮人との筆談は金弘集一行のメンバーのみで、この筆談集は大東文化大学図書館所蔵の「韓人筆話」という題名の一冊である。これは『日本蔵晩清中日朝筆談資料：大河内文書』の最後の第8冊（3614～3666頁）に収録されている。1880年8月27日から始まり、9月6日までの10日間ほどの会話記録で、番号は8番までつけてあるが、筆談の回数は5回で、残りの3点は書信およびその草稿である。

修信使一行のうち筆談集に名前が挙がっているのは金弘集、李容肅、李祖淵、金允善、卞鐘夔、姜璋の6人である。対談するのは源輝声のほか、元対馬藩主の宗重正、亀谷省軒³³、石川鴻齋³⁴、清国人の王治本（泰園）³⁵である。

王治本は1877年に来日し、1907年まで30年間日本に滞在した。来日当初は広部精³⁶によった開設された中国語学校の日清社、中村正直の同人社で中国語教師を務めたり、駐日清国公使館の学習翻訳生や神戸領事館の随員にもなったが、科挙のために一旦帰国

し、三ヶ月後に再び来日してからは、大河内の家に居候していた。金弘集一行に会ったのはちょうどこの時期であるとみられる。『棲棲行館詩稿』『舟江雜詩』『新潟新繁盛記』などの著作のほか、多くの日本人の文集に序文を執筆していた。王治本は詩文の造詣が深く、詩社「聞香社」を創設した。³⁷ また、王治本は興亜会・亜細亜協会ともつながりがあった。³⁸

金弘集一行が清国公使館を訪問した翌日の27日に、源輝声は宗重正、亀谷省軒とともに、宿所の本願寺を訪れ、金弘集、李容肅、李祖淵、金允善、卞鐘夔らと筆談を行った。宗重正（1847～1902）は16代対馬藩主であったが、明治維新後は源輝声と同じく華族になった。この日の金弘集らとの面会は宗が仲立ちしてくれたもので、話がはずみ、その結果使用した筆談用紙は40枚にも及ぶ大量のものとなった。これは「大河内文書」にあるほかの筆談と同様に、会話ごとに筆談者の名前を一字で記し、誰の発言であるかが、分かりやすくなっている。たとえば金弘集は「宏」、李容肅は「容」、李祖淵は「淵」となっている。

この会話の内容については、紙幅の関係上、ここで逐一その内容を紹介することはできないため、あらためて本誌次号で訳注を掲載する予定である。ここではひとまず、本論の「人的ネットワーク」形成というキーワードに沿ってその要点を見ていくことにする。

源輝声が清国人と筆談する時と同様、朝鮮人とも互いに相手国を「貴邦」と、自国のことを「敝邦」と呼び、相手のことを「閣下」、「足下」、自らのことを「僕」と呼んでいる。

ようやく修信使との対面を果たした源輝声はまず、金弘集にこの日をいかに待ち望んでいたことかと述べたうえで、自分の祖先が朝鮮通信使と交流があったことを伝えた。また、朝鮮の服制が「先王の法」を守っていることについて「欽慕の至り」と敬意を表した。

続いて源輝声は何如璋らの清国公使館員と自らが親しい関係にあること、そして王治本も会いたがっていることと述べ、隅田川の遊覧と自宅での食事に誘ったのである。

次に筆談の相手が金弘集から李容肅に代わった。源輝声の李容肅への最初の質問は、知り合いの清国人についてのことであった。そこで李容肅は、「僕、自道

光至去冬、凡十六次入燕京、曾交刘憲彝³⁹、馮魯川⁴⁰、葉潤臣⁴¹、王蓉洲⁴²、王少鶴⁴³、孔馮葉王已游岱少雀旋里、又與沈秉成⁴⁴、董文渙⁴⁵、張丙炎⁴⁶、潘祖蔭⁴⁷、黃雲鶴⁴⁸相好、或宦游在り外、未能相晤」と、16回にわたって清に赴いたことと、そして交遊のあった清の文人の名前をだれひとりとして間違えることなく、丁寧に書き記した。実際に、李容肅は清に赴くたびにここに名前の挙がった文人たちを訪ねて、詩文を唱和し宴会を開くなど盛んに交流していた。⁴⁹ 彼らは多く仕官の道を歩んだが、決して付き合いを自慢されるほどの高官ではない。李容肅はさらに最初の6人はすでに郷里に戻り、後の5人も地方に赴任するなど、最近は会うことができないということも告げた。

このことから、李容肅が清の知識人との交友関係を大事にしていることが分かるし、また同時に、源輝声の清への憧憬を窺い知ることできる。

次々と話題は広がり、源輝声の祖先所蔵の高麗熊川茶わんや、漢詩人石川丈山⁵⁰と朝鮮通信使製述官として1643年来日した権菊軒⁵¹との間の筆談集にも及んだ。このことから、朝鮮通信使や江戸時代の日朝間の交流は明治初期まで人々に連綿と伝えられていたことが明らかになる。源輝声は権菊軒の筆談集の抄本を所有しており、そこに跋文を書いてほしいと金弘集に頼んだ。

ここで李祖淵が会話に加わり、詩文を唱和したのち、李祖淵は日本で会いたい人物として、増田貢、雪江、晴湖の名を挙げた。増田貢(1825～1899)は著名な漢学者であり、『唐宋八家叢話』など漢籍に関する編著書が多数ある。この時は東京高等師範漢文教諭を務めていた。雪江は中根雪江(1807～1877)のことかと思われる。中根雪江は幕末の福井藩士で、名は師質、通称朝負、雪江はその号である。ペリー来航以後、一橋慶喜擁立運動を補佐し、『昨夢紀事』『再夢紀事』『丁卯日記』『戊辰日記』を著した人物である。また、晴湖(1837～1913、名は節、別号は石芳・雲錦・静古・星古等)は清の画家鄭板橋に私淑した女流南画家である。彼女は木戸孝允の愛顧を受けて推重されたことでも知られている。

こうした会話から、朝鮮、日本ではそれぞれ三国の知識人に関心があるということがわかる。ここではま

た、当時の知識人の間では具体的にどのような人物が知られていたのかということも明らかになる。金弘集、李祖淵と源輝声との筆談が続き、さらに詩文を唱和し、互いの書道を賞賛したところで、金允善、卞鐘夔も筆談に加わってきた。

源輝声は翌日にまた、本願寺を訪れ、金弘集、李祖淵のほか姜瑋とも筆談した。

続いて洪沢栄一の飛鳥山の別荘で宴会が開かれ修信使一行も参加した8月29日当日も、源輝声は清国人の王治本(黍園)、石川鴻齋とともに本願寺を訪れたが、この時は、李祖淵はすでに夜遅いとして筆談で面会を断っている。

金弘集は8月30日に天皇に謁見し、翌31日に外務省を訪ねているが、この日に李祖淵は源輝声へ書信を送り、前々日のことを詫び、9月1日に延遠館で行われる予定の宴会へ参加するかどうかを尋ねた。そしてその翌日にまた、姜瑋とともに源輝声に詩を贈ったのである。

これを受けて、9月2日に源輝声は王治本と本願寺を訪問し、李祖淵と筆談を交わした。王治本が朝鮮のことについて質問を重ね、李祖淵がそれに逐一答えるという問答が続いた。ここで李祖淵は清のことを「上国」と呼んでいた。

9月5日付のものは筆談ではなく、源輝声と王治本の二人が、金弘集、李祖淵、姜瑋の三人にあてた書信(札状)の下書きである。実際にこれを送付したかどうかについては知ることができないが、修正が数多く施されていて、慎重に言葉選びをしたことが分かる。

9月6日は金弘集が黄遵憲と面会し、『朝鮮策略』を受け取った日であるが、この日源輝声あてに李祖淵から書信が届く。これで源輝声の「韓人筆話」は終わっている。

そして二日後、修信使一行は帰国した。

IV. むすび

本稿では以上のように第二次修信使金弘集一行の日本滞在中の行動を跡付けてみた。その結果、金弘集の復命書に書かれていない幾つかの行動を明らかにすることができた。とりわけ、本稿で初めて紹介した宮島誠一郎、大河内輝声らとの筆談資料から、この機に日

本・清・朝鮮の三国の知識人たちが一堂に会して親しく交流した事実を知ることができた。公式の外交使節として派遣されてきた朝鮮使節は、公的な場で日本の外務省官僚や、清国の公使館館員と付き合いがあったが、その他に大河内や宮島らのネットワークを通じて日清の民間人とも、重層的な交流をしていたことを確認することができた。そこで「興亜」の思いが語られたこと、そして三国の知識人たちが互いの知識人の情報や交流の実態に関心があり、面会したい人物などについても明瞭な考え、情報をもっていたことが明らかとなった。具体的に朱舜水、権菊軒、増田貢、雪江、晴湖といった日中朝三国の知識人の名前があがったことを本稿で示すことができた。

本論を一読されてすでにご理解いただけたことであろうが、敢えて指摘すると、以下のとおりである。すなわち、第二次修信使の訪日を通して知識人たちの交流は、日本⇄朝鮮、清国⇄朝鮮、日本⇄清国といった二国間の関係ではなく、日本⇄清国⇄朝鮮⇄日本…と三国間にまたがったものとなったが、これには既存の人脈を通じて形成されていた知識人たちのネットワークが大きな役割を果たしたことを本論で実証した。

最後に、本稿は日本学術振興会科研費の助成による研究成果（基盤研究（C）（一般）研究課題番号：17K03142）の一部であることを付言しておく。

¹ 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』（第36巻第1号、2018年9月）、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』（第36巻第2号、2019年3月）。

² 第三次修信使以降については北原スマ子「第三次修信使の派遣と『日朝通商章程』の改定・課税交渉」（『朝鮮学報』第192輯、2004年7月）をご参照いただきたい。

³ 北原スマ子「朝鮮使節の日本観—第一次修信使を通して」（杉並歴史を語り合う会・歴史科学協議会編『隣国の肖像』、大月書店、2016年）104～105頁、田保橋潔『近代日鮮関係の研究』（朝鮮総督府中枢院、1940年）、557～561頁。

⁴ 金綺秀（1832～？）字は季芝、号は蒼山、本貫は延安。

⁵ 第一次修信使についての代表的な研究は前掲田保橋潔『近代日鮮関係の研究』のほか、趙恒来『開港期対日関係史研究』第一章「対日修好外 丙子修信使使行考」、第二章「対日修好外 丙子修信使使行考追補」（ソウル、螢雪出版社、1973年）などがある。

⁶ 駐日清国公使館の開設は1877年11月のこと。

⁷ 何如璋（1838～1891）字は子峨、号は璞山・淑齋、広東大埔の人。1876年初代の駐日公使となり、翌年東京に着任した。1883年に帰国後福州船政大臣となったが、清仏戦争で南洋海軍が全滅したため退官した。『使東述略』、『使東雜詠』を著した。

⁸ 張斯桂（1817～1888）字は魯生、浙江慈谿の人。「万国公法」の漢訳に携わり、序文を著した。

⁹ 黄遵憲（1848～1905）字は公度、広東嘉應の人。初代駐日公使の書記官として来日し、日本の政治家・文人と交わり、日本研究を行った。1882年にサンフランシスコ総領事に転任するが、1885年にいったん帰国する。1890年以降にイギリス、シンガポールなどの在外公館につとめる。変法自強運動に参加して、戊戌の政変で失脚。著作に「日本雜事詩」「人境廬詩草」「日本国志」などがある。

¹⁰ 朴定陽（1841～1904）字は致中、号は竹泉、本貫は潘南。1887年駐米全權公使に任命されるが、清の干渉を排除しようとした「朴定陽事件」を引き起こし召還された。金弘集内閣では内部大臣などを歴任した。

¹¹ 魚允中（1848～1896）号は一齋、本貫は咸從、報恩の人。1868年文科に及第し、承政院の注書、弘文館校理、兵曹参判、戸曹参判を歴任したが、甲申政変以降に帰郷した。1894年金弘集内閣成立後、度支部大臣に就任した。

¹² 金允植（1835～1922）字は洵卿、号は雲養、本貫は清風。1874年文科に及第し、穩健的開化派の中心人物とされる。1894年の甲午改革の時は金弘集内閣の外部大臣となるが、同内閣が崩壊後に流配される。また、韓国併合の時に子爵を受けたが、1919年三一独立運動時に朝鮮の独立を訴えて爵位を返上する。

¹³ 前掲田保橋潔『近代日鮮関係の研究』744頁。

¹⁴ 主な研究は李瑄根「庚辰修信使金弘集斗 黄遵憲著『朝鮮策略』에 関한 再檢討」(『東亞論叢』第一輯、1963年)、前掲趙恒来『開港期対日関係史研究』第三章「庚辰修信使와 朝鮮策略의 波紋」、平野健一郎「黄遵憲『朝鮮策略』異本校合——近代初頭東アジア国際政治における三つの文化の交錯について」(日本国際政治学会編『国際政治』第129号、「国際政治と文化研究」2002年2月)などがある。

¹⁵ 帥方蔚(1790～?)字は叔起・子文、号は石村、江西奉新の人。子は帥之宪(1828～1902年)、字は叔度・石生、号は慎斋・淑慎。父子二代にわたって朝鮮の燕行使と交流があった。

¹⁶ 崔蘭英「清の知識人と燕行使の交流から見る人的ネットワークの構築——董文渙の日記および詩文を手掛かりに——」(『韓国朝鮮文化研究』18号、2018年3月)。

¹⁷ 李光麟「尹致昊의 日本留学」(『東方学志』60号、1988年12月)172頁。

¹⁸ 『清季中日韓関係史料』(中央研究院近代史研究所、1972年)文書番号353。

¹⁹ 楊樞(1844～1917)字は星垣、広州に駐屯する八旗正紅旗出身の回族(ムスリム)で、洋務派官僚として有名である。1903～07年の間は駐日公使であった。

²⁰ 張偉雄『文人外交官の明治日本』(柏書房、1999年)155頁。

²¹ 李鴻章の朝鮮を含む朝貢国に対する認識については、茂木敏夫「李鴻章の属国支配観——1880年前後の琉球・朝鮮をめぐる」(『中国——社会と文化』第2号、1997年)、何如璋の朝鮮論および黄遵憲の『朝鮮策略』については、原田環『朝鮮の開国と近代化』(溪水社、1997年)、第九章「清における朝鮮の開国近代化論——『朝鮮策略』と「主持朝鮮外交議」——」、權錫奉『清末対朝鮮政策史研究』(ソウル、一潮閣、1986年)、姜東局「中国的世界秩序の変容と言説——『朝鮮策略』の「親中国」をめぐる議論を中心に——」(『思想』944号、2002年12月)などが代表的な論著である。

²² 前掲平野健一郎「黄遵憲『朝鮮策略』異本校合——近代初頭東アジア国際政治における三つの文化の交錯について」(日本国際政治学会編『国際政治』第129号、「国際政治と文化研究」2002年2月)24頁。

²³ 劉雨珍編『清代首屆駐日公使館員筆談彙編』(天津人民出版社、2010年)、15～18頁。

²⁴ 前掲劉雨珍編『清代首屆駐日公使館員筆談彙編』11頁。

²⁵ デジタル版『渋沢栄一伝記資料』(渋沢栄一記念財団)第25巻633～634頁。

²⁶ 浅草文庫は平坂学問所、和学講談所などの蔵書約11万冊を受け継ぎ、1875年に浅草蔵前に設けられた官立の公開図書館である。現在、その蔵書の大部分は国立公文書館内閣文庫に保存されている。

²⁷ 前掲崔蘭英・北原スマ子「『近代』移行期の東アジア知識人の人的ネットワークについての基礎研究(一)——興亜会と亜細亞協会を中心に」をご参照したい。

²⁸ 高適(?～765)字は達夫、唐代の詩人。常建(708～?)字号不詳、同じく唐代の詩人である。李祖淵が引用したのは高適「酬岑二十主簿秋夜見贈之作」と常建「白湖寺後溪宿雲門」の中の一部である。

²⁹ 前掲『清代首屆駐日公使館員筆談彙編』555頁。

³⁰ 沈文熒(1838～1886)号は梅史、浙江姚江の人。初代駐日清国公使何如璋の随員で、詩文や書物に関する仕事を担当。著作に『春浮館詩草』『春浮館外集』『姚江梅川沈氏宗譜』『日本神字考』などがある。

³¹ 実藤恵秀『大河内文書』平凡社、1964年。

³² 『日本蔵晩清中日朝筆談資料：大河内文書』の出版経緯については、島善高「『日本蔵晩清中日朝筆談資料 大河内文書』の出版」(早稲田大学図書館報『ふみくら』92号、2017年10月)が詳しい。それによると、「大河内文書」に登場する筆談者は合計132人(日本69、中国58、韓国5)にのぼるが、朝鮮(韓国)に関して、筆談者数は6人が正しい。

³³ 龜谷省軒(1838～1913)名は行、字は子省、対馬府中藩士、漢学者。

³⁴ 石川鴻齋(1833～1918)本名は英、字は君華、号は芝山外史・雲泥居士。日本の漢学者、画家。

³⁵ 王治本(1835～1908)のこと。字は維能、号は泰園・漆園・夢蝶道人、浙江慈溪の人。

³⁶ 広部精(1855～1909)は明治時代の中国語学者。日清社を創設して中国語を教え、日本最初の中国語辞典「亜細亞言語集」を編集した。

³⁷ 王宝平「清季東渡文人王治本序跋輯存」（『文献』第4号、2009年10月）。

³⁸ 前掲「『近代』移行期の東アジア知識人の人的ネットワークについての基礎研究（二）—興亜会・亜細亜協会と中国人との詩文による交流を中心に—」

³⁹ 孔憲彝（1837～1863）字は叙仲、号は綉山・秀珊、山東曲阜の人。清末の著名な詩人、官位は内閣中書に至る。

⁴⁰ 馮志沂（1814～1867）字は魯川、山西代州の人、桐城派の詩人。董文煥とともに朝鮮の燕行使と交流し、詩文を唱和した。董文燦（董文煥弟）の妻の馮婉琳は姪である。

⁴¹ 葉名澧（1812～1859）字は潤臣、湖北漢陽の人。有名な蔵書家でもある。兄は清末有名な政治家葉名琛。

⁴² 生没年不詳。清末の政治家翁同龢（1830～1904、字は叔平、号は松禪・瓶庵居士）と同じく江蘇常熟の人。翁同龢の文集にたびたび登場する。

⁴³ 王拯（1815～1876）初名は錫振、字は定甫、号は少鶴。『龍壁山詩文集』などの著作がある。

⁴⁴ 沈秉成（1823～1895）字は仲程、号は仲復、帰安の人。

⁴⁵ 董文煥（1833～1877）初名は董文煥。字は堯章、号は硯樵・研樵、研秋は清末の政治家、文人。山西洪洞の人。

⁴⁶ 張丙炎（1826～1905）字は午橋、号は葉農、江蘇儀征の人。

⁴⁷ 潘祖蔭（1830～1890）字は伯寅、号は鄭齋、江蘇吳県の人。『海東金石志』（海東は朝鮮のこと：筆者注）を編纂しようだが、現存せず。

⁴⁸ 黄雲鶴（1819～1898）字は芸谷・翔云・緗芸、湖北蕪春の人。北宋黄庭堅の後裔。清末の著名な学者で、詩文、書道にも長けている。

⁴⁹ 詳細については前掲崔蘭英「清の知識人と燕行使の交流から見る人的ネットワークの構築——董文煥の日記および詩文を手掛かりに——」をご参照いただきたい。

⁵⁰ 石川丈山（1538～1672）名は重之、字は孫助、号は六六山人。江戸前期の漢詩人、書家。

⁵¹ 權菊軒、生没年は不詳。名は權伐、1636年に製述

官として通信使の任統（号は白麓）に従って来日した。石川丈山との筆談は『朝鮮国中直大夫詩学教授菊軒權試筆語』のことであろう。

新聞投書欄における選択的夫婦別姓に対する意見の分析 —KH Coder によるテキストマイニングを用いた検討—

高木 幸子 (常磐大学人間科学部)

A text-mining analysis of opinions about the dual-surname system in the
correspondence column of newspapers

Sachiko TAKAGI (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

Lifestyle changes in Japan have resulted in diverse forms of marriage. However, married couples are not yet legally permitted to have separate surnames. Considering this, the present study aims to reveal how people's opinion about the dual-surname system changes. This study collected 220 articles from the correspondence column of newspapers and analyzed them using text mining. Similar to previous studies, the finding suggest that public opinion is split over whether people pursue gender equality or family respect with regard to the issue of separate surnames. This study also showed that in recent years, the debate has focused on whether Article 750 of the Civil Code is constitutional in relation to international marriage, which is generally permitted with no infringement.

はじめに

1979年の第34回国連総会において採択された女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としたものである。ここにおいては、夫婦間の同一の権利として特に姓選択に関する権利を挙げ、法律上での明文化された平等のみならず事実上の平等を実現することが締結国に求められており、日本はこの条約に1985年に批准している。しかしながら、医大の入試における性差別が明るみとなり、その話題が2019年度東京大学入学式の祝辞で話題に挙げられ

たことは記憶に新しく、我が国では男女間の事実上の平等は道半ばといえる。さらに、日本の民法においては夫あるいは妻のどちらかが改姓するというかたちで平等が規定されているものの、ほとんどの場合に妻である女性が改姓する結果となっており、ここにおいても事実上の平等は実現されていないのが現状である(福島・榊原・福沢, 1992)。

本研究では、こうした現状に鑑み、新聞書面における投書欄の一般意見をテキストマイニングによって分析することによって、世論の推移とその論点について整理を試みる。

1. 選択的夫婦別姓制度をめぐる議論の経緯

本節においては、まず1.1で、次節で紹介する石山(2009)の先行研究を参照しつつ、選択的夫婦別姓問題の経緯について触れる。次に1.2において選択的夫婦別姓制度をはじめとする婚姻制度に対する世論の多様化を概観する。

1.1. 選択的夫婦別姓問題の経緯

日本における選択的夫婦別姓制度導入への動きの出発点は、1975年に民法改正を求める請願が参議院に提出されたことに遡る。その後、夫婦別姓が取り上げられたのは1989年、首相の私的諮問機関である婦人問題有識者会議においてであったとされる(高橋・折井・二ノ宮, 1995)。これは民間からの要望に基づいたものであり、1991年1月には、法曹の諮問機関である法制審議会民法部会身分法小委員会によって正式に「夫婦別姓」の検討がなされるようになり、「民法の婚姻・離婚制度の見直し審議」が開始された。ここで、選択的夫婦別姓案とは、同姓と別姓のどちらかを自由に選択できる法制度案を指す。次いで、1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度を含む「民法の一部を改正する法律案要綱」の答申が行われたが、保守系国会議員の間で反対論や慎重論が多く、同年5月に国会への上程は見送りとなっている(池内, 1997)。これ以降、野党から法務省案とほぼ同様の案が提出されているものの、審議されないままの繰り返しや、審議未了のまま廃案になることを繰り返している(石山, 2009)。

2001年11月に法務省によって「選択的夫婦別姓」案が再提出されたものの、再度見送りとなっている。これを受け、翌年4月には夫婦別姓に反対する国会議員に配慮し、原則的には同姓とし、別姓は例外として扱う「例外的夫婦別姓」案が新たに法務省により提示された。しかしながら、これも意見の集約に至らず、法務省は民法改正案の提出を断念し、議員提案を支持する方針へと転換した。2002年7月には、さらに反対派の意向を考慮した案である「家裁許可制夫婦別姓」案が一部の自民党国会議員によって提示された(久武, 2003)。しかしながら、原則は同姓であり、別姓を希望する場合には家庭裁判所の許可を要するこの法案も結局見送られた。その後、再提起がなされたものの、2004年3月に結局のところ国会提出は再度見

送りとなった。2006年にも別姓婚姻届不受理取り消しに関する申し立てがなされたが、同年に東京家裁によってこれが却下された。次いで、2011年2月にも民法750条の規定が違憲であるとする訴えがあったものの、2015年に最高裁判所は現在の民法規定を合憲としてこの訴えを退けている。

一方、上述の選択的夫婦別姓制度案とは別に、1997年には「旧姓族称制度」(通称制度)案が法務部会で検討された。これは前述のすべての案と異なり、戸籍上は必ず夫婦同姓としなければならないものの、姓を変更した夫あるいは妻が実生活上では旧姓を通称として名乗ることを法律で保護するというものである。この案は、選択的夫婦別姓制度に反対する自民党を中心とした一部の国会議員によって法案提示の意向が示されたものの、改正案として正式な提出には至っていない。

2018年1月には、選択的夫婦別姓制度の実現を求め、夫である自身が改姓したサイボウズ社社長の青野慶久氏をはじめとする4名の原告が国を提訴した。この裁判では、戸籍法上で姓を選べる制度の有無について不平等性を問い、結婚時に夫婦別姓を選択することができない戸籍法の規定は違憲としたうえで、婚姻前の姓を戸籍法上での姓(呼称上の姓)として称する法改正を求めていた。しかしながら、2019年3月に東京地裁は現行の制度は合憲とする判断を示し、原告側の請求は棄却された。

このように、夫婦別姓といってもさまざまな案が存在し、非常に複雑なものである。石山(2009)は、この夫婦別姓問題が最終的にどのように決着するのは定かではないが、これまで議論されてきた「選択的」夫婦別姓制度という案は、「例外的」さらには「家裁許可制」という形へと矮小化されてしまったとしている。

1.2. 婚姻制度に対する世論の多様化

1.1で述べた選択的夫婦別姓制度のみならずLGBTといった性的少数者の問題も含め、近年では婚姻制度に対する価値観が多様化し、様々な婚姻形態がとられるようになってきている。選択的夫婦別姓に関連する婚姻形態としては、戸籍制度に縛られない「事実婚」が挙げられる。この「事実婚」が望まれる理由は複数

あるが、その一つに「夫婦別姓を通すため」というものがある。姓の変更は、銀行口座や社会保険の証書といった公私にわたる各証書の変更手続きに多大な労力が必要で、さらには諸手続きに伴って姓の変更理由に関する私的情報が必然的に要される。また、男女を問わず、旧姓時のキャリアを、姓変更後の自分と紐づけることが難しいことも要因であろう(高木, 2017)。

ただし、「事実婚」と同様に戸籍制度に縛られない婚姻形態である「内縁」も「事実婚」も、これらの形態をとった場合には親権や相続権に関する社会制度は法律婚よりも手薄となる(小島・伊達・水谷, 2015)。たとえば、民法818条第3項にあるように、事実婚では父母どちらか一方しか親権を持つことが出来ず、共同親権は認められていない。また、子どもを認知したとしても、その子供の戸籍上の記載は「婚外子(非嫡出子)」となる。さらに、日常生活における不利益としては、事実婚では配偶者に相続権がない、配偶者を生命保険の受取人にすることが出来ない、賃貸借契約締結において保証人になれない、医療同意の代行者として認められないなどがある(高木, 2017)。それでもなお、特に女性の間では、事実婚に賛成する割合は高まっている。下開(2001)の未婚女性および既婚女性を対象とした事実婚に関する意識調査によれば、未婚女性と既婚女性ともに9割以上の女性が事実婚を受け入れ、中でも未婚女性の約1割は自分自身も事実婚を望むことが明らかとなっている。

このように、女性の社会進出といったライフスタイルの変化に伴い、様々な形で婚姻制度にまつわる世論および実際の形態が多様化しているといえる。

2. 新聞報道に関する先行研究

1節で述べたような経緯を有する選択的夫婦別姓制度案そのものについて、一般的な国民はどのような態度をとっているのだろうか。意見や態度に関しては、これまでの経験や性格といった個人内要因のみならず、政治、社会、文化など様々な要因が影響を及ぼす(石山, 2009)。本研究では、その要因の一つとして新聞に焦点を当てる。これまで、法務省や国会議員が提示してきた複数の案については、当然のことながら、国民には報道によって認知されることが一般的で

ある。新聞は、現代社会において人々が知るべき問題を、報道することによって投げかけるメディアである(鶴木, 1999)。さらに、多様な争点を報道する際、各新聞紙がそれらをどういった切り口(ニュースフレーム)で報道するかによって、人々の問題認識の有り様は変化する(e.g. Iyenger, 1991; Cappella & Jamieson, 1997)。

石山(2009)は、新聞報道を時系列に沿って分析することにより、新聞が夫婦別姓問題をどの程度、どのようなフレームで取り上げるのかを検討することによって、選択的夫婦別姓という争点について考察し、今後の議論の一助となることを目的に研究を実施した。この研究では、1987年から2006年までの20年間に、朝日新聞・読売新聞・毎日新聞の全国紙3紙に掲載された594件の夫婦別姓問題の報道記事を取り上げ、さらに無作為抽出およびコーディングシートに基づく内容分析を行った結果、3誌合計260件の記事を対象として分析した。また、記事内容から重要な分岐点となる出来事が生じたと判断した日を基準に、Ⅰ～Ⅲ期に分け(Ⅰ期:1987年1月1日～1994年7月12日;Ⅱ期:1994年7月13日～1996年5月22日、Ⅲ期:1996年5月23日～2002年4月10日)、時期ごとの傾向を探った。

分析においては、各記事を分析単位とし、①掲載面、②記事分類、③写真の有無、④図表の有無、⑤データの有無、⑥本文記事の文字数、⑦見出しの論調、⑧記事中の賛否理由の有無の8項目に関して分析した後、記事中にある賛否の理由一つ一つを分析単位とした詳細な分析を実施している。この結果、たとえば②の記事分類においては、「解説・社説」「学識者意見」「政治家意見」「一般意見」、さらに事実を中心に伝えている「国会を中心とした政治的動向」「その他の政治的動向」「イベント」および「その他」の9項目のうち、もっとも多かったのは「国会を中心とした政治的動向」の29%であったものの、それに続くのは「一般意見」21%であり、両方で全体の半数を占めていることが明らかになった。この「一般意見」はⅠ期～Ⅲ期のいずれにおいても大きな割合を占めていた。また、内容に関しては、Ⅰ期では平等という価値が強調されたニュースフレームである「男女平等」という理

念に集約され、Ⅱ期では論議において引き続き「男女平等」という理念が提示されるものの、反対意見として「家族尊重」というニュースフレームが対抗を見せ、Ⅲ期ではこの「家族尊重」というフレームが力を増したことが示された。石山（2009）は、こうした結果について、夫婦別姓が女性の権利を追求する社会運動としての理念を失ったことにより、大きな世論の喚起につながらないまま、選択制から例外制へ、さらには家裁許可制への転換を余儀なくされてしまった可能性があることを考察している。また、これらの背景要因として、1999年の「男女共同参画社会基本法」の制定を契機に激しくなったジェンダーフリー・バッシングなどのジェンダー・バックラッシュを関連づけて考えている。

石山（2009）の研究では、「解説・社説」や「学識者意見」、「国会を中心とした政治的動向」と「一般意見」をいずれも記事としてくくり、まとめて分析している。しかしながら、報道の切り口が人々の問題認識の仕方に大きな影響を与えるとされるのであれば（e.g., Iyenger, 1991; Cappella & Jamieson, 1997）、「一般意見」とその他は分けて分析されるべきだと考える。なぜなら、別個のものとして分析しない限り、報道の切り口とその影響が交絡を起こす可能性があるからである。また、賛否の理由の検討においては、明確な理由付き記事157記事のみを対象とし、提示された理由について、たとえば賛成理由については「不便・不利益」や「人格権」といった語の掲載率をもとに分析がなされていた。この点についても、記事というものが一連の文章で構成されていることに鑑みて、語の掲載率のみではなく、それらの語の関係性にも着目すると、より精緻な分析につながる可能性があると考えられる。そこで、本研究ではメディア報道の切り口に多大な影響を受けて変化すると考えられる「一般意見」のみに着目し、さらにこれについて以下の3.2で紹介するテキストマイニングを用いて分析することを試みる。

3. 選択的夫婦別姓制度に関連する科学的研究

2節では石山（2009）の研究を紹介したが、この研究は社会学的な観点から新聞というメディアにおける

夫婦別姓問題の報道を検討したものであった。本節では、3.1で社会学領域以外の科学的アプローチを紹介し、3.2では本研究で用いるテキストマイニングについて説明する。

3.1. 姓の役割に関する科学的検討

婚姻に伴う改姓は、改姓する側の心理に多大な影響を及ぼすことが想定される。これに鑑み、心理学領域において姓をテーマとした研究が行われている。太田・石野（2010）は、姓に対する態度と自我同一性・家族の一員としてのアイデンティティ・家族一般に対する伝統的な価値観との関連について大学生を対象に検討することによって、姓の持つ心理的役割にアプローチした。この際、姓には個人の同一性や連続性を支えるという役割と、個人が現在所属する家族や親族集団の一員であることを示す記号として用いられる役割の2つがあると仮定した。このうち、後者における姓の役割は、先祖からのタテのつながりを個人に認識させる点と、現在の家族の一員であるというヨコのつながりの点であるとした。研究では、姓に対する態度を測定する尺度と、家族一般に対する伝統的価値観を測定する尺度が作成され、これらの尺度間の相関が検討された。調査の結果、男女共通の傾向として姓には現在所属する家族の一員であるというヨコの感覚を支える役割があること、女性よりも男性の方が自己と家族のアイデンティティ、および家族観と姓に対する態度との相関が高かった。こうした結果が得られた理由として、太田・石野（2010）は、現在の同姓制度のもとでは9割以上の夫婦において妻が改姓するという現状から、女性の多くは今後の人生において改姓の機会があることを念頭において姓と向き合っていることが背景にあるのではないかと考察している。つまり、この研究から、個人の意識において姓は家族としてのつながりを保つ役割を担い、姓への意識には婚姻における同姓制度の影響によって性差がみられる可能性があることが示唆された。

上述のような家族とのつながりの意識といった高次の心理的事象にとどまらず、個人の姓の影響はよりシンプルな行動にもみられることが指摘されてきた。たとえば、人はおのずと住環境や職業、配偶者を決定する際に自分と類似性が高いものを選択する傾向が

あることが示唆され、個人の姓もそうした要因の一つであることが明らかになっている (Jones, Pelham, Carvallo, & Mirenberg, 2004; Pelham, Mirenberg, & Jones, 2002)。また、姓の同異あるいは類似性がものごとの選択行動だけではなく、対人魅力の評価にも影響を及ぼすものの (津村・村田, 2016)、援助といった対人関係の互恵的側面までには影響を与えないこと (高木, 2017) も指摘されている。高木 (2017) では、実験参加者が自分と同姓、友人と同姓、その他の姓という3種の姓を持つ人物と最後通告ゲームを行う心理実験を実施した。実験結果には、ゲームの対戦相手の姓の種類の影響は見られず、つまり、自分や友人と同姓であるといった姓への親密度は、対人関係における互恵的行動の増減に直接的には影響を及ぼしていなかった。このことから、高木 (2017) は配偶者との姓の同異が家族の結びつきや一体感に影響を及ぼす可能性は少ないのではないかと考察している。

3.2. 自然言語処理技術の応用

3.1で紹介した心理学的検討はいずれも、「(選択的)夫婦別姓」という観点を直接的には明示せずに、姓が家族観や物ごとの選択、さらには互恵的行動にどのような影響を及ぼすかについて、多肢選択法に基づく質問紙調査や最後通告ゲームにおける配分額を回答する実験によって量的に検討したものであった。一方で、2節で紹介した石山 (2009) のような社会学的検討では、そもそも「(選択的)夫婦別姓」という語が必ず使われている記事を対象としていた。また、一般的に、テキスト型データのような質的データを分析する場合には素データの中から分析者が典型的だと考える箇所を引用するという質的な方法が用いられることが多い (樋口, 2014)。ゆえに、このような研究から得られた知見をダイレクトに照らし合わせ、融合させたいうえで、何らかの方向性を持つ知見をまとめ上げることは非常に難しい。特に、質問紙調査や実験で得られるような定量的なデータの分析は、何らかの現象に関する全体的な傾向の検証には非常に適しているものの、当然のことながら定性的な情報を発見することは困難だと思われる。

夫婦別姓問題に関する新聞というメディア報道の切り口の影響を受け、一般読者のその問題に対する意識

や認識の変化の有り様は、新聞投書欄に掲載された文章に反映されると考えられる。各紙の読み手は当該の新聞社宛てに投書するであろうし、自由記述である投稿文には読み手かつ書き手の伝えたい細かいニュアンス、情報などが豊富に含まれているからである。近年、こうした自由記述データに関し、より客観性を保持した分析を可能にするテキストマイニングの利用が増加している。従来は、テキスト型データを計量的に分析するためには、Dictionary-basedアプローチとCorrelationalアプローチのどちらか一方を用いることが多かった (樋口, 2004)。前者は、分析者が設定したコーディング基準に沿って文章を分類する手法である。分析者がテキスト型データの様々な面に自由に基準を置くことが可能で、かつ理論的背景や問題意識を分析に反映するための操作の自由度が高いという利点があるものの、コーディング基準が恣意的になってしまうという危険性を孕んでいる。他方、後者は、多変量解析の手法を用いて文章を分類するアプローチである。分析者の主観的な理論的背景や問題意識の影響を排除しつつテキスト型データを要約・提示できるものの、単語の切り出しや要約を自動で行い、分析者の問題意識を反映させることには限界がある。

樋口 (2014) は、これら2つのアプローチを相補的に統合することを提案し、日本語テキスト型データの分析に自然言語処理と取り入れたソフトウェアとしてKH Coderを開発した。このKH Coderは、学術分野において利用しやすいよう、処理内容をすべて明らかにしたフリー・ソフトウェアとして公開されている (樋口, 2014)。樋口 (2014) によれば、KH Coderは語の選択に当たり恣意的となり得る「手作業」を排し、多変量解析によるテキスト型データ全体の要約・提示と、コーディング基準の公開という手順を踏み、これによって操作における自由と客観性の確保を可能とするものである。本研究では、KH Coderを用いて新聞投書欄における夫婦別姓問題をめぐる一般意見を分析し、従来の新聞報道に関する分析と照らし合わせることでその変化の推移を考察し、今後の議論の一助とすることを旨とする。

4. 方法

本節では、本研究で使用したテキスト型データの抽出手法とその基準や、テキスト型データの自然言語処理技術を使用した分析に使用したツールについて説明する。

4.1. データの抽出

本研究では、新聞記事データベースを使用し、朝日新聞・毎日新聞・産経新聞・読売新聞を対象に、1989～2019年現在までの投稿欄における夫婦別姓問題に対する意見を収集してテキスト型データとして用いた。具体的には、朝日新聞では「声」欄の全136記事、毎日新聞では「みんなの広場」欄の17記事、産経新聞では「談話室」欄の53記事、読売新聞では「気流」および「オピニオン」欄の14記事の全220記事を使用した。すべての記事において、地域・年齢といった個人情報抽出できる形式であった。各紙では、所属記者が一般意見の一部を抜粋して夫婦別姓問題に関して特集した記事等も散見されたものの、賛否の判断に記者の主観が反映され、かつ一部抜粋により全体的な意向が不明なため、こうした記事は使用しなかった。

4.2. 分析対象時期の設定

分析では、全期間を対象とした他、以下の基準でⅠ期からⅧ期までを設定し、時期ごとの傾向を探った。まず、石山(2009)に倣い、Ⅰ期は1989年1月1日から1994年7月12日まで、Ⅱ期は1994年7月13日から1996年5月22日まで、Ⅲ期は1996年5月23日から2002年4月10日までとした。石山(2009)ではⅠ期の開始は1987年1月1日としているが、本研究で抽出したデータはもっとも古い意見記事で1989年のものであったため、本研究ではⅠ期の開始時期を1989年とした。Ⅲ期以降は石山(2009)では分析対象となっていなかったが、基準としては夫婦別姓問題に関して重要な分岐点となる出来事が生じたと判断した日を基準とするルールは踏襲し、Ⅳ期は2002年4月10日から2006年4月25日まで、Ⅴ期は2006年4月26日から2011年2月13日まで、Ⅵ期は2011年2月14日から2015年12月16日まで、Ⅶ期は2015年12月17日から2018年1月8日まで、Ⅷ期は2018年1月9日から2019年3月31日までとした。期ごとの記事件数は、Ⅰ期23件、Ⅱ期16件、Ⅲ期68件、Ⅳ

期27件、Ⅴ期25件、Ⅵ期23件、Ⅶ期26件、Ⅷ期13件であった。

4.3. 分析ツールと具体的手法

本研究では、テキスト型データの分析にKH Coder(樋口, 2014)を用いた。KH Coderを用いた分析手順は概ね以下の通りであった。まず、夫婦別姓問題に関する自由記述の形式をとる投書から、品詞情報を利用しながら語を抽出して集計がなされる。次に、たとえば「夫婦別姓」「事実婚」「民法改正」といった複合語の設定などを含む語の取捨選択を終えたうえで、集計された語を2次元にマッピングする対応分析と、出現パターンの類似性が高い語のネットワークを可視化する共起ネットワーク分析を行った。対応分析においてはマップにおいて、関係性の高い語同士は物理的距離が近い位置にプロットされ、低い語同士は遠い位置にプロットされるため、直感的なデータの把握が容易となる。

5. 結果

本研究では、新聞投書欄における夫婦別姓問題をめぐる一般意見について、賛否の態度および投書が寄せられた時期に基づいて分析を行った。以下この順に結果を示す。

5.1. 全時期を対象としたテキスト型データの分析

5.1.1. 語の出現頻度

全時期の記事、つまり総サンプル数220記事の自由記述テキスト型データ全文を対象に形態素解析を実施した。抽出文の合計は2,244文、抽出語の合計は22,492語であり、1記事あたりの平均は102.23語、1文あたりの平均は10.02語であった。

次に、出現頻度の高い上位50語を抽出し、これを表1に示した。総出現数であるため、同一記事内に同じ語が複数記述されている場合にも出現数としてカウントされている。上位50語のうち、40語は名詞であり、姓(1位, 605回)や夫婦別姓(2位, 349回)はもちろんのこと、当然のことながら家族(9位, 189回)、子供(15位, 129回)、民法(22位, 94回)など、夫婦別姓問題にまつわるキーワードとなる語が上位に上がっていた。

表1. 全時代のテキスト型データの頻出50語

順位	抽出後	出現数	順位	抽出後	出現数
1	姓	605	26	言う	88
2	夫婦別姓	349	27	戸籍	88
3	結婚	324	28	改正	83
4	別姓	300	29	名字	83
5	思う	289	30	妻	81
6	夫婦	241	31	男性	73
7	女性	223	32	反対	72
8	夫	190	33	今	71
9	家族	189	34	前	71
10	制度	189	35	旧姓	69
11	人	149	36	名前	69
12	自分	147	37	感じる	66
13	選択	144	38	意見	64
14	同姓	132	39	子	59
15	子供	129	40	家庭	58
16	名乗る	119	41	必要	58
17	社会	117	42	多い	57
18	認める	116	43	望む	57
19	問題	116	44	離婚	57
20	変わる	114	45	改姓	52
21	日本	104	46	個人	52
22	民法	94	47	持つ	51
23	家	92	48	男女	51
24	考える	92	49	国会	49
25	変える	91	50	関係	46

表2. 態度ごとの特徴語10語

どちらでもない		反対		賛成	
検討	.250	家族	.234	夫婦別姓	.674
子	.217	女性	.216	姓	.583
行う	.167	子供	.213	結婚	.548
子供	.150	思う	.179	思う	.510
新しい	.150	別姓	.175	夫婦	.495
幸せ	.143	問題	.173	別姓	.448
確か	.133	言う	.172	選択	.439
述べる	.133	親	.164	夫	.414
旧姓	.131	制度	.162	認める	.379
抱く	.129	日本	.157	人	.369

注) 数値はJaccard係数

5.1.2. 夫婦別姓制度導入への賛否と語の関連

次に、全記事に関し、(選択的)夫婦別姓制度の導入に対する賛否を分類し、記事の賛否と、その賛否による記事内の特徴語の検討を行った。賛否は、記事内で書き手が態度を表明している場合にはそれに基づいて分類し、表明せずかつ記述からも明白に意見が読み取れない場合にはこれを“どちらでもない”に分類した。分類の結果は、“賛成”が153記事、“反対”が44記事、“どちらでもない”が22記事であった。この分類に基づき、記事ごとに特徴語10語を抽出し、これを表2に示した。表2内の数値はJaccard係数である。Jaccard係数は0から1までの値をとり、表2の場合、態度(どちらでもない/反対/賛成)との関連の強さを表している。表2から、「別姓」という語は“賛成”でも“反対”でも特徴語のひとつとして挙がっているものの、Jaccard係数は“反対”では.175であるが“賛成”では.448であり、“賛成”との関連が強いことが示された。また、「子供」という語は“賛成”では特徴語として挙がらなかったが、“どちらでもない”および“反対”では挙がっていた。このことから、子供あるいは子の問題が“反対”という態度や態度保留の意見と関連が深いことが示された。それぞ

れの態度において重複している語は少なく、異なる態度形成の特徴が反映されていた。

より詳細に態度別の特徴を探るため、対応分析を実施した。対応分析を実施する際には、語の取捨選択における最少出現数を35に設定し、差異が顕著な上位60語を使用することとした。対応分析の結果を図1に示す。対応分析では、態度によらず出現パターンに取り立てて特徴のない語が原点(0,0)の付近にプロットされる。また、態度に関するラベル(どちらでもない/賛成/反対)の付近かつ原点から遠い位置にプロットされた語ほど、その態度を特徴づける語であると解釈できる。ゆえに、“どちらでもない”では「子」や「両親」など、“反対”では「家族」「家庭」「時代」など、“賛成”では「尊重」「崩壊」などがその態度の特徴を表しているといえる。また、寄与率の高い成分1すなわち左右の位置関係に着目すると、“どちらでもない”と“反対”は右寄りに布置され、“賛成”は左寄りに布置されている。ゆえに、“どちらでもない”と“反対”の記事内容は類似性が高く、“賛成”の記事内容はこれらとは類似性が低かったことが示された。

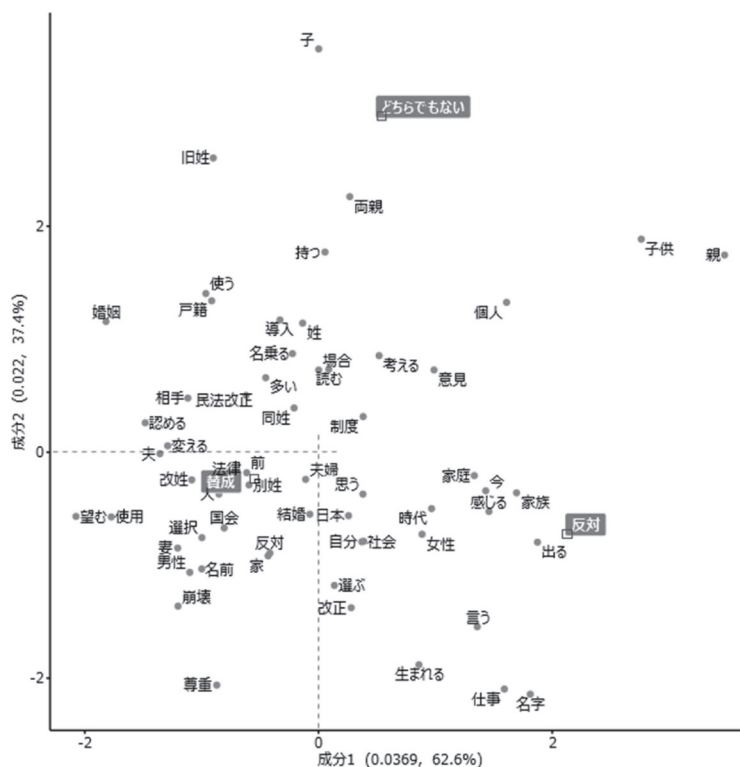


図1. 対応分析からみる態度ごとの特徴

5.2. 時期ごとのテキスト型データの分析

本研究では、時期ごとの意見の特徴を見るため、全220記事を4.2の基準に従い、8つの時期ごとに分類した。各時期の記事数は少なくかつばらつきがあるため、文単位で時期ごとの特徴語10語を抽出した。これを表3に示す。全時期を通じて、当然のことながら「結婚」「夫婦別姓」「別姓」「婚姻」といった特徴語が抽出されていた。一方、I期・II期では「戸籍」、VI期では「民法」、VII期では「最高裁」「判決」、VIII期では「虐待」が挙がっている点が特徴であるといえる。

より詳細に時期ごとの特徴を探るため、対応分析を実施した。対応分析の際には、語の取捨選択における最少出現数を35に設定し、差異が顕著な上位60語を使用することとした。対応分析の結果を図2に示す。図2の形式は、図1と同様である。寄与率の高い成分

1すなわち左右の位置関係に着目すると、II期およびIII期は、他の時期の記事内容とは類似性が低かったことが示された。語レベルではI期では「戸籍」や「名前」、II期では「子(供)」「親」「民法改正」、III期では「導入」や「崩壊」、VII期では「同姓」「選ぶ」「選択」といった語がその時期の意見の特徴を表しているといえる。IV期・V期・VI期・VIII期の意見に関しては、特徴語は非常に類似性が高かった。

次に、時期ごとに出現パターンの類似性が高い語同士を線分でつないで図示した共起ネットワークを作成した。これらの図ではすべて、強い共起関係ほど太い線分でつながれ、出現頻度が多い語ほど大きな円で描画されている。

I期については、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を5に設定し、描画する共起関係は上

表3. 時期ごとの特徴語10語

I期		II期		III期		IV期	
戸籍	.071	子供	.093	姓	.161	制度	.056
別姓	.069	姓	.082	夫婦別姓	.127	名乗る	.054
結婚	.068	別姓	.078	別姓	.115	変える	.053
思う	.066	問題	.069	結婚	.115	夫	.052
夫婦別姓	.062	制度	.061	思う	.110	言う	.041
夫	.062	戸籍	.051	夫婦	.097	導入	.040
名字	.060	個人	.049	家族	.080	望む	.039
問題	.053	案	.048	制度	.073	変わる	.039
女性	.049	国会	.044	子供	.072	名前	.038
制度	.046	人	.042	人	.057	日本	.036
V期		VI期		VII期		VIII期	
家族	.084	女性	.107	同姓	.093	認める	.062
結婚	.066	結婚	.092	姓	.092	夫婦	.055
自分	.060	姓	.089	夫婦	.076	夫婦別姓	.054
選択	.054	夫	.056	思う	.067	変える	.049
名字	.048	認める	.054	女性	.067	婚姻	.048
同姓	.044	自分	.051	選択	.061	虐待	.047
人	.043	規定	.048	判決	.056	変わる	.044
社会	.043	民法	.046	最高裁	.055	思う	.044
名乗る	.037	日本	.046	家族	.054	夫	.042
一体	.035	変わる	.046	社会	.051	民法	.039

注) 数値はJaccard係数

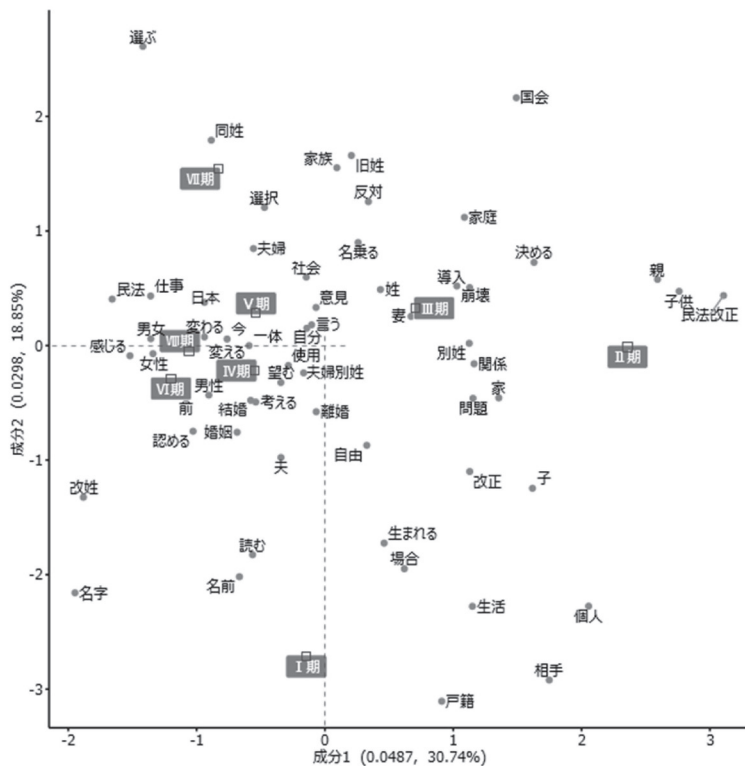


図2. 対応分析からみる時期ごとの特徴

位 60 語とした。結果を図 3 に示す。「結婚」「女性」「別姓」の円が大きく、結びつきも強いことから、この時期では女性の方が改姓することが多いという視点に基づく意見が多いことが示された。また、「男女」と「平等」や、「自由」と「対等」の語の結びつきの強さから、男女平等という視点からの意見が多いことが明らかとなった。

Ⅱ期についてもⅠ期と同様に、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を 5 に設定し、描画する共起関係は上位 60 語とした。結果を図 4 に示す。「子供」「姓」「名乗る」の円が大きく、結びつきも強いことから、夫婦別姓を導入した場合の子供の姓に関する視点に基づく意見が多いことが示された。また、「民法改正」「案」「国会」の結びつきも強く、制度導入にまつわる民法改正に焦点を当てた意見が出されていることが明らかとなった。

Ⅲ期については、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を 10 に設定し、描画する共起関係は上位 60 語とした。結果を図 5 に示す。「姓」「結婚」「夫婦別姓」や「同姓」「別姓」の円が大きく、結びつきも強いことから、従来と同様の基本的な意見が交わされていることがわかる。一方で、「家族」「日本」「伝統」「家庭」「崩壊」の結びつきが強く、夫婦別姓制度導入による日本の伝統や家族崩壊の懸念に関する意見が出ていることが示された。また、「旧姓」「通称」「使用」の結びつきがみられ、さらに「外国」といった語も抽出されていることから、仕事における旧姓や通称の使用についての意見が登場している。

Ⅳ期については、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を 5 に設定し、描画する共起関係は上位 60 語とした。結果を図 6 に示す。Ⅳ期においても、「結婚」「姓」「名乗る」といった語の円が大きく、結びつきも強いことから、従来と同様の基本的な意見が交わされていた。また、「旧姓」「職場」「通称」「使用」「仕事」に結びつきがみられ、さらには「離婚」とも結びついていることから、結婚や離婚に伴う改姓に関し、職場では旧姓や通称の使用に関する意見がⅢ期と同様に出されていることが示された。また、「夫婦別姓」「導入」「制度」「選択」「望む」に結びつきがみられ、選択的夫婦別姓制度の導入を望む意見がみられる

ことがわかる。

Ⅴ期については、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を 5 に設定し、描画する共起関係は上位 60 語とした。結果を図 7 に示す。Ⅴ期についてもこれまでと同様、「家族」「姓」「結婚」「名乗る」といった語の円が大きく、従来通りの意見が交わされていた。一方で、「民主党」「政権」「実現」「法案」「民法改正」「国会」の語に結びつきがみられ、民法改正に期待を寄せる意見がみられた。

Ⅵ期については、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を 5 に設定し、描画する共起関係は上位 60 語とした。結果を図 8 に示す。Ⅵ期では従来の議論に加え、「規定」「民法」「最高裁」「判決」に結びつきがみられ、夫婦別姓問題に関する最高裁の判決に注目が集まっていることがわかる。また、初めて「事実婚」という語が登場し、この語と「選ぶ」「選択」に結びつきがみられることから、夫婦別姓制度が認められない場合の対応策として事実婚を選択するという意見がみられた。このほか、「男女」「差別」「平等」に結びつきがみられ、男女間の平等について触れられていることが明らかになった。

Ⅶ期については、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を 5 に設定し、描画する共起関係は上位 60 語とした。結果を図 9 に示す。Ⅶ期でも従来の議論に加わり、「最高裁」「規定」「民法」「判決」に結びつきがみられるが、さらに「合憲」という語が登場した。また、「裁判官」「意見」「多い」に結びつきがみられた。このことから、Ⅵ期とは異なり、最高裁の判決後のⅦ期においては、現状の民法が合憲であるとの判決が下されたことに関する意見および、その判決の際の裁判官の意見に注目が集まっていた。

Ⅷ期については、集計単位を文、語の取捨選択における最少出現数を 4 に設定し、描画する共起関係は上位 60 語とした。結果を図 10 に示す。Ⅷ期でも、Ⅵ期で出現した「事実婚」が登場しており、2019 年 3 月の判決を受けて、夫婦別姓が認められなかった場合の対策について意見が出されていた。また、「男性」「名字」「変える」の結びつきが強く、2018 年の訴訟では夫となった男性側が改姓していた点からこうした観点での意見が出ていた。

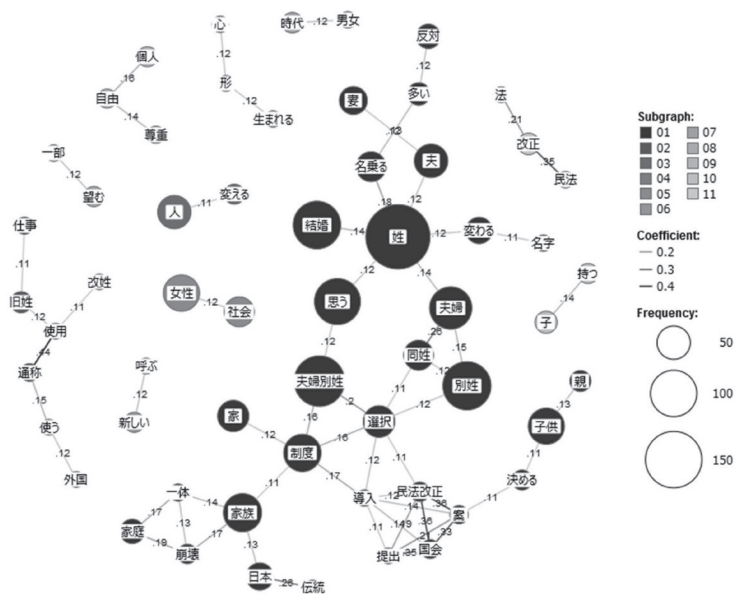


図5. III期(1996年5月23日から2002年4月10日)の共起ネットワーク

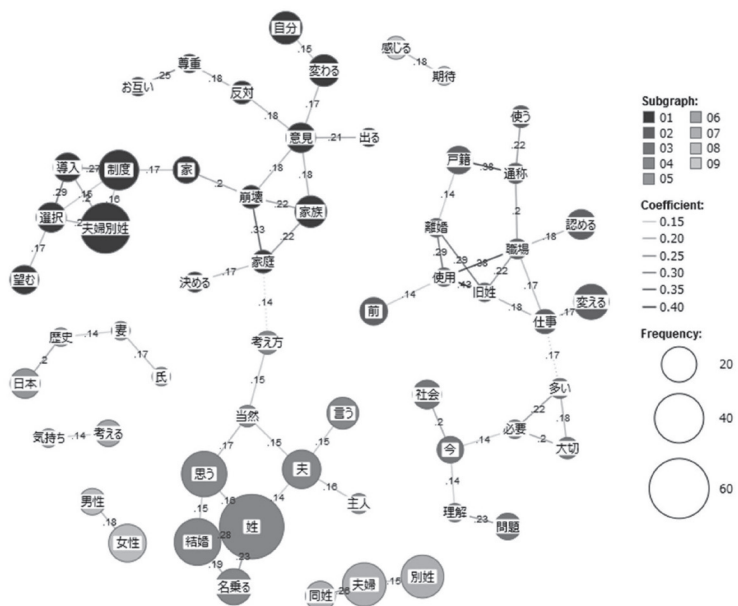


図6. IV期(2002年4月10日から2006年4月25日)の共起ネットワーク

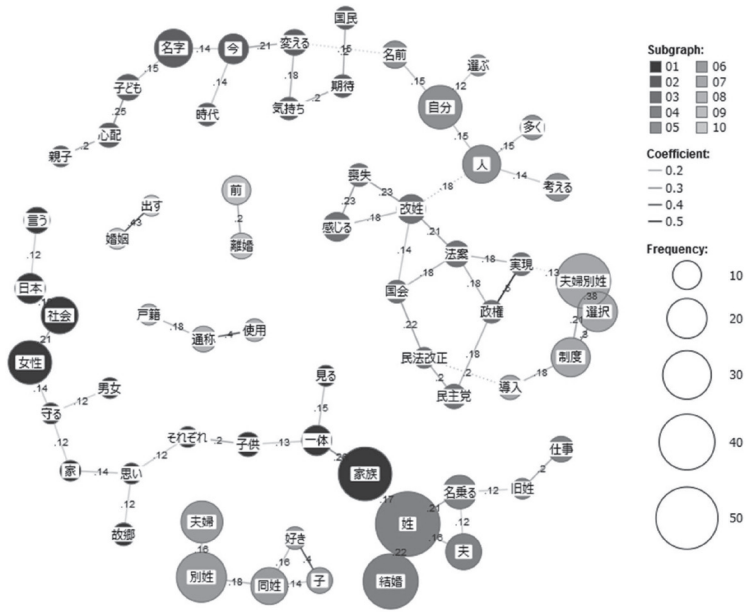


図7. V期(2006年4月26日から2011年2月13日)の共起ネットワーク

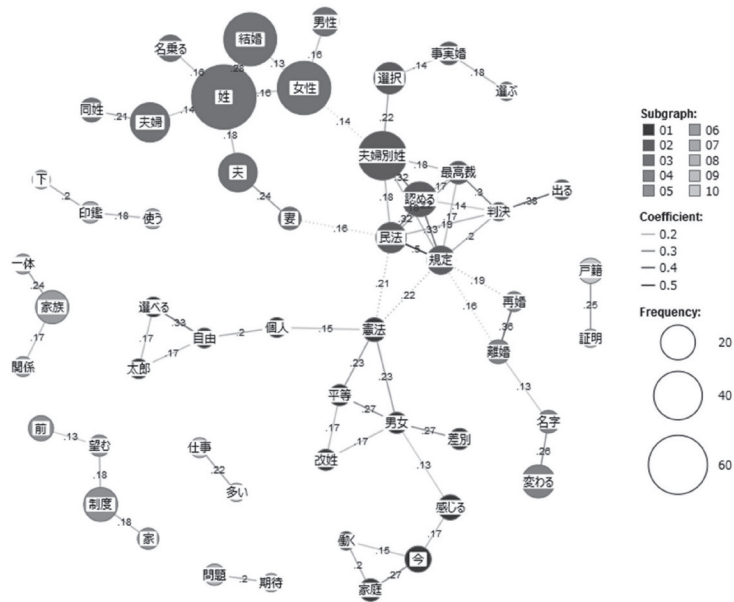


図8. VI期(2011年2月14日から2015年12月16日)の共起ネットワーク

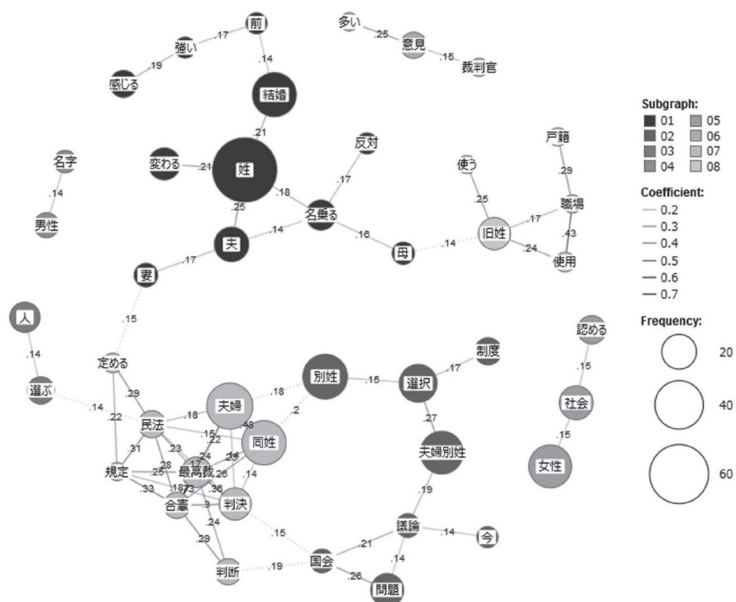


図9. VII期 (2015年12月17日から2018年1月8日)の共起ネットワーク

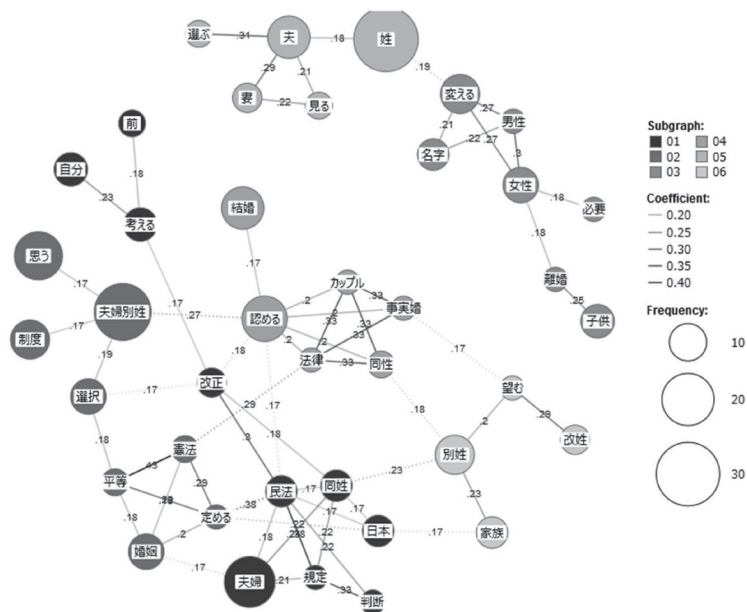


図10. VIII期 (2018年1月9日から2019年3月31日)の共起ネットワーク

6. 考察

本研究では、継続的に審議が進められようとするものの、進展がみられない夫婦別姓問題に焦点を当て、新聞投書欄における夫婦別姓問題をめぐる一般意見についてテキストマイニングを用いて分析することを試みた。考察では、メディアとしての新聞報道における切り口に関する従来の分析と本研究での分析結果を照らし合わせることによって、一般意見の推移を考察する。

6.1. 夫婦別姓への賛否の態度形成

本研究では、5.1.1では全時期を対象に一般意見において用いられた語を分析し、5.1.2では賛否という態度形成と一般意見にみられた語の関連について分析を行った。全体として、表1から一般意見における議論は「姓」「夫婦別姓」といった問題の基本となる語を中心に、「女性」「認める」「個人」「男女」といった語の頻出からは個の尊重や男女平等という観点、また「家族」「子」「家庭」「離婚」といった語の頻出からは子供の姓を含む家族の問題という観点から意見が出されていることが示唆された。また、一般意見における夫婦別姓問題に対する態度は賛成が多かった（賛成153記事；反対44記事；どちらでもない22記事）。態度ごとの特徴語に関する分析（表2）からは、表2から、第一に「別姓」という語は“賛成”でも“反対”でも特徴語のひとつとして挙がっていた。ただし、“賛成”ではこのほかに「別姓」「認める」「人」が挙がっており、人の権利として夫婦別姓制度を認める必要があるという主旨で意見がまとめられていた。一方、“反対”では「別姓」以外の特徴語として、「家族」「子ども」「親」「制度」「日本」が挙がっており、夫婦別姓問題に対して子供の姓や日本の伝統、家族制度を守るといった主旨で意見が述べられることが多かった。また、“どちらでもない”といういわば態度保留においては、「子」「子ども」が特徴語として挙がっており、“反対”と同様に子どもの姓決定をめぐる問題から態度形成を保留としていることが窺えた。これに伴い、職場での旧姓使用を検討するべきといった提案も多く、実際に「検討」「旧姓」という語が特徴語として挙がっていた。

石山（2009）は選択的夫婦別姓が論じられた1987

年から2002年までの15年間、つまり本研究におけるⅠ期からⅢ期までを対象に新聞報道におけるニュースフレームについて分析を行っており、Ⅰ期からⅡ期では平等という価値が強調された「男女平等」という理念が提示され、女性の権利運動の流れの中に夫婦別姓問題が組み込まれたと考察している。ただし、Ⅱ期では「家族尊重」という価値に基づいたニュースフレームが対抗し、これはⅢ期でも勢力を増し、特にⅢ期では「男女平等」の理念は影を潜めたとしている。こうしたニュースフレームの推移について、夫婦別姓問題についてメディアが当初は女性の権利を提示したことによって、人々はこれに対する賛否を問われたことになるが、反対派は女性の権利（平等）に反対していると認識されることを恐れたために、伝統的な家族の価値観である家族尊重を唱えるようになったのではないかと考察している（石山，2009）。本研究から、夫婦別姓問題をめぐる一般意見については、石山（2009）が分析対象とした時期からさらに17年を経た現在を含めた分析においても、上述のニュースフレームの影響は色濃く、賛成派は男女平等や自由といった権利の観点から意見を唱えるものの、反対派および態度保留派は子どもの姓を含む家族尊重といった伝統的な家族の価値観から意見を唱えるという実態が明らかになった。

6.2. 時期ごとの一般意見の特徴

本節では、1989年から2019年現在までの30年間にわたる期間を対象に、一般意見の特徴とその変化について考察する。1996年に法務省の法制審議会が答申まで行った選択的夫婦別姓法案は法制審議会による提起であるにも関わらず長期にわたり成立しない特殊例となり（石山，2009）、2019年現在でも議論となっている本問題に対する世論はどのように動いているのだろうか。

Ⅰ期に関しては、表3における特徴語に「女性」が挙がり、さらに図3の共起ネットワークから、男女平等や自由と対等という観点から意見が寄せられていた。これは、石山（2009）による、この時期のニュースフレームが平等の価値が強調され、男女平等という理念に集約されるという考察と合致している。つまり、夫婦別姓問題に関するメディアのニュースフレ

ームは、一般意見に反映されていたといえよう。ただし、この時点でも「子供」「家」「社会」「養子」という語が挙がり、結びつきがみられることから、石山(2009)によればⅡ期で反対理由として対抗してきたとされる家族尊重のニュースフレームは、Ⅰ期の一般意見においてもみられたと考えられる。ゆえに、一般意見におけるこうした家族尊重に基づく懸念を、Ⅱ期においてメディアが利用したとも解釈できる。

Ⅱ期では、表3における特徴語に「子供」がトップに挙がり、図4の共起ネットワークからはまず、Ⅰ期にはみられなかった「国会」「議員」「民法改正」「意見」「国民」といった語に結びつきが強くみられた。このことは、この時期の新聞報道は1997年に夫婦別姓問題に関する記事件数がピークを迎え、かつ国会レベルでこの問題が議論されていたためにメディア報道でも国会中心動向の割合が多かった(石山, 2009)ことに起因すると考えられる。また、図4から「個人」「家」「尊重」にも結びつきがみられ、夫婦別姓問題に対してこうした家族尊重という観点から反対する意見があることが示唆された。この点は、石山(2009)の指摘にもあるメディアのニュースフレームに沿っていると解釈することもできるが、Ⅰ期でもこうした意見がみられたことに鑑みれば、メディア報道のニュースフレームに誘因されたためだとは言い切れない。

Ⅲ期では、表3における特徴語には「家族」「制度」「子供」が挙がっていた。図5の共起ネットワークでは、まず「家族」「崩壊」「日本」「伝統」に結びつきがみられる点の特徴的であり、Ⅰ期からみられた家族尊重という観点からの反対意見がより過激さを増した印象を受ける。また、「個人」「自由」「尊重」に結びつきがみられた点は、石山(2009)の考察にあるように、Ⅲ期においては男女平等の理念が影を潜め、平等を強調したフレームがほとんど消滅してしまい、わずかに自由に重きをおいたフレームが残るのみとなったというメディア報道のニュースフレームが反映されていると解釈できる。これに伴い、夫婦別姓制度を認めさせるという論調だけでなく、一般意見においては仕事上での旧姓や通称の使用を検討すべきといういわば代替案が登場し、図5においても「旧姓」「使用」「通称」「仕事」といった語の結びつきがみられたことは

これを反映していると考えられる。

Ⅳ期以降は、石山(2009)の分析対象時期外である。Ⅳ期では表3において、他の時期と比較して「名乗る」「変える」「言う」「望む」「変わる」と動詞が多く特徴語として挙がっていた。他方、名詞は「制度」「名前」など本問題に関する一般的なものが多かった。この時期は、夫婦別姓制度導入に反対派の意向を考慮して、「家裁許可制夫婦別姓」案が提示されたが、見送られるという事態が繰り返されていた。共起ネットワークにおいても、この時期にはⅠ期からⅢ期と比較して特徴的あるいは新たな語の結びつきがみられるわけではない。石山(2009)はⅠ期からⅢ期と期を経るごとに夫婦別姓問題は矮小化されていったと考察しているが、テキストマイニングの結果もこれを支持するように、新たな視点や考えはみられず、従来の意見に終始していることが窺える。

Ⅴ期は、別姓婚姻届不受理処分の撤回申し立てがなされ、これは家裁によって却下されたものの、超党派野党から参議院および衆議院に対して民法改正案が5回にわたって提出された時期である。表3では「家族」が特徴語のトップに挙がり、「結婚」「家族」「姓」といった語の結びつきによって従来通りの意見が出されているほか、「民主党」「民法改正」「政権」「国会」「実現」といった語に結びつきがみられることから、民法改正案の提出に強く期待が寄せられていることがわかる。また、この時期は自由民主党からの政権交代がなされた時期とも重なるため、より一層、民法改正の実現が現実味を帯びていたとも考えられる。

Ⅵ期では、表3において「女性」「姓」「結婚」といった従来も頻出した語に加え、「民法」「規定」といった語が特徴語として挙がっていた。また、図8の共起ネットワークから、「夫婦別姓」「最高裁」「認める」「民法」「規定」といった語の間や、「憲法」「平等」「男女」「差別」といった語の間に結びつきがみられた。この時期の夫婦別姓問題をめぐる大きな動きとしては、民法750条を違憲とする国家賠償提訴が起きたものの、最高裁判所大法廷が民法の規定は合憲と判断しこれが却下されたという件が挙げられる。ただし、最終的に合憲との判断となったものの、15名の裁判官のうち5名は違憲との判断を下し、特に女性裁判官3名は全

員がこれを違憲と判断した。Ⅵ期はこの合憲と判断された日までを含んでいるが、判決前にも最高裁判決に関連する意見が寄せられていた。このため、「最高裁」「民法」や「憲法」「平等」といった語にも結びつきがみられたと考えられる。一般意見は、そもそもが夫婦別姓に賛成する意見が多いが、この時期はさらにこの提訴が勝訴することを期待した意見が多かった。図8では、「家族」「一体」「関係」にも結びつきがみられているが、原文をあたってみると「別姓によって家族の一体感が損なわれることはない」「お互いの姓を持つことが家族の一体感を保つ」といった主旨のものであった。

Ⅶ期では表3において特徴語として「最高裁」「判決」が挙がっており、これはⅥ期の判決に関する報道を受けたものと考えられる。また、図9の共起ネットワークにおいても、Ⅵ期と同様に「最高裁」「合憲」「判決」「民法」「規定」といった語の間に結びつきがみられ、これを反映していると考えられる。先に述べたように、15名の裁判官のうち5名は違憲と判断し、かつそのうち3名は女性裁判官全員だったことに対する意見が出ていることが「裁判官」「多い」「意見」の語に結びつきがみられることから明らかである。これに関して、原文をあたると「裁判官の男女比を同等にすべき」という意見がみられた。また、合憲との判断を受けて、職場での旧姓の使用という案が再燃していることが、「旧姓」「職場」「使用」「使う」といった語の結びつきから読み取れる。もちろん、強固な反対派や意見保留派もみられるが、断固反対というよりもむしろ、「人」「選ぶ」の結びつきが示すように、同姓を望む場合にはそれも選択でき、あくまでも人が選ぶ制度だという意見が多かった。

Ⅷ期は、2018年1月に国際結婚では夫婦別姓を選択できるのに対し、日本人同士の結婚においては選択不可となっているのは法の下での平等を定めた憲法に反するとする国家賠償提訴がなされ、2019年3月にこれが棄却された時期である。表3において、「カップル」「法律」に結びつきがみられているのは、国際結婚に触れた意見がみられたからである。また、男性側が改姓したケースが原告側に存在したため、「男性」「変える」「名字」や「夫」「選ぶ」「姓」に結びつきが

みられていた。非常に特異な点は、表3において「虐待」が特徴語に挙がっていることである。原文をあたってみたところ、これは昨今の児童虐待の増加を例に挙げて夫婦別姓の導入を子供の存在の軽視と結びつけた意見に対し、「子供のために双方が納得しないまま婚姻を続けるほうが不幸であり、虐待につながる」や「虐待と夫婦別姓法案提出は別の話だ」といった議論がなされたことに起因している。つまり、児童虐待という事例と関連させた上で、従来のように子供の姓の問題や家族尊重の問題に関して意見していると考えられる。

以上のことから、第一に、夫婦別姓問題に関する一般意見は石山(2009)が述べたように新聞報道のニュースフレームの影響を色濃く受けることが明らかになった。第二に、従来論じられてきたような「家族の多様化をめざすリベラル派」対「伝統的な家族の本質を守ろうとする保守派」という対立の構図の議論を超え(金野, 2015)、近年では民法750条が違憲か合憲か、あるいは国際結婚との関連性も踏まえての意見が投稿されるようになっていた。これには、特に近年ではこうした議論が新聞やテレビといったメディアだけでなく、ホームページやSNSを通じて行われていることが背景にあるだろう。実際のところ、2018年1月の国家賠償提訴においては、この訴訟の意図と経緯を掲載したホームページ(<https://sentakuteki.globa.com/>)を立ち上げているほか、TwitterといったSNSにもさまざまなコメントを残している。本研究でのテキストマイニングを用いたことによって、こうしたメディア報道の継時的な変化に応じて一般読者の意見の幅が広がっていることが示された。

引用文献

- Cappella, J. N., & Jamieson, K. H. (1997). *Spiral of cynicism: The press and the public good*. New York: Oxford University Press.
- 福島瑞穂・榊原富士子・福沢恵子 (1992). 『楽しくやろう夫婦別姓』明石書店.
- 樋口耕一 (2004). テキスト型データの計量的分析—2つのアプローチの峻別と統合—. 理論と方法, 19(1), 101-115.

- 樋口耕一 (2014). 『社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—』 ナカニシヤ出版.
- 池内ひろ美 (1997). 「揺れる議会」 遠藤真・池内ひろ美 著 『リストラ家族—民法改正と夫婦別姓』 社会批評社.
- 石山玲子 (2009). 選択的夫婦別姓をめぐる新聞報道の分析: 賛否理由におけるニュースフレームを視野に入れて. 成城文藝, 209, 113-95.
- Iyengar, S. (1991). *Is anyone responsible? : How television frames political issues*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Jones, J. T., Pelham, B. W., Carvalho, M., & Mirenberg, M. C. (2004). How do I love thee? Let me count the Js: Implicit egotism and interpersonal attraction. *Journal of Personality and Social Psychology*, 87, 665-683.
- 小島妙子・伊達聡子・水谷英夫 (2015). 現代家族の方と実務 多様化する家族像—婚姻・事実婚・別居・離婚・介護・親子鑑定・LGBTI 日本加除出版株式会社, pp.70-90.
- 金野美奈子 (2015). 開かれた婚姻制度のための公共的理性 東京女子大学社会学年報, 3, 17-32.
- 太田洋介・石野陽子 (2010). 苗字に関する態度と自我同一性、家族アイデンティティ、および伝統的家族観との関連—大学生における苗字の役割とその性差の心理学的研究— 島根大学教育学部紀要 (人文・社会科学), 44, 89-103.
- Pelham, B. W., Mirenberg, M. C., & Jones, J.T. (2002). Why Susie sells seashells by the seashore: Implicit egotism and major life decisions. *Journal of Personality and Social Psychology*, 82, 469-487.
- 下開千春 (2001). MONTHLY LEPORT 現代女性の結婚式に対する意識と実態 LDI report, 126, 4-24.
<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/rp0105.pdf> (2017年4月27日取得)
- 高木幸子 (2017). 氏への親密度が対人関係における互恵性に及ぼす影響. 人間科学, 35, 1-9.
- 高橋菊枝・折井美耶子・二ノ宮周平 (1995). 『夫婦別姓への招待』 有斐閣.
- 津村健太・村田光二 (2016). 潜在的エゴティズムが対人魅力に与える影響—潜在的自尊心による調整効果の検討— パーソナリティ研究, 24, 215-217.

謝辞

本研究は、常磐大学 2018 年度課題研究助成の支援を受けました。ここに御礼申し上げます。

アメリカにおける州アーカイブズの設立と発展 — 歴史協会の果たした役割から —

田嶋 知宏 (常磐大学人間科学部)

Establishment and Development of State Archives in the US:
from the viewpoint of the role of the Historical Society

Chihiro TAJIMA (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

Individuals and organizations create documents for various purposes in daily life. Archives is a system for preserving and using those documents, and "public archives" exist as public institution for preserving documents. This article examines the role played by the Historical Society in the establishment and development of the state archives in the United States. Since the colonial era in the United States, the Historical Society was established and active to preserve historical documents. Later, the Historical Society of the United States was interested in preserving the state's historical documents. And the Historical Society has done a movement to preserve the state's historical documents. In some state historical societies, state law mandated the administration of archives.

I examined a state historical society's role based on these cases. The establishment of the State Archives of the United States and the role played by the Historical Society in its development confirmed the following three roles: The first point is that the Historical Society pointed out the importance of document preservation. The second point is that the Historical Society worked to encourage the establishment of facilities as a system for collecting and managing documents. The third point is that the case of becoming a leader of state archives was seen in the Historical Society.

1. はじめに

個人や組織は、日常生活において種々様々な目的で文書を作成している。それらの文書を永く遺して、活用する仕組みがアーカイブズである。組織立った活動をするアーカイブズ施設に「文書館」や「公文書館」が存在する。

日本の「文書館」や「公文書館」の設立や活動は、

少なからずアメリカからの影響を受けてきた。例えば、1959年に設置された山口県文書館は、その開設準備の際にアメリカの国立公文書館に勤務していたシェレンバーグ (Schellenberg, Theodore R.) の著した *Modern Archives* などの文献を参考にして、その運営の在り方を立案し、開館したことが知られている¹。

日本が参考としたアメリカでは、国の公文書館に先

んじて、地方アーカイブズが設立され、活動してきた。アメリカの地方アーカイブズは、数も多く、その活動の規模や内容、運営主体、位置づけも多様であり、同一に位置づけて捉えることは難しい。そのような要因もあって、アメリカの地方アーカイブズを取り上げた研究は限られている。

アメリカの地方アーカイブズの中で州アーカイブズは、基盤を州に置く点が共通しているとともに、州アーカイブズ評議会 (Council of State Archivists) を結成し、州の歴史的な文書の扱いや電子文書の扱いについて協力するなど活動目的が比較的明瞭である。地方アーカイブズについて同一の視点で議論しやすいのが州アーカイブズである。ゆえに本稿では、アメリカの州アーカイブズを対象として取り上げた。

2. 先行研究と研究の目的

2.1 州アーカイブズに関する先行研究

ここでは本稿が対象とするアメリカの州アーカイブズに関連する先行研究を取り上げ、これまで積み重ねられてきた知見を整理するとともに、それらを踏まえて本稿がどのような視点でアメリカの州アーカイブズを考察するのかを述べる。

まず、アメリカの州アーカイブズに関して俯瞰的にまとめられた文献に、ポズナー (Posner, Ernst) による *American State Archives*² という報告書がある。この報告書は、ポズナーが1962年から1963年にかけて、州アーカイブズについての状況を全般的に調査したものである。その内容は、調査時期が限定されていることもあり、1960年代の状況報告となっている。

日本で、アメリカの州アーカイブズについて言及した研究や報告は、小川千代子によるカリフォルニア州とテキサス州における公文書の評価選別を取り上げた「公文書館の役割とアーカイブズ政策」³、森田貴之による勤務経験に基づく「アメリカの地方文書館事情」⁴、小河宏之の訪問調査に基づく「アメリカの公文書館について」⁵、坂口貴弘「現代公文書の検索手段はどうあるべきか」⁶、古賀崇によるアリゾナ州を対象としたインタビュー調査に基づく、「電子環境下での政府情報の管理・保存・公開と図書館・文書館・記録管理機能の融合」⁷、浅野真知によるカリフォルニア

州サクラメントに所在する「米国の州公文書館、州図書館、市・郡公文書館、大学アーカイブズ」を対象としたインタビューによる現状調査⁸及び、「事例研究：米国の州公文書館と民間アーカイブズ―普及（利用の促進・連携）等についてのインタビュー事例を中心に」⁹、元ナミのアリゾナ州を例とする「アメリカにおける地方文書館の設立と現在の課題」¹⁰及び、「地方文書館の運営目的に関する事例調査」¹¹、「イリノイ州における公文書館活動と基金活用」¹²などがある。これらの研究は、インタビュー、報告書などを用いて、個別のアーカイブズの現状や課題を取り上げたものであった。

以上のようにインタビューに基づく、州アーカイブズの現状に焦点を当てた先行研究が多く、歴史的経緯という視点で州アーカイブズの形成を十分に考察したものではなかった。この課題に対し、本稿では州アーカイブズの形成から発展の状況を扱うこととする。

2.2 州アーカイブズ研究の視点と本稿の目的

州アーカイブズの形成から発展の状況を対象とする場合は、まずそれらの形成を促した要因に着目する必要がある。アメリカの州アーカイブズ形成を促した要因の主として、州アーカイブズ形成以前から地方に関わるアーカイブズを収集してきた歴史協会をあげることができる。なぜならば、歴史協会は州のみならず、多くのカウンティや都市で会員組織として設立され、地方の歴史的な文書の収集や会員の執筆した論文集などの出版活動等を積極的に行ってきた組織だからである。

アメリカ最初の歴史協会は、1791年設立のマサチューセッツ歴史協会 (Massachusetts Historical Society) とされており、マサチューセッツ歴史協会を含め歴史協会の多くは民間の非営利組織 (法人) として設立されてきた。それらの一部の州歴史協会が州の法令に基づき、州の機関や業務を担う立場となったために、同じ 'historical society' の名称を用いているが設置主体に多様性が見られる。

歴史協会 (ヒストリカル・ソサエティ) をアメリカ歴史辞典で確認すると「歴史のための組織のことを総称として指し、おおよそ7つの主なカテゴリに分け

ている。具体的には、全国的なもの、地域的なもの、地方のもの、家系のもの、団体のもの、民族的なもの、時事的なものである。1974年には、約5,000の団体があり、その数を増やしている¹³との解説がある。

日本においてアメリカの歴史協会について取り上げた先行研究は、管見の限りでは経済史や経営史を専門とした鳥羽欽一郎による「アメリカにおける歴史協会について」¹⁴のみであった。鳥羽の研究は、1960年代初めに「日本においてアメリカを研究しようとする場合には史料入手の困難・その限界などが痛感される……歴史史料入手上のギャップを如何に克服していくかということが日本におけるアメリカ史研究をおし進める上で極めて重要な前提である」と指摘したうえで、日本のアメリカ研究者に向けてディレクトリーや年報などに基づき「史料の蒐集・複製を行っている歴史協会・地方史協会の活動とその現況」を紹介している。内容の大半は、史料を調べるための目録や複製・翻刻、機関誌の情報を羅列したものとなっている。

以上をもとにアメリカで文書がどのように扱われてきたのか、歴史的経緯を踏まえつつ、歴史協会の設立と活動状況、そして州アーカイブズの形成や発展に向け歴史協会がどのように関与したのかを明らかにしていく。そのうえで本稿の目的は、これらの知見を踏まえつつ、州アーカイブズ設立や発展において歴史協会が果たした役割を検討することである。

3. 歴史協会設立までの歴史的な文書の管理

アメリカにおける文書の生成と管理は、植民地成立当初から開始された。1634年、メリーランド植民地がイギリスから約200名の移民により、ロード・ボルチモア (Load Baltimore) に創設された。その3年後の1637年1月25日、ジョン・レーゲル (John Lewger) が、メリーランド植民地のカウンセラーや軍の会議録や法令の保管人及び、植民地長官として、植民地議会で任命された¹⁵。翌1638年1月、セント・メリー・シティ (St. Mary's City) で招集された最初の植民地議会総会文書の投票・議決文書をレーゲルは受け入れている。レーゲル以来、メリーランド植民地長官は、「メリーランドにおける公式の文書の作成と文書の保管を行い続け、そしてこの機能は植民地時代を通じて継承された」¹⁶と報

告している。1666年には、メリーランド植民地の文書課や秘書課の入居する建物が完成した。そこで「湿気や雨のダメージを最小限」にし、これまで保存できていなかった文書を「損傷無く、損失無く、または被害なく」保存するために、移されることになった¹⁷。

同時期の他の植民地も、植民地長官が、植民地政府の基本的な文書の管理・保管者の役割を担っていた。1639年には、裁判文書を保存する規定が、マサチューセッツ植民地高等裁判所から出された。1645年にはヴァージニア植民地においても、裁判所の裁判文書への関心が高まり、法律で、文書への言及がなされた¹⁸。

それから、約40年後のマサチューセッツ植民地議会においても、「当植民地の文書類を図書室へ移し、そこで保存する。保管する場所には、2つの施錠をして、この業務の担当者がひとつの鍵をほかの者がもうひとつの鍵を持つこと」¹⁹となったという。「2つの施錠」という文言からも分かるように当時は文書の利用をするために保存するというよりも、何らかの証拠や権利の源泉を保障する文書として保存していくということのほうが重要視されていた。証拠や権利の源泉として文書を保存していくことは植民地が成立した初期から「市民アーカイブズの伝統」の名のもとで意識されていた。しかし、組織だって歴史的な文書を収集し、管理する仕組みを担うアーカイブズ施設の設定は実現しなかった。

つまり、この事例からは、歴史的な文書の保存というよりも、必要な現用文書を保存しておくことが強く意識された時期であったといえる。それは、植民地の役人が自分たちの業務遂行のために文書を管理保存していたもので、歴史的な文書としての保存や活用という発想はまだなかった。

さらにこの時期、制度とは裏腹に管理対象となる公文書の一部が、役人個人に私蔵され、そうした公文書が個人の手により管理される状況が、その後も続いた。こうした状況を改善しようと、1715年には、メリーランド植民地長官は、しばしば文書が失われ、損傷していることを報告し、そうした行為への罰則を勧告し、議会で法制化を図った²⁰。また、1719-20年度にサウスカロライナ植民地議会は、「完結された公

文書の私蔵を防止するための法律」を通過させている²¹。これらの点からも、文書は、長期的に保存する必要があると認識され、歴史的に重要と考えられる文書を公的管理のもとにおこうとする努力が始められた時期と考えられる。

1747年のヴァージニア植民地でも、ウィリアムスバーグでの火事の後に「この植民地の公文書や記録の保存」のための法律が下院議会の委員会により検討された²²。しかし、文書を管理保存していこうとする動きの一方で不十分な状況もみられた。1754年にノースカロライナ植民地長官アーサー・ドブbs (Arthur Dobbs) が「役人の死とともに文書が失われることを批判し、後に引き継ぐ文書はなく、残存していたとしてもわずかであり、とるに足らない」²³と指摘したように、植民地の役所による文書管理は、一斉に改善されたわけではなかった。

文書管理が一定でない背景に、同一の地方でも文書の形式が作成段階から統一されたものでなかったことが挙げられる。例えば、1767年、ノースカロライナ植民地の役人トライアン (Tryon) は、「この地域のいくつかのカウンティにおける出生、埋葬、婚姻の登録は同じ規則でない」²⁴と発言している。また、ノースカロライナ植民地のクリストファー・クリッテンデン (Christopher Crittenden) は、統計資料の保存に関連して、100のカウンティのうちの1/3が、一部もしくは大半のこれらの文書を火災で失ったと推定している。つまりこの指摘は、形式が統一されていない文書の作成状況は、その管理もままならない状況にあったことを傍証している。そのような状況の中においても、植民地の文書をしっかりとした制度の下で管理しようとする動きが地方によってあらわれてくる。

1770年にコネティカット植民地議会は、植民地の業務に関係するすべての公文書やその他文書を集めるための2つの法律を制定した。1年後、植民地長官により、「この植民地の便益に今後何らかのかたちで影響するかもしれないすべての公文書や手稿を集めておくこと」²⁵とし、取り組みが始められた。このコネティカット植民地のような取り組みが、すべての地方で行われていたわけではなく、それぞれの植民地により状況が大きく違っていたことがこれまでの幾つかの事

例から確認できた。

また、ヨーロッパの修史事業の取り組みを受容し、植民地に関わる重要な文書を翻刻した図書を刊行する動きが出てきた時期であった²⁶。1774年にエベネザー・アザール (Ebenezer Hazard) は、アメリカの植民地政府の文書コレクションの出版を公表している²⁷。アザールは、膨大な文書を収集し、1792年と1794年に歴史的収集物 (*Historical Collection*) を2巻出版した。アザールの先駆的な取り組みは、1800年代に歴史協会によって取り組まれた文書の翻刻書刊行の素地を形成したと考えられる。アザールのような歴史的文書の編纂にとどまらず、実際の業務の中でも印刷された文書が本格的に出てくるのが、この時期からであった²⁸。

4. 歴史協会による取り組みとアーカイブズ

4.1 歴史協会の成立と文書の収集保存

歴史的文書としての価値を見出して、永続的に保存するという試みは、1791年に設立されたマサチューセッツ歴史協会 (Massachusetts Historical Society) のような歴史家の団体の組織と活動の広まりに歩調を合わせて進展した。1812年には、アイザイア・トーマス (Isaiah Thomas) の個人文庫を基に、アメリカ好古協会 (American Antiquarian Society) が設立されている。翌1813年には、アメリカ連邦議会在議会の定期刊行物や印刷文書類を全米のカレッジ、大学、歴史協会の図書館に置かなければならないと決定した。さらにアメリカ好古協会がアメリカ政府文書の保存、管理をする法令が制定された。

アメリカでは、歴史協会や好古協会などの団体が設立されることで、文書の収集・管理・保存が、こうした団体により担われる時期を迎えた。その背景には、1820年代以降担い手となる歴史協会がアメリカ各地に設立されていったことがある。

具体的にみれば、1822年には、アメリカで3番目の歴史協会とされるメイン歴史協会 (Maine Historical Society)²⁹ 及び、ロードアイランド歴史協会 (Rhode Island Historical Society)³⁰ が設立されている。翌1823年には、ニューハンプシャー歴史協会、1824年には、ペンシルベニア歴史協会 (Historical Society of

Pennsylvania)³¹とその図書館、1825年には、コネティカット歴史協会 (Connecticut Historical Society)³²、1838年には、州法に拠るヴァーモント歴史協会 (Vermont Historical Society)³³などが、次々と設立されていった。その後も、1846年にウイスコンシン歴史協会 (State Historical Society of Wisconsin) とその図書館や1849年のミネソタ歴史協会 (Minnesota Historical Society) とその図書館の設立がみられた。また、1863年には、ニューヨークにロングアイランド歴史協会が設立され、系譜文書の収集が開始された。このような歴史協会を中心とする活動は、植民地時代に個人の所蔵にあることが多かった文書を受け入れることで、文書の保存と収集に大きく寄与した活動であった。しかし、利用という視点から見れば、歴史協会がなかば公的な性格を持ちながらも利用サービスを広く展開していたとはいいがたく、まだまだ保存のための収集とその文書を活用した歴史編纂事業が中心であったといえる。

これと同時期、図書館でも歴史的な文書の保存が、考え始められていた。1851年5月16日、ワイトは、マサチューセッツ州議会下院第三読会において、ボストン公立図書館設立につながる立法を主張した際「図書館は、(中略)重要な公文書や貴重書の保存のための適切で利用しやすい保管所になると思う」³⁴と発言している。この表現からは、当時の公立図書館が、公文書の保存と利用のための機関としての役割を期待されていたことがうかがえる。また、1876年に実施された全米の図書館を対象とした状況調査において、歴史協会も調査対象とされた。その報告である『公共図書館特別報告書』³⁵では、79協会の創設年、会員数、所蔵図書数、所蔵小冊子数、所蔵文書数、年間収入額等が掲載されており、歴史協会の活動は図書館活動としても見做されていたことが確認できる。さらに1889年には、イリノイ州歴史図書館 (Illinois State Historical Library)³⁶が設立され、南北戦争、リンカーン、新聞、系譜、アメリカ中西部の文書の収集という歴史協会の活動と重複するような図書館による取り組みもみられた。

1880年代に入ると、各地の歴史協会の活動とともに、それらの活動を横断的に俯瞰するような組織が

構想された。その構想は、1884年にアメリカ歴史協会 (American Historical Association) の設立として具現化した。アメリカ歴史協会は、全米を視野に入れ、文書を保存していくために、現状の把握と取るべき方向性を示す組織として活動していくこととなった。

その具体的な動きは1890年代になってから、原文書の重要性を考慮し、その把握と保存を進める新たな動きとして見られた。1895年に個人文書のコレクションを保存・活用するためにアメリカ歴史協会マニュスクリプト委員会 (Historical Manuscripts Commission) が組織された。また、1899年には、アメリカ歴史協会公文書委員会 (Public Archives Commission) が公文書の調査・活用のために設置されるなど歴史的な文書に対する本格的な取り組みが始められた時期となった。アメリカ歴史協会公文書委員会は、アメリカの歴史研究者による歴史的な文書の利用を促すために文書の登録に基づく、適切な編成を行った。

4.2 歴史協会によるアラバマ州立アーカイブズ・歴史局設立への働きかけ

1890年代半ばからのアメリカ歴史協会の取り組みが、1901年アメリカで最初のアーカイブズ設立となったアラバマ州立アーカイブズ・歴史局 (Department of Archives and History of State) 設立へと結びつくことになった。

1898年12月10日、州議会で制定された法律にしたがい、トーマス・オウェンらから構成されるアラバマ歴史協会 (Alabama Historical Association) 設立が承認された。アラバマ歴史協会には、アラバマ州知事に対しアラバマ成立当初からの歴史的な文書、手稿文書、史料、情報源を対象とするすべてにわたり徹底的な調査を行い、次期州議会に望ましいと思われる勧告をする責務が課されていた。

次期州議会の本会議には、州の歴史と文書やアーカイブズの保存、歴史的な関心の永続的な育成のための計画を伴う報告書がアラバマ歴史協会から提出され、知事に対する勧告となった。この勧告は、州の行政行為を証拠としていつでも利用できるようにすることや人々が州の歴史を知り、州に愛着を持つことを目指すものであった。

歴史協会による活動の働きかけは、1901年2月8日付のアラバマ歴史協会の運営回覧状第10号³⁷に掲載された「アーカイブズ・歴史局の設立の重要性を強く勧める」というウィリアム・サムフォードアラバマ州知事³⁸の声明書(Message)の内容からみてとれる。州知事の声明書は、1900年2月7日に州知事のアーカイブズ設立への重要性を議会において演説した内容であり、アーカイブズ・歴史局の設立を強調する「アラバマにおける歴史的業務の支持のために」という文章とともに掲載されていた。州知事が演説した概要は、以下のような内容であった。

アラバマ歴史協会の設立とその活動の働きかけとしての報告書についての概要を示し、州知事の責務として勧告されたことに触れている。そして、初期の歴史と州政府業務のすべての情報やそれを参照するために備えるという目的のための保存は、情報の証拠となり、価値となり、人々の文化ともなっていくとの考えを示した。

こうした取り組みを行っていくことは、アラバマ州の歴史が、歴史的な事例や知識として豊かである事実を明らかにすることにつながるものであるとしている。そのため、サムフォードアラバマ州知事は何年かアーカイブズ施設の整備が先延ばされることで、一度失うと再び入手することが困難となってしまう州の重要な情報が失われるかもしれないリスクへの対応として、アーカイブズの活用保存のための専門機関が必要であると強調した。

専門的な機関設立への州知事の意気込みは、歴史協会について、期待される役割を完全に果たすことに対して、州議会議員の注目を浴びなくとも、州知事がそのまま放置することはないと述べている。そして、歴史協会のこの活動に対する敬意は、州知事だけでなく、州議会議員も同意することを疑わないだろうという謝辞で終えられていた。

このようなアラバマ歴史協会と州知事の働きかけにより、2月27日にアラバマ州立アーカイブズの設立に関する法律が州議会で成立することとなったのである。設立されたアラバマ州立アーカイブズ・歴史局は、歴史に関する知識の普及や歴史研究を促進する様々な歴史的文書や行政刊行物といったあらゆる種類の歴史

的文書となる収集物を含む公文書の保存・管理の権限が州法により与えられたのである。

アラバマ州立アーカイブズ・歴史局は、その目標や目的の第一義の公文書や歴史に関し、州の決定した活動のすべての執行と責務のすべてに合わせて計画された部門として、州の文書の維持と管理するべきということ公式に初めて位置付けたものであった³⁹。

アラバマ州立アーカイブズ・歴史局を設立する法律は、歴史的な文書の整理や索引の整備、そして歴史的な文書をすぐに利用できるようにすることを意図し一つの施設に集めるために州アーカイブズが重要な位置づけにあることを前提としていた。その結果、アラバマ州立アーカイブズ・歴史局は、実際の業務で利用されない文書や紙の蓄積やファイル、手稿文書のすべてが「歴史的な文書」として受け入れられることになったのである。

こうしたアラバマ州立アーカイブズ・歴史局の取り組みは、州や地方の公文書そして公的文書に与えられた保存や注目をさらに推進することへとつながっていくことになる。アラバマ州立アーカイブズ・歴史局の取り組みで注目すべき点は「すぐに利用できるために」という言葉に象徴されるような、単なる保存や注目のためだけではないことであった。要するに、あまり実際の業務で利用されなくなった州政府の公文書を一カ所で管理することで、実用的な利用を可能にしたのである。

アラバマ州立アーカイブズ・歴史局において、それ以前の活動であまり顧みられることのなかった文書の利用という視点が明確に打ち出したことは、評価に値するものであろう。

4.3 州アーカイブズの設立に向けた動きと担い手としての歴史協会

アーカイブズの仕組みと施設の整備において、アラバマ州の位置している南部地域が、他の地域よりも積極的な対応を行うことで充実していた。アメリカ南部のアーカイブズが充実した状況は、南部と隣接する東部地域のペンシルベニア州、メリーランド州、デラウェア州、コネティカット州や中部地域のインディアナ州、イリノイ州、ウィスコンシン州、アイオワ州、ネ

ブルスカ州、そして中南部のオクラホマ州、テキサス州でもこの時期見られた⁴⁰。しかし、それ以外の中西部や西部地域では、アーカイブズの保存・管理を行うための組織の設立や動きが皆無に等しかったと言える。これら中西部や西部地域においてアーカイブズに対する動きが見られない要因として、アーカイブズが充実した州に見られるような、州アーカイブズの成立の前提となる歴史協会が早くから成立していなかったことを挙げることができる。この背景に、カルフォルニア州⁴¹、オレゴン州⁴²、ネバタ州⁴³、コロラド州⁴⁴を除けば、いずれも1889年以降に州が成立しており⁴⁵、そもそも対象となる文書の蓄積もあまりなく⁴⁶、管理の必要性とする認識が東部や南部地域よりもなかったためとみられる。

また、州のアーカイブズを保存・管理する組織としての性格をみると以下の類型に分けることができる。1つめが、アラバマ州のように独立したアーカイブズ部門を設けるものであり、2つめが、ペンシルベニア州のように、州立図書館にアーカイブズ機能を付与するものであり、3つめが、歴史協会が州アーカイブズの運営者となるものである。このようにアーカイブズを扱う機関に3つの類型が見られる背景には、図書館や歴史協会の文書を取り扱うそれまで経験の蓄積が、独立したアーカイブズ部門以外の形態を許容することになったことが考えられる。

特に、3つめの歴史協会が州アーカイブズの担い手となった例として、1907年のウイスコンシン歴史協会が、州アーカイブズの保管管理者として州法により権能を認められた例、1917年のミネソタ歴史協会、オクラホマ歴史協会、ユタ歴史協会、1927年のニューメキシコ州、オハイオ州が州アーカイブズの保管管理者として州法によりその権能を認められた例がある。これらの事例からこの時期、設立されたアーカイブズには、州法により、歴史協会がその運営の担い手となった例が複数存在していたことが確認できる。

4.4 州アーカイブズの発展に向けたアメリカ歴史協会公文書館委員会の設置と活動

アメリカ歴史協会の1896年の年報には、マニユクリプト委員会の報告が掲載されている。この報告の

中で「まず、第一に研究者が新たな文書を利用できるようにする試みを切望する委員会が、現在ある機関を補足的に手助けするべき、すでに十分な助長がなされているところはさらなる申し出を断るべきであることを合意した」⁴⁷と記されていた。さらに、この時期アメリカ歴史協会が取り組んでいた文書の目録編纂などの事業について、「その業務のすべては、歴史協会と国の出版機関との最も調和の取れた遂行が可能であるし、そうすべきである」⁴⁸として歴史的な文書の保存や利用をすすめるうえでの前提となる活動を重視していたことがわかる。

しかし、それを利用する対象は一部の限られたものであり、歴史研究するための文書の利用を必要とする人々であった。それは、アメリカ歴史協会の年報に約30ページに渡り掲載された「アーカイブズの解説への印刷された案内書」⁴⁹により当時の状況を把握することができる。ここには、アーカイブズに関わる活動やアーカイブズの書誌などの文献リストがアルファベット順に並べられている。

アメリカ歴史協会の1900年の年報の第2巻目には、300ページあまりの公文書委員会の最初の報告書という位置づけで出された⁵⁰。報告書によれば、アメリカ歴史協会公文書委員会は、1899年12月27日から29日にかけて、ボストンでのアメリカ歴史協会の年次大会で公文書委員会の設立がされたことと記されている。公文書委員会の活動は、活動の内容をめぐってすぐに実行できない状況となった。この状況を打開するため、彼ら自身により2つの解決策が提示されている⁵¹。一つめには、調査の範囲という点が指摘された。二つめは、マニユクリプト委員会と公文書委員会との関係を取り上げた。この背景に、活動内容が、それまでのマニユクリプト委員会の活動に類似していたため、同じような活動にどのように違いをもたせるかが問題となっていたことがあった。

公文書委員会とマニユクリプト委員会の委員長同士のやり取りの結果、2つの委員会の正確な分野が決められ、公文書委員会は、公的または政府的な性格の文書調査それ自体に限ると決められた。一方、マニユクリプト委員会は、公的な保管施設や個人の手の中にある本質的に個人的な性格の歴史的な文書のコレクション

ンを引き続き取り扱うものと決められた。活動中にどのような場面であっても、どちらか一方の委員会が、他の州の文書ファイルを求めれば、その結果をすぐに伝えることとなっていた。相互のやり取りによって、2つの組織はそれぞれの活動領域を互いに侵害することなく完全な調和のとれた活動ができたと報告されている。

こうした公文書委員会の活動方針に基づき、早速文書調査が行われた。その結果、調査が行われたそれぞれの州レベルの公的な性格を持つ文書に関して、コネティカット州、インディアナ州、アイオワ州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ネブラスカ州、ノースカロライナ州、ペンシルベニア州、ウィスコンシン州の予備調査報告書及びオズグットのニューヨーク州のアーカイブズの約200ページの報告書が提出された⁵²。

委員会では、文書の相当な蓄積を持ついくつかの州とほとんど持っていない他の多くの州、しっかりとした保存・管理をおこなう州と怠惰な管理しか行っていない州というようにアメリカの中でも州により格差があることを見出した。さらに、かねてから委員会としても、州や重要な地域社会における公的文書の多くの段階を可能とする範囲や状態、性質をつくり出すことやアーカイブズの保存・管理をよりよくしようとする関心を高めることを期待する活動の協力に向けて指摘をおこなった。

公文書委員会の活動も、5年目を迎えた1904年には、18の州から21の公文書の状況を調査した報告書⁵³が作成された。こうした公文書の保管状況を精力的に調査報告した委員会の活動の成果として、いくつかの州では、公文書の保存や管理のために、より適切な準備がなされるようになっていた。つまり、この数年の公文書委員会の活動が、公文書を歴史的な文書として管理をすることへと導く結果となった。この年も、アラバマ、ジョージア、カンザス、ノースカロライナ、ペンシルベニアの5つの州の状況が報告されている。しかし、1904年当時、アーカイブズの設立されていたアラバマ、ノースカロライナ、またアーキビストの任命されていたペンシルベニアのうち、アーカイブズの状況が報告されていたのは、アラバマのみであった。なお、ノースカロライナは、1902年から1903年に

行われた調査に基づく公文書の状況の報告書を掲載し、ペンシルベニアは、出版された史料のリストを掲載するのみであった。

1905年の公文書委員会の報告には、アメリカ各地で設立されたアーカイブズの設立の根拠となる法律が掲載されていた。例えば、アーカンソーの法律については、1905年4月27日に通過し、7月6日アーカンソー歴史委員会が設立されたことが示されている。アーカンソー歴史委員会は、他州の取り組みを調査研究し、アーカンソー州において歴史的な文書の収集保存の推進を図ることが責務とされていた。その対象として、州の文書、個人の手中にある文書、戦争の文書、先住民やインディアンの文書、その他重要なものやアーカンソーの歴史的関心に関するものなどが挙げられていた⁵⁴。また、同年デラウェア州では、「確実な公的文書のよりよい保存のための法律」が3月16日に承認されている。この法の中で公的文書の部門を設立し、そこで州のすべての公的文書の分類、目録編纂、保存に専念するよう決められた⁵⁵。この他にもウェストヴァージニア州では、2月21日に採決が行われ、州に歴史・アーカイブズ局が設立されたことが報告されていた⁵⁶。

その後も、アメリカ歴史協会の年報により、アメリカ歴史協会公文書委員会の活動が報告された。1907年の年報には、公文書委員会が、12月30日にアメリカ歴史協会の年次大会に提出した報告書が掲載されている⁵⁷。公文書委員会の報告書では、前年よりも活動により多くの変化が見られたと記載されていた。それは、大きく4点にまとめられている⁵⁸。第一点めは、多くの州や地方機関の公文書調査活動の延長であった。この活動には、コロラド、ジョージア、インディアナ、イリノイ、ルイジアナ、ニューメキシコ、ノースダコタ、ヴァーモントの8つの州の文書調査を担当する人員が加わった。こうした公文書委員会による活動は、カリフォルニアやメイン、ミズーリ、ヴァージニア、ワシントン、ウェストヴァージニアでも推進されてきていた。その成果となる報告の準備が進められたが、完全なかたちとなった多くの州からの報告書を望んだため、次年まで利用できる余地が失われたことが報告されている。また、公文書委員会は、歴史的な

文書のより対応能力のある運営、管理、保存について至る彼らの協力の視点と州のアーカイブズにより担当された州アーカイブズや州委員会、その他の機関と連絡を取るよう努力をしてきていた。公文書委員会委員長の取り組みに対する反応は、州業務計画へ関心を与え、6月に設置されたデラウェア州で公的文書の州委員会へと結実したとしている。

第二点めには、全米のいたるところ刊行された歴史的な文書の目録編纂の準備をすすめてきたことであった。この事業は、ニューヨーク公共図書館の文書部門長であるアデレード・ハッセ(Adelaide R. Hasse)の監督の下に進められていた。事業としては、植民地時代や独立戦争時の独立13州の刊行された文書目録の補遺となるような位置づけであった。しかし、事業範囲が広く、実行不可能な取り組みであると理解された。

第三点めとして、植民地時代の議会やカウンセルの刊行物や独立13州の植民地時代の法令のリストを確実なものとするのが、イギリスの国立公文書館(Public Record Office)に保存されている文書に基づき、行うことであった。

第四点めは、1902年に正式に開始されたアメリカ議会図書館(Library of Congress)によるイギリスの文書を書き写す(複製する)調査を継続してきたことであると報告されていた。

1907年の年報には、また「いくつかの州のアーカイブズの状況の要約」という28州⁵⁹の文書の状況がまとめられたものが報告された⁶⁰。この報告中の興味深いものにノースカロライナ州の状況がある。ノースカロライナ州の報告には、後に初代国立公文書館館長となるコナー(R.D.W.Connor)による報告が寄せられている。1907年5月20日に組織された委員会の事務局長(secretary)として選ばれていたコナーは、「もし委員会⁶¹の業務が期待されているならば、1903年の法によって提供されたよりも、もっと効果的な組織が必須で、適切に変えることが、ほどなく明らかとなる」との見解を示した。コナーは、この時代から既にアーカイブズに関する取り組みを積極的に行っており、後の国立公文書館での活躍への布石であったと見ることができるとしている。

翌1908年の年報にも、1908年12月31日の日付の「アメリカ歴史協会の執行委員会へ」と冒頭に書かれ、前年同様の公文書委員会の報告が行われている⁶²。ここでは、多くの公文書委員会の調査が、委員会の設立以来続いてきた一般的な方針に従った協会員と助手により続けられてきたとしており、そこにこの年に新たにデラウェア、イリノイ、モンタナ、メイン、ミズーリ、ワシントンの各州の文書調査担当者が加えられたことを記している。そして、拡大された調査は、カリフォルニア、ニューメキシコ、ケンタッキーの各州の文書から作成されてきたものであるとしている。さらに、報告書は、イリノイ州やルイジアナ州、ネブラスカ州、ウェストヴァージニア州の文書調査が進められていることを付け加えている。

このほか、昨年に引き続き取り組まれているイギリス国立公文書館のアメリカ植民地文書から、特定主題の書誌編纂と刊行が、1907年からの持ち越し事業として報告されている⁶³。また、昨年困難であるとされた事業については、「いくつかの進展は、それぞれの州の文書目録が作成され刊行されてきたことである。だがしかし、この業務の大きさのせいで、実際的に困難となり、今のところ委員会は推進しないことを取り決めたとして、一定の前進を認識しながらも事実上の中断がなされることになった」との判断がなされている。

前年とは異なる動きとして、昨年の年次大会で出された「公文書の保存と保管を考慮する」ことに関わる動きがあった。それは、公文書のよりよい保存への取り組みが、いくつかの州で動きとしてみられたことである。具体的には、保存活動の推進や情報に関する機関を通じた試みや助言の申し出を通じた試みが行われていたことを報告している。その成果として、1908年4月24日に制定されたオクラホマ州の法律が紹介されていたり、事業遂行のため、ニュージャージー州やメリーランド州、ヴァージニア州、ルイジアナ州で、年500ドルから2,000ドルが支出されていたことが報告されていたりしている。これ以外にも、マサチューセッツ州では、文書作成の際に利用するインクやタイプライターのリボン、スタンプパットを統一して同じものを用いるよう公文書の委員会が提案したこと

が記されている⁶⁴。このように、州ごとに文書調査や文書の保存が意識されることで、歴史的な文書を利用できるようにするための準備段階の取り組みがこの時期行われていたのである。

また、1908年の報告書に掲載された文書目録は、イギリスの国立公文書館に所蔵された植民地文書に基づき作成されたものであった。その内容は、カウンセルの広報誌、植民地議会（下院議会）、建国13州の法律及び、フロリダに関する文書であった⁶⁵。この文書目録は、チャールズ・アンドリュース（Charles M. Andrews）教授により編集され、イギリスの国立公文書館で、実際に見つけられるよう配列がなされていた。これらの文書目録は、歴史的な文書の案内としての機能を果たすだろうと期待されていた。

1909年、アメリカ歴史協会の年報では、新たにアリゾナ州とネバタ州の新たな文書調査担当者が加わったことが報告された⁶⁶。公文書委員会による文書調査については、アリゾナ、ニューメキシコ、カリフォルニア、コロラド、イリノイ、ケンタッキー、ネバタ、ヴァーモントでとりわけ、委員会のメンバーと助手との協働を通じて進められた活動であった。しかし、調査が完了し、完全な目録が出来上がったのは、イリノイ州とニューメキシコ州のみであった⁶⁷。

また、この年もアメリカ議会図書館によりイギリスにおけるアメリカ史に関する文書の調査、複製などの事業が、引き続き行われていた。その対象は、大英図書館やイギリスの国立公文書館のほか、数は少ないが、オックスフォード大学ボドリアン図書館も対象として調査、複製が実施された。この事業により、植民地時代の文書がアメリカで整備され、アメリカを学ぶ学生が文書を使うことが容易になり、その価値を見出し、大きな関心をよせるコレクションであると評価した。そして成果は、1909年6月30日、アメリカ議会図書館の最終報告書に掲載されることとなった⁶⁸。また、1910年に、ベルギーのブリュッセルにおいてアーキビストとライブラリアンの国際的な会議が、開催されることになっていた。そこに、アメリカからも参加することとなり、人選がアメリカ歴史協会により行われた。

4.5 アーキビストの年次大会の開催

1900年代になり、アーカイブズに関わる施設や制度が整備されるとともに、それらの活動を担う専門的な人材としてアーキビストの充実を図ろうとする動きが見られた⁶⁹。

それがアメリカ歴史協会の年次大会に合わせて1909年12月30日にニューヨークにおいて開催されたアーキビストの年次大会であった⁷⁰。歴史研究者であったウォルド・リーランド（Waldo G. Leland）は、アメリカ歴史協会公文書委員会の後援の下、年次大会を着想し、計画立案を行った。彼は、このカンファレンスに関連して「われわれは、誰でもアーキビストになれるというわれわれ自身の考えを捨て去らなければならない⁷¹」と明言をしている。こうした動きが、歴史家とは異なるアーカイブズを専門的に取り扱い、利用サービスを実施する専門職としてのアーキビストの存在の重要性とその基盤の必要性を認識したと捉えることができる⁷²。

この初めて開催されたアーキビストの年次大会というのは、公文書委員会の10周年記念行事としても位置づけられていた。この大会冒頭で、ヘルマン・エームズ（Herman V. Ames）が公文書委員会の10年にわたる活動を次のように振り返っている⁷³。

この会議は、公文書委員会の設立の10周年記念行事となる。しかしながら、それは、公文書委員会の業務の検討に対して、的確で、簡潔であるかもしれない。最初の委員会から、いくつかの既に存在する機関の業務と重複しないよう注意してきたし、アーカイブズの出版を引き受けるのにもまた注意を払ってきた。しかし、それは、それぞれの州の公文書の特徴、内容、状態と利用可能であるかということに対する調査を優先して注目を向けており、派生的に文書の論理的で、科学的な取り扱いにびったり合ったより十分な部門へと拡大させる州による法律への刺激や促進や制限されたアーカイブズの範囲に注意を払ってきた。現在それらの多くは、公文書に関して出版する情報の方法で、達成されることが、たぶんに一般的となっている。現在出版されている1908年のアメリカ

カ歴史協会の年報に報告されたものまでを含めれば、30州のアーカイブズとニューヨークとフィラデルフィアの2つの都市のアーカイブズの41あまりの報告書が刊行されたといえ十分であろう。これらの半分については、予備段階で、部分的であり、残りの報告書は、適切に完全なもので、またいくつか完全に全体を網羅し適当なものである。(中略) 公文書委員会の適切な取り扱い、興奮させるような関心において、公文書委員会の影響を見積もることはより難しい課題である。しかしながら、公文書の管理と取り扱いのための多様な機関の法律により、結果として生じてきたこととともに、それ以前よりも州によるアーカイブズの問題に寄せるより大きな関心によって、性格づけられた存在となっている公文書委員会という存在は、この10年の重要な実績である。

この挨拶は、公文書館委員会の10年間にわたる活動成果を述べ、アメリカの歴史研究を支える活動でもあったことを示した。この1909年時点でアメリカ歴史協会公文書委員会の活動は、アメリカにおける歴史研究の潜在的可能性を文書存在(歴史的な文書目録)によって示すことができたのである。それは、各州の公的な文書の残存状況を調査することと、文書を残していくための各州での立法措置の調査が中心とする一定の活動が、歴史研究に必須の文書の把握という成果を上げたという評価に繋がったといえる。しかし、それをどのように一般市民に対し活用していくかという視点はまだなかった。

その後も各州のアーカイブズの調査事業は、きわめて規則的にそして定期的実施されていた。アーカイブズの調査報告書は、技量や豊富なデータに関して、一様ではなかったが概ねすばらしい内容で構成されていた。さらに報告書によって、州の関心を大きく引き出し、そして適切な登録が行われるために、この時期非常に多くの州で、アーカイブズのための具体的な規定を策定するための準備が整えられてきていた。

4. 6 行き詰るアメリカ歴史協会公文書委員会の活動

1917年のアメリカ歴史協会の年報には、公文書委

員会の活動報告及び第8回アーキビストの年次大会報告が掲載されている⁷⁴。これ以降の1918年から1922年間の状況については、さまざまな事由により、1922年の年報にまとめられていた⁷⁵。

1918年は、アメリカ歴史協会の年次大会がインフルエンザの流行⁷⁶の影響から、公文書委員会としてそれほど活動が行われていたわけではなかった。しかし、この年アメリカの連邦議会では、上院議員ポインデクスター(POINDEXTER)によりひとつの法案が提案された。ポインデクスターにより提出された法案は、「国立公文書館ビル建設のための法案」と法案名が付けられているもので、近代的な図書館の建物のような耐火性のある国立公文書館の建設を財務長官に指示し権限を付与することを目指すものであった。しかし、翌1919年5月4日付の*New York Times Magazine*で、連邦政府のアーカイブズのひどい状況と上院議員ポインデクスター法の失敗という全面記事が掲載されていたことからわかるように、法案は成立しなかったのであった。こうした動きが一定程度報道されることで、一般にアーカイブズの問題が認識されうる状況にあったということを示している。

1919年は、委員会としてひとつの成果を報告書として出している。これは、未来へと引き受けられる最適と思われる業務分野を示唆することを目的としており、1919年の末に提出することが求められていたものである。それを受けて、公文書委員会では、委員長を中心として検討が加えられ、委員会として承認した上で、委員により提出された。また、1919年は、昨年延期されたアメリカ歴史協会の年次大会が、12月末にクリーブランドで開催された。しかし、公文書委員会のアーキビストの年次大会は行われず、全米州戦史機関協会(National Association of State War Historical Organization)との共同大会が開かれた。ここでは、戦争資料(史料と刊行資料)の保存について取りあげられ、公文書委員会の委員も議論に加わったことが報告されている⁷⁷。

1920年には、アメリカ歴史協会の年次大会において、公文書委員会の存在が危機に陥る事態が発生した。それは、一年間委員会の暫定的な活動中止が、投票議題として挙げられたということであった。これ

は、前年委員会が提出した報告書に疑問を呈する動きを反映したものであった。この委員会の活動中止と時を同じくして、委員会の一年間の暫定的な活動休止中に、アーカイブズの入門書のための特別委員会を暫定的に加えるという提案がなされていた⁷⁸。

これは、1909年以來行われてきたアーキビスト年次大会の区切りとして、入門書を刊行するアイデアが、ヴィクター・ヒューゴー・パルトシス (Victor Hugo Paltsits) やウォルド・リーランド (Waldo G. Leland) らのやり取りを通して考え出された。しかし、アーキビストの年次大会の再開などの議論により、入門書刊行への準備を中止することが望ましいとその後方針が変更されてしまうことになった。このような公文書委員会の活動の不安定な状態は、次のアメリカ歴史協会の年次大会まで続くこととなった。そのため、この時期アーキビストの年次大会も開催されることはなかったのである。

また1918年以降には、アメリカ歴史協会年報の補遺が刊行されるようになった。年報の補遺は、基本的にアメリカの歴史に関する文献が、事象、年代、地域別などのカテゴリーに分けられ記載された書誌となっている。例えば、1919年の年報の補遺は、文献リストになっており、アーカイブズや史料に関する20文献が挙げられており、公文書委員会の報告を記した文献も含められている⁷⁹。同様に1920年は18文献⁸⁰、1921年は、22文献⁸¹が、それぞれ年報の補遺に掲載されていた。この頃、アーカイブズに関連する文献は、毎年20程度であり、他のアメリカの歴史に関するカテゴリーと比べると少なかったと指摘でき、アーカイブズに関する活動自体が決して活発に行われていたとはいえない状況であった。

1921年のアメリカ歴史協会の年報には、アーキビストの大会の開催記録が載せられており、大会の内容詳細は、次の年報に掲載するとしていた⁸²。その1922年の年報では、1921年12月29日に年次大会が開催されたことが記されている⁸³。この年次大会において、「どのように州の歴史的な文書への注目を引くことができるのか」ということと、「公文書委員会の将来」という2つの全体テーマが設定された。「どのように州の歴史的な文書への注目を引くことはで

きるのか」というテーマについては、3つの報告が行われ、それぞれ、ノースカロライナ大学のコナー (R.D.W. Connor) による「ノースカロライナからの教訓⁸⁴」、アイオワ州歴史局のスティレス (Stiles) による「アイオワからの教訓⁸⁵」、コネティカット州立図書館のジョージ・ゴダール (Gorge Godard) の「コネティカットからの教訓⁸⁶」であった。もうひとつの全体テーマ「公文書委員会の将来」では、公文書委員会の委員長であったヴィクター・ヒューゴー・パルトシスによる「公文書委員会の歴史を再開する」という報告の後、カーネギー財団のフランクリン・ジェマソン (J. Franklin Jamerson) の司会による討議が行われている⁸⁷。

こうした、数年ぶりに公文書館委員会の活動が再開する背景には、アメリカ歴史協会の執行委員会により公文書委員会の活動の再開が決定されたことがある。

その後も、公文書委員会の活動は、継続されており、1925年の年報では、同年12月29日から31日にかけて行われたアメリカ歴史協会第40回年次大会に合わせて公文書委員会の活動報告が掲載されている⁸⁸。活動報告では、公文書委員会が、1925年のこの時期、2つの活動を主に取り組んでいたことを報告している。一つめは、「アーカイブズの法律の調査・検討」であり、もう一つが、「アーカイブズの入門書への取り組み」であった。アーカイブズに関する法律の調査・検討は、様々な州の制定法を対象として、コネティカット州立図書館のジョージ・ゴダール (Gorge Godard) により行われていたことが報告されている。このゴダールによる活動は、前年のリッチモンド年次大会における「アーカイブズの法律1921-1923」という報告に続くものであった。彼は、1924-1925年度においても、この報告の情報を更新しながら検討をさらに進めていた。公文書委員会の主要な活動のもう一方の「アーカイブズの入門書への取り組み」は、公文書委員会の委員長が、パルスウィットスであった時に彼の指示によって始められた活動であった。パルスウィットスは、完全な入門書の案が、2章以上になり、近い将来に刊行のための準備を約束したことが示されていた。また、昨年のリッチモンドにおける年次大会での報告⁸⁹が、質の高い内容であったことでアメリカ歴

史協会の公文書委員会の活動を協会として促進することに繋がったことも報告されていた。

以上の報告から、この時期アメリカ歴史協会公文書委員会は州アーカイブズの設立に向けた働きかけをする役割を終え、国立公文書館の設立に関心が向けられていたことが確認できる。そして、州アーカイブズに関する公文書委員会の取り組みは、州アーカイブズ発展に向けた、現状把握と入門書の刊行といった情報共有に力点が置かれていくことになった方向性を見ることができるといえる。

5. アメリカの州アーカイブズの形成と発展に歴史協会の果たした役割

本稿では、アメリカの州アーカイブズ設立とその発展に歴史協会がどのような役割を果たしたのかを検討してきた。その結果、次の3つの役割があったことを確認した。1点目は、歴史協会が文書保存の重要性を指摘したことである。2点目は、歴史協会が文書を収集し、管理する仕組みとしての施設設置を促す取り組みをしたことである。3点目は、歴史協会の中に州アーカイブズの担い手になった事例がみられたことである。

アメリカにおいて、歴史協会は州アーカイブズの設立を促す存在であるとともに、州アーカイブズの運営の担い手にもなっていた。このことは、アメリカの州アーカイブズ設立とその発展に歴史協会が直接的、間接的問わず影響を及ぼしてきた証である。

本稿では、歴史協会に焦点をあてて役割を検討してきた。しかし、アメリカの州アーカイブズの設立や発展に影響を与えた要因は、歴史協会の活動以外にも考えられる。例えば、技術革新、財源確保、アーカイブズの運営を支える専門的な人材などの要因である。本稿では、これらの点について十分な検討を行うことができていない。それは、今後の課題として指摘しておきたい。

北海道大学図書刊行会、1996、p.282.

² Posner, Ernst, *American State Archives*, Chicago: University of Chicago Press, 1964, 397p.

³ 小川千代子. 公文書館の役割とアーカイブ政策: 米国の事例. 記録と史料. 2001, (11), p.4-12.

⁴ 森田貴之. 特集, 世界の窓: アメリカの地方文書館事情, 地方歴史協会の視点から. 記録と史料. 2002, (12), p.124-134.

⁵ 小河宏之. アメリカの公文書館について: 研修報告. 香川県立文書館紀要. 2003, (7), p.97-107.

⁶ 坂口貴弘. 現代公文書の検索手段はどうあるべきか: 米国の州文書館における集合的記述方式の分析から. 国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇. 2010, (6), p.155-170.

⁷ 古賀崇. 電子環境下での政府情報の管理・保存・公開と図書館・文書館・記録管理機能の融合: 米国アリゾナ州政府の事例を通じての考察. レコード・マネジメント. 2012, (62), p.57-72.

⁸ 浅野真知. 特集, 世界の窓: 米国の州公文書館、州図書館、市・郡公文書館、大学アーカイブズ、カリフォルニア州サクラメントにおけるインタビュー事例について. 記録と史料. 2018, (28), p.49-56.

⁹ 浅野真知. 事例研究: 米国の州公文書館と民間アーカイブズ: 普及(利用の促進・連携)等についてのインタビュー事例を中心に. 日本アーカイブズ学会2019年度大会自由論題研究発表資料: ポスター研究発表要旨: 大会企画研究会資料. 2019, p.32-35.

¹⁰ 元ナミ「アメリカにおける地方公文書館の創設と現在の課題: アラバマ州の事例を中心に」記録管理学会2016年研究大会研究発表. 20160528.

¹¹ 元ナミ. 地方公文書館の運営目的に関する事例調査: 日本、イギリス、アメリカを比較して. 京都大学大学文書館研究紀要. 2017, (15), p.53-73.

¹² 元ナミ. イリノイ州における公文書活動と基金活用. 日本アーカイブズ学会2019年度大会自由論題研究発表資料: ポスター研究発表要旨: 大会企画研究会資料. 2019, p.36-39.

¹³ Van Tassel, D. D. "Historical Societies". *Dictionary of American History*. Charles Scribner's Sons. 3, 1976, p.278-280.

¹ 青山英幸. 「日本におけるアーカイブズの認識と『史料館』『文書館』の設置」. 記録史料の管理と文書館.

¹⁴ 鳥羽欽一郎. アメリカにおける歴史協会について. 早稲田商学. 1962. (157), p.195-233

¹⁵ Archives of Maryland Online. Archives of Maryland: Proceeding and Acts of the General Assembly of Maryland. Maryland Historical Society. 1883, p. 1-5. (online) available from <http://www.mdarchives.state.md.us/megafile/msa/speccol/sc2900/sc2908/000001/000001/html/index.html> (accessed 2019-05-01).

¹⁶ Archives of Maryland Online. Archives of Maryland: Proceeding of the Council of Maryland. Maryland Historical Society. 1885, p. 53. (online) available from <http://www.mdarchives.state.md.us/megafile/msa/speccol/sc2900/sc2908/000001/000003/html/am3p-1.html> (accessed 2019-05-01).

¹⁷ Posner, E. "Record Keeping in the Colonies", *op. cit.*, p. 8-9.

¹⁸ De Roulhac Hamilton, G. J. Three Centuries of Southern Records 1607-1907. *Journal of Southern History*. 10 (1), 1944, p. 7.

¹⁹ "Order for the preservation of the Colony Records", Massachusetts Historical Society. Collections of the Massachusetts Historical Society. Massachusetts Historical Society. Ser. 3, 7, 1838, p. 162.

²⁰ De Roulhac Hamilton, G. J., *op. cit.*, p. 7.

²¹ *Ibid.*, p. 10.

²² Homes, W. O. Public Records' -Who Knows What They Are?. *American Archivist*. 23 (1), 1960, p. 19.

²³ De Roulhac Hamilton, G. J., *op. cit.*, p. 9.

²⁴ De Roulhac Hamilton, G. J., *op. cit.*, p. 8.

²⁵ Godard, S. G. Lessons from Connecticut. Annual Report of the American Historical Association for the Year 1922. 1926, p. 140-141.

²⁶ Kraus, M. "Gathering the Records Awaiting the National Historian". *The Writing of American History*. University of Oklahoma Press. 1953, p. 89-107.

²⁷ Posner, E. "Record Keeping in the Colonies", *op. cit.*, p. 11.

²⁸ 有賀貞, 大下尚一. "イギリス領北アメリカの成熟". *アメリカ史*: 1. 山川出版社. 1994, p. 87.

²⁹ Maine Historical Society. About Maine Historical Society. (online), available from <http://www.mainehistory.com/about_overview.shtml> (accessed 2019-05-01).

³⁰ Rhode Island Historical Society. About RIHS. (online), available from <https://www.rihs.org/about-us/> (accessed 2019-05-01).

³¹ Historical Society of Pennsylvania. About Us. (online), available from <http://www.hsp.org/default.aspx?id=9> (accessed 2019-05-01).

³² Connecticut Historical Society. About CHS. (online), available from <https://chs.org/about-2/> (accessed 2019-05-01)

³³ Vermont Historical Society. ABOUT VHS. (online), available from <https://vermonthistory.org/about-vhs> (accessed 2019-05-01).

³⁴ "1. 5 J. ワイトによる 1851 年マサチューセッツ州公共図書館法の立法擁護演説". *ボストン公共図書館は、いかにして生まれたか*. 川崎良孝訳. 京都大学図書館情報学研究会, 1999, p. 14.

³⁵ Department of the Interior, Bureau of Education. Public Libraries in the United States of America their History, Condition, and Management Special Report. 1876, GPO. pp. 375-377.

³⁶ Illinois Historic Preservation Agency. Illinois' Past . . . Your Past . . . (online), available from <http://www.state.il.us/hpa/lib/default.htm> (accessed 2004-10-04).

³⁷ 州知事の議会での演説内容は、アラバマ州立アーカイブズ・歴史局が発行した

Brannon Peter. *The Alabama Department of Archives and History. The Alabama Historical Quarterly*. 24(1), 1962, pp. 1-3

に再録された内容に基づいている。ここで、アラバマ歴史協会の運営回覧状 10 号の日付は、1900 年 2 月 8 日とされているが、ウィリアム・サムフォード州知事の就任前であるので、就任期間中の 1901 年 2 月 8 日に訂正された。

³⁸ ウィリアム・ジェームズ・サムフォード (William James Samford) は、1844 年 9 月 16 日生まれの民主党の政

治家であった。州知事には、1900年から1901年6月11日に彼が死去するまで就任していた。

³⁹ Owen, T. M. `Alabama Archives`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1904. GPO Press. 1905, p. 487.

⁴⁰ Herman, P.; Ames, V. `Conference of Archivists`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1909. GPO Press. 1911, pp. 339-341.

⁴¹ 1848年メキシコより割譲され、1850年カリフォルニア州が成立している。

⁴² 1818年から1846年まで米英共同管理ののち、1848年に併合され、オレゴン・テリトリー成立した。その後の1859年にオレゴン州として成立した。

⁴³ 1848年メキシコより割譲され、1850年米領ユタとして成立した。その後の1864年にネバダ州成立した。

⁴⁴ 1861年コロラド東部(旧仏領ルイジアナ)とコロラド西部(旧メキシコ領)を合わせコロラド地方なり、1876年に州として成立した。

⁴⁵ 1900年代に入ってから、以下のようにアメリカでは州がいくつか成立した。1907年にオクラホマ州、1912年のニューメキシコ州とアリゾナ州、1959年のアラスカ州、1960年のハワイ州の5つの州である。

⁴⁶ ここでは、アーカイブズ自体の収集保存とアーカイブズを収集保存することへの関心の双方がないことを意味している。

⁴⁷ Jameson, J. F. et al. `A List of Printed Guides to and Descriptions of Archives and other Repositories of Historical Manuscript`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1896. GPO Press. 1, 1897, p. 481-512.

⁴⁸ *Ibid.*, p. 467.

⁴⁹ *Ibid.*, p. 467.

⁵⁰ Annual Report of the American Historical Association for the year 1900. GPO Press. 2, 1901, 303p.

⁵¹ MacDonald, W. et al. `Report of the Public Archives Commission`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1900. GPO Press. 2, 1901, pp. 5-6.

⁵² Annual Report of the American Historical Association for the year 1900. GPO Press. 2, 1901, pp. 26-297.

⁵³ 年報に含まれる21の報告書には、州以外にニューヨークとフィラデルフィアという2つの都市の公文書の報告が掲載されていた。

⁵⁴ Ames, V. H. et al. `Public Archive Commission`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1905. GPO Press. 1, 1906, p. 331-332.

⁵⁵ *Ibid.*, p. 332-333.

⁵⁶ *Ibid.*, p. 335.

⁵⁷ Ames, V. H. et al. `Report of the Public Archive Commission`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1907. GPO Press. 1, 1908, p. 159-187.

⁵⁸ *Ibid.*, p. 160

⁵⁹ ここに掲載された28州は、アラバマ州、カリフォルニア州、コネティカット州、デラウェア州、フロリダ州、ジョージア州、イリノイ州、インディアナ州、アイオワ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、メイン州、メリーランド州、ミシガン州、ネブラスカ州、ニューメキシコ州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、オレゴン州、オハイオ州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、サウスカロライナ州、テネシー州、テキサス州、ヴァージニア州、ウェストヴァージニア州、ウィスコンシン州であった。

⁶⁰ `Reference to Previous reports of the commission in the Annual Reports of the American Historical Association`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1907. GPO Press. 1, 1908, p. 162.

⁶¹ ノースカロライナ州の州歴史委員会(State Historical Commission)を指している。

⁶² Ames, V. H. et al. `Ninth Report of the Public Archives Commission`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1908. GPO Press. 1, 1909, p. 253-256.

⁶³ *Ibid.*, p. 254-255.

⁶⁴ *Ibid.*, p. 255-256.

⁶⁵ Andrews, M. Charles. `List of the Journals and Acts of the Councils and Assembles and the Acts of the Thirteen Original Colonies, and the Floridas, Now Preserved Among the Colonial Office Papers

in the Public Record Office`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1907. GPO Press, 1, 1908, p. 403-490.

⁶⁶ Ames, V. H. et al. `Tenth Report of the Public Archives Commission`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1909. GPO Press, 1911, p. 329.

⁶⁷ *Ibid.*, p. 329.

⁶⁸ Ames, V. H. et al., *op. cit.*, 1911, p. 329.

⁶⁹ 1800年代後半にみられたプロフェッションナリズムの社会的高まりという背景がある。

⁷⁰ `Proceeding of First Annual Conference of Archivists`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1909. GPO Press, 1911, p. 337-377.

⁷¹ Waldo, G. L. `American Archivist Problems`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1909. GPO Press, 1911, p. 348.

⁷² Waldo G. Leland は、アーキビストの年次大会について、約40年後の *American Archivist* 誌上で、「アーキビストの専門職としてのアメリカにおける発祥」として回顧している。

Waldo G. L. `The First Conference of Archivists, December 1909: The beginning of a profession`. *American Archivist*, 13, 1950, p. 119.

⁷³ Leland, G. Waldo., *op. cit.*, 1911, p. 342-343p.

⁷⁴ Matteson, M. D. Annual Report of The American Historical Association for The Year 1917. GPO Press, 1918, 793p.

⁷⁵ `Nineteenth Report of the Public Archives Commission, 1918-1922`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1922. GPO Press, 1926, p. 113-186.

⁷⁶ 1918年頃に全世界で流行したインフルエンザ（一般にスペインかぜとも言われる）のことをさしている。

⁷⁷ `Report of the Public Archives Commission for the years 1918-1922`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1922. GPO Press, 1926, p. 117-118.

⁷⁸ *Ibid.*, p. 118-119.

⁷⁹ Griffin, G. G. `Archive and manuscript collection`.

Annual Report of The American Historical Association for The Year 1919 Supplement. GPO Press, 1922, p. 4-5.

⁸⁰ Griffin, G. G. `Archive and manuscript collection`. Annual Report of The American Historical Association for The Year 1920 Supplement. GPO Press, 1923, p. 5-6.

⁸¹ Griffin, G. G. `Archive and manuscript collection`. Annual Report of The American Historical Association for The Year 1921 Supplement. GPO Press, 1924, p. 3-5.

⁸² Tryon, M. R. `Conference of Archivists`. Annual Report of The American Historical Association for The Year 1921. GPO Press, 1926, p. 121.

⁸³ `Report of the Public Archives Commission for the years 1918-1922` *op. cit.*, 1926, p. 119.

⁸⁴ Connor, R. D. W. `Lesson From North Carolina`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1922. GPO Press, 1926, p. 121-127.

⁸⁵ Stiles, C. C. `Lesson From Iowa`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1922. GPO Press, 1926, p. 127-133.

⁸⁶ Godard, S. G. `Lesson From Connecticut`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1922. GPO Press, 1926, p. 134-149.

⁸⁷ `Discussion`. Annual Report of the American Historical Association for the year 1922. GPO Press, 1926, p. 149-151.

⁸⁸ Oliver, W. J. `Report of the Public Archives Commission`. Annual Report of The American Historical Association for The Year 1925 Supplement. GPO Press, 1929, p. 81-82.

⁸⁹ *Ibid.*, pp. 81-82.

この1925年の年報よれば、ゴダールの「アーカイブズの法律」、ハウスの「歴史的文書の破壊」、ヒューバート・ホルの「世界大戦の英国の記録」という報告があったと記載されている。

若者の地方への移住 ～気仙沼へ移住した若者たちの生活実態調査～

旦 まゆみ (常磐大学人間科学部)

Migration of the Young to Rural Areas:
Empirical Research on the Lifestyle of Young Migrants to the Kesenuma Area

Mayumi DAN (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

After the tsunami destruction caused by the Great East Japan Earthquake, there has been a number of young migrants in the Kesenuma area of Miyagi Prefecture in Japan. In contrast to the conventional migration from the urban areas to the rural areas in search of a relaxed lifestyle, the new wave of young migrants seems to be somewhat different.

By reviewing data on the movement of population, we confirm that major migration has always been from the rural areas to the urban areas. Through interviews implemented in March 2018, this paper examines work and life of the ten young migrants in the age group of twenties and thirties in Kesenuma. By looking into the number of working hours, we reveal that the interviewees are working long hours, resulting in overtime of nearly 50 hours per month. However, the overall satisfaction obtained from their lifestyle is extremely high as they feel their work contributes to the local community and people they are connected to. This article concludes that exploratory research implemented in Kesenuma indicates that migration of the young is motivated from personal connection and working challenges rather than in search of a relaxed lifestyle.

1. はじめに

2011年3月に起きた東日本大震災後、東北沿岸の津波被害が大きかった地域では、20代から30代の若者の移住が顕著に増えている。また、被災地ではない農山漁村においても、この10年ほどの間に若者の移住が目立つ地域がいくつも報告されている。この論文では、このような若者の地方への移住について、探索

的調査として気仙沼において移住した若者へのインタビュー調査を通して、その生活実態を検証し、その行動の動機を幸福感との関係で明らかにしていきたい。

1970年代からの少子高齢化が進む中、日本経済におけるデフレの長期化により、雇用者に占める非正規雇用比率の高まりが、女性ばかりでなく、男性労働者にも広がっている。また、正規雇用者としての安定は

あっても、長時間労働が蔓延する職場で疲弊する同僚や先輩たちを見て、転職を考える人が増加している。そして、人手不足の中でも、若者たちは何とか社員を使い捨てにする企業に就職してしまわないように進路選択に真剣である。働きやすさや、やりがいのある仕事とは何かを模索している人は多い。

一方、「地方創生」のかけ声の中、東京への一極集中から地方への人口移動を促進し、人口減少がもたらす地域や生活への影響を防ごうとする取り組みが、各地で進められている。人口減少は、医療や小売など生活関連サービスの縮小だけでなく、税収減による行政サービスの水準低下や地域公共交通の廃止や縮小につながる。同時に、空き家や耕作放棄地の増加、学校の統廃合や住民交流の機会減少など、地域コミュニティ機能の低下は、地域のにぎわいや地元への愛着が失われることになる¹。

人口減少が進む中では、生産年齢人口の減少も見込まれるため、出生率を改善することが重要であると考えられている。また、持続可能な地域社会をつくっていくためには、女性の就業と出産・子育てが両立できるような環境をつくることが不可欠であるとの認識が広まっている。それは、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」をはかるといことであり、女性だけでなく、男性も仕事とプライベートの生活を両立させて、カップルが希望する数の子どもを育てることができるような環境を整えることである。

出生率の改善と共に、都市圏から地方圏への人口移動を進めることが模索されているが、人口減少時代の「地域創生²」を背景とした移住に関する調査研究は、まだ始まったばかりである。多くは、まちづくりなどの関連でおこなわれている地域振興の文脈の中で、総務省の「地域おこし協力隊」事業の隊員が3年の任期後に起業し、定住し始めているケースの紹介や、就農支援事業など、いくつかの地域での取り組みに関する事例報告が中心である（椎川忍・他 2015）。一方、地方で生活する若者に焦点を当てた研究としては、轡田（2017）が社会調査データから地方暮らしの若者の幸福について理論に基づいた詳細な事例分析をおこなっている。また、石井（2017）では、インタビューから地方に生きる若者の仕事と生活について分析し、学校

や社会教育にも目を向けた総括がされている。

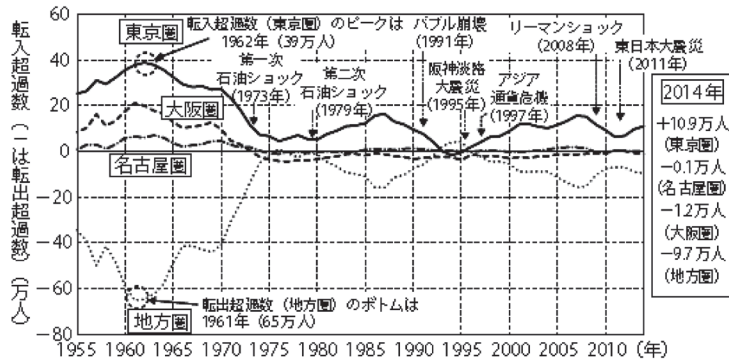
この論文では、東日本大震災による津波で壊滅的な被害を被った宮城県気仙沼市へ、震災後に移住した若者たちの仕事と生活について調査した結果を検証する。地方から都会へ給料の良い仕事を求めて移住する人は多いが、都会から地方へ移住する人は何を求めているのだろうか。従来の地方への移住は、豊かな自然の中でゆったりとした田舎暮らしを求める「田園回帰」を目的にして、定年退職後に移住するケースが多かった。しかし、ここ10年ほどの間に顕著に増加している20代から30代の若者の地方への移住も同様に、都会から田舎への「田園回帰」なのであろうか。それはむしろ、都会で失われがちである人との繋がりや仕事のやりがいを求めた結果なのではないかと考え、生活実態調査をふまえて探索したい。

次の第2節では、移住に関する既存の調査及び研究を概観し、つづく第3節では、農山漁村への移住についてデータをまとめる。そして第4節で、2018年3月にインタビュー調査を実施した気仙沼市に移住した若者10人の仕事と生活に関するインタビュー調査の結果を検討する。そして、最後の第5節では、結論として、この調査で得られたデータから、移住した若者たちは、自然やゆったりとした生活を求める「田園回帰」が目的ではなく、人との繋がりや仕事のやりがいを求めて、過疎地域³に区分されている気仙沼市へ移住することを選択していることを述べる。

2. 都市圏への人口移動と農山漁村への定住願望

1960年代からの高度経済成長期に、地方圏⁴で生まれ育った若者が進学や就職のために都市圏へ移動し、東京、名古屋、大阪の三大都市圏では急激な人口増加が生じた。そのピークは、東京圏では1962年の39万人であった（図1）。その後も東京圏への転入超過は続き、1990年代初めのバブル崩壊後には一時的に転出超過となったものの、2008年のリーマンショックや2011年の東日本大震災後も人口移動は東京圏へ集中している。

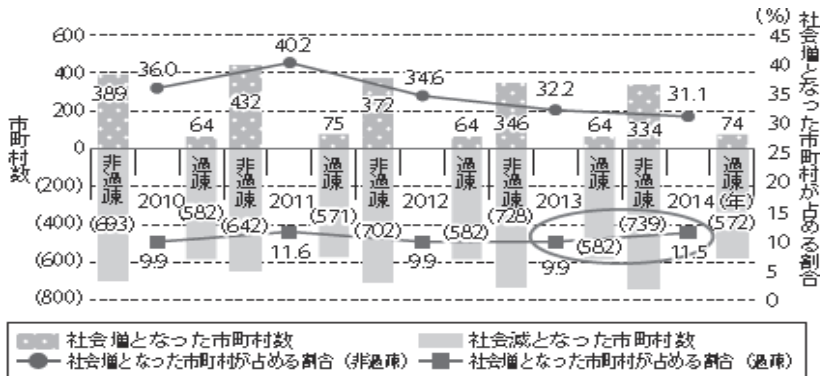
一方、都市圏から地方圏への移動は、就職期に地方へ戻る転入超過があったが、2000年頃からは就職期に都市にそのまま残ることが増えている。また、都市



資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より国土交通省作成

出所: 国土交通省 (2015) 『国土交通白書』 p.5

図1 三大都市圏と地方圏の転入超過数(転入者数-転出者数)の推移



資料) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」より国土交通省作成

出所: 国土交通省 (2015) 『国土交通白書』 p.27

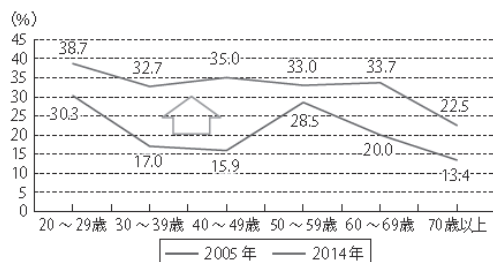
図2 社会増減市町村数の推移 三大都市圏(非過疎)と三大都市圏以外(過疎)

部から過疎地域など農山漁村への移動は、進学や就職のために都市部へ移動した人たちが、退職後にふるさとへ戻ったり、都市の喧騒から静かな生活を求めて移住する「田園回帰」型であった。

このように、近年では、地方圏から都市圏への人口

流出が続いているが、その中で、過疎地域であっても人口の社会増となった市町村が占める割合が微増していることが注目される(図2)。

また、内閣府が実施した世論調査では、2005年に比べて2014年では、30代から40代の世代の農山漁



資料)内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査(2005年11月)」、「農山漁村に関する世論調査(2014年6月)」より国土交通省作成

出所: 国土交通書(2015)『国土交通白書』p.28
図3 都市住民の農山漁村への定住願望(ある・どちらかというところ)

村への定住願望が大きく伸びている(図3)。そして、20代では、同期に30.3%から38.7%へと上昇しているだけでなく、2005年の時点から、他のどの年代より高い3割以上の若者が農山漁村への定住に対する願望を持っていることも注目される点である。ここからは、都会で得られる経済的な豊かさだけでなく、地方における自然や地域とのふれあいを大切にしたいという生き方を求めている割合が20代の若者を中心に増加していることが読み取れる。

このような人口減少と過疎化にともなう地域の課題に取り組む、社会の変化から捉えた持続可能な生き方の提案として、高野(2017)では、25人の実践者たちが地域主義の中で共生や自治の追求を実践する社会活動を紹介し、2010年前後から増えた農山村に移住する若者たちにも注目している。

また、藻谷(2013)は、「マネー資本主義」から里山モデルへの転換として、資本主義の変動から見た過疎の町の知恵などを紹介している。年金基金や保険会社など機関投資家の大口資金が金融市場を席卷し、利ざやを稼ぐために投資対象を選別する金融資本主義によって、金持ちはますます富み、貧しい者は日々の食事にも事欠くような格差社会は、アメリカだけでなく、ヨーロッパや日本にも広がっている。その中で、長時間労働もいとわない1パーセントの高給取りのスーパー社員を目指し、プライベートの時間も犠牲にするような働き方は、本当に幸せなのだろうか、という疑問が広がっていると指摘している⁵。

若者を中心とした移住について、全国から14の事例を魅力的に紹介しているのが、『ソトコト』編集長がローカル再生論としてまとめた指出(2016)である。この中では、その地域に行き来したり交流する「関係人口」を増やすことで仲間を増やすこと、エネルギー・食・仕事を自給する暮らし、「自分ごと」として楽しむことを新しい価値観として挙げている。

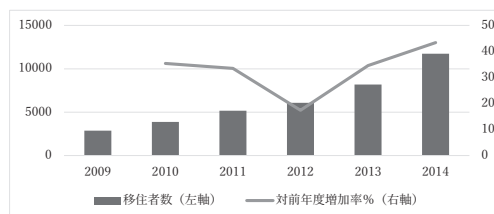
このように、新しい価値観として、お金だけでは計れない価値を求める生き方が、疲弊した経済至上主義の現代社会で生まれている。それは、金銭的価値よりも、人との繋がりや温かい人間関係の中での物々交換であったり、助け合いの関係を大切にする生き方と言える。

3. 農山漁村への移住

(1) 移住の定義とその概要

「移住者」の定義については、調査ごとに異なっているのが現状である。その中で、全国を網羅したものとして、NHK・毎日新聞・明治大学合同調査(2015)では、「県をまたいで転入した人のうち、移住相談窓口や空き家バンクなどの支援策を利用した人、または一部の県でおこなわれている住民票移動時の意識調査で【移住目的】とした人」としている(図4)。また、総務省の調査研究(2018)では、「国勢調査において、各調査時点の【現在地】と【5年前の常住地】が異なる地域(県内他市町村、他県、国外)である者」としている。

一方、各地で移住の相談窓口が開設されているが、認定NPOふるさと回帰支援センターでは、「田舎暮らしセミナー」などのイベント開催のほか、専属相談



資料: NHK・毎日新聞・明治大学合同調査(2015年12月)
<https://www.projectdesign.jp/201610/project-nippon/003192.php> (2019/05/01)

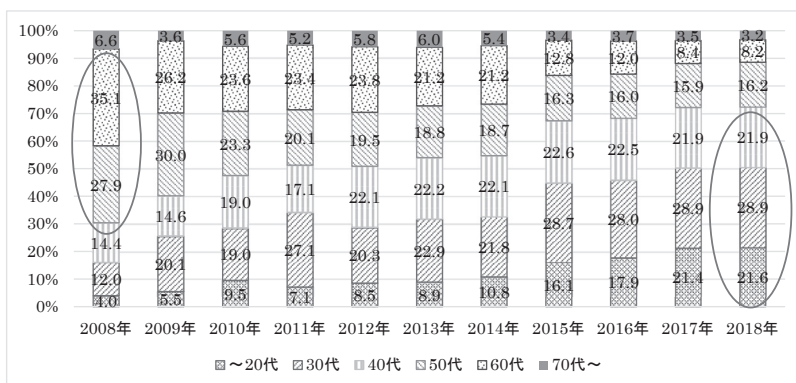
図4 全国の移住者数推移

員による個別相談やイベント情報のチラシなど、日本全国の幅広い情報を提供している。東京の同センターで開催されたセミナーは、2009年の84回から、2018年の539回へと約6倍増えており、面談・セミナー参加者数も同期に2,942人から29,849人へと約10倍に増えている。同センター利用者の年代をみると、2008年当初は60代が35.1%と最も大きな年齢層だったのに対して、2018年には、30代が28.9%、40代が21.9%、20代が21.6%と続いている(図5)。2008年には中高年の50代と60代で63%を占めていた年齢構成が、2018年には約72%が20代から40代の若い方の世代へと逆転している。

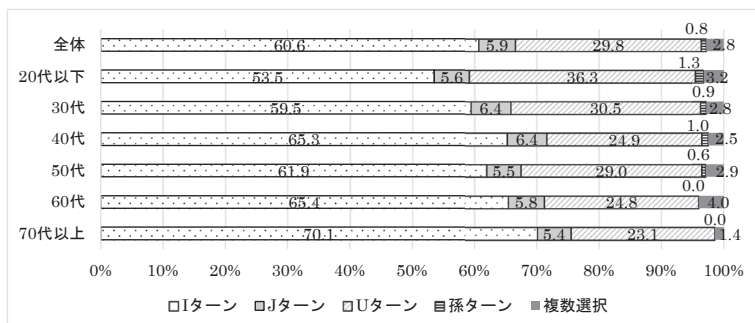
移住の形態をみると、出身地に戻るUターンのほ

かに、出身地とは異なる地域への移住の中では、都市で生まれ育った者が地方へ移住するIターン、地方で生まれ育った者が都市に移住し、その後、生まれ育った地域でない別の地方へ移住するJターンに分類される。ふるさと回帰支援センターの相談者について、移住形態の分類をみると、Iターン希望が全体の60.6%、Uターンは29.8%を占めている(図6)。20代以下と30代では、Iターンがそれぞれ53.5%、59.5%、Uターンが36.3%、30.5%と、他の年齢層に比べてUターンの割合が大きいのが、Iターンが過半数を占めている。つまり、生まれ育った地域でなくても地方へ移住したいという希望が多いのである。

一方、都道府県別の転入・転出超過数をみると(国



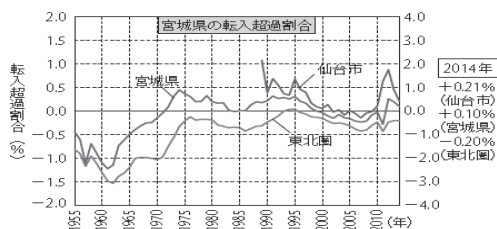
資料：ふるさと回帰支援センター「ニュースリリース」(2019年2月20日)
「2018年の移住相談の傾向、ならびに移住希望地域ランキング公開」
図5 ふるさと回帰支援センター利用者の年代の推移 (東京)



出所：ふるさと回帰支援センター「ニュースリリース」2019年2月20日
注：孫ターンとは、孫が祖父母の地域への移住すること
図6 相談者のUIJターン別分類と年齢別の比較 (2018年)

土交通省 2015)、2013 年、2014 年に転入超過となっているのは、三大都市圏である東京都、大阪府、愛知県に加えて、首都圏周辺の神奈川県、千葉県、埼玉県、および福岡県、宮城県となっており、北海道を含む北日本地域では、唯一、宮城県が転入超過となっている。地方ブロックにおける人口移動では、地方中核都市が存在する 4 つのブロックである「北海道（札幌市）」、「東北圏：宮城県（仙台市）」、「中国圏：広島県（広島市）」および「九州圏：福岡県（福岡市）」の中で、転入超過となったのは、宮城県の +0.10%（図 7）と福岡県の +0.08% である。

次に、宮城県の重要な漁港の 1 つである気仙沼市の人口の変動について見ていく。



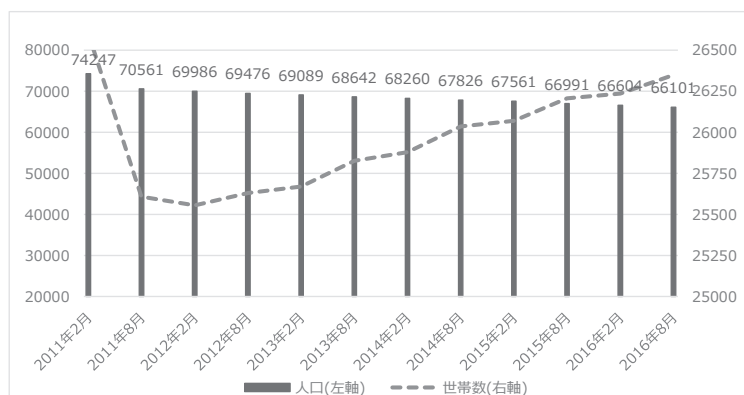
出所：国土交通省（2015）『国土交通白書』 p.9
 図 7 宮城県は 2011 年の震災後転入超過となっている

(2) 気仙沼市の人口推移

初めに、気仙沼市の人口推移をグラフで確認する（図 8）。東日本大震災の前、2011 年 2 月の時点では 74,247 人だった気仙沼市の人口は、震災後の 2011 年 8 月の 70,561 人から減少し続け、2019 年 3 月末現在では、63,308 人と約 8 年間で 10% 以上減少している。それに対して、世帯数を見ると、震災直前の 26,601 世帯から震災直後の 2011 年 8 月には 25,607 世帯へと 994 世帯減少した後は、徐々に世帯数は伸びており、2019 年 3 月末では 26,373 世帯、約 8 年間で 766 世帯増加し、震災前の世帯数へ近づいている。

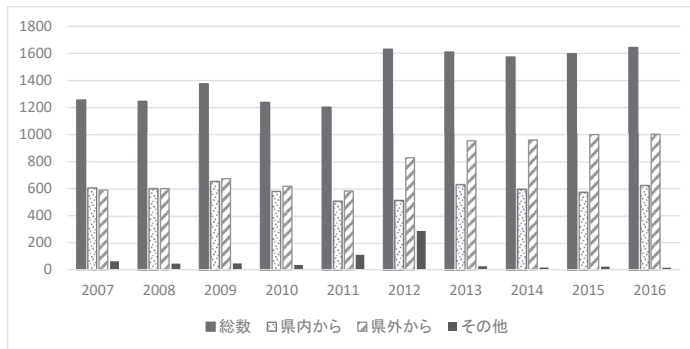
これは、第一に、世帯あたりの人数が減少していることを示しているためで、震災前の 2011 年 2 月の 1 世帯あたり 2.79 人から 2019 年 3 月末には 2.40 人になっている。他方、第二に、世帯数の伸びは、3、4 世帯同居の大家族世帯の分離や単身の転入者の増加を示しているものと考えられる。

一方、気仙沼市の転入人口をみると、震災後、2012 年からは、毎年 1,600 人前後と震災前の 1,200 人程度を上回る総数が転入しており、特に県外からの転入者が大半を占め、2015 年からは 1,000 人を超えている（図 9）。気仙沼市は津波の被害が大きかった地域の一つとして、他の自治体や官庁などからの応援、企業からの支援者に加えて、震災直後から多くのボランティア



資料：気仙沼市統計書（平成 28 年版）
<http://www.kesenuma.miyagi.jp/sec/s021/010/020/090-3/20180305115603.html>

図 8 気仙沼市の人口推移



資料：気仙沼市統計書（平成28年版）

<http://www.kesennuma.miyagi.jp/sec/s021/010/020/090-3/20180305115603.html>

図9 気仙沼市への転入人口

が泥かきから炊き出しなどで支援をおこなった地域である。そのような学生ボランティアの中には、内定していた就職先を辞退して長期にわたり気仙沼で支援活動に携わった者や、毎月のように県外から支援活動のために通ってきた学生も多かった。そのようなボランティア学生の中からは、長期に気仙沼の人たちを支援する中で、地域の人たちのため活動を続けていきたいと移住する若者が出てきている。

4. 気仙沼に移住した若者たちの生活実態調査

従来、農山漁村への移住には、いくつかのハードルがあると言われてきた。第一に、仕事がない、第二に、むらの人間関係が濃密すぎる、第三に、過疎化にもかかわらず、空き家が流動化しない、という主に3つのハードルである。

しかし、総務省（2018）『「田園回帰」に関する調査研究報告書』によると、都市部の住民に対して、農山漁村地域に移住してみたいかどうかについて、意識調査をおこなったところ、移住したいとの回答は3割を超えており、この傾向はより若年層で顕著である。回答の理由としては、気候や自然環境、ライフスタイルに関するものが高割合を占め、働き方や暮らし方を変えたい、都会の喧騒を離れて静かなところで暮らしたいといった動機も比較的多い。これは、転勤などの「ライフサイクル移住」が仕事の都合で居住地を変え

ることで、人口減少に伴い減っているのに対して、個人のライフスタイルの選択としての「ライフスタイル移住」が増加していることを反映しているものと考えられる。

また、移住の受入れについて、市町村の移住・定住促進施策も重要であるが、地域の魅力や民間で移住・定住に取り組んでいるコーディネーターなど相談できる「人」の存在が重要であることが示唆されていることにも留意したい。これは、月尾（2017）などでも指摘されていることである。

ここで取り上げるのは、東日本大震災後に、気仙沼市で仲間と一般社団法人を立ち上げ、まちづくり活動を始めた「まるオフィス」の協力で2018年3月に実施した移住した若者へのインタビュー調査である。このインタビューの主な目的は、気仙沼へ移住した①目的ときっかけ、②仕事、③収入、④生活時間、⑤将来設計の5つの項目について聞き取り、移住者のライフスタイルについて検証することである。この移住者たちの行動は、従来多かった地方圏への「田園回帰」ではなく、個人のライフスタイルの選択としての「ライフスタイル移住」であるのか、そうであるなら、なぜこの地域を選択しているのか、そのライフスタイルとはどのようなワーク・ライフ・バランスなのか、という働き方を含めたキャリアデザインについて探索する。

インタビュー調査項目としては、以下の小項目を含

若者の地方への移住 ～気仙沼へ移住した若者たちの生活実態調査～

めて聞き取りをおこなった。

<インタビュー調査の項目>

1. 移住したきっかけと目的
2. 仕事について
 - (a) 現在の主な仕事
 - (b) 1日の平均的な仕事時間
 - (c) 週の休日
 - (d) 仕事にやりがいと感じるのは、どのような時か
 - (e) 仕事に大変さを感じるのは、どのような時か
3. 収入について
 - (a) 現在の月収
 - (b) 前職の月収
 - (c) もっと収入が多いと良いか
 - (d) 経済的支援を受けているか
4. 生活について
 - (a) 1週間の生活時間（週スケジュール表）
 - (b) 時間が足りないと思うのは、どこか
 - (c) 休日の過ごし方

5. 将来設計

- (a) これからの仕事と生活について不安なことは何か
- (b) 不安を取り除くには、どうなるといいか
- (c) 行政や地域からのサポートで、どのようなものがあつたらいいか
- (d) これからの仕事と生活について一番期待することは何か
- (e) 近隣住民との理想的なかかわりは、どのようなものと考えるか

(1) 移住したきっかけと目的

調査対象は、東日本大震災後に気仙沼市に移住した20代から30代の若者10人である。移住した理由や仕事について1人あたり1時間ほどのインタビューを気仙沼地域中心におこない、生活費および生活時間については調査票に記入してもらった。表1が調査対象者10人の概要を示した一覧である。①から⑩の個人は、以下の表や文中においても対応している。

表1 気仙沼へ移住した若者たち

インタビュー対象者（年齢）	出身地	居住歴	現在の職業／前職	移住のきっかけ・目的
① 女性（34）	千葉県（東京圏） Iターン	3年	団体職員 地域振興／ 織物職人	復興支援活動から気仙沼に移住した人と結婚して移住した
② 男性（28）	福井県 Jターン	3年	NPO職員 まちづくり／ 栃木県で会社勤務	まちづくりNPO職員のつながりから気仙沼に貢献したい想いで移住した
③ 男性（25）	ニューハンプシャー州（米） Iターン	1年	団体職員 観光協会／ 米国で日系企業勤務	英語教師として赴任した気仙沼の人たちに恩返ししたいと移住した
④ 女性（29）	岐阜県（名古屋圏） Iターン	2年	NPO職員 まちづくり／ 東京のIT企業勤務	東京勤務からの脱出、気仙沼の移住者たちの魅力から移住した
⑤ 男性（28）	兵庫県（大阪圏） Iターン	6年	起業家 まちづくりNPO ／内定辞退し初職である	復興支援活動から気仙沼に貢献したい想いで移住、定住している
⑥ 男性（36）	長崎県 Jターン	6年	自営業 木工作家／ 京都で大工職人	震災ボランティア、復興支援活動から起業し、定住している
⑦ 女性（26）	東京（東京圏） Iターン	3年	NPO職員 まちづくり／ 新卒で入職	復興支援活動のため大学を休学、卒業後に移住した
⑧ 女性（37）	気仙沼市唐桑町 Uターン	5年	起業家 広告デザイナー ／東京で会社員	震災後、移住者が頑張っている姿に触発されて地元へ戻り、起業した
⑨ 女性（26）	兵庫県（大阪圏） Iターン	3年	会社員 エネルギー会社 ／新卒で就職	復興支援活動から卒業後に気仙沼の人たちへの想いから移住した
⑩ 女性（25）	富山県 Jターン	3年	市役所 嘱託職員／ 新卒で就職	まちづくりNPO団体の人に誘われ自分の居場所を探して移住した

注： グレーの網掛けは、震災後の復興支援活動を実際におこなった後、I/Jターンの移住者である。

移住者10人は、外国を含むさまざまな出身地からの若者で、移住後、全員が気仙沼市で仕事に就いている。注目されるのは、多くの回答者が移住のきっかけとして「気仙沼の人との繋がり」を挙げていることである。移住する地域を自然や受入れ態勢などの条件で選んでいるのではなく、何らかの形で人との繋がりがあったので、気仙沼という地域に移住したということである。震災からの復興支援などのボランティア活動を通して気仙沼の人たちと接したこと、親しい繋がりができて移住することを選択した者が4人(グレーの網掛け)が含まれるが、他の移住者もこの地域に住んでいる人との繋がりに移住地を決定する、あるいは移住自体を決断しているのが特徴として挙げられる。

インタビューの中で聞きとったことの要点を、インタビュー対象者①~⑩として、以下に記述する。

<インタビュー要点>

- ① 千葉県出身であるが、京都で織物職人として働いていた。京都で知り合った相手が気仙沼で震災ボランティアとして長期滞在し、その後、移住したので、結婚を機に自分も移り住んだ。その後、団体職員として地域振興の仕事に就いたが、周りの移住者がとても熱心に支援活動をしているので、自分も一緒に活動するようになって、楽しくやっている。気になるのは、みんな働きすぎなのではないか、という点だ。
- ② 福井県出身で、仲の良い従弟が震災復興ボランティアをしていて、話を聞いていた。自分もボランティアで訪問していたが、まずは就職してスキルを身につけてから支援に加わろうと考え、小売業に就職、栃木県で勤務した。その間、ずっと気仙沼の情報を得ようとしていた。2年働いた後、移住して、現在は気仙沼市移住・定住支援センターの業務に携わっている。地域の役に立っていると感じられると嬉しい。
- ③ アメリカ出身で、震災後に英語教師として気仙沼へ赴任した。住んでいたところの復興商店街の人たちに変なお世話になり、一度は帰国して日系企業で会社勤務に就いたが、いつか気仙沼に戻りたいと思っていた。観光の仕事があると聞いて、すぐに気仙沼へ移住し、今は仕事で地域の人たちに喜んでもらえるのがとても嬉しい。インバウンド観光に力を入れたい。休日

にはサーフィンができるのも気に入っている。

- ④ 岐阜県出身で、大学卒業後、東京のIT企業で働いていた。自分の生き方を考えた時に、移住について調べ始め、いくつかの地域が候補になったが、気仙沼に来てみたら、若い移住者たちが楽しそうに働いているのに触れて、移住を決断した。NPOの職員として地域の若者の育成事業に携わっている。自分のスキルがどのように伸びるのかが心配だが、近所のおばあさんたちから畑のことなど教えてもらうのが楽しい。
- ⑤ 兵庫県出身で、東京の大学卒業時に震災ボランティアとして、前から繋がりのあった気仙沼の支援活動を始めた。この人たちを置いて就職はできないと思い、内定を辞退して移住した。仲間と一般社団法人を立ち上げて働き始め、高校生の教育などを通して地域の役にたっているのが喜びである。信頼する地域の人からアドバイスをもらいながら事業を進めているので、展開方法については心配していない。
- ⑥ 京都で大工だったが、震災ボランティアとして気仙沼に長期滞在し、移住後、起業家支援を受けて木工作家として起業した。森林組合などを通してベンチなどを制作する仕事をしている。自分のスキルを高めるためにもっと勉強する機会があるといいと思う。亡くなった兄弟のものという大工道具を地元の方から譲り受けてとても意気に感じ、自分もこの地域でがんばっていきたくと考えている。
- ⑦ 大学生の時に震災ボランティアでいくつかの地域に行ったが、気仙沼で高齢の漁師さんの震災後の話を聞いて感動し、大学を休学して復興支援活動に他の学生たちと加わった。卒業後、仲間と立ち上げたNPOで働き始め、気仙沼市移住・定住支援センターの業務を担当している。漁師の生き方に魅力を感じているので、漁業を子どもたちに体験してもらう活動なども企画実施している。唐桑の人たちとの繋がりを大切にしていきたい。
- ⑧ 気仙沼出身だが、東京で広告デザインの仕事に就いていた。震災後、復興支援の若い人たちが働いているのを知って、自分も地元のために働きたいと考えてUターンした。起業支援を受けて、デザイン会社を立ち上げ、デザインの魅力を子どもたちに教える活動も始めた。デザインの魅力を知ってもらうのが難しいと

若者の地方への移住 ～気仙沼へ移住した若者たちの生活実態調査～

感じることも多いが、自分の地元で働くことにも意味があると思っている。

⑨ 兵庫県出身で、学生団体を通して気仙沼との繋がりがあり、震災ボランティアとして長期滞在して支援活動に携わった。大学卒業後に気仙沼の会社に就職し、幅広く学びながら仕事をしている。子どもたちが仙台などに行ってしまった近所の高齢者の家に行きたくて夕食をご馳走になったりしている。時々、仙台へ行って買い物したりして、息抜きしている。研修でドイツに行きエネルギーについて学ぶ機会を得た。

⑩ 富山県出身で、卒業後、就職せずに迷っていた時に、誘われて気仙沼へ来て、まるオフィスの人たちに出会い、楽しそうに働いている姿を見て移住を決断した。市役所の臨時職員として働いている。週末は支援活動などにかかわることが多く、忙しい。体調を崩したこともあるので、少しずつ快復するようにしたい。いつも前向きにできるわけではないが、自分らしくやっていきたい。

震災を直接のきっかけにした移住者は、表1 網掛け部の復興支援活動に当初から携わった4人の震災後「第1期移住者」に加えて、Uターン者を含めると10人のうち5人、その他の5人の「第2期移住者」も全て「人との繋がりを移住のきっかけ」と答えている。つまり、この10人は全員、自然の豊かさやスローライフを求める「田園回帰」を目的に移住したのではなく、気仙沼の人たちや先に移住していた者たちとの繋がりに魅力を感じて移住を決断していることが確認できる。

(2) 移住者のワーク・ライフ・バランス

次に、移住者の時間の使い方を、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から調べた。仕事の日々に平均して働いている時間、休日の日数について、24時間の時間帯で記入してもらった調査票をまとめたのが表2である。

表2 移住者の仕事時間と休日

移住者	1日あたりの仕事時間	週の休み日数
① 団体職員（地域振興）	10時間（8:30-19:30）	1.5日（2日だが1日になることも多い）
② NPO職員（まちづくり）	11時間（9:00-21:00） 22:00までも多い	2日
③ 団体職員（観光）	9時間（9:00-19:00） 遅くて20:00	2日（月8日）
④ NPO職員（まちづくり）	9時間（9:00-19:00） 21:30になることも	1.5日（2日だが1日になることも多い）
⑤ NPO起業（まちづくり）	9時間（9:00-19:00）	0.5日（週1日あるかないか）
⑥ 自営業（木工作家）	7時間	2日
⑦ NPO職員（まちづくり）	11時間（9:00-21:00）	0.5日（日曜日にはイベントなど、もう1日は半日うちあわせ）
⑧ 起業家（デザイナー）	13時間（8:00-22:00）	0.5日（月に2日）
⑨ 会社員（エネルギー会社）	8時間（8:30-17:30）	1.5日
⑩ NPO職員（まちづくり）	8時間（9:00-18:00） イベントで22:00になることも	2日
平均	9.5時間	1.4日

注：ここでは、8時間を超える1日の仕事時間については、1時間の休憩時間を引いたものとした。

表2の1日あたりの仕事時間について見ると、⑥自営業の木工作家のみが7時間で、ほかは全員が休憩時間を1時間引いても8時間から13時間を職場で過ご

している。10人の平均勤務時間は1日9.5時間である。法定労働時間は1日8時間なので、毎日1.5時間の時間外労働（残業）をおこなっていることになり、休日

も完全に週休2日の人は4人しかいない。この10人 時間外労働時間を計算すると、表3のとおり、約49.2
の移住者について、平均の仕事時間から、月あたりの 時間となる。

表3 移住者の時間外労働時間

<p>平日 (15時間 × 5日) + 休日 (2日 - 14日 = 0.6日 = 4.8時間) = 12.3時間/週 週 12.3時間 × 4週 = 約 49.2時間/月</p>
--

現在、政府の「働き方改革」では、長時間労働に関する制度の見直しが進められ、時間外労働の上限規制は、月45時間、年360時間を原則とすることとなった⁶。この調査対象者10人の平均時間外労働は、この上限を超えて、長時間労働をおこなっていることになる。

しかし、インタビューの中では、「残業が多くて困る」というよりも、「いつも地域に活かせることを考えたりしていて、いつが仕事でいつがプライベートなのかわからない^⑦」と言う者もいた。「仕事は決して嫌なことではなくて、やりがいがあって楽しいこと」なので、充実していると感じている、という回答であった。また、前職では、給料はよかったが、いつも「早く仕事を終えて週末に遊びたい^③」と思っていたが、今は「自分の時間の大半を占めている仕事自体が

楽しいから早く仕事を終わりたいというストレスはない^③」という答えもあった。

一方、ワーク・ライフ・バランスについては、「いつも仕事に追われている」、「休日にもイベントなどに顔を出すことになるため、仕事の延長になってしまう^①」など、都会の長時間労働をこなしている会社員と同等に仕事中心の生活であることへの不安も示されていた。また、子育て中の移住者は、子育てにかかわる時間が限られるものと思われ、保育園がないことへの不安も示されていた。

(3) 収入と生活費

次に、仕事から得ている収入と主な生活費について、まとめたのが表4である。ここでは、回答しやすくするために実額でなく、10段階の範囲で答えても

表4 月収と主な生活費 (円)

移住者	収入	住居費 (収入比)	食費 (収入比)	交通費 (収入比)	前職の収入と比較
①	200,000	10,000 (5%)	45,000 (23%)	20,000 (10%)	→
②	192,000	20,000 (10.4%)	60,000 (31%)	20,000 (10%)	↘
③	100,000	30,000 (30%)	20,000 (20%)	10,000 (10%)	↘
④	200,000	20,000 (10%)	40,000 (20%)	20,000 (10%)	↓
⑤	300,000	40,000 (13.3%)	40,000 (13%)	20,000 (7%)	前職なし
⑥	200,000	10,000 (5%)	20,000 (10%)	20,000 (10%)	↘
⑦	190,000	10,000 (5.3%)	20,000 (11%)	20,000 (11%)	前職なし
⑧	195,000	50,000 (25.6%)	30,000 (15%)	20,000 (10%)	↓
⑨	100,000	10,000 (10%)	10,000 (10%)	10,000 (10%)	前職なし
⑩	100,000	30,000 (30%)	20,000 (20%)	30,000 (30%)	前職なし
平均	177,700	23,000 (12.9%)	30,500 (17%)	19,000 (11%)	

注：回答の金額は、①1万円未満、②1万から2万円未満、③2万～3万円未満、④3万円から4万円未満、⑤4万円～5万円未満、⑥5万円～6万円未満、⑦6万円～7万円未満、⑧7万円～8万円未満、⑨8万円～9万円未満、⑩9万円～10万円未満、⑪10万円以上、から選ぶようにした。

らったため、概算の数字である。ただし、選択肢ではなく実額を記入した者もいた。

住居費は平均で2.3万円、収入に対して12.9%であるので、一軒の家をシェアハウスにして借りている移住者も多いためではあるが、少額となっている。食費は外食も含めたものであるが、3万円程度で、米、魚や野菜はほとんど近所の人たちからもらうなどするため出費を抑えることができています。交通費については、移動手段はほとんどが自動車のためガソリン代がかかるが、住居費、食費および交通費の三大費用の合計は41%となっており、生命保険や貯金などにもお金を回せる余裕はある。

収入全体をみると、前職があった移住者のうち、前職よりも収入が増えた者はなく、収入が減った者がほとんどである。収入については、全員が「もっと多いと良い」と回答しているが、実家などからの援助に頼らず、現在の収入の中で自立した生活をしていくことができています。移住する時に、最も心配である仕事と住居の問題が解決できれば、収入は低くても仕事を獲得、空き家を借りてシェアハウスで住居費を抑えていくことが可能になっている。地方で生活することのメリットとして、第一に挙げられる「生活費が低く抑えられる」点は、移住者についても該当していることが明らかである。

表5 移住者の将来設計について

移住者	将来設計についてのコメント
①	独り立ちして稼ぐことができるか不安だが、ゆくゆくは自営業のような形でも良いと思っている
②	事業を継続することができるかわからないが、地域の人たちとの時間をもう少し作っていきたい
③	海外からも観光客を呼ぶ試み、他の地域との連携など考えていきたい
④	仕事のスキルを身につけられているのか不安なので、コーチング研修など受けられると良い
⑤	PDCA サイクルで仕事は回していられるが、子育て環境が心配、まちづくりのモデルになりたい
⑥	クリエイターとして良いものを作る仕事を継続したい、この地域に魅力を感じる
⑦	地元の応援者を増やしたい、人を結びつけることが大事、水産業を支える漁師を増やしたい
⑧	デザインの認知度が低いのが悩みだが、教育を通して、地域の人たちに魅力を知ってほしい
⑨	車の購入や維持費がかかること、中古住宅のマッチングがあったらいい、独立して働きたい
⑩	忙しい生活で体調を崩したので、仕事内容や一緒に働く人たちの様子を見ながら考えたい

(4) 将来設計

最後に、将来設計についてまとめたのが表5である。20代から30代の若者らしく、将来への期待や不安をそれぞれ持っていることが表れている。切迫した迷いや心配は出ていないが、前向きなコメントが多いのが特徴である。

現在の仕事をずっと継続していくかどうかは未定であり、全く異なる分野を視野に入れている者⑩、「気仙沼から離れる可能性があるかもしれない④」とインタビューで答える者もいた。一方、気仙沼という地域を離れることはほとんど考えていない回答者も半数ほど存在する。また、教育訓練の機会を求めるコメント④があることは、仕事への向上心として注目される点

である。

5. 考察

(1) 仕事満足度

仕事満足度の決定要因については、奥西（2008）が構造方程式モデルを提唱し、そこでは、仕事全般に関する満足度が、その下位概念である賃金、雇用安定、教育訓練、労働時間の4つの満足度と関連づけられ、職場の仕事成果に反映するとしている。また、その研究では、正社員と非正社員の賃金と仕事に関する意識を調査し、賃金格差の納得度に関しては、賃金額や仕事内容そのものより、雇用形態間の区別意識、仕事の区分、キャリア展望などの方が重要であることが検

証された。さらに、潜在能力アプローチ⁷を応用すると、現在および将来を見通した個人の仕事を通じた能力発揮・伸長機会に注目するのが有意義だと指摘している。

潜在能力アプローチは、セン (1988) で比較検討されている、個人の福祉 (well-being) に関する評価指標として、a) 富裕 (実質所得など、人が享受する財貨)、b) 効用 (人の満足・幸福、欲望充足など)、c) 潜在能力 (capabilities: 人は何をなしうるか、どのような存在でありうるか、そうした人としての存在の良さの評価) の3つのアプローチの1つである。人のさまざまな活動・存在領域で、各人が成しうること、なりうるものであり、センは人の福祉水準はこうした潜在能力の構成要素に対する評価によって決まると述べている⁸。

また、Eyraud and Vaughan-Whitehead (2007) では、雇用の質、特に長期的な展望、賃金や労働時間といった労働条件のみでなく、ワーク・ライフ・バランスなど他の問題、そしてそれらが労働者のキャリア、人生展望の枠組みの中でどう関わっているかが重要であると指摘しているが、これは世界共通の問題である。製造業が中心だった時代には、主に賃金や労働時間が労働者の満足度に関わる要素であったとしても、サービス業にシフトしている現在では、ワーク・ライフ・バランスだけでなく、働く人のキャリア全体を展望していかなければ、満足度は描けないということであろう。

このインタビュー調査では、移住した若者たちの仕事と生活について、主に収入と生活時間を通して、移住後の満足度を聞き取った。奥西 (2008) による仕事の満足度の4つの項目である賃金、雇用安定、教育訓練、労働時間の全てについて、回答者が満足している訳ではないことは聞き取りから確認された。しかしながら、回答者たちは、仕事を辞めたいとか、不満であるということではなく、むしろやりがいを感じており、全体的な満足度は高い。気仙沼の人や地域との繋がりを大切にしながら、自分たちのライフステージにおけるワーク・ライフ・バランスを模索しているという姿が浮かび上がっていると捉えられる。

内閣府 (2007) 「国民生活に関する世論調査」によ

ると、生活全体に満足感を持つ者の割合は62.7%となっており、1980年代前半とほぼ同じ水準となっている。また、仕事の満足感については、1978年以降、継続して低くなっている。その中で、1980年代は満足度の主要項目の中で、「雇用の安定」が最も高かったが、1993年からは「休暇の取りやすさ」、「仕事のやりがい」の方が高くなり、2007年の時点では、それぞれ18.3%、16.6%と、「雇用の安定」の14.8%を上回っている。

また、同じ調査では、理想的な仕事については、「収入が安定している仕事」がどの年齢層でも高いが、「自分にとって楽しい仕事」が20代では約5割となっている。つまり、仕事による収入が安定していることは重要だが、やりがいがある楽しい仕事ができるかどうか、現在のような雇用環境の中では若い世代には重視されていると言えよう。さらに、長時間労働が蔓延する社会の中では、休暇を取り、自分のプライベート時間を豊かにできるかどうか大切な要素となっている。

日本では、有効求人倍率が2019年3月時点で1.63倍と高い水準で推移しており、就業機会が豊富であるため、仕事から得られる所得によって消費生活を豊かにすることは難しいことではない。しかし、移住者の実態調査から見てきたのは、逆に、都市圏では失われがちである「人や地域との繋がり」が、地域における「仕事へのやりがい」と結びついた時に、若者は全体的な満足感を感じているのではないかということである。何のために働くのか、何が本当の幸せなのかを考えていった時に、地域で懸命に、地道に生きている人たちの生活に触れることによって、若者たちは自分たちの生き方を選択しているのではないかと思われる。地域の若年層が仙台などの中核都市圏へ移動し戻らない中で、震災後に移住して来た若者たちを受け入れ、近所付き合いや地域の仕事などを通して世話をしてくれる地元の人たちの温かさに感謝しながら、地域のために働くことの意義を見つけたことの幸せを移住者たちは感じているのではないだろうか。

このような地域の移住者を受け入れる力は、地域創生の大きな力になることは間違いなく、地域の魅力として確固としたものである。震災があったから移住者

を受け入れる寛容さが生まれたのかは、今後さらに検証していく必要があるが、ここで採り上げた若者たちの移住に関する調査からは、地域の人たちとの「繋がり」と、仕事を通してその地域へ貢献できているという「やりがい」に魅力を感じていることが浮かび上がっている。

(2) 移住者の生活実態調査から

気仙沼に移住した10人の若者のインタビュー調査を通して確認されたことは、主に以下の4点である。

1) ここで調査した移住者の移住目的は、自然やのんびりした生活を求める「田園回帰」型ではなく、地域の人との繋がりを求めた「地域との繋がり」型であると考えられる。

2) ワーク・ライフ・バランスの面からみると、調査対象者の生活はかなり長時間労働になっているが、やりがいを感じているため、不満を持っているというよりは、今後見直すべきかもしれないと感じている。

3) 収入の面では、けっして高収入ではなく、前職よりも収入が減少した移住者も多いが、自立した生活を賄えていることが確認された。それは、地域の人たちとの繋がりの中で、助け合うお返しに野菜や魚、米などをもらったりしていることも大きな要因であると思われる。

4) 将来設計の点では、仕事と生活が成り立っているため、仲間や地域の人たちに囲まれて、ある程度の自信も得て将来を明るく展望している。

この調査の対象者は、移住者として気仙沼地域にUIJターンしてきた20代から30代の若者たちである。震災後のボランティア活動や地域で生活する人との繋がりから移住を決断し、実行したことから、自立心があり、共感力もあり、前に踏み出す力が強い若者たちであると言えよう。その意味では、リーダーシップを持ち、優秀なスーパー社員になる能力をもともと持っているのかもしれない。しかしながら、震災による被害にあった人たちと接する中で、移住という選択を自律的に選び取っていることは、現代社会への大きな示唆となっていると捉えられる。つまり、都会では失われがちである「人との繋がり」があり、その人たちがいる地域のために働くという「仕事のやりがい」が得

られるからこそ、移住して楽しく暮らしていこうという姿勢につながっていると考えられる。このような生き方は、高度成長期から培われて来た日本の経済至上主義の生き方に対する若い世代からの反旗と捉えることができるのかもしれない。

6. 展望と謝辞

この気仙沼へ移住した若者たちのインタビューによる探索的調査から確認されたことを、調査対象を拡大し、アンケート調査を実施することにより、詳しく研究することが次のステップとなると考えられる。満足できる移住には、どのような要素が必要なのか、どのような条件があると移住する決断が可能になるのかを探り、さらに研究を深めていきたい。日本だけでなく、海外も含めて人口の少子高齢化に立ち向かう地域において、人口減少の中で何が地域創生のカギになるのかを研究していくことが、地域で頑張っている移住者への支援となると思われる。

ここで紹介した移住した若者へのインタビュー調査は、気仙沼市の一般社団法人まるオフィスの協力のもと、実施できたものである。記して感謝したい。また、インタビューに快く協力してくれた移住者のみなさんにも心からお礼を述べたい。

7 参考文献

- Artz, Benjamin, Goodall, Amanda H., Oswald, Andrew J. "Boss Competence and Worker Well-Being" JEL I31, J28, M54, October 2014
- Becker, G. (1965) "A theory of the allocation of time," Economic Journal 75, pp.493-517
- Burchardt, T. (2008) "Time and income poverty," CASE Report 57, London School of Economics, Centre for Analysis of Social Exclusion.
- Burchardt, T. (2010) "Time, income and substantive freedom: A capability approach." Time and Society 19 (3), pp.318-344.
- Eyraud, Francois and Daniel Vaughan-Whitehead (2007) *The Evolving World of Work in the Enlarged EU: Progress and Vulnerability* Genera: International Labour Office

- 藤和彦「少子高齢化が進む日本における地域通貨の有用性」RIETI Policy Discussion Paper Series 17-P-001 2017年1月
- 藤山浩 (2015)『田園回帰1%戦略：地元にと仕事を取り戻す』農山漁村文化協会
- 玄田有史 (2001)『仕事の中の曖昧な不安』中央公論社
- 本田由紀 (2005)『多元化する「権力」と日本社会－ハイパー・メリトクラシー化のなかで』NTT出版
- 石井加代子・浦川邦夫「所得と時間の貧困からみる正規・非正規の格差」阿部正浩・山本勲編 (2018)『多様化する日本人の働き方』慶応義塾大学出版会
- 石井まこと・宮本みち子・阿部誠 編 (2017)『地方に生きる若者たち－インタビューからみえてくる仕事・結婚・暮らしの未来』旬報社
- 荻谷剛彦 編著 (2014)『「地元」の文化力－地域の未来のつくりかた』河出ブックス
- 気仙沼市役所 (2016年10月)「データでみる復興の状況」
- 国土交通省 (2015)『国土交通白書』
- 児美川孝一郎 (2007)『権利としてのキャリア教育』明石書店
- 厚生労働省 (2008)『平成20年版 労働経済の分析－働く人の意識と雇用管理の動向－』
- 厚生労働省 (2016)『国民生活基礎調査』
- 響田竜蔵 (2017)『地方暮らしの幸福と若者』勁草書房
- 増田寛也 (2014)『地方消滅－東京一極集中が招く人口急減』中公新書
- 藻谷浩介・NHK 広島取材班 (2013)『里山資本主義－日本経済は「安心の原理」で動く』角川書店
- 内閣府 (2007)「国民生活に関する世論調査」
- 納村哲二 (2016)『地域通貨で実現する地方創生』幻冬舎
- 農林水産省 (2014)『平成26年度地域の活性化の担い手に関する実態調査におけるアンケート調査 (中間報告)』第4回活力ある農山漁村づくり検討委員会 2014年10月。
- NTT データ経営研究所「平成26年度地域の活性化の担い手に関する実態調査」
- 小田切徳美・尾原浩子 (2018)『農山村からの地方創生』筑波書房
- 奥西好夫 (2008)「正社員および非正社員の賃金と仕事に関する意識」『日本労働研究雑誌』第576号
- 太田聰一 (2010)『若年者就業の経済学』日本経済新聞社
- 大竹文雄 (2005)『日本の不平等～格差社会の幻想と未来』日本経済新聞社
- リスクモンスター (2017)「第4回仕事・会社に対する満足度調査」<http://riskmonster.co.jp>
- 指出一正 (2016)『ぼくらは地方で幸せを見つける－ソトコト流ローカル再生論』ポプラ社
- Sen, Amartya (1985) *Commodities and Capabilities*, Elsevier Science Publishers B.V. (アマルティア・セン著 鈴木興太郎訳 (1988)『福祉の経済学－財と潜在能力』岩波書店)
- Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Oxford University Press (アマルティア・セン著 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 (1999)『不平等の再検討－潜在能力と自由』岩波書店)
- 椎川忍・小田切徳美・平井太郎 (2015)『地域おこし協力隊～に本を元気に数60人の挑戦』学芸員出版社
- 総務省 (2013)『多自然町村の持続可能モデルに関する調査研究報告書』
- 総務省 (2015)『平成27年度地域おこし協力隊の定住状況等に係る調査結果』。
- 総務省地域力創造グループ過疎対策室 (2018年3月)『「田園回帰」に関する調査研究報告書』
- 橋木俊詔・浦川邦夫 (2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 高野雅夫 編著 (2017)『持続可能な生き方をデザインしよう－世界・宇宙・未来を通していまを生きる意味を考えるESD実践学』明石書店
- 月尾嘉男 (2017)『転換日本 地域創成の展望』東京大学出版会
- 内田由紀子・高橋義明・川原健太郎 (2011)「東日本大震災直後の若者層の生活行動及び幸福度に対する影響」New NSRI Working Paper No.24 内閣府経済社会総合研究所

¹ 国土交通省（2015）『国土交通白書』pp19-22

² 「地方創生」と言うと「都会」で考えられた「地方」の振興策という構図になるが、「地域創生」は都会でも都会でない地方でも、それぞれの地域における自律的な取り組みを含む概念である。

³ 過疎地域とは、総務省が「過疎地域自立促進特別措置法」により指定する市町村の区域である。財政要件、人口減少率、高齢者率、若年者率などを勘案している。

⁴ 地方圏とは、三大都市圏以外の地域を指す。三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）である。

⁵ 2015年に広告業界トップである電通の新社員だった高橋まつりさんが上司からのパワーハラスメントを受けて過労自殺した事件は、日本社会に大きな衝撃を与えた。この事件をきっかけにして過労死防止の取り組みが進み、「働き方改革」の中で残業時間の上限が設けられた。

⁶ 臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定された。

⁷ Sen, Amartya (1985) *Commodities and Capabilities*, Elsevier Science Publishers B.V. (アマルティア・セン著 鈴木興太郎訳 (1988) 『福祉の経済学－財と潜在能力』岩波書店)

⁸ アマルティア・セン著 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 (1999) 『不平等の再検討－潜在能力と自由』岩波書店 pp.59-60

Many Charitable Citizens: Representation of the Commoners in Thomas Heywood's *If You Know Not Me, You Know Nobody, Part Two*

Tamaki Manabe (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

Thomas Heywood's two-part play, *If You Know Not Me, You Know Nobody, Parts One and Two*, was probably written in 1603 after Queen Elizabeth had died, and both plays had been entered into the Stationer's Register in 1605. While the focus of part one is situated in the difficult years of the young Elizabeth's reign, the second part centres on the great charitable contributions of the commoners to the development of the country. Especially, Elizabeth's victory over the Armada could not have been realized without their commitment to the war. In this paper, Gresham's historical achievement of building the Royal Exchange will be analyzed in terms of charity by the common people of that day. Then, a variety of other charitable deeds in support of the country will be outlined. Finally, Heywood's views on history will be considered.

I Introduction

Thomas Heywood's two-part play, *If You Know Not Me, You Know Nobody, Parts One and Two*, was probably written in 1603 after Queen Elizabeth had died. It was entered into the Stationer's Register in 1605. The first part deals with the historical events which happened from 1554 to 1558 when Queen Elizabeth succeeded to the throne. The second describes the great victory of England over the Spanish Armada and the establishment of the Royal Exchange by Thomas Gresham, an international tradesman. The number of publications for both plays indicates how popular they were in those days. The first part went through eight editions alone (1605, 1606, 1608, 1610, 1613, 1623, 1632, and 1639) and the second four (1606, 1609, 1623 and 1633).¹ The main focus of Part One, based on John Foxe's *Acts and Monuments* (1563),² is situated in young Elizabeth's

difficult years. She was persecuted by Mary's Catholic supporters, among others was Winchester who insisted that she and her nobles had blasphemed against God by believing in Protestantism. After an agonizing period, however, Elizabeth swore her belief in the Bible, and became Queen of England, thereafter, establishing a Protestant kingdom. In short, Part One describes the history of the monarch, as do Shakespeare's historical dramas, and especially, it fondly recalls the Elizabethan era. On the other hand, in the second part the main characters are not nobles but rather are commoners. Although the lower classes did not play an immediate role either in politics or warfare at that time, they contributed greatly to the development of the country in ways different from that of the nobility. Unlike the first part, the second play focuses on how ordinary people participated energetically in the making of the history

of England through their economic and social power.

Compared with Part One, Part Two lacks unity in that it includes many brief episodes, such as an argument about land between Thomas Gresham and Sir Thomas Ramsey and Gresham's nephew John's financial troubles. Nevertheless, the play differentiates itself from the first part by depicting the social and economic activities of the people of London who provided England with national pride and force. In other words, the play emphasizes that the great historical achievements of England, especially Elizabeth's victory over the Armada, could not have come about without the commoners' goodwill.

As discussed by Phyllis Rackin in *Stages of History*, Shakespeare's historical dramas depict the history of the elite, endowing it with heroic virtues and militaristic glory of the English kings, and they do not regard commoners as significant members of society (201-247).³ On the other hand, the second part of *If You Know Not Me, You Know Nobody* portrays ordinary people as the main characters and draws our attention to their daily lives, based on goodwill and diligence. In this paper, Gresham's historical achievement of building the Royal Exchange will be analyzed in terms of charity. Then, a variety of charitable deeds that supported the country will be outlined, and finally, Heywood's views on history will be examined.

II Thomas Gresham and the Royal Exchange

In about 1518, Thomas Gresham was born in London as the second son of Richard Gresham, a merchant.⁴ There is next to nothing known about his childhood, except that he lost his mother at an early age and that he entered Conville College, Cambridge. Leaving Cambridge at seventeen, he began to work as an apprentice to his uncle, John Gresham. It was after he succeeded in the management of the branch of his father's company, the House of Gresham, that he distinguished himself as an international merchant.

The House of Gresham was mainly interested in mercery trade in the Netherlands, and his father expected him to acquire all kinds of experience and knowledge about mercery trade as well as expanding and enriching his father's company. As hoped, he became a great merchant whose name went down in the history of England.

Another important aspect about Gresham involved his activities as Royal Agent in the Netherlands. When he began work as an apprentice-mercier, he was concurrently employed by the Crown to fulfill various tasks in the Netherlands. He was increasingly interested in royal officials, and it goes without saying that the Crown in turn paid attention to his talents to direct financial business on the continent. As a result, he was granted the post of Royal Agent in the Netherlands from 1551-1564. According to Blanchard, in 1558 when William Cecil, Gresham's mentor, created and launched an intelligence network for collecting information in the Netherlands, which had lost religious and political stability, Gresham and the House of Gresham played important roles in that network (14-15).⁵ Thus, Thomas Gresham was not only a great merchant but also a financial agent for the Crown, playing a significant role in making English presence greater in Europe.

The play begins with Gresham's reference to the sugar trade in Barbary. However, it is uncertain whether Gresham himself was actually involved in the trade. The leading companies which pursued Barbary sugar were the Levant Company and the Barbary Company, having both been established in the 1580s; more precisely, the Levant Company came into being in 1581 and the Barbary in 1585. In addition, around 1566 at the time when Gresham began the constructions of the Royal Exchange, there was only the Moscow Company which had been founded in 1554. Therefore, the episode of sugar trading at the beginning of the play is an anachronism. Nevertheless, through this episode,

we can imagine not only Gresham's splendid global experience but also the emerging merchants and investors who ventured across the sea to seek new markets for the woolen clothing of those days.

As the subtitle shows, the play mainly deals with Gresham's establishment of the Royal Exchange. According to Saunders, historically, Gresham offered to build the exchange for the City of London in January 1564 with his own money. Construction was begun in May 1565 and completed in 1568. Unfortunately, it collapsed in the Great Fire of London of 1666 (36-47). Now only a few pictures are left of the sophisticated and superb building with its trace of the Flanders in those days. In the play, the greatness of the Royal Exchange is appreciated, and its splendor served to indicate Gresham's greatness (295-296).⁶

The play, however, emphasizes the reason why Gresham set his hand to the construction of the exchange rather than how he did it. When he happened to be caught in a shower one day, he became keenly aware that unlike capital cities on the Continent, London had no roofed bourse where merchants from all over the world could come together and exchange information for their businesses. As soon as he had understood the importance of such a bourse, he decided to dedicate property to the enterprise. This spontaneous action is an example of generous deeds emphasized by Heywood throughout the whole play. At that time, charity was a popular way for ordinary people to lend a helping hand to the community, and their philanthropy was often remembered in history. The play depicts how commoners' charity functioned in society and it stresses that their goodwill was invaluable for the country as well as the militaristic power of the English warriors who defeated the Spanish Armada. Both the construction of the Royal Exchange and the victory over the Armada are proud achievements in the history of England. The play sheds light on commoners' support during these

historical events.

III Many Charitable People

Looking at portraits in Doctor Nowell's gallery, Norwell, Gresham, Ramsay and his wife call to mind some of the famous people who donated their properties to social welfare and to the support of the poor. For example, Sir John Filpot, the former Lord Mayor of London, levied ten thousand soldiers at his own expense and fought against the invasion of the enemy. Moreover, Sir Richard Whittington became the Lord Mayor of London three times, and literary executor of Whittington College. In fact, due to such endeavours, thirteen alms-houses for the poor were built by him (276-277). In addition, kind-hearted females such as Agnes Foster and Ave Gibson who made efforts to help the poor were also introduced here (277-278). These well-known people gave generously to the improvement of the social foundations, and, in other words, they caused the history of England to be shown from the side of commoners. Compared with Shakespeare's historical dramas, these wealthy people's good works corresponded to the English kings' glorious achievements. They supported society with their fortunes, instead of taking up arms.

The preface of the Statute of Charitable Uses in 1601 (43 Elizabeth c.4) defines charity as follows:

Whereas Lands Tenements Rents Annuities Profits Hereditaments, Goods Chattels Money and Stocks of Money, have been heretofore given limited appointed and assigned, as well by the Queen's most excellent Majesty and her most noble Progenitors, as by sundry other well disposed persons, some for Relief of aged impotent and poor people, some for Maintenance of sick and maimed Soldiers and Mariners, Schools of Learning, ... some for Education and preferment of Orphans ... (Jones 224)⁷

As shown in the preface, charity was given to a wide variety of people and organizations. Doctor Nowell also indicates various kinds of generous deeds which came to the aid of social problems, including Gresham's foundation of the Royal Exchange. He preaches what worthy people should do for society and persuades Gresham and others to consider charitable acts. According to him, charity is not for the poor and the weak but above all for generous persons. Charity brings them God's blessings, and the poor will undoubtedly appreciate their benevolence.

If you will follow the religious path
That these have beat before you, you shall win
Heaven.
Even in the mid-day walks you shall not walk
the street,
But widows' orisons, lazars' prayers, orphans'
thanks,
Will fly into your ears, and with a joyful blush
Make you thank God that you have done for
them; (278)

In Doctor Nowell who encourages people to participate in good works, we can see the politics of welfare under Elizabeth. In 1601 before this play was performed, the Poor Law (43 Elizabeth c.2)⁸ and the charitable trust acts were passed. The former promoted relief of the poor in a local area. After the destruction of monasteries, each parish had to become more responsible for public relief of the increasing poor than before.⁹ The latter prescribed that land and housing should be donated as fairly as a donor would have hoped, before passing away. In those days, charitable trusts were often wrongly administered against the will of the deceased, and consequently, people were unwilling to donate property as charitable trusts. In the play, Doctor Nowell refers to the difficulty of charitable trusts:

Begin then whilst you live lest being dead,
The good you give in charge be never done.
Make your own hands your executors, your

eyes overseers
And have this saying ever in your mind:
Women be forgetful, children be unkind,
Executors be covetous, and take what they can
find. (279)

The more people became interested in benevolent activities such as charitable trusts, the more sharply the social welfare system could improve. Therefore, charitable trusts must be managed fairly and honestly. Doctor Nowell's reference to charitable trusts as well as appreciation for all the dedicated people would remind the audience of a series of the poor relief policies under Elizabeth. Charity was one of the significant manners in which commoners could participate in the reformation of society, and thus, Doctor Nowell's speech fueled their minds, especially Gresham's.

While listening to Doctor Nowell's explanation of historical great people, Gresham was ashamed of himself and decided to become one of them.

And we may be ashamed,
For in their deeds we see our own disgrace
We that are citizens, are rich as they were,
Behold their charity in every street,
Churches for prayer, almshouses for the poor,
Conduits which bring us water; all which good
We do see, and are relieved withal,
And yet we live like beasts, spend time and
dye,
Leaving no good to be remembered by. (277)

Why should not all of us being wealthy men,
And by Gods blessing only raised, but
Cast in our minds how we might them exceed
In godly works, helping of them that need. (278)

Comparing himself with such forerunners, Gresham realizes that charity is not only a benevolent action for the poor but it also enables him to leave his name for posterity. As Paul Slack points out, people's desire

and ambition to be remembered by later generations often led them to do charity (65), and Gresham is certainly among those. Although Gresham was aggressive and lacked sophistication, he was never avaricious, and it was his hope to provide the whole of society with benefits. As a result, in this play, the Royal Exchange is described as a symbol of his contribution to society.

As a talented merchant, Gresham could cut through the wave of the early capitalism, but the play draws our attention to the poor and needy who were tossed about by that wave. For example, a Kentish peddler, John Tawny-coat is suffering from the negative aspects of capitalism. He deplores his wretched situation:

Hard world, when men dig living out of stones,
As wretched miserable I am enforced.
And yet there lives more pity in the earth,
Then in the flinty bosoms of her children;
For she's content to have her aged breast
Mangled with mattocks, rent and torn with
spades,
To give her children and their children bread;
(302)

Tawny-coat had been sufficiently rich that he could help the poor with his fortune, but now he has fallen on hard times. This downfall shows that he cannot catch up with the rapid change in society. Charity seems to be the only way to save people such as Tawny-coat from the depths of disappointment. For example, a rich haberdasher, Hobson always feels sympathy towards the poor, and as such is the most benevolent commoner in this play. Tawny-coat was ruined by his debt to Hobson, but Hobson listened to his miserable plight and finally suggested to write off debt. The scene where Hobson is wearing a gown and slippers and wandering about like a sleep-walker at Detford is the most comical in the play, although it does not make sense as to why he would be walking around dressed so eccentrically. However, the play's

focus lies in his piety towards Tawny-coat. When he finds honesty in Tawny-coat, he cancels all the debt. Eventually, he concludes that the aim of his wandering at Detford was "to do charity," and it is God's appointment (305).

Moreover, Hobson's behavior also proves that charity provides the more underprivileged with opportunities to be more active in society. According to Lady Ramsay and Doctor Nowell, after taking advantage of the situation provided by Hobson to overcome poverty, Tawny-coat later becomes Master of the Hospital.

NOWELL Great is the number of the rich in
show
About the city, but of the charitable
There are but few.
LADY RAMSAY Amongst these, I hold old
Hobson well deserves
To be ranked equal with the bountifullest.
He hath rais'd many falling, *but especially*
One Master Rowland, once called Tawny-coat,
But now an able citizen, late chosen
A master of the Hospital. (319 italics mine)

But for Hobson's kindness, Tawny-coat would not have been able to recover his position in the world, and the life of Tawny-coat reveals the greatness of charity. We can see a similar function of charity in another of Heywood's plays, *Edward IV Part One* (1599) as well. John Crosby, Mayor of London, was a bastard and raised in the Hospital of London. Remembering his own life, he shows appreciation to the masters of the Hospital who helped him to become an apprentice in the grocers' trade. In appreciation, Crosby became a generous benefactor.

The man that found me I have well requited,
And to the Hospital, my fost'ring place,
A hundred pound a year I give, for ever.
Likewise, in memory of me, John Crosby,
In Bishopsgate Street a poor house have I built,
And, as my name, have called it Crosby House;

(Scene 16 24-29)¹⁰

According to Richard Rowland, Heywood knew that the historical Crosby was never the Lord Mayor of London but only the sheriff (42). Nevertheless, this historical figure's origin and successful story had drawn the attention of this playwright. Thus, in the play, he emphasizes that Crosby made his own way with diligence and effort, having been supported by benevolent charity during the early period of his life.

Lady Ramsay works for poor soldiers, and Hobson's neighbor Gunter is also a good-natured man who gave a poor young couple a wedding dowry as if he were the father. Thus, as Doctor Nowell preaches, charity is extending into society more and more and the wealthy are supporting it as members of the community. The development of capitalism gradually widens the economical gap among people, and serious social division often ruins the whole country. However, the play rather stresses the strong bond among commoners. For example, historically, Gresham contracted the bricklayers in London to be hired in building the exchange, but he continued to use imported stonework from Antwerp. It seemed that the bricklayers, dissatisfied with Gresham's insolent attitude, went on strike and rioted (Saunders 39). The play, however, does not mention any conflict between Gresham and the workers, and rather, it depicts his respect for them and their trust of him (290). The great project of constructing the Royal Exchange is described as a united symbol of commoners who overcome social differences. Unlike Shakespeare's historical plays, the play does not allude to the history of the English kings and the nobility who had constructed the country by militaristic acts. Instead, it repeatedly refers to charity and esteems those who contribute to the poor and social welfare. The play then informs us that history is composed of such commoners' benevolence and charity.

IV "If Queen know Hobson once, her Hobson's

purse must be free for her": The Crown and the Commoners

During the late Elizabethan and the early Jacobean periods, the organization of English trades changed considerably. The Marchant Adventurers which had monopolized the import of English cloth to Antwerp since the early sixteenth century was replaced by newly created chartered companies. These new companies included the Moscow Company (1555), the Eastland Company (1579), the Levant Company (1581), the Barbary Company (1585), the East India Company (1600) and the Virginia Company (1606). With the expansion of geographical areas of English trade into new territories, merchants of these companies controlled the trade and markets. When this two-part play was staged, theatergoers were able to witness their extensive activities.

The government, of course, expected merchants and tradesmen to strive for England in the complex relations that constitute international trade. As pointed out above, Gresham was among those merchants, and the play traces an actual story of his construction of the exchange which would inevitably link Queen Elizabeth and Gresham. On visiting the exchange, she was highly satisfied with his work, naming it the Royal Exchange and also knighted him (318-319). In fact, Gresham was knighted in the summer of 1559 because he was to visit the court of the Duchess of Parma, Regent of the Netherlands, and, as an ambassador, he was to discuss the English Crown's debt owed to the financiers of the Netherlands (Blanchard 18). Therefore, in truth, his title had no relation to the exchange, but, in the play, Gresham's work of building the great exchange earned him a knighthood and thereafter, he was treated as a member of her nobility. As Gresham had always strongly insisted, the exchange was built for merchants and trading companies in London, and it symbolized his pride as a merchant (268). However, at the same time, the exchange also represented

the close relationship between the great merchant and the Crown. The Queen's admiration of his achievement shows her awareness of the financial power of the merchants that was necessary for the country to develop.

In writing plays on history, Heywood seems to demystify England's past by paying special attention to the commoners. For example, a historical play often refers to money and soldiers as essential elements for warfare rather than for heroic virtues. Heywood deals with this convention by portraying the commoners in *Edward IV Part One*. In the play, there is a scene where the Royal Treasurer, Lord Howard, comes to the town in order to raise money for Edward's war against France. There were two kinds of expenses in a war: the first was taxes and the second hinged on the benevolence from commoners. In the play, Lord Howard expects the latter, that is, spontaneous cooperation from the people. It is interesting that Hobs, the tanner of Tamworth, urges each inhabitant to contribute money, each according to his or her financial capabilities. Some wealthier people were willing to pay. Others could not afford to give any money at all, but due to Hobs' persuasion, most of them finally decided to help raise funds for the war. The play does not ask questions about the rightness of the war nor the royal prerogative but does present what commoners did for the country when faced with a crisis. In other words, not only kings and the nobility but also commoners from all classes of society committed themselves to the country. *If You Know Not Me, You Know Nobody, Part Two* takes this point further.

The queen's pursuivant visits Hobson to borrow a hundred pounds for the war. Although surprised at this sudden request, Hobson is willing to offer double the amount.

PURSUIVANT By your leave M. Hobson, I
bring this favour to you.
My royal mistress, Queen Elizabeth,

Hath sent to borrow a hundred pound of you.
HOBSON How I bones a me, Queen know
Hobson, Queen know Hobson?
And send but for one hundred pound? Friend
come in;
Come in, friend; shall have two; Queen shall
have two.
If Queen know Hobson once, her Hobson's
purse
Must be free for her; she is England's nurse.
Come in, good friend. Ha! Queen know
Hobson?
Nay, come in, John; we'le dine together too.
(287)

According to A. L. Beier, there was a close relationship between merchants and the government based on loans which had existed since the fourteenth century. While the government borrowed huge sums of money from the merchants, they in turn could receive monopolies for business (*London* 15-16). Hobson, however, does not mention a monopoly, but rather is proud that he can serve the queen by his funds. In Elizabeth's battle against Spain, Hobson is ready to cooperate her enterprise as one of her subjects. But for such support, England could have been conquered by Spain. Although the 1588 victory over the Spanish Armada had been remembered as one of the great achievements of Elizabeth, the play reveals that the commoners' generous cooperation was invaluable in the national event.

Moreover, the relationship between Elizabeth and commoners like Gresham and Hobson could have led to criticism of James I's financial policy. According to Alan G. R. Smith, during the first decade of James I's reign in England, the economic situation of the Crown was profitable because there were few bad harvests in the years between 1603 to 1614 and because English trade, which was centered in London, continued to expand during those years. However, a long-term decline began around 1614. To resolve

the ensuing financial difficulties, the Lord Treasurer, the Earl of Salisbury, suggested increasing custom duties, especially, by introducing impositions (252-254). Although merchants objected to the payment of custom duties imposed by the government,¹¹ impositions had been already introduced under the reign of Mary and Elizabeth and could be collected without the approval of Parliament. Therefore, James I regarded the system of collecting impositions as essential for maintaining the finances of the Crown. Indeed, James I's policy was admissible because he had strong legal grounds for the impositions, but the merchants' resistance to the impositions was so deep that it sowed the seeds of discourse between the merchants and the government from James I's reign onwards. In this light, Elizabeth's connections with the merchants might have seemed ironical to James I.

V Conclusion: Making the History of England

The last scene of the second part of the play depicts the English war against the Spanish Armada in 1588. Unlike previous scenes, Queen Elizabeth, comparing herself with Zenobia of Palmira who bravely fought against Rome, appears there on the stage with the Earls and encourages her soldiers to fight against Spain. Her Tilbury address (337) and Sir Francis Drake's heroic episode (339-340) would inspire patriotic sentiments in the audience's minds. Before the battle, a Spaniard said,

Had we no other forces in our fleet,
Nor men, nor arms, nor ammunition
Powder, nor ord'nance, but our empty bottoms
Ballast with the Pope's blessing, and our navy
Christen'd by him the Navy Invincible,
We had enough: what's more's unnecessary.
Nor think we threaten England all in vain;
Tis ours, and we here christen it New Spain.
(336)

For Spain, this war was a religious war and, as such, they needed only God's blessing, but Queen

Elizabeth did not simply regard this harsh battle in terms of religion. She came to the realization of what was necessary for the war whether they fought for religious causes or not. In other words, a war needed not only bravery and morale but above all capital. Consequently, she requested that Sir Anthony Brown cooperate by offering soldiers:

Sir Anthony Brown
Though your religion and recusancy
Might, in these dangerous and suspicious times,
Have drawn your loyalty into suspect,
Yet have you herein amply clear'd yourself,
By bringing us five hundred men, well arm'd
And your own self in person. (338)

Indeed, a recusant like Sir Anthony Brown was dangerous to the country, and the government might wish to have such a person eliminated, but Elizabeth tried to involve his fortune and power in her warfare as she did with Hobson. In this way, she showed her strong will to overcome religious conflicts and unite the whole country in the fight against Spain which was so threatening to England. It goes without saying that this is a key point in the play. Queen Elizabeth's most glorious achievement, victory over the Spanish Armada, came about not only through her own efforts, but also with the support of the nobility and the commoners. Although no longer do ordinary people appear in this battle scene of the play, the play dwells on the fact that their charity and benevolence was of fundamental importance to society during Elizabeth's reign. In short, their philanthropy played a considerable role in the making of English history. Thus, the play emphasizes another form of victory in England, which had never been presented in the history plays of Shakespeare.

James I had a genuine desire to keep on good terms with all the European countries, and immediately after his accession to the English throne, he negotiated a peace treaty with Spain in 1604. Spain was still a threat to England, and

consequently, his diplomatic policy depended on his ambition to act as a peacemaker. The play seems to cast doubt on his foreign policy by contrasting it with Elizabeth's battle against Spain. As discussed above, Heywood describes Elizabeth's triumph over the Armada as a result of the unity between the Crown and commoners. Without their involvement, her great achievement would not have inscribed in English history. This then is Heywood's answer to the fundamental question of who had a hand in making the history of England. *If You Know Not Me, You Know Nobody, Part Two* emphasizes the existence of commoners in the history of England by referring to Queen Elizabeth's understanding and sympathy for them and presents their achievements as the basis for the future of England.

¹ For the early performances and the publications of *If You Know Not Me, You Know Nobody, Parts One and Two*, see Bains 26; Hunter 260.

² Historical plays especially which drew on the martyrs' faith, lives and executions are referred to as Foxean plays. They are *Sir John Oldcastle, Part One* (1599), *Thomas Cromwell* (1600), *Sir Thomas Wyatt (1602)*, *When You See Me, You Know Not Me* (1605) and *If You Know Not Me, You Know Nobody, Parts One and Two* (1605, 1606).

³ Helgerson discusses the same point in terms of repertories of the playing companies. See Helgerson 195-245.

⁴ For Thomas Gresham's life and career, see Blanchard 11-19; Howard 51-53.

⁵ Richard Clough who supported Gresham in the House of Gresham was a leading person in Cecil's network. See Blanchard 14-15.

⁶ All the references to *If You Know Not Me, You Know Nobody, Part Two* are taken from *The Dramatic Works of Thomas Heywood*, vol 1.

⁷ Matsuyama's explanation and commentary on charitable trusts were also helpful for this paper. See Matsuyama 11-21.

⁸ The English Poor Laws passed during the Tudor period were compiled in the law issued in 1597 (39 Elizabeth I c.3), and the Elizabethan Poor Law of 1601 revised it to add some provisions for relief of the poor. See Osawa 21-41; Slack 113-137.

⁹ For the increasing poor after the destruction of the monasteries, see Beier, "Social problems in Elizabethan London," 203-221.

¹⁰ All the references to *The First Part of Edward IV* are taken from *The First and Second Parts of King Edward IV*, ed. by Richard Rowland, 1988.

¹¹ The case of John Bate, a Levant Company merchant, in 1606 was well known. He refused to pay an import duty because it was imposed not by Parliament but by a royal authority. However, the legal judgement confirmed the Crown's right to levy impositions without the approval of Parliament. See Smith 254.

Works Cited

- Bains, Barbara J. *Thomas Heywood*. Twayne Publishers, 1984.
- Beier A. L. "Social problems in Elizabethan London." *Journal of Interdisciplinary History*. IX:2 (1978): 203-221.
- . *London 1500-1700: The Making of the Metropolis*. Longman, 1987.
- Blanchard, Ian. "Sir Thomas Gresham c.1518-1579." *The Royal Exchange*. Ed. Ann Saunders. London Topographical Society, 1997. 11-19.
- Foxe, John. *The Acts and Monuments of the Church Containing the History and Sufferings of the Martyrs*. Part II. Charterhouse Square, 1838.
- Gaspar, Julia. "The Reformation plays on the public stage." *Theatre and Government under the Early Stuart*. Ed. J. R. Mulryne and Margaret Shewring.

- Cambridge University Press, 1993. 190-216.
- Helgerson, Richard. *Forms of Nationhood*. The University of Chicago Press, 1992.
- Heywood, Thomas. *If You Know Not Me, You Know Nobody Part I, II. The Dramatic Works of Thomas Heywood*. Vol.1. Russell & Russell Inc., 1964.
- . *The First and Second Parts of King Edward IV*. The Revels Plays. Ed. Richard Rowland. 1988.
- Howard, Jean E. *Theater of a City; The Places of London Comedy, 1598-1642*. University Pennsylvania Press, 2007.
- Hunter, G. K. *English Drama 1586-1642: The Age of Shakespeare*. Oxford Clarendon Press, 1997.
- Jones, Gareth. *History of the Law of Charity 1532-1827*. Cambridge University Press, 1969.
- Matsuyama, Takeshi. "A Study of the Statute of Charitable Uses (1601)," *Japanese Journal of Social Welfare* 42 2 (2002):11-21. In Japanese.
- Osawa, Mari. *A History of English Social Policy*. Tokyo University Press, 1986. In Japanese.
- Rackin, Phyllis. *Stages of History*. Routledge, 1991.
- Saunders, Ann. "The Building of the Exchange." *The Royal Exchange*. London Topographical Society, 1997. 36-47.
- Slack, Paul. *Poverty and Policy in Tudor and Stuart England*. Longman, 1988.
- Smith, Alan G. R. *The Emergence of a Nation State: The Commonwealth of England 1529-1660*. Longman, 1984.

大学生の食生活に関する意識及び行動と学生食堂におけるメニュー選択について

服部 浩子 (常磐大学人間科学部)

原田まつ子 (東京家政大学)

Awareness and behavior of college students on dietary habits and menu choice at a college cafeteria

Hiroko HATTORI (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Matsuko HARADA (*Tokyo Kasei University*)

Abstract

A self-administered questionnaire survey was conducted on 380 students at T. University in Ibaraki Prefecture (male, 42; female, 338), to evaluate their frequency of use of the college cafeteria and its influences on the dietary habits by residence status. Students using the cafeteria three times per week or more were included in the "High Group" and those using it less than three times were included in the "Low Group". There were no significant differences in the dietary behaviors depending on the frequency of use of the cafeteria. The cost of lunch was an important factor for the students, and while choosing meals, they were more conscious of the volume than of the nutrition. Many students in the High Group were living alone. The dietary diversity score was significantly higher in students living with family or roommates than in those living alone. It is considered essential for students to be aware of balanced meals even under restricted conditions, to encourage students to link their knowledge to behavioral changes, and to enhance linkage with the improvement of the access to meals.

I. はじめに

平成 29 年度の国民健康・栄養調査によると、20 歳代は男女ともに朝食の欠食率が高く、野菜の摂取量が低い¹⁾。また、男女の大学生で朝食を「ほとんど食べない」者は一人暮らし生では 6 割であり、自宅生と比べて多く²⁾、魚介類とその他の野菜の摂取量が有意に低値であったとの報告³⁾もある。これらの背景として大学生世代は生活面に加え経済面からも親から独立

する世代であり、自己の嗜好や趣味を優先させることが関わる可能性がある。

大学生になりアパートの一人暮らしを始めた学生は、不規則な生活を送り朝食を欠食しがちになりやすいようである。近年の報告によると、大学生は居住形態の変化に伴い食習慣や生活習慣が乱れ、一人暮らしや自宅外通学生ほど朝食欠食率が高いことが示されており^{2) 4) 5) 6)}、朝食を抜いたときは講義中に眠ったり

集中力を欠いたりすると言う学生も多い。一方で、朝食を摂取する者は、生活態度が良いことや学習態度・意欲が高いことが示されている^{2) 7) 8) 9)}。

内閣府が行った大学生の食に関する実態・意識調査¹⁰⁾では、大学生の約4割が朝食欠食者であることが報告されている。また、食育に関心の低い者の方が朝食欠食者の割合が高く、健康状態も悪く、生活習慣や食習慣に乱れが多いことも示されている。国内外の大学生を対象とした研究からも、朝食欠食者には肥満者が多いこと^{11) 12)}、野菜摂取量が不足していること¹³⁾等が、また、大学生の朝食欠食習慣には、性別、学年、専攻、睡眠、食欲等の様々な要因が関連していることが報告されている¹⁴⁾。以上のことから、様々な要因を加味した上で大学生の朝食欠食習慣を是正するための対策を講じる必要があると考えられる。八杉ら¹⁵⁾は、家族と別居している大学生には朝食欠食者が多いことを示している。大学生にとって、家族と同居しているかどうかは朝食欠食習慣に影響する要因の一つであると考えられており、居住形態が自宅生か下宿生か別に朝食欠食に影響する生活習慣や食習慣が検討されている。内閣府が実施した「大学生の食に関する実態や意識についてのインターネット調査」によれば、食育に関心がある者ほど「朝食をとる」「栄養バランスを意識している」「料理をしている」「身体面で健康である」といった傾向にある。大学生の昼食は自宅からの弁当持参・学生食堂の利用・コンビニエンスストアやスーパーマーケットでの弁当・調理済み食品・インスタント食品の購入等多岐にわたる選択肢がある。各大学の学生食堂は多様化が進み、安価でボリュームのある食事から大きく変化している¹⁶⁾。

関東農政局が2014年に行った調査¹⁷⁾では、男子学生の4人に1人が、また独り暮らしの4人に1人が朝食をとっておらず、独り暮らしの学生の4割が野菜を摂らない。学食利用は2割未満であり、中食より低い割合であった。また、月に3回以下しか料理をしないものは3割を超えており、「1日1食でも平気」のうち「今の食生活に満足している」学生は、4割を超えている。一方で、一人暮らしの学生の7割が食生活を改善したいと考えていると報告されている。平成27年度から始まった健やか親子21(第二次)¹⁸⁾において、

学童期から成人期に向けて継続した保健対策を基盤課題としており、切れ目のない支援が重要視されているが、大学生では保護者の管理下から離れていることも多く、ライフスキルとしての食生活行動をどの程度身につけているかは定かではない。村井らによると、主食・主菜・副菜の認知と理解の程度は、発達段階に応じて高まる半面、主食・主菜・副菜をバランスよく食べることに対する認識、食べようとする意識は大学生でも低く、「主食と副食を同じくらい食べる」「主菜より副菜を多く食べる」の両方を認識しているのは1割程度であり、主食離れ主菜重視の傾向が報告されている¹⁹⁾。

大学生の食生活については、一人暮らしの問題点やバランスよく食べる意識と実態のずれなどが報告されている。本研究は、大学生の食生活に関する意識および行動と学生食堂のメニュー選択について調査し、学生食堂利用頻度および居住形態による食生活への影響について検討して、大学生における食教育を実施する上での方向性を提示することを目的とした。

II. 方法

1. 対象者

常磐大学健康栄養学科の2017年度所属1学年から4学年学生380名(男性42名、女性338名)を対象とした。口頭と文書にて趣旨を説明し、授業間に全員に配布した。記入後に回収し、回収率は92.9%であった。学生食堂を利用するもののうち、記入漏れや不備のない281名を解析対象とした。有効回答率は73.9%であった。

2. 調査方法

調査は無記名自記式調査法とした。主な調査項目は以下のとおりである。

①基本属性

学年、性別、同居形態について質問した。

②学生食堂の利用状況

昼食を食べる場所として、「L棟食堂」、「N棟食堂」、「T棟食堂」、「Q棟カフェテリア」、「空き教室」、「大学以外の飲食店」、「その他」で、最も頻度が高い場所を選択させた。

学生食堂の利用頻度状況について「毎日」、「週3～4回」、「週1回」、「たまに」、「なし」の5件法で選択させた。「毎日」「週3～4回」を高群、「週1回」「たまに」を低群の2群に分けて分析を行った。利用するメニューについて、4つの学生食堂のメニュー62から、最も利用するメニューを3つまで選択させた。学生食堂を利用しない理由について「食べたいメニューがない」、「値段が高い」、「雰囲気良くない」、「その他(自由記述)」を選択させた。学生食堂利用時の栄養バランス意識は、「いつも考えている」、「考えている」、「考えていない」、「あまり考えていない」、「利用していない」の5件法で選択させた。「いつも考えている」「考えている」を意識あり群、「考えていない」「あまり考えていない」を意識なし群の2群に分けて分析を行った。

③食に関する意識と行動について

昼食にかける金額は、「300円まで」、「400円まで」、「500円まで」、「600円まで」、「600円以上」を選択させた。中央値400円で2群に分けて分析を行った。

昼食のために大学構内のコンビニエンスストアで購入している食品を14品目から複数回答可として選択させた。朝食摂取状況は、「毎日」、「週3～4回」、「週1回」、「たまに」、「なし」の5件法で選択させ、「毎日」を食べる群、それ以外を食べない群の2群に分けて分析を行った。

食事選択の際の意識する項目は、「栄養バランス」、「量」、「金額」、「手軽さ」、「彩り」、「味付け」「その他(自由記述)」から3つまでの複数回答可として選択させた。食品摂取頻度は、「毎日食べる」を1点、それ以外を0点として、10食品群の合計を食品摂取の多様性得点とした。

3. 分析方法

統計解析ソフトSPSS Statistics version26.0を使用し、群間の比較にはt検定、Mann-WhitneyのU検定およびピアソンの χ^2 検定を用いて検討した。検定の有意水準は5%とした。

4. 倫理的配慮

本研究は「常磐大学・常磐短期大学研究倫理委員会」

の承認を得て実施した(承認番号10073)。研究の趣旨を文書及び口頭で説明した。趣旨説明の際には参加は自由意志である事、不参加による不利益は生じない事、回答は無記名で個人が特定できないよう配慮されている事を説明した。回答された調査用紙の提出をもって同意とみなした。

Ⅲ. 結果

1. 大学内の学生食堂の利用状況

大学内には4カ所の指向を凝らした食堂がある。学生食堂利用状況を図1に示した。普段講義に使用する教室に近いL棟、セットメニューが豊富なT棟、ボリュームのあるN棟がよく利用されていた。食堂メニュー利用頻度ランキングを図2に示した。1位はL棟のから揚げ定食(400円)、2位はN棟のから揚げどんぶり(400円)、3位はT棟バラエティ(350円)であった。

学生食堂を利用しない理由は図3に示す通り、弁当持参が51.9%、次いで値段が高いが16.9%であり、食べたいメニューがない5.2%、人が多い5.2%、雰囲気がよくない1.3%であった。値段が高いと回答した学生が昼食にかける金額は300円までのものが61.5%であった。

2. 対象者の特徴

対象者の特徴を表1に示した。一人暮らしは28.1%であった。昼食にかける金額最頻値は400～500円であり、男女間で400円未満と以上の割合に有意な差はなかった。朝食を毎日食べるもの58.4%、3～4回/週19.9%、1～2回/週4.6%、週1回0.7%、たまに食べる11.4%、全く食べない5.0%であった。男女別にみると、男性36.4%、女性75.8%であり、男性に比べて女性の方が朝食を食べているものが有意に多かった($p=0.024$)。学生食堂利用時に栄養バランスについて意識しているものは38.4%であり、意識していない者の方が多く、男女による差はみられなかった。昼食を選択する際に意識していることを3つまでの複数回答で質問したところ、75.8%のものが金額と回答した。次いで量52.7%、栄養バランス45.6%、手軽さ27.8%、味付27.4%、彩り4.6%の順であり、男女による差は

みられなかった。弁当持参状況は女性では持参するものが、男性は持参しない者がそれぞれ多く、男女間に有意な差がみられた ($p < 0.001$)。食品群別に毎日食べる者の割合を高い順にみると、穀類 95.7%、油脂類 63.3%、野菜類 61.2%であり、次いで、肉類 35.2%、卵類 33.5%、牛乳乳製品 31.0%、大豆・大豆製品 19.6%であった。一方、低かったのは、いも類 4.3%、海藻類 5.3%、魚介類 6.4%、果物類 6.8%で、1割にも満たなかった。食事の多様性得点は、高群 2.7 ± 2.1 点、低群 2.7 ± 1.8 点 (平均 \pm 標準偏差) であり、有意な差は認められなかった。食品群別にみると、男女 2 群間に有意な差がみられたのは魚介類で、男性 15.2%、女性 5.2%であり、男性の方が毎日食べている者が多かった ($p = 0.029$)。また、肉類は男性 48.5% 女性 33.5%であり、男性の方が毎日食べている者が多い傾向がみられた。

3. 学生食堂利用頻度による比較

学生食堂利用頻度が週 3 回以上を高群、それ未満を低群の 2 群に分けて検討した結果を表 2 に示した。一人暮らしの割合は高群が 33.6%、低群が 24.2%であり、利用頻度高群で一人暮らし学生の割合が高い傾向がみられた。朝食を毎日食べる者の割合は、高群 58.6%、低群 58.2%であり、差はみられなかった。昼食にかかる金額について、400 円以上の者は低群 57.8%、高群 42.2%であり、利用頻度低群の方が、400 円以上の割合が有意に高く、利用頻度が低いと昼食にかかる金額が有意に高かった。昼食を選択する際に意識していることは、両群とも金額、量、栄養バランスの順に割合が高かった。味付け、手軽さが続き、彩りを意識しているものは高群 3.2%、低群 2.0%と最も割合が低い結果であった。有意な差はみられなかった。

食事の多様性得点は、高群 2.8 ± 2.0 点、低群 2.6 ± 1.7 点 (平均 \pm 標準偏差) であり、有意な差は認められなかった。食品群別にみると、学生食堂利用頻度による 2 群間に有意な差がみられたのは魚介類で高群 10.3% 低群 4.2%で、低群の方が毎日食べているものが少ない傾向がみられた。また、果物類は高群 9.4%、低群 4.6%であり、低群の方が有意に少なかった ($p = 0.045$)。

食堂利用頻度による人気メニューを表 3 に示した。学生食堂で良く食べるメニューは、1 位は両群とも唐揚げ定食 (400 円) であり、人気が高い。利用頻度高群は小鉢 (100 円) が 2 位であり、何かにプラスして食事を工夫している様子が見られた。また、高群ではデザートが 3 位であり、低群では 9 位にデザート、次いでソフトクリームがランキングされている。

コンビニで昼食のために購入する食品について表 4 に示した。内容は学生食堂利用頻度の高群低群の 2 群間に差はなく、飲料水が一番多く、おにぎり、インスタント麺、菓子パン、サラダ、サンドイッチの順であった。

4. 居住形態による比較

同居人の有無により 2 群に分類して検討した結果を表 5 に示した。朝食を毎日食べる者の割合は、同居人あり群 65.8%、なし群 39.2%であり、同居人あり群の方が有意に高かった ($p < 0.001$)。昼食にかかる金額について、400 円以上の者は同居人あり群 50.0%、なし群 54.4%であり、有意な差は認められなかった。食堂利用時に栄養バランスを考えているものは、同居人あり群 40.6%、なし群 32.9%であり、両群とも半数に満たず有意な差は認められなかった。昼食を選択する際に意識していることは、両群ともに金額、量、栄養バランスの順に割合が約 30%と高く、一方味付け、手軽さ、彩りを意識しているものは両群ともに低かった。

食事の多様性得点では、同居人なし群 2.0 ± 1.6 点に比べて、あり群 2.9 ± 1.9 点の方が有意に高かった ($p = 0.046$)。食品群別では、同居人のあり群の方が、穀類 98.0%、油脂類 68.3%、野菜類 64.9%、卵類 38.6%、果物類 9.4%、魚介類 8.4%を毎日食べている割合が同居人なしに比べて有意に高かった (穀類類: $p = 0.010$ 、油脂類: $p = 0.006$ 、野菜類: $p = 0.045$ 、卵類: $p = 0.003$ 、果物類: $p = 0.005$ 、魚介類 $p = 0.028$)。

IV. 考察

本研究では、大学生の食生活に関する意識および行動と学生食堂のメニュー選択から学生食堂利用頻度および居住形態による食生活への影響について検討し

た。

1. 食生活に関する意識および行動と学生食堂のおけるメニュー選択について

大学内4カ所の学生食堂利用状況は、普段講義に使用する教室に近いL棟、セットメニューが豊富なT棟、ボリュームのあるN棟がよく利用されていた。昼休み時間は50分あるが、教室移動や実験実習準備などで早めに準備する必要があることもあり、実際に食事のために使える時間はあまり長くない。時間割によって利用する食堂を変えている学生も多く、このような結果になったのではないかと考えられる。

食堂利用状況は、男性は週3回以上が半数を超えたのに対し、女性はたまにあるいは利用しないものが6割だった。女性は持参した弁当やコンビニ等で購入した食品を空き教室を利用して昼食をとっている姿が見受けられ、学生食堂を利用しない理由の5割が弁当持参であることと一致する。利用しない理由の下位に「人が多い」があったが、どの食堂も稼働率が良く、4カ所それぞれに充実したサービスが行われているのではないかと考えられる。食堂メニュー利用頻度ランキングにおいて、唐揚げが1位・2位を占め、人気が高い。食事を選択する際に意識することの1位は金額であり、その次は量であり、栄養バランスを上回る結果であったことから、食事選択がボリューム重視であることが裏付けられている。一方で、麺単品も人気が高く、価格が手ごろであることと、手軽であることが影響しているのではないかと考えられる。本対象者は弁当を持参する割合が高く、学生食堂を利用しない理由の半数を占めている。「値段が高い」からという理由や昼食にかけられる金額から、食堂側には、メニューを取り揃え、リーズナブルな金額での提供が求められているのではないかと推察される。コンビニで購入する食品は、飲料水が最も多く、次いでおにぎり、菓子パン、インスタント麺類、菓子パンであり、昼食にかけられる金額から見ると、飲み物と何か一つを組み合わせで購入されていることが考えられる。栄養バランスを意識しているものは約半数であるが、限られた予算の中で選択しなければならぬため、実行が伴っていない可能性が考えられる。

2. 学生食堂利用状況による食生活行動の特徴

学生食堂をよく利用する群を高群、そうでない群を低群として2群に分けて食生活行動を検討したところ、昼食にかけられる金額の高低との関連がみられた。

三宅は、短大生における昼食にかけられる費用は500円以上4%で少なく、200円～300円32%、300円～400円32%であり、ランチ350円以下を目指して学生食堂のメニューの見直すべきではないかと報告している(20)。また、池田らは、利用頻度高群において昼食にかけられる費用が400円未満の学生の割合が多く、一方利用頻度低群において400円以上のものにかけられる割合が有意に高い結果であったと報告している(21)。また、同居人あり群も利用頻度低群の方が高く、弁当持参等で食費の節約でき、利用するときには費用がかけられることが考えられる。一方利用頻度が高いと、限られた食費の中でやりくりしなくてはならず、単価の低いものを選択しているのではないかと推測できる。しかしながら、詳細な分析を試みないとこれ以上は言及できない。

食品群別摂取状況について、利用頻度高群の方が低群よりも牛乳・乳製品以外の食品群において毎日食べているものの割合は高かったが有意な差はみられなかった。また、食事の多様性の視点から見ても両群は低値であり、これは食事選択肢に栄養バランスの意識より金額や量が優先で多様な食品を食べていないことが推測される。

青年期の学生における食生活は、健康維持のために重要である。本研究において、学生食堂利用頻度による食生活行動に大きな差はみられず、昼食にかけられる経費を重点に考えた食事選択であったことから、さらに学生食堂の内容充実を考慮していく必要があると考えられる。

3. 居住形態による食生活行動の特徴

本研究の朝食喫食状況において、同居人有の者は毎日食べている割合が有意に高かった。一人暮らしの学生においては、朝食欠食率が高く食事の多様性は低いことが複数報告されている。文部科学省が平成28年度大学生を対象に調査した結果によると、食費は、自宅生で102,000円/年、下宿生では27,600円/年で1

か月あたり 19,800 円、1 日にすると 660 円である²²⁾。大学生は生活全般を自己管理するようになるが、食生活においては経済状況を優先し食費を節約する学生が多く、昼食を選択する際に金額は大変重要であり、栄養バランスを意識することも少ない。簡便な食品などで食事のバランスが崩れているのではないかと考えられる。学生食堂利用高群には一人暮らしが多いことから、学生食堂を中心とする食環境の充実と、限られた条件下でもバランスのとれた食事への意識付け等の食育推進ならびに知識を行動変容につなげる働きかけが必要ではないかと考える。

V. 結語

大学生は生活全般を自己管理するようになるが、食生活においては経済状況を優先し食費を節約する学生が多く、昼食を選択する際に金額は大変重要であり、栄養バランスを意識することも少ない。簡便な食品などで食事のバランスが崩れているのではないかと考えられる。学生食堂利用高群には一人暮らしが多いことから、限られた条件下でもバランスのとれた食事への意識付け等の食育推進ならびに知識を行動変容につなげる働きかけが必要ではないかと考える。しかし、一人暮らしの者は、自宅や賄い付き下宿の者に比べ他からの支援が期待できないことから、さらなる支援の方法を検討する必要がある。個人の努力には限界のある若年成人にとっては、食物を提供する側の認識を高めることも必要であり、安価でバランスのとれるメニューの提供ができるような食物へのアクセス面の整備との連携をもあわせて行うことが重要である。

学生食堂は食事の場であるとともに、学生が休み時間にリラックスし、コミュニケーションを図る場所でもあるため、その施設の充実が重要であろう。学生食堂を中心とする食環境の充実、乱れがちな学生の食生活の改善にも好ましい影響が与えられるかもしれない。

演題発表に関連し、開示すべき COI はありません。

文献

- 1) 厚生労働省 平成 29 年度「国民健康・栄養調査結果の概要」
<http://www.mhlw.go.jp/content/10904750/000351576.pdf> 2019 年 2 月 8 日最終閲覧。
- 2) 大関知子, 藤吉恭子: 朝食欠食習慣を持つ大学生のための教育に関する研究, *J Life Sci Res*, 9, 31-37 (2011) .
- 3) 原田まつ子, 吉田正雄, 小風 暁, 寺田智子, 荻野 愛, 荻田香苗: 女子短大生の時間帯別の食品群及び栄養素等摂取量と朝食欠食等に関する実態調査, *日本食生活学会誌*, 21 巻, 3 号, 189-198 (2010) .
- 4) 五島淑子, 中村佳美: 大学生の朝食欠食に関する調査, *山口大学教育学部研究論叢人文科学・社会科学*, 58, 65-74 (2008) .
- 5) 長幡友実, 中出美代, 長谷川順子, 兼平奈奈, 西堀すき江: 住まい別にみた大学生の朝食欠食習慣に及ぼす要因, *栄養学雑誌*, 72, 212-219 (2014) .
- 6) 八杉倫, 西山緑, 大石賢二: 医療系大学生における朝食欠食とライフスタイルとの検討, *Dokkyo J Med Sci*, 35, 101-107 (2008) .
- 7) 香川靖雄: 科学が証明する 新・朝食のすすめ, 女子栄養大学出版部, 東京 (2007) .
- 8) Overby, N. and Hoigaard, R. : Diet and behavioral problems at school in Norwegian adolescents, *Food Nutr .Res.*, 56,17231 (2012) .
- 9) So, WY. : Association between frequency of breakfast consumption and academic performance in healthy Korean adolescents, *Iran. J. Public Health*, 42 , 25-32 (2013) .
- 10) 内閣府: 大学生の食に関する実態・意識調査報告書, <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/pdf/syoku-report.pdf>, 2014 年 5 月 10 日最終閲覧 .
- 11) Al-Rethaiaa, A.S., Fahmy, A.E., Al-Shwaiyat, N.M.: Obesity and eating habits among college students in Saudi Arabia: a cross sectional study, *Nutr. J.*, 9, 39 (2010) .
- 12) Boo, N.Y., Chia, G.J., Wong, L.C., et al.: The prevalence of obesity among clinical students in a Malaysian medical school, *Singapore Med. J.*, 51,

- 126-132 (2010) .
- 13) Fujii,H., Nakano,T., Muto,T.,et al.: Skipping breakfast is associated with poor vegetable intake among college students in Japan, *Dokkyo J. Med. Sci.*,37,47-54 (2010) .
- 14) Sun,J., Yi,H., Liu, Z., et al.: Factors associated with skipping breakfast among Inner Mongolia medical students in China, *BMC Public Health*,13, 42 (2013) .
- 15) 八杉 倫, 西山 緑, 大石賢二: 医療系大学生における朝食欠食とライフスタイルとの検討, *Dokkyo J. Med.Sci.*, 35, 101-107 (2008) .
- 16) 内閣府食育推進室 2009 大学生の食育について考えるために―「大学生の食に関する実態や意識についてのインターネット調査」結果の概要―
<http://www.hit-u.ac.jp/students/info/2009/20090722.pdf> 2019年2月27日最終閲覧.
- 17) 関東農政局: 大学生等の食環境と食行動、食への関心に関する調査 2014 年調査報告書 http://www.maff.go.jp/kanto/press/syo_an/.../daigakuzentaiban.pdf 2019年2月12日 最終閲覧.
- 18) 厚生労働省 「健やか親子 2 1 (第2次)」について 検討会報告書
<http://sukoyaka21.jp/pdf/gaiyo2014.11.11.pdf> 2019年2月12日最終閲覧.
- 19) 村井陽子ら : 小学生における食事バランスガイドを活用した食育の効果, *日本食育学会誌* ,5 (1) ,9-18 (2011) .
- 20) 三宅裕子: 短大生の食生活と学生食堂の役割, *名古屋文化短期大学研究紀要* ,37,43-48 (2012) .
- 21) 池田昌代ら : カフェテリア方式の学生食堂での料理選択行動における男女比較, *日本食育学会誌* ,8 (1) ,9-17 (2014) .
- 22) 文部科学省 【平成 28 年度 学生生活調査結果】平成 30 年 3 月 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO) 発行.

本研究は 2018 年度に稲葉瑠奈氏、田所親氏、日向寺純輝氏、平野由希子氏が行った卒業研究を再検討したものである。

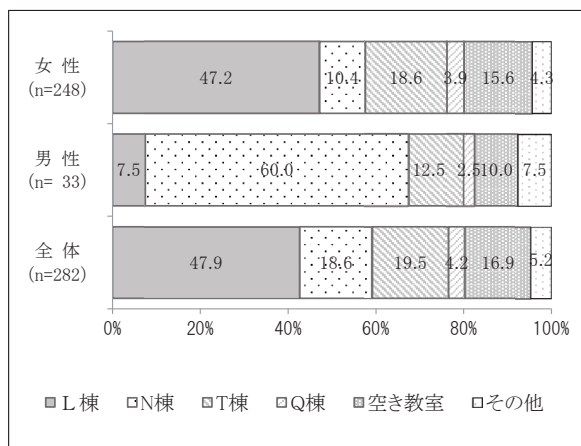


図 1: 学生食堂の利用状況

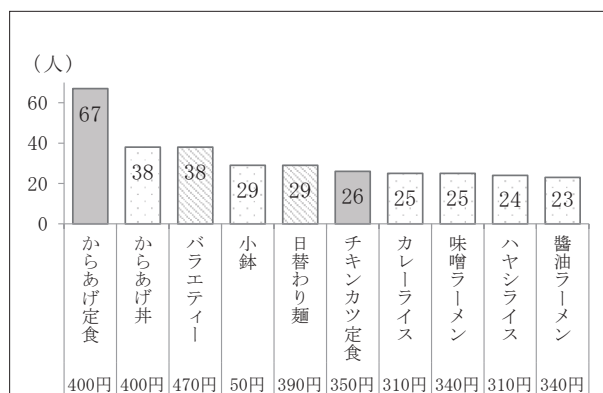


図 2: 学生食堂メニュー利用頻度ランキング

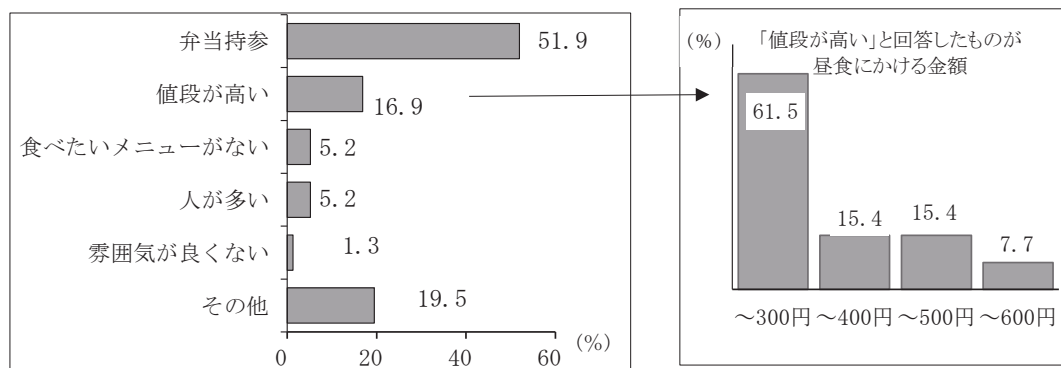


図 3: 学生食堂を利用しない理由

表1：対象者の特徴

		男性 (n=33)		女性 (n=248)		全体 (n=281)		p 値	
		人数(人)	(%)	人数(人)	(%)	人数(人)	(%)		
居住状態	同居人あり	22	(66.7)	180	(72.8)	202	(71.9)	0.478	
	同居人なし	11	(33.3)	68	(27.4)	79	(28.1)		
昼食にかける金額	300円まで	0	(0.0)	35	(14.1)	35	(12.5)	0.066	
	300～400円	16	(48.5)	86	(34.7)	102	(36.3)		
	400～500円	12	(36.4)	112	(45.2)	124	(44.1)		
	500以上	5	(15.2)	15	(6.0)	20	(7.1)		
昼食にかける金額	400円未満	16	(48.5)	121	(48.4)	137	(48.8)	0.974	
	400円以上	17	(51.5)	127	(51.2)	144	(51.2)		
朝食喫食状況	毎日	12	(36.4)	152	(61.3)	164	(58.4)	0.024 *	
	週3～4回	7	(21.2)	49	(19.8)	56	(19.9)		
	週2回	33	(9.1)	10	(4.1)	13	(4.6)		
	週1回	1	(3.0)	1	(0.4)	2	(0.7)		
	たまに	6	(18.2)	26	(10.5)	32	(11.4)		
	全く食べない	4	(12.1)	10	(4.0)	14	(5.0)		
食堂利用時の 栄養バランス意識	意識あり	11	(33.3)	97	(39.1)	108	(38.4)	0.521	
	意識なし	22	(66.7)	151	(60.9)	173	(61.6)		
食事を選択する際 に意識する項目	金額	25	(75.8)	188	(75.8)	213	(75.8)	0.995	
	量	20	(60.6)	128	(51.6)	148	(52.7)	0.331	
	栄養バランス	16	(48.5)	112	(45.2)	128	(45.6)	0.719	
	味付け	8	(24.2)	69	(27.8)	77	(27.4)	0.665	
	手軽さ	8	(24.2)	70	(28.2)	78	(27.8)	0.631	
	彩り	2	(6.1)	11	(4.4)	13	(4.6)	0.676	
	その他	0	(0.0)	4	(1.6)	4	(1.4)	0.462	
弁当持参状況	毎日持参	1	(3.0)	53	(21.4)	54	(19.2)	0.000 ***	
	週3～4回	4	(12.1)	70	(28.2)	74	(26.3)		
	週2回	2	(6.1)	26	(10.5)	28	(10.0)		
	週1回	0	(0.0)	11	(4.4)	11	(3.9)		
	たまに	7	(21.2)	43	(17.3)	50	(17.8)		
	持参しない	19	(57.6)	45	(18.1)	64	(22.8)		
食品群別摂取状況 (毎日食べている者の 割合)	穀類	30	(90.9)	239	(96.4)	269	(95.7)	0.103	
	いも類	0	(0.0)	12	(4.8)	12	(4.3)	0.197	
	果物	2	(6.1)	17	(6.9)	19	(6.8)	0.864	
	肉類	16	(48.5)	83	(33.5)	99	(35.2)	0.090	
	魚介類	50	(15.2)	13	(5.2)	18	(6.4)	0.029 *	
	卵	10	(30.3)	84	(33.9)	94	(33.5)	0.683	
	大豆・大豆製品	4	(12.1)	51	(20.6)	55	(19.6)	0.251	
	油脂類	21	(63.6)	157	(63.3)	178	(63.3)	0.971	
	牛乳・乳製品	12	(36.4)	75	(30.2)	87	(31.0)	0.475	
	海藻	2	(6.1)	13	(5.2)	15	(5.3)	0.844	
	野菜	17	(51.5)	155	(62.5)	172	(61.2)	0.224	
	食品摂取の多様性得 (Mean±SD)		2.7±2.1		2.7±1.8		2.7±1.8		0.907 **1

利用頻度高群：週3回以上利用、利用頻度低群：週3回未満利用

※1：食品摂取の多様性得点の検定はMann-WhitneyのU検定、その他は χ^2 検定

(*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001)

表2：学生食堂利用頻度による比較

		利用頻度高群 (n=116)		利用頻度低群 (n=165)		p値	
		人数 (人)	(%)	人数 (人)	(%)		
居住状態	同居人有	77	(66.4)	125	(75.8)	0.085	
	同居人なし	39	(33.6)	40	(24.2)		
朝食喫食状況	毎日	68	(58.6)	96	(58.2)	0.941	
昼食にかける金額2群	欠食あり	48	(41.4)	69	(41.8)	0.011 *	
	～400円	67	(57.8)	70	(42.4)		
	400円～	49	(42.2)	95	(57.8)		
食堂利用時の 栄養バランス意識	意識あり	52	(44.8)	56	(33.9)	0.065	
	意識なし	64	(55.2)	109	(66.1)		
食事を選択する際に 意識する項目	金額	87	(75.0)	126	(76.4)	0.793	
	量	65	(56.0)	83	(50.3)	0.343	
	栄養バランス	53	(45.7)	75	(45.5)	0.969	
	味付け	34	(29.3)	43	(26.1)	0.548	
	手軽さ	32	(27.6)	46	(27.9)	0.957	
	彩り	4	(3.4)	9	(5.5)	0.431	
	食品群別摂取状況 (毎日食べている者)	穀類	110	(94.8)	159	(96.4)	0.653
いも類		7	(6.0)	5	(3.0)	0.220	
果物		12	(10.3)	7	(4.2)	0.045 *	
肉類		45	(38.8)	54	(32.7)	0.295	
魚介類		11	(9.5)	7	(4.2)	0.077	
卵		36	(31.0)	58	(35.2)	0.471	
大豆・大豆製品		23	(19.8)	32	(19.4)	0.928	
油脂類		75	(64.7)	103	(62.4)	0.702	
牛乳・乳製品		32	(27.6)	55	(33.3)	0.305	
海藻		9	(7.8)	6	(3.6)	0.130	
野菜		71	(61.2)	101	(61.2)	0.999	
食品摂取の多様性得点 (Mean±SD)		2.8±2.0		2.6±1.7		0.458 **1	

利用頻度高群：週3回以上利用、利用頻度低群：週3回未満利用

※1：食品摂取の多様性得点の検定はMann-WhitneyのU検定、その他は χ^2 検定
(*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001)

表3：人気メニューのランキング

利用頻度高群 (n=116)	利用頻度低群 (n=165)
1位 N から揚げ定食	N から揚げ定食
2位 L 小鉢	L から揚げ丼
3位 L デザート	T 日替わり麺単品
4位 T 日替わり麺単品	T バラエティ
5位 T 定番メニュー	L 小鉢
6位 N チキンカツ定食	L きつねうどん
7位 L きつねうどん	L たぬきうどん
8位 L たぬきうどん	N クリームコロッケ・ゆかつ定食
9位 L からあげ丼	T デザート
10位 T バラエティ	Q ソフトクリーム

利用頻度高群：週3回以上利用、利用頻度低群：週3回未満利用

表4：学生食堂利用頻度別コンビニで購入する食品について

	利用頻度高群 (n=116)		利用頻度低群 (n=165)		全体 (n=281)	
	人数(人)	(%)	人数(人)	(%)	人数(人)	(%)
飲料水	100	(86.2)	120	(72.7)	220	(78.3)
おにぎり	72	(62.1)	100	(60.6)	172	(61.2)
インスタント麺類	52	(44.8)	70	(42.4)	122	(43.4)
菓子パン	45	(38.8)	67	(40.6)	112	(39.9)
サラダ	24	(20.7)	42	(25.5)	42	(14.9)
サンドイッチ	18	(15.5)	29	(17.6)	47	(16.7)
味噌汁	13	(11.2)	32	(19.4)	45	(16.0)
お弁当	17	(14.7)	16	(9.7)	33	(11.7)
焼きそば・パスタ	17	(14.7)	13	(7.9)	30	(10.7)

利用頻度高群：週3回以上利用、利用頻度低群：週3回未満利用

大学生の食生活に関する意識及び行動と学生食堂におけるメニュー選択について

表5：同居人の有無による比較

		同居人あり (n=202)		同居人なし (n=79)		p値	
		人数(人)	(%)	人数(人)	(%)		
朝食喫食状況	毎日	133	(65.8)	31	(39.2)	0.000	***
	欠食あり	69	(34.2)	48	(60.8)		
昼食にかける金額2群	～400円	101	(50.0)	36	(45.6)	0.504	
	400円～	101	(50.0)	43	(54.4)		
食堂利用時の	意識あり	82	(40.6)	26	(32.9)	0.234	
栄養バランス意識	意識なし	120	(59.4)	53	(67.1)		
食事を選択する際に 意識する項目	金額	148	(73.3)	65	(82.3)	0.113	
	量	106	(52.5)	42	(53.2)		
	栄養バランス	89	(44.1)	39	(49.4)		
	味付け	58	(28.7)	19	(24.1)		
	手軽さ	52	(25.7)	26	(32.9)		
	彩り	9	(4.5)	4	(5.1)		
食品群別摂取状況 (毎日食べている者)	穀類	198	(98.0)	71	(89.9)	0.010	*
	いも類	9	(4.5)	3	(3.8)		
	果物	19	(9.4)	0	(0.0)		
	肉類	75	(37.1)	24	(30.4)		
	魚介類	17	(8.4)	1	(1.3)		
	卵	78	(38.6)	16	(20.3)		
	大豆・大豆製品	45	(22.3)	10	(12.7)		
	油脂類	138	(68.3)	40	(50.6)		
	牛乳・乳製品	65	(32.2)	22	(27.8)		
	海藻	11	(5.4)	4	(5.1)		
	野菜	131	(64.9)	41	(51.9)		
食品摂取の多様性得点* ¹ (Mean±SD)		2.9±1.9		2.0±1.6		0.046	*

1：食品摂取の多様性得点の検定は Mann-Whitney の U 検定、その他は χ^2 検定

(*:p<0.05, **:p<0.01, ***:p<0.001)

西洋修辞学伝統におけるエラスムス『書簡作成術』

森 弘一 (常磐大学人間科学部)

Erasmus's *De conscribendis epistollis* in the tradition of letter writing

Hirokazu MORI (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

1. 序

ルネサンス期の人文主義者知識人たちは、彼らの思想を主張や提案などの形で著作を通じて公にした。その思想内容の中には、別の人文主義者らが批判あるいは賛同を示し、また本人らが反駁を重ねることで、さらに豊かに展開されるものもあった。そうした場合、見解の表明やそれに関する批判・賛同・反駁が、書簡の形式で行われることがある。著者はこれまで、自らの思想を擁護する人文主義者トマス・モアの諸書簡や、モアの著作『ユートピア』刊行によせられた他の人文主義者の諸書簡を対象に彼らの思想を論じてきた(森2017;2006;2002)。複数の人文主義者たちがこうして交わした諸書簡のネットワークのあり様や、それが形成する共有価値観や論点を論じることで、単独著作の考察からは見えてきにくい思想を考察することが著者の基本姿勢である。

人文主義者たちは、書簡を重要な表現形式の一つとして認識していた。中世後期からルネサンス期にかけて、政治関連の公的書簡や商取引の半公的書簡のやり取りが確立しだすと、知識人たちが私的書簡を取り交わすことも従前より容易になった。人文主義者たちは、古典古代の文芸作品を再評価するなかで、古典著作家たちの書簡作品や修辞学の手引書などにも注目するようになった。彼らは古典著作家たちの書簡を範例

として、自ら書簡や書簡手引書を記し、また書簡集を編纂するようにもなった。キケロの書簡に刺激され、14世紀に『親近書簡集』など数冊の書簡集を刊行したペトルルカはその先例と言えるだろう。そして、古典著作家や人文主義者の考える書簡のあり様に大きな影響力を与えてきたのは、口頭で行われた優れた弁論(が記述された作品)であり、また優れた弁論やこれを実践できる弁論家教育の方法を説いた修辞学の手引書などであった。口頭での文章表現を全般的にとりあげる修辞学(弁論術)は、古典ギリシア時代からすでに発展していた。これに始まる西洋修辞学、西洋のレトリックの学問伝統は、中世・近代と継承され、現代の言語表現やコミュニケーション論にもつながっている。人文主義者たちの書簡術や諸書簡などは、この学問伝統の様態としてとらえる観点が必要であろう。

ルネサンス後期の人文主義者エラスムス(Desiderius Erasmus c.1466-1536)も、書簡を通じた思想表明や意見交換を重視し、また書簡という著作活動を大切にした人物の一人である。彼は要職者や友人の人文主義者ら相手に半ば公的あるいは私的な書簡を取り交わした。また保管していたそれら書簡を大部な書簡集として編纂刊行した。その影響を受けてか、周囲の友人たちも書簡作品や書簡を書き残した。それらが作品や書簡集として刊行されたり、後に史料とし

て公にされたりする。これらを通じて、エラスムスやモアをはじめとする16世紀初頭の人文主義者の書簡ネットワークを私たちはうかがい知ることができる。一方でエラスムスは、書簡を書くための教科書として『書簡作成術』(De conscribendis epistolis 初版1522)も著している。書簡作成の教科書は中世からルネサンス期にかけて公にされてきたが、彼の『書簡作成術』はその後の書簡のあり様や書簡の書き方に与えた影響は大きかった。書簡自体と書簡手引書の双方の執筆という点で功績を残している彼の活動は、書簡作成を包括する西洋修辞学の学問伝統を踏まえて考察されるのが望ましい。今回の論考は、後者の書簡作成の手引書『書簡作成術』を対象に考察を行う。

『英語版エラスムス著作集成』中の『書簡作成術』の編者であるソワードは、この前後に彼が著した他の教育書と関連させてこの著作を包括的に論じているが、教育思想の面に光をあてている分、書簡術の考察は薄まっている(Sowards)。『書簡作成術』の研究として、ジェルロは、エラスムスが同時代の書簡手引書を批判し、自らはより柔軟で細やかな書簡術を提示している点や、その後の書簡術に大きな影響を与えた点に注目している(Gerlo)。一方、ルンメルは、これが教員向けのテキストである点に注目しつつ、内容には従来の書簡術と大きな差がないとも指摘している(Rummel)。修辞学伝統からみてエラスムスは何を継承し何を変更したのか、両者の指摘は分かれていると言えよう。この点を踏まえつつ、エラスムスの書簡術やその理論の特徴を本論考では問いかける。

2. 西洋修辞学の伝統

西洋の修辞学(レトリケー)の伝統は、古代ギリシアにおける言論の技術にその原点がある。裁判で勝つための技術書から始まったと伝えられているように、特に口頭での弁論技術の習得が第一であり、法廷のような場で人々を説得する技術であった。そして、書簡のような文書が中心ではなかった。弁論中心の修辞学は、当時教師として活躍していたソフィストらによって発展したが、他方でプラトンはソフィストらの説く修辞学を、善徳の涵養を欠くと批判した。こうした歴史を背景に修辞学を整備してまとめたのが、紀

元前4世紀にアリストテレスが著した『修辞学(弁論術)』(Rhetorike レトリケー)である。弁論で語るべきことをどう見つけ出しどう配列しどう表現するか、説得力をもたせるための方法に何があるか等を中心に、修辞学全体を体系化している。そして、修辞学が扱う弁論を内容に従い三つに分けている。第一は修辞学の発端とされている法廷弁論で、相手を告訴したり逆に自分側を弁明したりするものがここに含まれる。次が集会などで行われる審議弁論で、ある政策を推進したりあるいは制御したりするよう出席者を説得するものがこれに属する。最後が、ある人物やその人の言動を称賛あるいは非難する演示弁論で、儀礼の場などで行われるものである。

このようにまとめられた修辞学は当初反発を受けたものの、紀元前2世紀頃から古典ローマ世界にも受け継がれた。学校で弁論術が学ばれるようになり、多種多様な著作品が著されて文芸文化が開花したローマでは、弁論作品だけではなく書簡集なども刊行されるようになっていた。そのローマにおいて、修辞学の伝統を確立したのは紀元前1世紀に活動したキケロだった。彼が著した数冊の修辞学理論書の中でも、『弁論家について』(De Oratore)は、弁論家のあるべき姿や何をどう発見し配置し表現し口上するかなど、哲学と技術の両面で弁論術をアリストテレス以上に体系的に論じている。ルネサンス期の人文主義者の弁論術と書簡術に最も影響を与えた著作である。これと並ぶのが、1世紀の弁論術教師クインティリアヌスが著した『弁論家の教育』(Institutionis Oratoriae)である。キケロ的な弁論家理念を継承展開しつつ、より包括的かつ体系的に修辞学の理論をまとめている。

図1は、クインティリアヌスまでに至るギリシア・ローマ世界で理論化された修辞学の平均的モデルを示している(佐藤1981,9)。弁論を完成させるために何をなすべきであるのかが、このように体系的に確立しており、『弁論家の教育』の目次構成はほぼこれに近い。弁論を行おうという者は、図左下の「入力」の矢印の方向から右上に進めば良い。目的に従い、「評議類」=審議弁論、「裁判類」=法廷弁論、「演示類」=演示弁論のうちのどの弁論を行うのかを判断する。次に弁論の部分構成——向かって左側から序言、陳述

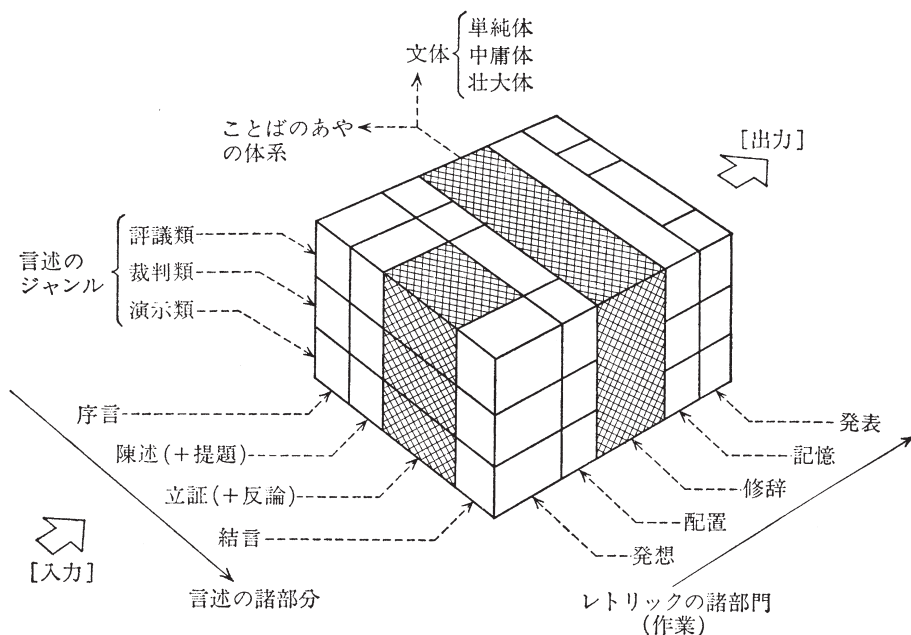


図1 《レトリックの体系》の平均的モデル

出典：佐藤信夫 (1981) 「消滅したレトリックの意味」『思想』第682号、9頁

(+ 提題)、立証 (+ 反論)、結言——を確認する。そして、方法論や教示内容に従い、各部分で何を述べるのかを「発想」あるいは構想し、どのような順番で述べるのかを「配置」し、どのように表現するのか (文章表現技法に限定された狭義の「修辞」) を実践する。「立証 (+ 反論)」の「発想」部分の区分が細かいのは、弁論の説得力を強化するための教授内容が詳細でなければならないことを示している。同様な理由から、文体の選択や表現技法を多彩に駆使することが求められる「修辞」部分も細かく分かれている。「表現」を終えたら、さらに右上奥に進み、弁論の原稿を「記憶し」、そして裁判所や集会で「発表」することを学び実行する。こうして必要な過程を済ませて図右上の「出力」の矢印の方向に抜けると、弁論が完成する。どこで何を述べるべきか、どんな論拠や証拠立てがあるのか、それを示す「場所」(topos トポス) が用意されていて、それに基づけば弁論を行える。例えば、「演説弁論なら徳・名誉・美／悪徳・不名誉・醜、法廷弁論なら正／不正、審議弁論なら利益・善／損害・

悪が、各弁論の実現・追求の目的として用意されている。以上が古典古代で完成した修辞学の体系である。当時キケロを始めとする知識人や著作家は書簡を記し、書簡集も出していた。しかし、口頭の表現伝達が優位であり、権威ある書簡の理論書はなかった。書簡は自立したジャンルというよりも、この弁論中心の修辞学の中で位置づけられるもの、あるいは「記憶」と「発表」の過程を省いた弁論に近いものとされていたと推測できよう。

この口頭弁論を核とする修辞学の伝統は、中世になると学校教育課程の三自由学科の一つとして存続した。だがそこでは、口頭弁論という実践的な面は後退した。また、書簡作成の理論や手法書がそこから直接発展することもなかった。中世においては、書簡術は別の分脈から誕生した。まず、複雑な契約関係で結ばれる中世封建社会の発展において、有力者間で交わされる公的文書を作成する必要性が高まった。さらに都市活動の活発化により、行政文書や商業文書の重要性も増した。その結果、中世後半の12世紀以降、イア

リア等で書簡術 (ars dictandi) の手引書などが刊行されるようになった。11 世紀から 12 世紀にかけてモンテ・カッシーノ修道院で活動していた修道士アルベリクスが作成した書簡マニュアルがその先駆けであり、そこでは古典修辞学の弁論の手法や規範が応用されていた (月村, 56-58; Gerlo, 104)。これ以降古典修辞学のそうした成果を取り込んだ書簡術が普及し始めるが、それは定式文集が中心となるようなものだった。14 世紀になり、人文主義者らが古典著作家たちの修辞学理論や著作に直接接触してその思想を学び、弁論術の探究成果を書簡術に取り込んでこれをさらに充実させようとした。また古典作家にならった書簡を書き残そうとした。中世後期・ルネサンス初期以来のこうした書簡術の展開の上に、ルネサンス後期のエラスムスや同時代人文主義者の書簡術や諸書簡は位置づけられる。

3. エラスムスの『書簡作成術』

3-1. 『書簡作成術』の背景

エラスムスが『書簡作成術』をフローベン書店から刊行したのは 1522 年で、彼はすでに 50 代であった。だが、その原型となる草稿はまだ無名だった 20 代に書かれている。当時パリで研究していた彼は、収入を得る為に有力者の子息らにラテン語を教えていて、この時生徒たちのために短い書簡定式文集を作成していた。その後エラスムスは古典研究・聖書研究で成果をあげ、人文主義者として揺るぎない権威を獲得した。その結果、彼の著作が許可なく出回る事態が起きるようになり、先の書簡術草稿の無許可版も 1520, 21 年と出版されていた。エラスムスによる書簡術手引書に対する需要の大きさがうかがわれる。そこで 1522 年にエラスムス自身が加筆修正した完成版『書簡作成術』が公刊されたのである。『書簡作成術』は彼が亡くなる 36 年までに 30 刷、世紀末までに 50 刷以上を重ねた。ヴィーヴェスやユストゥス・リプシウスなどの後世の人文主義者らが著した書簡手引書などは、エラスムスのこの著作に多くを負っている (Gerlo, 112-114)。人文主義者らの書簡術の歴史において、エラスムスの著作がもつ意義は小さくないのである。

3-2. 『書簡作成術』の構成

その『書簡作成術』は、18 世紀初頭のライデン版 (二つ折り) で 140 頁、全部で 74 章から構成される。以下の表 1 は、『書簡作成術』の章立てと見出しタイトルである。各部分の構成比が分かるように、英語版著作集成 (CWE) の頁数を添える。これを見ると、第 2 章図 1 「修辞学の平均モデル」のような、階層的に体系化された修辞学や書簡術をエラスムスが意図していないことが分かる。しかし、修辞学伝統の用語や視座や対象事象などを研究して、それを「弁論」から「書簡」の作成術へ可能な限り応用しようとしていることも明確である。こうした緩やかな体系をもつ『書簡作成術』を、その内容構成に従い大別するならば、以下の三つの部分に分けられると著者は考える。表 1 のタイトルが示唆しているように、第 1 章から第 11 章は、書簡の定義やあり方などに関する概括的書簡論が展開されている。また、文体表現や素材の提示方法など、狭義の「修辞」領域も取りあげている。だが、前後の章とのつながりや階層性は明確ではなく、各論をより詳しく論じようとはしていない。エラスムスが体系化された手引書を書くつもりではなかったことは、こうした点からうかがえる。第 12 章から第 30 章は、修辞学の部分構成の決まりを踏まえつつ、各部分で何をどう表現するかという点を主に扱っている。ただしタイトルからは、各部分を偏りなく取り上げているわけではなく、また定式文や形式ルール中心の内容であることが読みとれる。第 31 章から第 74 章は、書簡の種類を分類し、それぞれの種類で何をどう表現して述べるべきかを論及している。何をどう表現するかが、どの種類に属する弁論であるかによって規定されるという考え方は、大幅に変更されることなく踏襲されていることになる。ただし、これが著作全体の三分の二を占めており、また種類自体も細分化されて数も増えている点は、『書簡作成術』の特徴と言えよう。なお、著者の行った三つの区分は厳密なものではない。書簡の部分構成に関する章 (第 34, 35 章) や、表現技法や文体論に関する章 (第 41, 42 章) が、関係の薄い三つ目の部分に置かれている。この点なども、エラスムスが体系的に完成された書簡術を目指さなかったことを示している。

表1 エラスムス『書簡作成術』の章立て

章		CWE	
	タイトル	頁	
	saltem p.	(挨拶)	
1	Quis epistolae character	書簡の特徴とは何か	12
2	De illaborata epistola	手の込んでいない書簡について	14
3	De gravitate epistolae	書簡の荘重さについて	15
4	De perspicuitate epistolae	書簡の明快さについて	15
5	De compositione	音のつながりについて	18
6	De habitu epistolae	書簡の特徴について (書簡の文体について)	19
7	Peculiaris Epistolae character	書簡特有の特徴	20
8	Elegantia	優雅	21
9	Exercitatio et imitatio	練習と模倣	22
10	quomodo proponenda materia	どのように素材を提供するか	28
11	De emendando	誤りを正すことについて	39
12	De consuetudine unum multitudinis numero impellendi	複数で一人の人に呼びかける慣習について	45
13	De salutatione	挨拶について	50
14	Simplicis salutationis aliquot formulae	簡潔な挨拶の法式	55
15	Novae salutationis formulae	挨拶の新しい様式	56
16	Quomodo per alium salutandum, aut resalutandum	他者を介しての挨拶あるいは挨拶の返礼	57
17	Reddita salutio per alios	他者を介しての挨拶の返礼	57
18	De epithetis et nominibus adoptivis	別称あるいは養子縁組的名称	57
19	Principum epitheta fere sunt huiusmodi	君主たちの別称	58
20	Magistratum civilium epitheta fuerint haec	市政高官の別称	58
21	Cognatorum et afinium haec fere sunt epitheta	親族あるいは姻族の別称	58
22	Ubi, et quomodo potissimum utendum epithetis	いつどのようにして別称を最良に用いるか	59
23	De transfigurandis epithetis	別称の変容について	59
24	De adoptivis nominibus	養子縁組的名称について	60
25	De superstitione epithetorum	別称の盲目的遵守について	60
26	Quomodo dicendum, vale	どうやって別れの挨拶をするべきか	62
27	Vale dicendi formulae aliquot	別れの挨拶をするいくつかの定式	62
28	Quid post vale	別れの挨拶の後に何があるか	64
29	De ordine epistolari	書簡の配列について	65
30	mixtae epistolae exemplum	雑多な書簡の範例	67
31	Epistolarum genera	書簡の種類	70
32	Tres omnium generum fontes	全種類の書簡の三つの源	71
33	Quid inter exhortationem et suasionem	忠告と奨励の間に何があるか	73
34	De exordio epistolarum	書簡の序文について	74
35	Abruptum epistolae initium	書簡の唐突な序文	78
36	De exhortatoria epistola	奨励の書簡	79
37	Exempla quomodo tractanda	範例をどう用いるべきか	83
38	De obtestatione	嘆願について	89
39	De lenienda exhortatione	奨励を和らげることについて	89
40	Quis huic generi character proprie conveniat	この種類に特に適する特徴	90

西洋修辞学伝統におけるエラスムス『書簡作成術』

41	De amplificacione	拡充について	90
42	De figuris ad gravitatem faciendibus	荘重さを創りだすための文彩について	93
43	De genere dehortatorio	いさめる書簡について	97
44	Quibus respondendum exhortatori	どのように奨励（者）への返答すべきか	107
45	De epistola suasoria	忠告の書簡について	108
46	De complexione, et caeteris argumentationum oratoriarum generibus	ジレンマそしてその他の修辞学の論議について	110
47	Exemplum epistolae suasoriae	忠告の書簡の範例	129
48	De genere dissuasorio	諫止の書簡について	143
49	De consolatoria epistola	慰めの書簡について	148
50	Ad consolationem reponsio	慰めの書簡への返答	171
51	De petitoria epistola	嘆願の書簡	172
52	de dommendattia epistola	推薦の書簡	181
53	De monitoria epistola	助言の書簡	189
54	Quis sit modus repetendae lectionis	講読をくり返す方法	194
55	De amatoria epistola	友愛の書簡	203
56	De demonstrativi generis epistolis	演示書簡	205
57	De iudicialis generis epistolis et primum de criminatoria	法廷書簡、まず告発者について	207
58	de expostulatoria epistola	抗議の書簡について	210
59	De Purgatione	弁明について	214
60	Purgatio meae	私の弁明	217
61	Ad purgationem responsio	弁明への返答	218
62	De eoistola invectiva	非難の書簡について	221
63	De deprecatoria epsitola	哀願の書簡について	222
64	Deprecatoriae sylvia	哀願の書簡の雑録	224
65	De extraordinariis generibus epistolarum, et primum de nuntitatione	特殊な種類の書簡、まず通知について	225
66	De mandatoria epistola	委託の書簡について	229
67	De epistola collaudatoria	褒める書簡について	231
68	De gratiarum actione	感謝の行為について	231
69	Lamentatoria epistola	悲嘆の書簡について	236
70	De gratulatoria epistola	祝いの書簡について	241
71	De jocosa epistola	冗談の書簡	245
72	Concilia t oria	仲裁	246
73	Officiosa	支援	249
74	Disputatoriae genus	議論の書簡	254

3-3. 書簡の定義や書簡のあり方に関する概括的部分 第1章から第11章

書簡の特徴についてエラスムスは、“amicorum inter ipsos confabulationes”「友人間の会話」「epistola absentium amicorum quasi mutuus sermo」「不在の友人間での相互会話」であると述べている(第6章)。書簡は不在の者たちとの会話という定義は、口頭での言葉のやり取りを中心に確立された古典修辞学の考えを継承している。他方、書簡が友人間で成立するものだと述べて、裁判や儀礼のような公的状況を前提としていない点には、公的書簡に由来する *ars dictandi* の伝統とは違う視座に立つエラスムスの姿勢が読みとれる。ペトラルカに始まる親交者間の私的書簡へのこうした関心は、『書簡作成術』においては、書簡の種類を細分化して論じた三つ目の部分に表れている。

エラスムスはまた最初の数章で、書簡の語法や文体等に関する見解を述べている。荘重さを生む語法があれば日常的な語法もあること(第3章)、簡潔な文体や装飾的な文体やその中間の文体があること(第6章)、書簡の長さをめぐる議論(第1章)、書簡の部分構成や格言・論拠・証拠・比較等の素材の提示方法(第10章)を始めとして、多様な点を概括している。そこにおいてエラスムスが説いていることは、各「場所」(トポス)でどの手法を採用するかは、書簡の主題や(送り手と)受け手の状況に合わせるべきというものである。例えば文体に関して、クインティリアヌスを参照しつつ、「最良の語りの方は、何について、どこで、いつ、どのような聴衆を相手に、可能な限り適切に語るかに依ります」「語りを特定の法則に縛り付けるような者は愚かなことをしたことになります」と述べている(第6章)。同様な主旨は、話題、相手の状況、相手との関係を考慮して書簡の序文を記すべきだとする別の記述からもくみ取ることができる(第34章)。エラスムスはこのような姿勢を基本とし、良い規範や方法であっても画一的に適用する方法に否定的である。そしてそのためには、縮約された諸規範集を数個学ぶだけでは不十分であり、十分な教育と練習が必要であるとする(第9章)。

諸々の契機に合わせて複数の手法の応用を説いたエ

ラスムスであるが、彼個人としては簡潔で明確な文体のほうを推奨していた。優雅で洗練された文が絶対に必要だとは考えていなかった(第7,8章)。この点は、彼が親しい者間で交わされる私的書簡を意識していたことと関連させて理解すべきだろう。

またエラスムスは、第9章から第11章において、書簡術自体だけではなく、題材の選択・提示や生徒への指示に関する適切な方法など、書簡術の教師が心得ておくべきことを論じている。名誉や美醜などの論点を見つけさせる、反論を行わせるなどの、修辞学の理論を活用した練習なども提案し、さらに教師資質や体罰不可・奨励重視など一般的な教育論まで展開している。ソウアードの論考が示唆しているように、教育はエラスムスにとって重要な課題であった(Sowards)。ソウアードが取りあげた『学習計画』『子供の教育』のような著作だけでなく、エラスムスが『格言集』『対話集』などの古典語学習のテキストも改訂を重ねて出版していたことは、教育特に子供の教育が彼に取り大きなテーマであったことを示している。さらにここで背景として考慮すべき点は、1510年代からエラスムスが、友人ジョン・コレットがロンドンで再建を図っていたセント・ポール校の運営に協力していたことである(森2012)。エラスムスはコレットに著書を送り、教員の人選や教科書やカリキュラムに関して意見を伝えていた。現実の学校運営にこのように関わっていた点も、教授方法や教師論まで彼が議論を広げた理由だと考えられる。

第11章までの部分は、このように書簡の定義や書簡のあり方を論じている。書簡は不在の友人間で交わされる会話であり、書簡術の規範は状況に応じて適切に変更するものである、とするエラスムスの基本的考えは示されている。しかし状況に応じて適切に変更することに関する各論が体系的に論じられているわけではない。言及されている論点は少なくないが、その内容は概括的である。さらに、教師向けの教授論・教育論も加えられている。議論の内容は興味深いものが多いが、書簡術の手引書として十分完成しているとは言えないだろう。

3-4. 書簡の部分構成とそれによって書簡術を論じている部分 第12章から第30章

『書簡作成術』の一割ほどを占めるこの部分は、修辞学の平均モデルの序言、陳述、立証、結言の部分構成を参考にした、書簡術の詳解になっている。ただし、陳述や立証に該当する書簡本体部分の検討は行っていない。それらはこの後の書簡の種類毎の議論にまわし、ここでは主に冒頭と最後の挨拶文を詳解している。表1のタイトルも示しているように、その内容は各挨拶文の構成、第三者への挨拶とその返答、敬意を示す添え名、日付と発信地の明記などについてであり、これに関する形式や用語の規則やその範例提示を取りあげている。書簡術の定式文集成としての性質が明確に現われた部分と言えよう。これは、修辞学の手引書として避けられない点でもある。

ただしその中でも、エラスムス独自の見解が表明されている。挨拶文に関する彼の最初の言及は、相手に常に複数形で呼びかける決まりに関するものである。相手への敬意を示すものとして定着していたこのルールを、彼は文法的に間違っているし、虚飾であるとして退けている(第12章)。また、これも慣習化されていた、敬意の表明として受取人の名前を先に、差出人の名を後に記す点でも、古典の例に従い「差出人から受取人へ」の形にすべきだと述べる(第13章)。名前や役職に称賛の言葉をつけることも、過度なお世辞の挨拶文も控えるのが望ましいとも記している(第13章等)。こうした記述からは、書簡として従うべき規則類を認めつつも、短く飾り気のない挨拶文を良しとするエラスムスの考えがうかがわれる。彼が簡潔で明快な文体を好んでいた点とも符合する。

エラスムスはまた、書簡の部分構成に関して、修辞学の伝統から離れた配列で書かれた書簡もありうることを説き、その範例として自作の書簡を示している(第29、30章)。それは「混合書簡」(“mixta epistola”)とでも呼ぶべきもので、序言から結言に至るような固定した区分(配列)を前提としていない。思いつくままに浮かんだ素材を、場・人・環境・題材などを判断材料にして配列した書簡である。こうした書簡は、修辞学の伝統にはない、短めの複数の話が適宜つながる構成になるが、エラスムスはそれを排除し

ないのである。著者がこれまで読んできた人文主義者の書簡の中には、この「混合書簡」に近いものがあった。書簡の主目的に関する内容に加えて、友人関係や著作物や依頼事などの他の話題が挿入されているのである。この場合、従来までの修辞学の理論ではその評価や考察には不十分である。ここで示された「混合書簡」の考え方は、こうした書簡を別観点から検討するのに有益である。

第12章から第30章の部分は、修辞学伝統の部分構成に則って——冒頭と最後の挨拶部分に偏ってはいるが——書簡の形式や規範を詳解する形を大枠で取っている。世辞のための過度な規範を批判している点や独特な配列構成をもつ「混合書簡」の考え方を提示している点——特に後者——は、興味深い新しい傾向ではある。しかし、修辞学伝統の枠組に基本的に従っている点で、この部分は総体的に保守的であると言える。

3-5. 書簡の種類とそれによって書簡術を論じている部分 第31章から第74章

『書簡作成術』の6割以上を占めるこの部分で、エラスムスは、その主題あるいは目的に従って書簡を分類している。そしてその種類毎に、どのような題材やテーマで、どのような手順や論点を用いて、どのような表現で記すべきかを詳しく論じている。書簡の冒頭と最後の挨拶に関してはすでに論じられているので、ここでは書簡本体のあり方が論じられていることになる。またエラスムスは、書簡作成の参考として多くの範例や文章例を提供しようと努めている。概括的書簡論や挨拶文作成を扱った部分でも彼は範例を提示していたが、この種類毎の詳解ではその姿勢を徹底させている。大半の種類において、まずある程度の長さの、古典作家らの範例書簡を示した後、古典作家や15世紀のイタリア人文主義者ポリツィアーノなどの著作から取った範例文集成あるいはリストである「雑録」(silva)を提示する。時には自作の書簡や文も続けて示す。またその種類の書簡に対する返答書簡の範例も載せている場合もある(例えば第44、50、61章のタイトルを参照)。書簡本体を取りあげ、範例を繰り返して提供しているこの部分が、『書簡作成術』の中核部

分であることは明確である。

それではエラスムスはここでどのような書簡分類を行っているのだろうか。彼は修辞学には主題に応じた三分区 (suasor/suasio 忠告, encomiasticon 称賛, iudiciale. 法廷 iudiciale) があるとす (第32章)。この点では彼は修辞学の伝統の三種類の区分を意識していると言える。しかし表1が示しているように、実際の彼の分類はその三分区をかなりアレンジしたものになっている。書簡の種類は細分化されており、奨励、忠告と諫止、慰め、嘆願 (請願)、推薦、助言、友愛、演説、法廷、抗議、弁明、叱責、非難、哀願、通知、委託、褒める、感謝、悲嘆、祝い、冗談、仲介、支援、議論と大よそ24種類あることが確認できる。そして、伝統的な三種類のうち「演説」と「法廷」は、20以上の種類の一つとして置かれており (第56,57章)、「審議」は項目の見出しにもなっていない (審議 (弁論) の衰退自体は、議会等の審議組織の権限が限られていたルネサンス宮廷政治においては必然的であり、エラスムス書簡術の独自性とは言い難い)。もちろん、告訴/弁明、推進/制御、称賛/非難という、伝統的な三種類の弁論が用いる形式概念が、そのまま (「弁明」「非難」) あるいはある程度再整理されて (「奨励/忠告/助言」)、細分化に応用されている面もある。その点では、従来の修辞学を根拠から変革するような変更ではないと言えよう。しかし、従来なかったあるいはあまり注目されていなかった視座で書簡を分類して論じている点は、エラスムス『書簡作成術』の特徴として評価すべきである。

たとえば、エラスムスは忠告の書簡と奨励の書簡を分けている。修辞学の伝統では、双方とも行為を勧奨する審議弁論である。だが彼は忠告を、証拠を多く揃え、利益等を的にし、論理的な証拠立てや論法を用いて意思を説得するものと捉えている (第33、45章)。他方奨励を、行動をおこすよう精神に刺激を与えることだと解し、希望・愛・悲しみ・妬みなど人の精神状態に関する議論を展開している (第33、36章)。証拠や理論を尽くして説得する書簡と、受け手の心情に考慮して説得する書簡をあえて分けて論じている点からは、エラスムス特有の書簡理論がうかがえる。

このことは、助言の書簡に関する彼の議論を考察す

ることで、さらに明確になる。彼によれば、助言の書簡とは、受け手を不快にさせることなく、過ちを指摘し行動を促すものである (第53章)。ただし、過ちを知ることが誰にとっても心地良いものではない。従って、親愛や友情に示し、称賛も取り混ぜて書きしるすべきである。受け手が権力者である場合は、過ちを間接的に気づかせるなどのさらなる配慮や工夫も必要である。以上の議論は、助言の書簡においては送り手が、受け手の心情や立場を適切に推測するという高度なコミュニケーション力を発揮しなければならないことを明らかにしている。そしてエラスムス独自のこの書簡分類の議論は、こうした気配りを重んじる考え方が、書簡のやり取りだけに限定されない広範なコミュニケーションにおいて、またエラスムスだけでなく周囲の人文主義者の間で、意義を持ち始めたことを示唆している。

ちなみにこのことは、人文主義者たちの書簡の理解に応用できるのではないかと筆者が取りあげてきた、ポライトネス理論と繋がるものでもある (森2017)。どんな人にも他人に立ち入れたくないという気持ちがある。そうした相手の気持ちへの侵害を軽減するための言葉遣いや振る舞いがポライトネスである。エラスムスが説く受け手への繊細な配慮は、人文主義者間で行動規範となりつつあったポライトネスと解釈することも可能である。

これとは性質の異なる書簡分類からも、『書簡作成術』の特徴とその背後にあるエラスムスの思想がうかがえる。エラスムスは、細分化した書簡分類の中には、伝統的三分類におさまらない四番目の書簡群があるとす。それは「親交の」(familiare) 書簡とも呼ぶべきもので、「語り」(Narratoria)、「通知」(Nunciatoria)、「祝い」(Gratulatoria)、「悲嘆」(Lamentatoria)、「委託」(Mandatoria)、「褒める」(Collaudatoria)、「忠実」(Officiosa)、「冗談」(Iocosa) がこれに属するとしている (第32章)。弁論の種類は伝統の三種類以外にもあるとの指摘は従来からあった (『弁論家の教育』3.4.1)。だが、エラスムスはそうした書簡を彼なりに10種類に細分化し、それぞれがどのような書簡であるかを説明し範例も示すことで、書簡の一種類として確定させようとしたのであ

る。

「親交の」書簡の最初は「通知」の書簡で、公私にわたる自分や周りの出来事の情報を受け手に知らせて楽しませる、逆に受け手には情報提供を求める書簡である（第65章）。次の「委託」の書簡は、金銭の引き出しや子供の後見依頼等の範例が示すような、何事かを依頼する書簡である（第66章）。しかし大事な点は、これが権限に基づく要求の書簡（例えば第51章「嘆願の書簡」）ではないことである。続く「褒める」書簡は、立派に育った息子や勤勉な使用人を讃えるものだが、これも義務ゆえに行うもの（例えば称賛の書簡）とは区別される（第67章）。四番目は「感謝」の書簡だが、これも権限や義務が関係しない、日頃の好意を受けた時のお礼、不利益を承知で示してくれた行為へのお礼の書簡である（第68章）。五番目の「悲嘆」の書簡は人の死や富の喪失などを嘆く書簡で、第49、50章でも取り上げている慰めの書簡に近い（第69章）。六番目の「祝い」の書簡は、受け手の喜びを自分のものとして祝う、友愛のこもった書簡のことである（第70章）。七番目の「冗談」の書簡では、時機と礼節に上手く配慮して冗談が挿入されている書簡が取りあげられている（第71章）。八番目の「仲裁」の書簡は、人を紹介したり間を取りもったりする交友の書簡である（第72章）。ただし、何らかの見返りや好意を得るための推薦の書簡（第52章）とは区別される。九番目の「支援」の書簡は、求められてなくても支援を伝える書簡である。請われなくても助けるという点がここの肝心である。最後の「議論」の書簡は、学者間での意見を交換して、議論を通じて学びあう書簡である。著者が考察の対象にした、トマス・モアとその論敵たちの間で交わされた長編の書簡なども、これに該当するだろう（森 2006, 森 2002）。

これら第四目の書簡群が共有している点は、「委託」「褒める」「感謝」「仲裁」「支援」の書簡で示唆されているように、権限や義務ゆえに書かれたものではないことである。言い換えれば、こうした関係に縛られていない、純粋な友情が確立している人物の間でのみ成立する書簡なのである。それらに制約されて書かれる嘆願や称賛や推薦の書簡との対比が、エラスムスによってほめかされているのも象徴的である。「祝い」

「冗談」「議論」の書簡の背景にも、そうした人間関係が想定される。「委託」「仲裁」「支援」の書簡は、自発的な信頼関係の上に築かれるとも言える。エラスムスは、このような人間関係を背景に取り交わされる書簡群を「親交の」(familiare) 書簡と総称した。この「親交の」という言葉には、これらの書簡の取り交わしを可能にする理想的な交友関係の意も込められていると推測できる。

第31章から第74章の部分は、『書簡作成術』の中核を成す部分である。エラスムスは、彼独自の書簡分類に則って、各書簡で何をどのように書きしるすべきかを詳解し、多様な範例も十分提供している。彼の書簡分類は修辞学の伝統的な三区区分ではなく、20種類以上に細分化されたものだった。その独自の区分からは、エラスムス特有の書簡理論がうかがえる。ある行為を起こすよう勧める書簡を、証拠や論理を重んじる忠告の書簡、受け手の心情への配慮を中心とする奨励の書簡、受け手を不快にさせずに行動をうながす助言の書簡に分けている。受け手に配慮した書簡コミュニケーションが、エラスムスを始めとする人文主義者によって注目され始めたことが指摘できる。またエラスムスは、三区区分とは別に第四の書簡群を設定し、そこに純粋な交友関係だけに基づく「委託」「仲裁」の書簡などを配置した。こうした「親交の」書簡群を確定しようとした点も彼の『書簡作成術』の特徴である。

4. 結

ルネサンス期の書簡や書簡術に大きな影響を与えていたエラスムスの著作『書簡作成術』を手掛かりに、彼の書簡術の特徴を明らかにすることがこの論考の問いかけであった。最初に書簡術の背景として西洋修辞学の伝統を概観した。法廷／審議／演示の三種類の弁論を基軸とすること、弁論の部分構成や「発想」から「発表」に至る過程の枠組に沿って諸規範をなぞると弁論を完成できるまでに修辞学が体系化したこと、中世後期になって書簡術に應用されてその発展をうながし、その発展の延長に人文主義者の書簡術があることを確認した。これを踏まえて『書簡作成術』をその章立てから検証すると、修辞学の体系的な著作ではないがその伝統を適時應用していること、他方で独特の特

徴が見られることが分かった。次に著者は『書簡作成術』を便宜上三つの部分に分けて考察を行った。最初の部分は書簡の定義や書簡術の規範は状況に応じて適切に変更するものであるなど基本的な考え方を示している。しかし各論になると体系的な欠き、その内容も概括的である。教師向けの教授論・教育論など興味深い内容もあるものの、ここでは体系的な修辞学や書簡術が展開されていないことは明らかである。第二の部分は、冒頭と最後の挨拶部分に限定されているが、修辞学伝統の部分構成に則って形式や規範を詳解していて、総体的に伝統的保守的な部分である。ただし、世辞目的の過度な規範を批判している点や独特な配列構成をもつ「混合書簡」の考え方を提示している点は新しい傾向ではある。作品全体の三分の二を占める第三の部分は、書簡の種類毎に何をどのように表現すべきかを、多様な範例も添えて詳解している。その点で伝統的な書簡術手引書らしい、『書簡作成術』の中核を成す部分である。他方、エラスムスの書簡術の特徴が示されている部分でもある。彼は修辞学の伝統である三大区分に従わず、書簡を全24種類に細分化した。これにより、たとえば、受け手の心情などにより配慮して書簡を作成しようとする考えが明らかになった。また、純粋な交友関係だけに基づく「親交の」書簡という考え方も提示されていた。総じてみるとエラスムスの『書簡作成術』は、体系的ではなく、概括的で統一性を欠く面が一部であるものの、基本的には古典以来の修辞学伝統を継承した書簡術手引書である。過度の規範性への批判、「混合書簡」という考え方、書簡種類の細分化による細かい分析、受け手の心理をより配慮したコミュニケーションや理想的な交友関係に基づく新たな書簡のあり方等、新たな特徴も見せている。しかしこれだけでは、書簡のあり方や書簡術に本質的な変化をもたらしたとは判断できない。

本研究はJSPS科研費JP12345678の助成を受けたものです。

文献表

- Erasmus, Desiderius. (1971) *De conscribendis epistollis in Opera Omnia Desiderii Erasmi Rotterodami*, ed. Jean-Claude Margolin, North-Holland Publishing Company: Amsterdam, 153-579.
- (1985) *De conscribendis epistollis in Collected Works of Erasmus*, vol.25. Ed. J. K. Sowards, 1-254. (CWE)
- 浅野 檜英 (2018) 『論証のレトリック』筑摩書房。
- アリストテレス (1992) 『弁論術』(戸塚七郎訳) 岩波書店。
- キケロ (2005) 『弁論家について 上・下』(大西英文訳) 岩波書店
- Gerlo, A. (1971) "The Opus de Conscribendis Epistolis of Erasmus and the Tradition of the Ars Epistolica." *Classical Influence on European Culture A.D.500-1500*. Ed. Bolgar, R.R. Cambridge University Press: Cambridge. 103-114.
- 森弘一 (2017) 「トマス・モア『ユートピア』をめぐる人文主義書簡の研究 —ポライトネス理論の応用による—」『人間科学』第35巻第1号、55-64頁。
- (2012) 「セント・ポール校再建期におけるイングランド人文思想」『史境』第64号、105 - 118頁。
- (2006) 「テューダー朝初期人文主義をめぐる批判と弁明—トマス・モアの弁明・反論」『人間科学』第23巻第2号、31-44頁。
- (2002) 「『ドルブ宛書簡』におけるトマス・モアの人文主義」『人間科学』第19巻第2号、101-116頁。
- ペトラルカ (1989) 『ルネサンス書簡集』(近藤恒一編著) 岩波書店。
- クインティリアヌス (2005-2019) 『弁論家の教育 1~4』(森谷宇一他訳) 京都大学出版会
- Rummel, E. (1989) "Erasmus' manual of letter-writing: Tradition and innovation." *Renaissance and Reformation/Renaissance et Réforme*. 299-312.
- 佐藤信夫 (1981) 「消滅したレトリックの意味」『思想』第682号、2-23頁。

Sowards, J.K. (1985) Introduction in *Collected Works of Erasmus*, vol.25. Ed, J. K. Sowards, ix-lix.

月村辰雄 (1997) 「書簡術の時代 中世からルネサンスへ」『言語』第 36 卷第 1 号、54-61 頁。

白色レグホンを被験体とした色恒常性の検討

鈴木 雅洋 (常磐大学)

石塚 雅貴 (明星大学)

竹内 愛 (筑波大学)

内川 恵二 (神奈川工科大学)

A Preliminary Study on Color Constancy using White Leghorn as Subjects

Masahiro SUZUKI (*Tokiwa University*)

Masaki ISHIZUKA (*Meisei Univeristy*)

Ai TAKEUCHI (*University of Tsukuba*)

Keiji UCHIKAWA (*Kanagawa Institute of Technology*)

1. はじめに

我々が生活する環境では照明光が幅広い範囲で変化するが、照明光が対象の表面で反射した反射光により知覚される対象の色は、照明光が変化しても恒常に知覚される。このような色恒常性は、原理的には、照明光が対象の表面で反射した反射光の分光分布から、対象表面の分光反射率分布による成分のみを抽出することにより、可能となる。これまでの研究によると、色恒常性の成立には、環境の色度輝度に関する先験的知識が必要である。しかし、そのような先験的知識の実証的確認は、人間を被験者としては難しかった。本研究では、色恒常性に必要となる先験的知識の実証的確認のための動物実験について議論して、筆者らが実施した実験について報告する。

2. 色恒常性に必要となる先験的知識の実証的確認のための動物実験について

色恒常性に必要となる先験的知識の実証的確認のためには、発達初期の経験を実験変数とした動物実験が必要となる。どのような動物が被験体として適切かについては考慮すべき点がある。(a) その動物が有する色覚：人間の色覚に類似した色覚であることが望ましい。(b) その動物の親との関係性：誕生直後から親なしでも生きていけることが望ましい。(c) その動物の発達速度：色覚の発達臨界期が過ぎるまでが短いことが望ましい。これらの点を考慮して、筆者らは、白色レグホンを被験体として実験に取り組んだ。

3. 白色レグホンを被験体とした実験

白色レグホンの色恒常性が習得的であることを確認するための実験をおこなった。白色レグホンを孵化直

後から赤、緑、青、紫外のLEDで照明される環境で飼育し（図1）、4色のLEDが同時に証明する環境で飼育した4色同時群（図1A）、4色のLEDが1色ずつ1分おきに照明する環境で飼育した4色継時群（図1B）、赤のLEDのみが照明する環境で飼育した赤単色群（図1C）を設けて、各群の色恒常性をオペラント学習による色弁別課題により測定した。その結果を図2に示す。この結果から直ちに色恒常性が習得的であるとはいえないが、4色継時群、赤単色群の色恒常性は、4色同時群の色恒常性よりも弱いことが示され、白色レグホンの色恒常性が習得的であることが示唆された。

4. おわりに

本研究では、色恒常性に必要となる先験的知識の実

証的確認のための動物実験について検討した。適切な被験体の条件として、人間に類似した色覚を有すること、誕生直後からその個体のみが存在する隔離した環境で飼育が可能であること、色覚の発達臨界期が過ぎるまでが短いことを明らかにした。また、これらの条件に当てはまる白色レグホンについて、色恒常性が習得的であることを示唆した。これらのことから、色恒常性に必要となる先験的知識の実証的確認のための動物実験が白色レグホンを被験体として可能であることを示した。

5. 謝辞

本研究を進めるにあたり長谷川福子氏にご助言いただいた。実験の実施には河原和之君にご協力いただいた。記して深く感謝申し上げる。

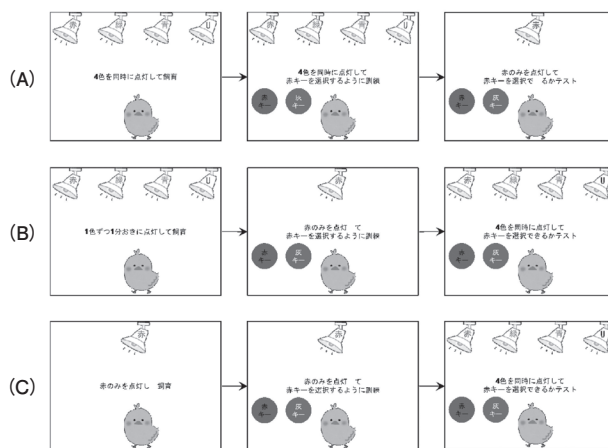


図1 実験デザインの説明図。(A) 4色同時群。(B) 4色継時群。(C) 赤単色群。

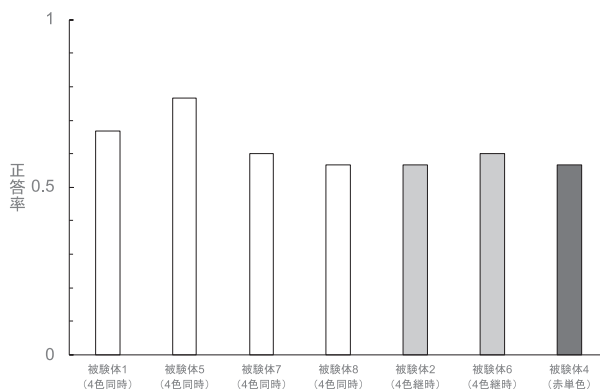


図2 色弁別課題の結果。

も参照のこと。

55 【現代語訳】そのため、君子は動けばそれが永遠に世界の道となり、行えばそれが永遠に世界の法度となり、言えばそれが永遠に世界の準則となる。聖人の道から遠く離れていけば、民は心からそれを望み思慕する。道が近くにあればそれは習慣となり厭み飽きられることはない。詩には「遠きにあっても悪まれず、近きにあっても嫌われない。終日勤め励み、この名声が永久に続くことを願う」とある。このようではなくて、はやくから世界に名譽を得た君子はいない。

《釈義》前節を承け、《至徳》が《至道を成し遂げる》のは、《行動》であることを述べている。民は君子の行動に従うことを述べ、《三重》の義を終えている。

○《永遠に道・法度・準則となれ》ば、《百世後の聖人の登場を待っても疑惑をもたれることはない》。世界から《思慕され、飽きられず、名譽を永続的に受ける》者は、《徳を備え善であり、尊位にあり、証拠があつて時代に対応し、つまり三重を備えているため、民に信じ従われる》のである。ここで言う《道・法度・準則》とは《中》のことであつて、《永遠に云々となる》というのが《庸》のことである。「邦にあつても、家にあつても、怨みを言われることはない」のは、《明哲》の事であり、孔子の行動はこのようであつた。

○考察する。上文ですでに《三百・三千》を述べて、最終的に《世界の王となつて》礼を行う理由にまで説き及んでいるが、これもまた事業でないものはない。

○47節《大哉》以下は、前節の《文王の徳》を承け、《聖人の道》は、《至徳》によつて《至道を完成させる》ことを述べる。《道》が寓居しているのは《礼》である。そのためまず47節で《三千・三百》の《礼》を述べて、これを49節の《礼を崇ぶ》で継ぎ、さらに52節の《礼を議す・礼樂を作る・周礼に従う》等の語句で継いでいる。最後に《三重》を述べて夫子が《至徳》である

のに《位》を得なかつたことを寓意させ、次節の《祖述憲章》を提起している。右は《道を脩める》事を論じ、《政》は《礼》によつて成り立つことを示している。

*本稿は常磐大学二〇一九年度研究助成(特別奨励研究)による成果の一部である。

以寓夫子至德而不得位之意、以起下文祖述憲章也。
右論脩道之事、以見政由禮而立

【校注】

（校一）「而云世為者即」は、會澤家本熱田家本ともに、もとは「而世為即」であったが、「云」と「者」が挿入されている。

55 【訓読文】是の故に君子は動きては世よ天下の道と為り、行いては世よ天下の法と為り、言いては世よ天下の則と為る。之れに遠ざかれば則ち望む有り。之れに近づけば則ち厭わず。詩に曰く、彼れに在りて惡む無く、此れに在りて射う無し。庶幾わくば夙夜し、以て誉れを永終にせん、と。君子未だ此の如くならずして蚤に天下に誉れ有る者有らざるなり。

《釈義》上文を承けて《至徳の至道を凝す》は、《（行）なるを言うなり。民之れに従うを言い、以て《三重》の義を終う。

○《世よ道・法・則と為れ》ば、《百世聖人を俟つも惑わざる》なり。天下に《望む有り、厭わず、以て誉れを終うる》者は、《善尊徴にして民信じ従う》なり。《道・法・則》とは即ち《中》にして、《世よ為る》と云うは即ち《庸》なり。「邦に在りて怨み無く、家に在りて怨み無き」は、《明哲》の事なり。孔子の行いは此の如し。

○按ずるに、上文に既に《三百三十七》を言いて、遂に《天下に王たりて》礼を行う所以の者に及ぶも、亦た事業に非ざるは無きなり。

○《大哉》以下は、《文王の徳》を承け、《聖人の道》は、《至徳》を以て《至道を凝す》を言うなり。《道》の寓する所の者は《礼》なり。故に既に《三千三百》を言い、之れを繼ぐに《礼を崇ぶ》を以てし、又た之れを繼ぐに《礼を議す・礼樂を作る。周礼に従う》等の語を以てし、遂に《三重》を言い、以て夫子の《至徳》なるも《位》を得ざるの意を寓し、以て下文の《祖述憲章》を起すなり。

右、道を脩むるの事を論じ、以て政は礼に由りて立つを見す。

【訳注】

（一）是の故に君子は動きては……或問には「（動）は、一身の（言）と（行）とを兼ねて挙げ之れを言うなり。《道》とは、人の共に由る所、《法》と《則》とを兼ねて言うなり。《法》とは、法度を謂い、人の当に守るべき所なり。《則》とは、準則を謂い、人の正を取る所なり。遠き者は其の徳の広く被らんことを悦ぶ。故に企てて之れを慕う。近き者は、其の行いの常有るを習う。故に久しくして之れに安んず」とする

（二）詩に曰く……『詩経』周頌振鷺篇。中庸疏は「言うところ、微子來朝し、身に美德有り。彼の宋国の内に在りては、民、之れを惡む無く、此の來朝に在りては、人厭倦する無し。故に夙夜して以て美善声誉を長永終竟にせんことを庶幾う。君子の徳亦た能く此の如きを言う」とし、『詩集伝』は「国に在りて之れを惡む者無く、此に在りて之れを厭う者無し。是の如くして則ち其の能く夙夜し以て此の誉れを永終にするを庶幾う」とする。

（三）邦に在りて怨み無く、家に在りて怨み無き『論語』顔淵篇に「仲弓、仁を問う。子曰く、門を出づれば大賁を見るが如くし、民を使うには大祭を承くるが如くせよ。己の欲せざる所、人に施すこと勿れ。邦に在りて怨み無く、家に在りても怨み無し」とある。『説論日札』卷三、仲弓問仁では「怨み無しは、又た天下仁に帰すと同義なり」とし、同、顔淵問仁で「仁とは親愛の徳、己を修め人を治むるの道なり（自注略）。徳を心に存して道を行いに施す、行う所人々齊しからざれば、聖人礼を制して以て徳の則と為し、以て其の齊しからざるを齊しくす。然る後に人に法則とする所有りて、而して得て以て仁を為す。礼とは仁の事に施す者なり。故に礼を踐めば則ち仁を為すなり。己を修め人を治むとは、一日断然として己自是の心を黜け（自注略）、聖人を祖述憲章し、其の制する所の礼を踐み行う、其の事皆な仁を為すの法則に合す、而して天下皆な其の仁に帰嚮す」とする。聖人は仁を人々に実践させるため、礼を制定し、それに従わせたとする。ここでは《至徳》からの行為である《至道》を人々に実践させるために、聖人は礼を制定し実践させたからこそ、人々は《至道》を實踐し、どこにあつても怨まれず、それが《明哲保身》であつたとされる。16節

に質す」とは、21節〈鬼神の盛徳〉、22節〈宗廟に之れを饗す〉、25節〈郊社禘嘗、国を治むること掌に示る〉などに示されておられ、それらが〈至道は天上の祖霊に問いただしても疑念をもたれない〉ことの事例である。以上はすべて〈過去の事例を繰りかえし検討する〉方法である。〈過去の事例を繰りかえし検討すれ〉ば、「百世先のこともわかる」。そのため〈聖人の登場を待ったとしても、その道に疑惑を持たれることはない〉とは、〈過去の事例を繰りかえし検討し、今から将来に涉って利用可能な新たな知見を得て実践した〉ためである。〈天地・鬼神・聖人〉のすべてがこのようであれば、〈証拠〉づけられたと言える。孔子の道はまさしくこのようであった。

54 【原文】質諸鬼神而無疑知天也。百世以俟聖人而不惑知人也。

《釈義》申上文意、皆言知也。

○知天人之道、則質鬼神俟聖人而無疑惑也。知天、則知性之出於天命。知人、則知道之率性。非索隱行怪無忌憚者也。

○按、哀公問政章、言禮所生、而及知人知天。此又言三重・民従う、而以知天知人承之。其義相發、皆爲國以禮之意也。

54 【訓読文】諸を鬼神に質して疑い無きは天を知るなり。百世以て聖人を俟つとも惑わざるは人を知るなり。

《釈義》上文の意を申べ、皆な〈知〉を言うなり。

○〈天・人の道〉を知れば、則ち〈鬼神に質し聖人を俟つとも疑惑無きなり〉。〈天を知る〉とは、則ち〈性〉の〈天命〉に出づるを〈知る〉なり。〈人を知る〉とは、則ち〈道〉の〈性に率う〉を〈知る〉なり。〈隠れたるを索め怪しきを行う¹²〉〈忌憚する無き〉者に非ざるなり。

○按ずるに〈哀公政を問う²⁶〉章に、〈礼の生ずる所²⁷〉を言いて、〈人を知る・天を知る²⁸〉に及ぶ。此こに又た〈三重・民従う³²〉を言いて、〈天を知る・人を知る〉を以て之れを承く。其の義相い発するは、皆な国を為むるに礼を以てすの意なり。

54 【現代語訳】君子自らが実践し、人々が従い実践する道、つまり至道は、天上の祖霊たちに問いただしても疑念をもたれないのは、人に備わる性が天命に本づくことを知っているからである。百世後の聖人の登場を待ったとしても、人々が実践する道に疑惑をもたれないのは、人の道が性に率っていることを知っているからである。

《釈義》前節の意を繰りかえし、すべて〈知〉の徳について述べている。

○〈天・人の道〉を知れば、〈祖霊たちに問いただし、聖人の登場を待ったとしても、人々が実践する道に疑惑を持たれない〉。〈天を知る〉とは、人に備わる〈性〉が〈天命〉に本づいていることを知ることであり、〈人を知る〉とは、人々が実践する〈道〉が人に備わる〈性に率っている〉ことを知ることである。12節の〈高遠で偏ったことを求めたり、奇怪な行動をする〉や5節の〈忌み憚らないで行動する〉ことではない。

○考察する。〈哀公政を問う〉章では、〈礼の生ずる所〉を述べて、〈人を知る・天を知る〉にまで言及した。ここではさらに〈三重・民従う〉を述べて、〈天を知る・人を知る〉でこれを承けた。それらを共鳴させ、礼によって国を治める意義を明らかにしているのである。

55 【原文】是故君子動而世爲天下道、行而世爲天下法、言而世爲天下則。遠之則有望。近之則不厭。詩曰、在彼無惡、在此無射。庶幾夙夜、以永終譽。君子未有不如此而蚤有譽於天下者也。

《釈義》承上文言至德凝至道行也。言民従之、以終三重之義。

○世爲道法則、百世俟聖人不惑也。天下有望不厭以終譽者、善尊微而民信從也。道法則者即中、而云世爲者即庸也。在邦無怨、在家無怨、明哲之事。孔子之行如此矣。

○按、上文既言三百三千、而遂及於所以王天下而行禮者、亦無非事業也。

○大哉以下、承文王之德、言聖人之道、以至德凝至道也。道之所寓者禮也。故既言三千三百、繼之以崇禮、又繼之以議禮作禮樂從周禮等語、遂言三重、

「能く近く譬えを取り」て「徴」有るなり。「三王に考う」とは、「舜・武・周公の孝²²」及び「文武の純⁴⁶」、及び「文武の政は方策に在り²⁶」の如く、説く所の三代の礼の類にして、能く「古を稽え」て「徴」有るものなり。「近くに譬う」「古を稽う」は、皆な「繆らざる」所以なり。「天地に建つ」は、「天命する之れを性と謂う」誠は天の道³⁵及び「材に因みて篤くす²³」博厚高明⁴⁴「物を為じて貳ならず⁴⁵」の類の如く、「天地に建てて悖る所無き」ものなり。「鬼神に質す」は、「鬼神の盛徳²¹」宗廟に之れを饗す²²「郊社禘嘗、国を治むること掌に示る³⁵」の類の如く、「鬼神に質して、疑い無き所なり」。以上皆な「故きを温む⁴⁹」所以なり。「故きを温む」れば、則ち「百世と雖も知るべし」。故に「聖人を俟つも惑う所無し」、是れ「新しきを知る⁴⁹」所以なり。「天地・鬼神・聖人」皆な此の如くんば、「徴」有りと謂うべし。而して孔子の道此の如し。

【訳注】

(一) 身に本づけ以下は中なり「中」については、4節および34節【訳注】(十)参照。

(二) 能く近く譬えを取り「論語」雍也篇のことば。會澤の解釈は14節【訳注】(七)参照。

(三) 古を稽え「書経」堯典のことば。

(四) 鬼神に質す「疏は「質」は正なり。謂えらく己の行う所の行、諸を鬼神に正して、疑惑有らず、是れ天道を識知するなり。此の鬼神は是れ陰陽なり。七八九六の鬼神の、万物を生成するは、此れは是れ天地の為す所なり。既に能く陰陽に質正し、疑惑有らず、是れ天道を識知するなり」とする。章句は「鬼神とは造化の迹なり」とし、仁斎は「鬼神は、卜筮に就きて言う。易に曰く、鬼神と其の吉凶を合す、是れなり」とするが、21節・22節・25節などの解釈からすると、會澤はこの「鬼神」を祖霊と捉えていると考えられる。

(五) 百世と雖も知るべし「論語」為政篇のことば。會澤の解釈は49節【訳注】(五)参照。

53【現代語訳】そのため至徳の人である君子が実践する道、つまり至道は、自分自身の中和の気である四端の心に本づかせ、学問によって明らかにした上で、人々に施すことによって、彼らの行為として世に表出してくるのであり、それは、過去の聖人や夏・殷・周三代の事例に突きあわせて考察してもまちがいがなく、さらに、天地の運行に忠実に従い逆らうことなどなく、その上、天上の祖霊たちに問いただしても疑念をもたれず、たとえ百世後の聖人の登場を待たしても、その道に疑惑を持たれることはない。
《釈義》(三)「重」の意を結び、「至徳」によって「至道を完成させる」ことを述べている。

○こは「証拠(徴)」があつて「民が服従する」ことを述べている。本節の「身に本づけ」以下は「中」であり、「百世」以下は「庸」のことである。ここに言う「君子」は「至徳」の人であり、その「道」、つまり「君子の道」は、君子の実践する「至道」である。「諸を身に本づけ」とは、49節の「君子は徳性を尊びて問学による」、つまり天から授かった徳性を恭敬奉持しつつ、学問によって、まずは自ら「道」を身につけることであり、「民に徴す」以下は、身につけた「道」をさらに「広大精微、高明中庸、温故知新」して、民に実践させることであつて、それこそが「至道」なのである。「身に本づけ、民に徴す」は、16節の「人によって人を治め、自分に施してみれば嫌だつたらば、人に施してはならない」のことであり、「身近に譬えを取る」ことで、「時に合致し民を従わせ証拠づける(徴)」ことである。「三王に考う」とは、主に22節から25節で述べられる「舜・武・周公の孝」、46節の「(文王の純)、さらには26節の「文武の政は方策に在り」などで説かれた三代の礼の類を考察することであつて、「古の文献を考察する」ことによつて「文献的に証拠(徴)づけることである。「身近に譬えを取る」「古を稽う」は、いずれも「まぢがえない」ためである。また、「天地に建つ」とは、1節「天命する之れを性と謂う」、35節「誠は天の道」、さらには23節「材に因みて篤くす」、45節「博厚高明、物を為じて貳ならず」などに示されており、それらが「至道は天地の運行に忠実に従い逆らうことがない」ことの事例である。「鬼神

よって述べている。今、車輻の規格、文字の書体、行動の規範は統一されている。《釈義》ここは、「時」によって述べている。しかるべき地位にあっても、しかるべき徳を備えてなければ、あえて礼楽を制作しない。しかるべき徳があっても、しかるべき地位になければ、またあえて礼楽を制作しない。

《釈義》仁斎は「徳がない」にあえて「制作する」のは、「愚にして自ら用いる」ことである。「地位がない」にあえて「制作する」のは、「賤にして自ら専らにする」ことである。「そのため孔子がこのような行為をしないのは、これもまた〈明哲保身〉のためである。先生は言われた。私は夏の礼楽を説明することはできる。しかし、その後継国である杞には十分な文献的証拠がない。私は殷の後継国、宋で実践されている殷の礼楽を学んでいる。しかし、それは今に通用しない。私は周の礼楽を学んでいるが、それは今に通用している。私は周の礼楽を実践するだけだ」と。《釈義》「時」を述べている。孔子は、夏殷周、三代の〈礼〉を研究して、周王の制度に従った。周の礼楽は文献的にも現実的にも〈徴（証拠）〉があり、さらに文化が盛んであったからこそ、〈文武を憲章した〉のである。前節で〈徳〉と〈位〉と「時」とを述べたが、ここではさらに「時」を述べている。まさしくこれらが〈三重〉である。世界の王者は徳と位と時の三つを重視しなければならぬ。それらを慎重に考慮し、自らに課せられた任務を遂行できれば、王の過ちは少なくなる。《釈義》仁斎は、「〈三重〉とは〈徳〉と〈位〉と「時」である」とする。夏殷の礼は、そこに聖人の徳が備わっていても、証拠もなく時代に対応していない。証拠もなく時代に対応していなければ、信用されない。信用されなければ、民は従わない。後代の聖人孔子は、徳を備えていても、尊位にない。尊位になければ信用されない。信用されないと民は従わない。《釈義》以上は〈三重〉を述べている。〈驕らず〉〈背かず〉〈興すに足る〉〈容れらるるに足る〉〈過ち寡なき〉は、まさしく〈明哲保身〉のことである。○「時」と〈位〉とを言っている。仁斎は「〈善〉とはしかるべき〈徳〉を備えたもの、〈尊〉とはその〈位〉に就いたもの、〈徴〉とはその「時」に対応したもの」とする。「焉」の字は「時」に相当している。時王以前の夏・

殷の礼は、その後裔の杞と宋に、〈証拠〉が不足しており、時代に対応していない。時王以下の人である孔子は、礼楽を制作できる〈地位〉に就くことができなかった。

53【原文】故君子之道、本諸身、徵諸庶民、考諸三王而不繆、建諸天地而不悖、質諸鬼神而無疑、百世以俟聖人而不惑。

《釈義》結三重之意、言以至德凝至道。

○謂有徴而民從者也。本身以下中也。百世以下庸也。君子者即至德之人、其道即至道也。本諸身、即君子尊徳性而道問學也。徴民以下、廣大精微、高明中庸、溫故知新之事、即至道也。本身徴民者、以人治人、施己不願、勿施於人之謂。能近取譬而有徴也。考三王者、如舜武周公之孝、文王之純、及文武之政在方策、所說三代之禮之類、能稽古而有徴也。近譬稽古、皆所以不繆也。建天地者、如天命之謂性、誠者天之道、及因材施教焉、博厚高明、爲物不貳之類、建於天地無所悖也。質鬼神者、如鬼神盛徳、宗廟饗之、郊社禘嘗、治國示掌之類、質於鬼神、無所疑也。以上皆所以溫故。溫故則雖百世可知。故俟聖人而無所惑焉、是所以知新也。天地鬼神聖人皆如此、可謂有徴。而孔子之道如此矣。

53【訓読文】故に君子の道は、諸を身に本づけ、諸を庶民に徴し、諸を三王に考えて繆らざる、諸を天地に建てて悖らざる。諸を鬼神に質して疑い無く、百世以て聖人を俟つも惑わざるなり。

《釈義》〈三重〉の意を結び、〈至徳〉を以て〈至道を凝す〉を言う。

○〈徴〉有りて〈民従う〉者を謂うなり。〈身に本づけ〉以下は〈中〉なり。〈百世〉以下は〈庸〉なり。〈君子〉とは即ち〈至徳〉の人にして、其の〈道〉は即ち〈至道〉なり。〈諸を身に本づけ〉とは、即ち〈君子徳性を尊びて問學に道る〉ことなり。〈民に徴す〉以下は、〈廣大精微、高明中庸、溫故知新〉の事にして、即ち〈至道〉なり。〈身に本づけ、民に徴す〉は、〈人を以て人を治め、己に施して願わざれば、人に施す勿れ〉の謂いなり。

れらるるに足る（過ち寡なき）は、即ち（明哲保身）の事なり。

○「時」と「位」とを謂うなり。〈善〉とは其の〈徳〉を有し、〈尊〉とは其の〈位〉を有し、〈徴〉とは其の「時」を得、と。伊「焉」の字は「時」に当たりて措くものなり。時王以上の夏・殷の如きは、則ち杞・宋に〈徴〉足らず。時王以下の孔子の如きは、則ち〈其の位〉を得ざるなり。

【訳注】

（一）天子に非ざれば礼を讓せず。……鄭玄は「此れ天下の共に行う所、天子、乃ち能く之れを一にするなり。〈礼〉は人の服し行う所なり。〈度〉は国家の宮室及び車輿なり。〈文〉は書名なり」とし、章句は「礼は親疏貴賤相い接するの体なり。〈度〉は品制、〈文〉は書名なり」とする。また、或問には「文は書の点画形象なり」とある。

（二）其の位無きなり。『論語』泰伯篇に「子曰く、其の位に在らざれば、其の政を謀らず」とあるが、『説論日札』には「〔其の位〕とは君・大夫・士、百官各々処る所の位有るを謂う。〔其の政〕とは〔其の位〕に当たる者、各々謀る所の政有るを謂う。孔曰く、各々其の職に専一なり。邢曰く、人の官を侵すを戒むるなり。言うところは、此の位に在らざれば、則ち此の位の政を謀るを得ず。各々をして其の本職を専一に守らしめんと欲するなり。見るべし。兩つの〔其〕字は其の本位本職を指し、位に在らざれば政を謀らずと謂うに非ざるなり」と説かれる。

（三）徳無くして敢えて作る者は、愚にして自ら用うるものなり。……伊藤仁齋『中庸発揮』からの引用。

（四）郁郁として文。『論語』八佾篇に「周は二代に鑑みて郁郁乎として文なるかな。吾れは周に従わん」とある。詳細は49節【訳注】（八）参照。

（五）三重とは徳と位と時とを謂うなり。三重について、注疏は「三王の礼」とし、章句は「呂氏曰く三重は、議礼・制度・考文を謂う」とする。仁齋は「三重は、反覆して徳と位と時の三者甚だ重きを言うなり。此の三者有れば、則ち民能く信じて之れに従う」とし、徂徠は「重は慎重なり。善は徳を謂う。徴は民に施して益有るを謂う。尊は位を謂う。言うところ、天下に王たりて礼樂を制するに、此の三者を

以て之れを慎重して、敢えて軽々しく制作せざれば、則ち過失寡きなり。鄭玄、三重を以て三王の礼と為し、呂大臨以て議礼・制度・考文と為すは、皆な迂回にして通ぜず。藤原佐特に以て徳位時の三者と為すは、得たりと為す」とする。なお、藤原惺窩『龜頭評註四書大全』所収『中庸章句大全』当該章の頭注には「陸聚崗が拙講に云う、本文の有字は極めて重し。正に徳位時に根きて説く。所謂惟だ天子のみ之れを行うを得、是れなり」とある。

（六）時と位とを謂うなり。章句は「上焉は時王以前を謂う。夏商の礼の如きは善と雖も、皆な考すべからず。下焉は、聖人の下に在るを謂う。孔子の如きは礼を善くすと雖も、尊位に在らざるなり」とあり、或問には「上焉は時を以て言い、下焉は位を以て言い、宜しく一説を為すを得ざるべし」と説き、「上焉」を「時」、「下焉」を「位」とする。一方、會澤は「焉」を「時に当たりて措く」とし、「上焉」「下焉」を「時」に相当するとし、経文の「尊」を「位」とみなす。

（七）善とは其の徳を有し、尊とは其の位を有し、徴とは其の時を得。仁齋は「上焉」は、時王以前を謂う。夏・商の礼の如きは、是れなり。〔下焉〕とは、聖人の下に在るを謂う。孔子、礼を善くすの如きは是れなり。〔善〕とは其の〔徳〕を有し、〔尊〕とは其の〔位〕を有し、〔徴〕とは其の〔時〕を得、所謂三重、是れなり」と、「上焉」「下焉」は「時」「位」に相当すると朱熹を踏襲しつつも、「三重」を「徳・位・時」として自説を述べる。會澤は、仁齋説を引用しつつも、経文の「上焉」「下焉」「徴」を「時」とし、経文の「善」を「徳」、経文の「尊」を「位」としている。

（八）時王以上の夏・殷の如きは、則ち杞・宋に徴足らず。49節【訳注】（八）参照。また、本節【訳注】（七）もあわせて考えると、本節および次節の「徴」は、文献的な証拠、文献的に証拠づけることと、時流に合致していることを民の行動によって証拠づけることとなる。

52【現代語訳】天子の地位になければ、礼樂の制度、車輻の規格、文字の書を議論し統一することはできない。『釈義』〈天子でなければ〉とは、天子の〈位〉に就いていないこと。自らに備わる〈徳〉は〈礼を讓し・度を制し・文を考する〉に十分であっても、あえてそれをやらない。ここは〈位〉に

51【現代語訳】先生は言われた。徳のない愚者であるのに自ら政策を実現しようとし、地位の低い賤者であるのに越権して自分がやるうとし、今の世に生きているのに、時流に逆らい古の道にもどそうとする。このような者は、禍災がその身に及ぶ、と。

《釈義》以下は前節を承け《三重》の義を述べている。

○仁翁は「愚」は「徳」がなく、「賤」は「位」がない者である」とする。

〈古に反る〉とは「時に応じた適切な対応」を知らないこと。

52【原文】非天子不議禮、不制度、不考文。《釈義》非天子者、無其位。其徳雖可以議禮制度考文、不敢爲之。以位言之也。今天下車同軌、書同文、行同倫。《釈義》以時言之也。雖有其位、苟無其徳、不敢作禮樂焉。雖有其徳、苟無其位、亦不敢作禮樂焉。《釈義》無徳而敢作者、愚而自用也。無位而敢作者、賤而自専也。伊 故孔子不爲之、亦明哲保身之事也。子曰、吾説夏禮、杞不足徵也。吾學殷禮、有宋存焉。吾學周禮、今用之。吾從周。《釈義》謂時也。孔子講究三代之禮、而從時王之制。有徵且郁郁文者、所以憲章文武也。上言徳與位與時、至此而又言時、即三重也。王天下有三重焉。其寡過矣乎。《釈義》三重謂徳與位與時也。伊 上焉者雖善無徴。無徴不信。不信民弗從。下焉者雖善不尊。不尊不信。不信民弗從。

《釈義》以上言三重。即不驕不倍足與足容寡過者、即明哲保身之事。

○謂時與位也。善者有其徳、尊者有其位、徴者得其時。伊 焉字措當時。時王以上如夏殷、則杞宋不足徴。時王以下如孔子、則不得其位也。

【校注】

(校一) 會澤家本・熱田家本ともに、もとは「非天子不議禮、不制度、不考文。今天下車同軌、書同文、行同倫。《釈義》非天子者、無其位。其徳雖可以議禮制度考文、而不敢爲之。以位言之也。今天下以下、以時言之、傍点は挿入された文字。最後の「之」は熱田家本にはない」であったが、會澤家本では、「今天下以下」に棒線が引かれ、

付箋で訂正文が記される。本稿はそれに従った。

(校二) 會澤家本・熱田家本ともに「而」は後に挿入されたもの。

(校三) 會澤家本・熱田家本ともに「而」は後に挿入されたもの。

(校四) 「徳與位與時、至此而又」は會澤家本・熱田家本ともに「與時」「而又」は後から挿入されている。

(校五) 「焉字措當時」は會澤家本には本来はなく、「時王」の上に「△」が付され、頭注に記される。熱田家本にはもとからあり。

52【訓読文】天子に非ざれば礼を議せず、度を制せず、文を考せず。《釈義》(天子に非ず)とは、(其の位)無きなり。(其の徳)以て(礼を議し・度を制し・文を考す)べきと雖も、敢えて之れを為さず。(位)を以て之れを言うなり。今、天下、車、軌を同じくし、書、文を同じくし、行い、倫を同じくす。《釈義》「時」を以て之れを言うなり。其の位有りと雖も、苟も其の徳無ければ、敢えて礼樂を作らず。其の徳有りと雖も、苟も其の位無ければ、亦た敢えて礼樂を作らず。《釈義》(徳無く)して敢えて(作る)者は、(愚にして自ら用うる)ものなり。(位無く)して敢えて(作る)者は、(賤にして自ら専らにする)ものなり。伊 故に孔子之れを為さざるは、亦た(明哲保身)の事なり。子曰く、吾れ夏の礼を説くに、杞に徴足らざるなり。吾れ殷の礼を学ぶに、宋に存すること有り。吾れは周の礼を学ぶ、今之れを用う。吾れは周に従わん。《釈義》「時」を謂うなり。孔子、三代之(礼)を講究して、時王之制に従う。(徴)有り且つ「郁郁として文」なる者は、(文武を憲章する)所以なり。上に(徳)と(位)と「時」とを言い、此こに至りて又た「時」を言うは、即ち(三重)なり。天下に王たるに三重有り。其れ過ち寡からんかな。《釈義》(三重)とは(徳)と(位)と「時」とを謂うなり。伊 上なる者は善と雖も徴無し。徴無ければ信ぜられず。信ぜられざれば民従わず。下なる者は善と雖も尊からず。尊からざれば信ぜられず。信ぜられざれば民従わず。

《釈義》以上(三重)を言う。即ち(驕らず)(倍かず)(興すに足る)(容

（三）既に明且つ哲、以て其の身を保つ。『詩経』大雅烝民。烝民は周の宣王および彼に仕えた仲山甫を讃えた詩。中庸疏は「言うところ、宣王、仲山甫を任用し、能く其の事の任を顕明にし、且つ又た其の己の身を保ち安んじ全くするに哲知す。中庸の人も、亦た能く此の如きを言う」とする。集伝では「明は理に明らかなるを謂う。哲は事を察するを謂う。身を保つは、蓋し理に順いて以て身を守ることにし、利に趨り害を避けて儉みて以て軀を全くするの謂いに非ざるなり」とする。

（四）孔子は聖の時なる者。『孟子』万章下に「孟子曰く、伯夷は、聖の清なる者なり。伊尹は、聖の任なる者なり。柳下惠は、聖の和なる者なり。孔子は、聖の時なる者なり。孔子を此れ集めて大成すと謂う」とあり、集注は「張子曰く、雑る所無きは清の極、異なる所無きは和の極なり。勉めて清なるは、聖人の清に非ず、勉めて和なるは、聖人の和に非ず。所謂聖は、勉めず思わずして至る者なり」と。孔氏曰く、任は、天下を以て己が責とするなり、と。愚謂えらく、孔子の仕止久速、各々其の可に当たるは、蓋し三子の聖なる所以の者を兼ねて時に之れを出せばなり。三子の一徳を以て名づくべきが如きに非ざるなり」と説く。孫奭疏には「唯だ孔子なる者のみ、独り聖人の時なる者と為すは、是れ其の行つ所の行、惟だ時に適変し、以て清すべくんば則ち清し、以て任すべくんば則ち任し、以て和すべくんば則ち和し、特に一偏に倚らざるなり」とあり、「時」とは、時代の状況に従って、適切に行動すること。

50 【現代語訳】このため、至徳の人は、上位にあつては驕ることはなく、下位にあつては上の者に背くことがない。国に道が行われ太平の時は、彼の言葉は彼の身を興起させ位に就かせるに十分であり、国に道が行われず乱世の時は、その沈黙は自らの才能を隠して、禍害から免れるに十分である。詩には「明哲なる能力、それによって身を保つ」とあるが、これは、このことを言っているのであろう。

『釈義』前節を承け「敦厚崇礼」の具体的内容を述べ、52節の「三重」の義を提起している。

○本節の「驕らず」「倍かず」「興すに足り」「容れらるるに足る」及び「明

哲保身」は、いずれも「至徳」の人が「厚きを敦くし礼を崇ぶ」事態である。「上」「下」は「位」、「有道」「無道」は「時」、「驕」「倍せず」「興すに足る」「容れらるるに足る」は「徳」である。「明哲保身」は、「徳」を備えて、「時」と「位」とを知っていることである。「孟子」には「孔子は時代の状況に従って適切に行動した聖人である」とあり、これに該当するが、ここではまだ孔子について述べていない。ここ以下は暗に56節の「祖述憲章」の本を起している。

51 【原文】子曰、愚而好自用、賤而好自專、生乎今之世、反古之道。如此裁及其身者也。

『釈義』以下承上、言三重之義。

○愚者無徳、賤者無位。伊 反古者不知時。

51 【訓読文】子曰く、愚にして自ら用いるを好み、賤にして自ら専らにするを好み、今の世に生まれて、古の道に反る。此の如きものは、裁其の身に及ぶ者なり。

『釈義』以下、上を承けて、「三重」の義を言う。

○「愚」とは「徳」無く、「賤」とは「位」無きものなり。伊「古に反る」とは「時」を知らざるなり。

【訳注】

（一）愚とは徳無く、賤とは位無きものなり。伊藤仁齋は「此れ以下、徳と位と時と三者甚だ至重なるを言う。反は復なり。道は法なり。愚は徳無く、賤は位無く、皆な人の信じ従う所に非ず。而して自ら用い自ら専らにすれば、則ち必ず人心に悖る」と説く。52節で説かれているように、仁齋は「三重」を、徳・位・時とし、この「愚」「賤」をそれぞれ「徳」と「位」の無い者とする。會澤は仁齋説に依拠しつつ、さらに「古に反る」を、「時（時に応じた適切な対応）」を知らないこととする。

に偏れば本原に疎略となってしまう。「廣大」に務めれば「精微」さを欠き、「精微」に務めれば、「廣大」にすることが難しくなってしまう。「高明」にたよるだけでは着実性がなく勝手に放題になり、「中庸」を言うだけでは卑屈に自ら見限ることになってしまう、「中庸」といってもその実は「中」ではなくなくてはならない。「故きを温む」は時に保守的となり、「新しきを知る」は時に革新的になってしまふ。それらはいずれも君子の所謂「中」とは異なる。そのため「徳性」と「問学」、「廣大」と「精微」、「高明」と「中庸」、「温故」と「知新」、その「両端」を両方とも執り偏ってはならないのである。「徳性を尊びて」(性に率い)、「問学に道りて」(道を修める)、「これらによつて」(善に明らかになつて)「中を扱ふ」ことができるようになるのである。そして、これらを知つた後は、それを行動に移さなくてはならない。これを行動して自ら「さらに厚さを増して礼を崇ぶ」べきなのだ。この一句だけは「両端」によつていないため、「以て礼を崇ぶ」と述べ、中間を「以」字とし、上の「而」字とは同じくしないのである。「敦厚」は、「礼」を履み行ふ根本であり、この句は「礼記」礼器の「忠信の人であつてはじめて「礼」を学ぶことができる」と同義である。「礼」は聖人が人々に「中」を教えるための儀則であり、そのため「廣大」以下は、いずれも「博文」のことであつたが、「敦厚崇礼」はまさしく「約礼」に相当するのである。

50 【原文】是故居上不驕、爲下不倍。國有道、其言足以興、國無道、其默足以容。詩曰、既明且哲、以保其身。其此之謂與。

《釈義》承上言所以敦厚崇禮、以起下三重之義。

○不驕不倍、足興足容、及明哲保身、皆至徳之人、敦厚崇禮之事。上下者位也。有道無道者時也。不驕倍足興足容者徳也。明哲保身者、有徳而知時與位者也。孔子聖之時者、可以當之、此未言孔子之事、而此以下暗爲祖述憲章之起本也。

50 【訓読文】是の故に上に居りては驕らず、下と為りては倍かず。國に道有

れば、其の言以て興すに足り、國に道無ければ、其の默以て容れらるるに足る。詩に曰く、既に明且つ哲、以て其の身を保つ、と。其れ此れの謂いか。《釈義》上を承けて「敦厚崇礼」する所以を言い、以て下の「三重」の義を起す。

○「驕らず」「倍かず」「興すに足り」「容れらるるに足る」、及び「明哲保身」は、皆な「至徳」の人の、「厚きを教くし礼を崇ぶ」の事なり。「上」「下」とは「位」なり。「有道」「無道」とは「時」なり。「驕」「倍せず」「興すに足る」「容れらるるに足る」とは「徳」なり。「明哲保身」とは、「徳」有りて「時」と「位」とを知る者なり。「孔子は聖の時なる者」にして、以て之れに当たるべきも、此に未だ孔子の事を言わざるも、此れ以下暗に「祖述憲章」の起本と為すなり。

【訳注】

(一) 上に居りては驕らず、下と為りては倍かず。…19節には「上に在りては下を陵がず、下位に在りては上を援かず」とある。『孝経』にも「上に在りて驕らざれば、高くとも危うからず。節を制し度を謹めば、満つるとも溢れず」とある。會澤は『孝経考』にて「此れ亦た悪み慢らざるの事なり。貴き者は驕り易く、驕れば則ち悪み慢どる、己を恭しくして以て人に取り、衆寡と無く、小大と無く、敢えて慢どる者無きは、驕らざるなり。人を愛するは当に用を節すべく、節して以て度を制すれば、財を傷わず、民を害せず、吝らずして以て富を守るべきなり。驕り吝はる者は周公の才有りとも雖も、観るに足らず。故に驕らざるは、人君の敬にして、用を節し人を愛するは、則ち人君の愛なり」とする。

(二) 國に道有れば、其の言以て興すに足り、國に道無ければ、其の默以て容れらるるに足る。疏は「若し國に道有るの時なれば、知謀を尽竭し、其の言以て其の國を興成するに足る。興は、謀を發し慮を出だすを謂う。……若し無道の時なれば、則ち光を韜し潛默し、以て自ら其の身を容れ、禍害より免るるに足る」とする。章句は「興は興起して位に在るを謂う」とし、「國無道」についての言及はない。また、11節「國に道有れば変せず……國に道無ければ死に至るまで変せず」も参照。

（十二）下の面字「下」は「上」のまがいか。ここでは「上」として訳出する。
 （十三）忠信の人の以て礼を学ぶべき。「礼記」礼器に「君子曰く、甘は和を受け、白は采を受く。忠信の人は以て礼を学ぶべし。苟も忠信の人無ければ、則ち礼虚しくして道^{した}ならず」とある。疏には「忠信の人以て礼を学ぶべしとは、心、忠誠を致し、言又た信実にして、質素を本と為せば、雜行有らず。故に以て礼を学ぶべきなり」とする。

（十四）博文……約礼「博文約礼」は『論語』雍也篇のことば。會澤は「博文約礼」、学問に臨むもつとも重要な態度のひとつと捉え、広い教養を学び身に付け、それを礼に集約して実践することを求めている。36節【訳注】（一）（八）および前掲拙論「日本近世における主忠信説の一展開——會澤正志齋を中心にして——」参照。

49【現代語訳】そのため君子は、天から授かった知・仁・勇の徳性を、つつしみ敬い心をこめて堅持しつつ、さらに学問によって善を明らかにすること、至道を完成させるのである。この学問とは、博く学び審らかに問うことで道の広大さを極め尽くし、慎み思い明らかに辨ずることで道の微細さを知り尽くす作業であり、また、広大さ微細さを尽くして道を極限にまで高く明るくさせつつも、広大さ微細さの両端を挙げて中庸を拵びとする作業であり、さらに過去の礼制の得失を研究して、現在から将来に渉るまで適用可能な新しい礼制を編み出す作業である。かくして、道およびそれを実践する術である礼がなんたるかを知り極めて、その礼を真面目に履き行うことによつて、至道を完成させるのである。

『釈義』前節を承け、「至徳」を修めて、「至道を完成する」ことを述べている。
 ○本節の「君子」とは「至徳」の人である。「徳」とは「知・仁・勇」であり、「性」とは「天が命じた」ものである。その「天」より授かった「知・仁・勇の徳性」をつつしみ敬い心をこめて堅持して、あえてそれらを否定したり、自分からできないとはしない。それこそが「道を完成させる」おおもとなのである。しかし、「問学」をして「善を明らかにし」なければ、「至道を完成させる」ことはできない。そのため下の「致広大而尽精微（極高明而道中庸）（温故

而知新）の三句はいずれも「問学」について述べているのである。「広大を致す」は36節で述べられた学問における「博く学び審らかに問う」であり、聖人はそのような学問を修めているからこそ、14節には「聖人が道の広大なことを語ると、天下の広きものであつても載せることができない」と述べられるのであり、「精微を尽くす」は、同じく「慎しんで思い、明らかに辨ずる」であり、だからこそ「聖人が道の精微なことを語ると、天下のたくみであつてもそれをさらに細かくすることはできない」と述べられるのである。「高明」は、44節の「至誠の徴候が博く四方をおおい深く厚くなれば、それは高く明るくなる」のことであり、それは15節の「君子の道は、その極致に及ぶと天地が正しく位置づけられ、万物が発育し、万人があるべき所で安心して暮らせるようになる」を意味している。一方、17節にみられる「庸徳を行之庸言を慎しむ。不足している徳行に勉め、余り有る言葉は尽くさない」が「中庸による」である。「故」とは「左伝」定公十年の「齊魯の故（旧典）」、「孟子」離婁下の「もしくはその故（そうなたつた足跡）を求めると」「故」のような過去の足跡のことであり、52節「夏殷の礼」などがこれにあたる。「新しきを知る」とは、今の世に施し、将来に伝えるべきことを知ることである。「論語」為政篇の「百世知るべし」、八佾篇および52節の「吾れは周に従わん」、衛霊公篇の「夏の時、殷の輅、周の冕」などがこれにあたる。以上はいずれも「中庸を拵ぶ」手段であつて、すなわち「知」の徳である。最後の「厚きを敦くし、礼を崇ぶ」は、36節の「篤実に行う。人が一度でできれば、自分は百回する。人が十回でできたことは、自分は千回する」に相当し、実行の手段であつて、「中庸を守る、すなわち（仁）の徳である。考察する。（徳性を尊ぶ）」とは37節の「天命のままの誠を發揮し善に明らか」に相当し、「問学に道る」とは「学問によって善を明らかにし、誠になる」に相当する。両者が相互に機能しはじめて「道」は完成するのである。本節の五句はいずれも「これを誠にする」手段であり、上の四句は「両端」を挙げて述べている。「両端」を挙げれば、そこに「中」が存在する。そのため、「而」字を挿入し、その義を示したのである。「徳性」に偏れば事業に疎略となり、「学問」

一日として礼無かるべからず。天敘天秩は、人の共に由る所にして、礼の本なり。商、夏を革むること能わず、周、商を革むること能わず。謂う所、天地の常経なり。

若し乃ち制度文為、或いは大過あれば、則ち当に損すべきなり。或いは足らざれば、則ち当に増すべきなり。之れを益し、之れを損するは、時と之れを宜しくするも因る所の者は、壞れず。是れ古今の通義なり。往くに因りて来たるを推す、百世の遠きと雖も、此の如きに過ぎざるのみ」と説く。會澤は『説論日札』卷一、十世可知也にて「国を為むるに礼を以てす、其の變すべからざる者は五典にして五礼の本為り。父子に親有り、君臣に義有り、夫婦に別有り、長幼に序有り、朋友に信有り、所謂天下の達道なる者、《自注》典と曰い、達道と曰うは、百世變すべからざるなり」

皆な礼有りて以て之れを經紀す。大伝に云う、権度量を立て、文章を考え、正朔を改め、服色を易え、徽号を殊にし、器械を異にし、衣服を別にす、此れ其の民と變革する所の者なり。其の變革すべからざる者は、則ち有り。親しきに親しむなり。尊きを尊ぶなり。長を長とするなり。男女別有るなり。此れ其の民と變革するを得べからざる者なり、と。《自注》三綱は白虎通に出づと雖も、古書に微有り。五常三統は全て漢儒の説に出づ。胡氏、天叙天秩を以て之れを言うは従うべし」と説く。

(八) 吾れは周に従わん、《論語》八佾篇にも「周は二代に鑑みて郁郁乎として文なるかな。吾れは周に従わん」とある。集注は「二代とは夏・商なり。言うところ、其の二代の礼を視て之れを損益す。郁郁とは文の盛なる貌なり。○尹氏曰く、三代の礼、周に至りて大いに備わり、夫子其の文を美として之に従う」とする。『説論日札』では、本章は項目立てられていない。

(九) 夏の時、殷の輅、周の冕、《論語》衛靈公篇に「顔淵、邦を為むるを問う。子曰く、夏の時を行い、《集注》夏時、斗柄の初昏に寅を建すの月を以て歳首と為すを謂うなり。天は子に開き、地は丑に闢まり、人は寅に生まる。故に斗柄に此の三辰を建すの月は、皆な以て歳首と為すべし。而して三代迭ごも之れを用い、夏は寅を以て人正と為し、商は丑を以て地正と為し、周は子を以て天正と為すなり。然れども時以て事を作せば、則ち歲月自ずから当に人を以て紀と為すべし。故に孔子嘗て曰く、吾れ夏時を得、と。而して説く者以て、夏小正の属を謂うと為す。蓋し其の時の正と其の令の善とを取りて、此れに於いて又た以て顔子に告ぐるなり」殷の輅に乗り、

《集注》商の輅は、木の輅なり。輅とは、大車の名。古は木を以て車を為るのみ、商に至りて輅の名有り。蓋し始め其の制を異にするなり。周人は飾るに金玉を以てすれば、則ち侈に過ぎて敗れ易し、商輅の様素渾堅にして、等威已に辨じ、質にして其の中を得たりと為すに若かず」周の冕を服し、《集注》周冕に五有り。祭服の冠なり。冠上に覆有り、前後に旒有り。黄帝以来、蓋し已に之れ有りて、制度儀等、周に至りて始めて備われり。然して其の物を為すこと小にして衆体の上に加う。故に華と雖も靡と為らず、費と雖も奢に及ばず。夫子、之れを取るは、蓋し亦た以て文にして其の中を得たりと為せり……蓋し三代の制、皆な時に因みて損益し、其の久しきに及ぶや、弊無きこと能わず。周衰えて、聖人作らず、故に孔子、先王の礼を斟酌し、万世常行の道を立て、此れを発して以て之れを兆と為すのみ」とある。

『説論日札』卷四、顔淵問為邦には「夫子の志は、四代の礼案を損益するに在り。故に其の大綱を挙げ以て之れに告ぐ。時は天の四海を覆う所以、人事を經紀し以て大一統を示す、帝王の尤も重んずる所なり。故に堯舜授受するに曆数を以て言を為す《自注》詳堯曰篇。夫子、春秋を修むるに、王正月を以て重と為す。革大象に君子以て曆を治め時を明らかにす、と。蓋し夫子東周の志は、夏時を行い以て耳目を新たにす、更張の義を示さんと欲す。《自注》三統の説、後人の附會する所なり。夫子は周代に在りて夏時を行わんと欲し、必ずしも子を以て正と為さず、亦た以て三統の妄を見るべし」車服は賞罰の大柄なり。《自注略》一世を鼓舞する所以、礼に於いて重しと為す。韶樂の善美を尽くすは以て神人を和すべし。四者は民の極為る所以にして、更張の大綱なり。其の大なる者を挙げれば、其の他知るべきなり」とある。

(十) 跌宕、《文選》卷十六、恨賦一首に「公卿を脱略し、文史を跌宕す」とあり、六臣注に「鉄曰く、脱略は簡易、跌宕は放逸なり」とある。

(十一) 自ら画り、《論語》雍也篇に「冉求曰く、子の道を説ばざるに非ず。力、足らざるなり。子曰く、力、足らざる者は、中道にして廢す。今、女、画れり」とあり、集注には「力、足らざるとは、進まんと欲するも、能わず。画は、能く進むも欲せざるなり。之れを画と謂うは、地を画し以て自ら限るが如し」と説かれる。「自画」は、本来はできるのに、自分からできないとすること。

きを知るに非ざれば、則ち故きを温むも施す所無くして空談死物と爲る。殷は夏礼に因むは古きを温むなり。百世と雖も知るべきは新しきを知るなり。堯舜を祖述し、文武を憲章するは、古きを温むなり。天時に律り水土に襲はるは新しきを知るなり。道並び行なわれ川流敦化し師と爲るべきなり」と説かれる。會澤は「故」については、特に祖徠を支持し、先祖伝来の物事はすべて「故」であるとし、それらを学び、普遍的に通用するもの、通用しないもの、その理由などを検討し、現実社会に適用可能な法則を新たに生み出すことが「知新」であるとしている。

(二) 自暴自棄…『孟子』離婁上に「孟子曰く、自ら暴^{やぶ}う者は、与に言うこと有るべからず。自ら棄つる者は、与に爲すこと有るべからず。言、礼義を非^むる、之れを自ら暴うと謂う。吾が身仁に居り義に由ること能わずとす、之れを自ら棄つと謂う」とあり、集注には「暴は、猶お害のごとし。非は、猶お毀のごとし。自らの身を害う者は、礼義の美爲るを知らずして之れを非毀す。之れと与に言うとも、必ず信じられず。自ら其の身を棄つる者は、猶お仁義の美爲るを知るも、但し怠惰に溺れ、自ら必ず行^なう能わずと謂う。之れと与にすること有れば、必ず勉むること能わず。程子曰く、人苟も善を以て自ら治むれば、則ち移るべからざる者無し。昏愚の至りと雖も、皆な漸磨して進むべし。惟だ自ら暴う者は之れを拒みて以て信せず、自ら棄つる者は之れを絶ちて以て爲さず。聖人と居ると雖も、化して入ること能わず。此れ所謂下愚の移らざるなり」と説かれる。

(三) 君子の道は、其の至れるに及んでは天地に察らかなる…14節のほか、13節、15節も参照のこと。ここでは、君子が、道の広大さと精微さの両端を執り、中・善を扱ひ実行することで、道は高明となり、万物はそれに従い、本来のすがたへととなつていくことを示す。

(四) 齊魯の故…『春秋左氏伝』定公十年伝に「齊侯、將に公を享せんとす。孔丘、梁丘扈に謂いて曰く、齊魯の故^{こと}、呉子何ぞ聞かざる」とあり、杜注に「故は旧典なり」とある。

(五) 其の故を求む…『孟子』離婁下に「天の高き、星辰の遠き、苟し其の故を求むれば、千歳の日至も、坐ながらにして致すべし」とあり、集注は「天高しと雖も、星辰遠しと雖も、然れども其の已に然るの迹を求むれば、則ち其の運には常有り。

千歳の久しきと雖も、其の日至の度は、坐ながらにして得べし。況や事物の近きに於てをや」とある。

(六) 夏殷の礼…『論語』八佾篇に「子曰く、夏の礼は吾れ能く之れを言うも、杞は微足らず。殷の礼は吾れ能く之れを言うも、宋は微足らず。文献足らざるが故なり。足らば則ち吾れ能く之れを徴^{たづ}さん」とあり、集注は「杞は夏の後なり。宋は殷の後なり。徴は証なり。文は典籍なり。献は賢なり。言うところ二代の礼、我れ能く之れを言うも、而れども二国は取りて以て証と爲すに足らず、其の文献足らざるを以ての故なり。文献、若し足らば、則ち我れ能く之れを取り、以て君言を証す」とする。『説論日札』卷一、夏礼吾能言之には「凡そ事は久しくして敵無きこと能わず。聖人の制作と雖も、亦た免る能わざる所なり。夫子東周の志は、四代の礼楽を斟酌し、以て其の敵を済まさんと欲す。即ち夏時殷略周冕韶舞、是れなり。而れども文献微足らざるを嘆く。下章の周は二代を鑑み、吾れは周に従わん、も亦た空言に非ず。而して其の詩書礼楽を修むるも亦た皆な之れを用うる所有らんことを欲す。席上の説話に非ざるなり」と説かれる。

(七) 百世知るべし…『論語』為政篇に「子張問う。十世知るべきか、と。子曰く、殷は夏の礼に因る。損益する所知るべきなり。周は殷の礼に因る。損益する所知るべきなり。其れ或いは周に繼ぐ者は、百世と雖も、知るべきなり」とある。集注は「馬氏曰く、因る所とは、三綱五常を謂う。損益する所とは、文質・三統を謂う。愚案するに、三綱は、君は臣の綱爲り、父は子の綱爲り、夫は妻の綱爲るを謂う。五常は、仁義礼智信を謂う。文質は、夏は忠を尚び、商は質を尚び、周は文を尚ぶを謂う。三統は、夏正の寅に建つるを人統と爲し、商正の丑に建つるを地統と爲し、周正の子に建つるを天統と爲す。三綱五常は、礼の大体にして、三代相繼ぎ、皆な之れに因りて變うる能わず。其の損益する所とは、文章制度の小過不及の間に過ぎず。而して其の已然の迹、今、皆な見るべし。則ち今より以往、或いは周に繼ぎて王なる者有れば、百世の遠きと雖も、因る所、革むる所も、亦た此れに過ぎず。豈に但だ十世のみならんや。聖人の來たるを知る所以は、蓋し此の如し。……○胡氏曰く「子張の問は、蓋し來たるを知らんと欲す。而れども聖人其の既往なる者を言ひ以て之れを明らかにす。夫れ身を修めてより、以て天下を爲むるに至るまで、

学)して以て(善を明らかにする³⁴)に非ざれば、則ち(至道を凝す)能わず。故に下の三句は皆な(問学)を以て言うなり。(广大を致す)は、「博く学び審らかに問う³⁶」に在り。故に(大を語れば天下も能く載する莫き³⁴)なり。(精微を尽くす)は、(慎しみ思い明らかに辨ずる³⁶)に在り。故に(小を語れば天下も能く破る莫き³⁴)なり。(高明)とは、即ち(博広なれば則ち高明⁴⁴)是れにして、(君子の道は、其の至れるに及んで天地に察らかなる³⁵)ことなり。然して(庸徳・庸言、足らざる所を勉め、余り有る所を尽くさざる³⁵)は、以て(中庸に道る)なり。(故)とは猶(齊魯の故⁴⁰)及び(其の故を求む)の「故」のごとく、既往の迹を謂い、「夏殷の礼⁴⁰」等の如き是れなり。(新しきを知る)とは当世に施し将来に伝うべき所の者を知るを謂う。「百世知るべし」及び「吾れは周に従わん³²」、「夏の時、殷の略、周の冕⁴⁹」等是れなり。皆な(中庸を扱ぶ)所以にして、(知)の事なり。(厚きを敦くし礼を崇ぶ)とは、即ち(篤く之れを行なう、人一たびすれば百たびす、人十たびすれば己千たびす³⁶)の謂い、之れを行う所以にして、(中庸を守る)。(仁)の事なり。按ずるに(徳性を尊ぶ)とは則ち(誠よりして明なる³⁷)にして、(問学に道る)とは則ち(明よりして誠なる³⁷)なり。二者相い須つなり。五句は皆な(之れを誠にする³⁵)所以にして、上の四句は(両端を挙げて言う。(両端を挙げれば則ち(中)存す。故に中間に(而)字を挿して、其の義見るべきなり。(徳性)に偏れば、則ち事業に疎く、(問学)に偏れば、本原に略なり。(广大)を務むれば則ち(精微)を虧き、(精微)なれば則ち(广大)にし難し。(高明)に特めば則ち(跌宕して自ら肆にし、(中庸)と言えは則ち卑卑として自ら画り、(中庸)と云うと雖も其の実は(中)に非ざるなり。(故きを温む)は或いは古に泥み、(新しきを知る)は或いは俗に拘る。皆な君子の所謂(中)と異なれり。故に(徳性)と(問学)、(广大)と(精微)、(高明)と(中庸)、(温故)と(知新)、(両端)を并せ執りて偏廢せず。(徳性を尊び)以て(性に率い)、(問学に道り)以て(道を修む)、是こを以て能く(善に明らか)にして(中を扱ぶ)なり。既に之れを知れば則ち当に之れを行へし。之れを行ひ宜しく自ら(厚きを敦くして以て礼を

崇ぶ)べきなり。此の一句は(両端)を以て言わざるが、故に(以て礼を崇ぶ)と曰い、中間の(以)字は、下の(而)字とは同じからず。(敦厚)とは(礼)を履む所以なり。即ち「忠信の人の以て(礼)を学ぶべき」の意なり。(礼)は聖人の(中)を教うる所以の儀則なり。故に(广大)以下は、皆な「博文」の事にして、(敦厚崇礼)は即ち「約礼」なり。

【訳注】

(一) 故きを温め新しきを知り…「温故而知新」について、鄭玄は「温の読は燻温の温の如し。故学の執するを謂う。後時に之れを習う之れを温と謂う」とする。章句も「温は猶お燻温の温のごとく、故之れを学び、復た時に之れを習うを謂うなり」とし、「温故」は「故きを温め」と読み、学んだ古典を何度も習い考え、その内容を自分の中に熟成させることとする。一方『論語』為政篇にも、同様の句があるが、その集注には「温は、尋繹なり。故とは、旧聞く所なり。新とは、今得る所なり。言うところ、学びて能く時に旧聞を習いて、毎に新しきを得ること有れば、則ち学ぶ所我れに在りて其の応は窮まず。故に以て人師と為すべし。夫の記問の学の若きは、則ち心に得ること無くして知る所は限り有り。故に学記に其の以て人師と為すに足らずと譏る。正しく此の意と互いに相い発するなり」とあり、それに従うと「故きを温めて」と読めるが、そもそも疏では「案するに左伝哀十二年、公、吳に橐皋に會す。大宰嚭に盟を尋めんことを請う。子貢対えて曰く、盟若し尋むべくんば、亦た寒すべきなり。賈逵注に云う、尋は温なり」と、「尋」を「温」と同義に解釈している。いずれにしても、以前に聞き学んだ内容(古典)を何度も復習し、自らに熟成させ、そして、「知新」、つまり、眼前の新たな事態に臨機応変に活用させることである。「説論日札」では「温は猶お燻温のごとし。『自注略』故は已然の迹なり。「自注…：荻生氏云わく、故は国の故、幽明の故の如し。蓋し典故故実の故の如く、凡そ先世の伝うる所、皆な之れを故と謂う。先世の伝うる所、即ち我の学ぶ所なり、と、此の説是なり」新は当今に行うべきの事、学者の古を稽え今に施す所以なり。仲山甫、古訓に是れ式り《自注…：蒸氏、夫子、学を好み、信じて古を好む。故きを温むに非ざれば則ち新しきを知るも本づく所無くして私智偏見と為る。新し

48【現代語訳】そのため、古語には、まことに至徳を備えた人物でなければ、至道を完成することはできない、とあるのだ。

《釈義》前節を承げ次節以下を提起している。

○前節の（その人待つ）ことである。本節の（至徳）とは、前節の（その人）であつて、（知・仁・勇）の徳を極めた人物である。（至道）とは、前節（三百・三千）、27節（親を親しむ・賢を尊ぶ）、29節（君臣・父子）以下、（達道）が極まつた事態である。

49【原文】故君子尊徳性而道問學、致廣大而盡精微、極高明而道中庸、溫故而知新、敦厚以崇禮。

《釈義》承上、言脩至徳、以凝至道。

○君子即至徳之人。徳者知仁勇。性者天之所命。恭敬奉持其所得於天之徳性。不敢自暴自棄、所以爲凝道之本。然非問學以明善、則不能凝至道。故下三句皆以問學言也。致廣大、在博學審問。故語大天下莫能載焉。盡精微、在慎思明辨。故語小天下莫能破焉。高明者、即博廣則高明是也。君子之道、及其至察乎天地。然庸德庸言、勉所不足、不盡所有餘、以道中庸也。故者猶齊魯之故及求其故之故、謂既往之迹、如夏殷之禮等是也。知新謂知所可施於當世傳於將來者。如百世可知及吾從周、夏時殷輅周冕等是也。皆所以擇乎中庸、知之事也。敦厚崇禮、即篤行之、人一己百、人十己千之謂、所以行之、守中庸仁之事也。按尊徳性則自誠明、道問學則自明誠。二者相須也。五句皆所以誠之、而上四句舉兩端而言。舉兩端則中存焉。故中間挿而字、其義可見也。偏於徳性、則疎於事業、偏於問學、略於本原。務廣大則虧精微、精微則難廣大。恃高明則跌宕自肆、言中庸則卑卑自畫、雖云中庸其實非中也。溫故者或泥於古、知新者或拘於俗。皆與君子所謂中異矣。故徳性與問學、廣大與精微、高明與中庸、溫故與知新、兩端并執而不偏廢。尊徳性以率性、道問學以修道、是以能明乎善而擇乎中。既知之則當行之。行之宜自敦厚以崇禮也。此一句不以兩端言、故曰以崇禮、中間以字、與下而字者不同。敦厚者所以履禮。即忠

信之人可以學禮之意。禮者聖人所以教中之儀則。故廣大以下、皆博文之事、而敦厚崇禮者即約禮也。

【校注】

（校一）「其所得於天之徳性」は、會澤家本・熱田家本ともに、もとは「其徳之所得於天者」と記されるが、「徳之」が二重線で消され、「天」の下に「之徳性」が付け加えられ、「者」が○印で消されている。

（校二）「高明者即博廣則高明是也」は、會澤家本・熱田家本ともに本来は「高博廣則高明之高明」と記されるが、「猶」と「之」、および下の「高明」が消去され、上の「高明」の下に「者」が、「猶」の下に「即」が二番目の「高明」の下に「是」が、「之」の下に「也」が挿入されている。なお、「博廣則高明」は44節の「博厚則高明」を指すと考えられるが、「廣」については訂正されていない。

（校三）「夏殷之禮等是也」は、會澤家本・熱田家本ともにもとは「夏殷之禮之類是也」であつたが、いずれも「之類」が消され「等」が付け加えられている。

（校四）「周冕等是也」は、會澤家本・熱田家本ともにもとは「周冕之類是也」であつたが、「之類」が消され、「等」が挿入されている。

（校五）「按」は、會澤家本ももとは「○」であつたが、訂正され「按」とされる。熱田家本はもともと「按」である。

（校六）「須」は、會澤家本ではもとは「待」であるが、「須」に訂正されている。熱田家本ではもともと「須」である。

49【訓読文】故に君子は徳性を尊んで問學に道り、廣大を致して精微を尽くし、高明を極めて中庸に道り、故きを温めて新しきを知り、厚きを敦くして以て礼を崇ぶ。

《釈義》上を承げ、（至徳）を脩め、以て（至道を凝す）を言う。

○《君子》は即ち（至徳）の人なり。（徳）とは（知・仁・勇）なり。（性）とは（天の命する）所なり。其の（天）より得たる所の（徳性）を恭敬奉持し、取えて自暴自棄せざるは（道を凝す）の本為る所以なり。然れども（問

るが如くして、而る後に「三百・三千」なる者、以て天下に行われるべきなり。

【訳注】

(一) ……其の人を待ちて後に行わる。朱熹は「洋洋乎發育万物、峻極于天」と「優大哉。礼儀三百、威儀三千」の二句を、「聖人の道」の形容とし、「聖人の道」が「其の人を待ちて後に行わる」とする。「優優」は「充足して余り有る意」とされ、「優大哉」は「礼儀三百、威儀三千」にかかり、聖人の道は、礼儀三百、威儀三千と、こと細かい所まで行き渡り充足しているとみなす。一方、疏は「優優は寛裕の貌なり。聖人優優然として其の道を寛裕す」とし、「優優」は聖人が道をゆつたりと行っている様とし、「三百三千の礼、必ず賢人を待ちて、然る後に其の事に施行す」と、「三百三千の礼」が「其の人を待ちて後に行わる」とする。會澤は、両者を折衷して説く。なお「洋洋」は疏に「洋洋は道徳充滿の貌を言う」とある。

(二) 俯就企及・一節【訳注】(六) 参照。

47【現代語訳】なんと偉大なのだ、聖人の道は。道徳が充滿し万物を生み育て、その高く大きなさまは、まるで天が万物を生じ覆っているかのようである。聖人は道を天下の人々にもれなく行わせるため礼を制作したのだが、なんともこまかく行きわたり大きいものよ。その数は礼儀三百、その細則三千にもほる。だが、これらの礼は至徳を備えた人物が現れて、はじめて施行される。

《釈義》前章で《道》と《天・人》との《至誠》を述べたが、ここになって、ようやくそれをいかにして事業に施すのかを述べている。

○《聖人の道》とは、まさしく君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友の交わりの五つの《達道》であり、《性に率う》ためのものである。《聖人の道》は《外と内とを合致させ、自己を成し遂げ、他物を完成させ》て、《万物を發育する》にまで至る。その高く大きなさまは、まるで《天》が《物を生み出し》《物を覆う》かのようなものである。すなわち、《聖人の道》は、38節では《至誠なる聖人が、天地の万物を化育するはたらきを手助ける》とされ、4節では《天

下の大本である中と、天下の達道である和を極めて、天地を正しく位置づけ、万物を育む》とされたことなのである。しかし、聖人が《自己を成し遂げ、他物を完成させる》のは、ただ善のはたらきだけでできるものではない。そのため《礼儀とその細則》を制作し、賢者や知者にはほどほどにさせ、愚者不肖者には努力させて、《中》に合した行動をとらせたのであった。これが実際の聖人が万物を發育する手段であり、それら礼の根本は《親親》《尊賢》の《等・殺》に由来しているのである。25節で《喪祭の礼、郊社禘嘗の義》を述べ、32節で《九經》を論及したのも、このことである。そしてこれを施行するのただ法によって導くばかりではない。《しかるべき人がいて、はじめて政治の成果が挙がる》のであり、23・24・25節の《文王の徳》《舜及び武王周公の大孝達孝》《夫子の祖述憲章》などで確認したように聖人が出現して、はじめて《三百・三千》と言われる礼が世界に行われるようになるのである。

48【原文】故曰、苟不至徳、至道不凝焉。

《釈義》承上起下。

○待其人也。至徳即其人、知仁勇之至者。至道即三百三千、親親尊賢、君臣父子以下、達道之至者也。

48【訓読文】故に曰く、苟に至徳ならざれば、至道凝ら^なず、と。

《釈義》上を承けて下を起す。

○《其の人を待つ^た》ことなり。《至徳》とは即ち《其の人^た》にして、《知・仁・勇^た》の至れる者なり。《至道》とは即ち《三百・三千^た》、《親を親しむ・賢を尊ぶ^た》、《君臣・父子^た》以下、《達道^た》の至れる者なり。

【訳注】

(一) 苟に至徳ならざれば、至徳凝らず…「苟」は疏に「苟は誠なり」とあり、「凝」は鄭玄は「凝は猶お成のごとし」とし、朱熹は「凝は聚たり、成なり」とする。

會澤正志齋『中庸釋義』訳注稿（十一）

松崎 哲之（常磐大学人間科学部）

Translation with notes on Aizawa Seishisai's "Tyuuyou Syakugi" (11)

Tetsuyuki MATSUZAKI (Faculty of Human Science, Tokiwa University)

七. 論脩道之事、以見政由禮而立

47【原文】大哉聖人之道。洋洋乎發育萬物、峻極于天。優優大哉。禮儀三百、威儀三千。待其人而後行。

《釈義》前言道與天人之至誠、至此乃言其所以施事業者。

○聖人之道、即達道五、所以率性。合外內、成已成物、至發育萬物。其高大如天之生物覆物。即贊天地化育者、天地位萬物育也。而其成已成物、非徒善之所能爲焉。故制爲禮儀威儀、使民得俯就企及以合於中。是所以發育萬物之實、其本出於親親尊賢之等殺。如前言喪祭之禮郊社禘嘗之義及論九經是也。而爲此者、亦非徒法之所能行。其人存則其政舉、故必如文王之德、如舜及武王周公之大孝達孝、如夫子之祖述憲章、而後三百三千者、可以行於天下也。

47【訓読文】大いなるかな聖人の道。洋洋乎として万物を發育し、峻たかねきこと天に極る。優優として大なるかな。礼儀三百、威儀三千。其の人を待ちて後に行なわる。

《釈義》前に「道」と「天・人」との「至誠」を言い、此こに至りて乃ち其の事業に施す所以の者を言う。

○「聖人の道」とは、即ち「達道五」にして、「性に率う」所以なり。「外内を合し、己を成し物を成し」⁴²、「万物を發育する」に至る。其の「高大」なること「天」の「物を生じ」⁴⁵「物を覆う」⁴⁴が如し。即ち「天地の化育を賛する」³⁸者にして、「天地位し、万物育す」ことなり。而れども其の「己を成し物を成す」は、徒だ「善」の能く爲す所のみに非ず。故に「礼儀・威儀」を制爲し、民をして俯就企及し以て中に合するを得しむ。是れ万物を發育する所以の實にして、其の本は「親を親しむ・賢を尊ぶの等殺」³⁷より出づ。前に「喪祭の礼、郊社禘嘗の義」²⁵を言い「九經」³²を論ずるに及ぶが如きは是れなり。而して此れを爲す者も、亦た徒だ法の能く行う所のみに非ず。「其の人存すれば則ち其の政舉がる」³⁶が、故に必ず「文王之徳」²³の如く、「舜及び武王周公の大孝達孝」^{23・25}の如く、「夫子の祖述憲章」³⁶す

（付記）

『其日菴』の所蔵者である大妻女子大学図書館には、資料の写真撮影及び掲載の許可をいただきました。立教大学名誉教授加藤定彦氏には、『其日菴』の所在につきましてご教示いただきました。ここに記して深謝申し上げます。

街散人。江戸馬喰町二丁目住。寛政初年、白雄に入門。同二年の白雄編『はるの音づれ』が入集の初見。寛政九年頃、同門葛三のあとを受けて春秋庵を継承するが、文化八年（一八一二）頃葛三に返上、年々庵を称した。年々庵は文政五年（一八二二）、門人其春に譲られた。編著に『春興』がある（参考『俳文学大辞典』其堂の項 執筆担当矢野勝幸氏）。

其堂は加舎白雄（信州及び関東を中心に大きな勢力圏を築いた）の春秋庵を一時継承した人物であるから、投句者も以下のように信州、上州が中心となっている。

- ・信州（長野県）
 - ・信濃高遠（伊那市高遠町）
 - ・信濃松代（長野市松代町）
- ・上州植栗（群馬県吾妻郡東吾妻町植栗）
- ・上州吾妻（群馬県吾妻郡）
- ・上州大原（太田市大原町）
- ・桐生（桐生市）
- ・武蔵牧西（埼玉県本庄市牧西）
- ・武蔵本庄（本庄市）
- ・植草（千葉県山武市植草）
- ・行徳（印西市行徳）
- ・常陸（茨城県）
- ・水戸（水戸市）
- ・江戸（東京都）

この月並は文化九年（一八一二）以前の発行である。なぜなら勝句の作者の一人、常陸牛堀の菊雅が文化九年に柿麿と改号する以前の号で入集しているからである。柿麿は『藪鶯』一化政期著名俳人の作品を多数収録したものの。拙稿須田柿麿編『藪鶯』一化政期著名俳人の作品集『人間科学』第34巻第2号、第35巻第1号）に其堂の句を26句収めているが、その最初の句に「搔あけて山路見せうぞ門の雪 エド 其堂」がある。この句は其堂評月並の締めくくりの句と一致する。『藪鶯』は概ね時系列で句を収録しており、前後の作品の作句年代からみて、其堂の月並は文化五年頃の発行である可能性が高い。つまり、柿麿（菊雅）は享和三年（一八〇三）には午心の月並に、文化五年（一八〇八）頃には其道の月並に投句しながら、文化七年（一八一〇）に恒丸が没するまでは恒丸に師事し、恒丸没後は鈴木道彦に学んでいたことになる。成田の素廬もまた複数の宗匠（巢兆・恒丸・翠兄）に投句したが、

このように化政期の作家たちは、自由に複数の判者に投句する者もみられる。しかし、自身の派閥経営を墨守することに拘泥した葛飾派の白芹は、諸派交流という化政期全体の潮流に抗い、他派と積極的に交流した一茶や、日庵一峨を快く思わなかった。生涯句作に執心した常陸牛堀の須田柿麿も、午心、恒丸、其堂の月並には批評を乞うたが、葛飾派には接近しなかったことが本稿に紹介した月並句合によってわかる。

柿麿が編集した稿本『藪鶯』には、今回紹介した月並の判者のうち、午心（3句）、恒丸（90句）、其堂（26句）の作品が確認できる。その他、著名俳人の収録作品数は道彦（185句）、太節（108句）、蕉雨（100句）、乙二（94句）、成美（88句）、鳳朗（81句）、湖中（73句）、樗堂（72句）、梅室（71句）、巢兆（56句）、護物（51句）、一茶（41句）、士朗（32句）、塊翁（30句）、蒼虬（28句）、丈左（25句）となっており、当時の錚々たるメンバーの作品を網羅している。しかし『藪鶯』には、其日庵白芹の作品は一句も見出せない。一茶が葛飾派に取まりきらなくなったのも当然の成り行きだったのである。

結語

本稿では、葛飾派内の其日庵月並句合と一茶園月並を対照し、午心、恒丸、其堂による同時代の月並句合を紹介することにより、文化期における関東俳壇の実態のほんの一端を垣間見た。

永井一彰氏は高著『月並句合の研究』において、「結局は地域・撰者・摺物・点帖などの切り口によってそれぞれの時代の月並句合についての様相を断片的に押さえて行くしかない」と述べ、関西の句合について精緻な考証を行っている。一茶が活動した文化文政期の関東俳壇においても月並句合は膨大に発行されてきたが、これらの散逸が進む前に俎上に載せていく必要がある。近世庶民文化の足跡を精確に後世に伝えるためにも、今後月並句合の考証を地道に積み重ねていきたい。

十一月勝 江戸 鼠伯 常州牛ボリ 菊雅

信今里 渚柳

寺うらや芹の二葉に見る氷

信州 渚柳(勝)

日の夕ふく風もミな氷りけり

鶴里

氷さへたらはぬ庵の皿砂鉢

楚曉

市のミの先曆より買ぞめん

野翠

寒菊や老がほまちの小菜圃

志雀

寒ざくや巨燵から見る植所

桃扇

水音の氷にせまる夜明哉

何翠

寒菊の咲揃ふほど年もなし

三枝

曆壳真似なば伊勢の言葉つき

萬戸

枯芦の根がらミ氷る入江哉

浪兔

未來記をしる心地也曆壳

知春

水れりと夜を引人の口癖ぞ

雪香

門川の氷を覗く家鴨哉

渡江

美しう筋たつ野田の氷哉

亭雨

寒菊に鶏の煤けし伏家哉

春潮

溝川や氷るゆふべ馳なく

同ウエタリ

編笠の古風も語れ曆壳

吾ヅマ

寒菊の里のたつきや干大根

ウエクサ

一とせを露の値歟曆うり

吾ヅマ

菅橋や氷の下をはしる水

上州大原

松の葉の散かさなるや厚氷

二松

曆壳来たり山家の冬かへる

岡盛

松風や氷る硯に菊焚ん

桐生

山市に売きる柱曆かな

旭梅

鳥たつや氷流る、昼の鐘

禾室

寒菊をほしくバかへる古茶釜

上山

寒菊や仏ハ瘦し干菜寺

常陸 兔丸

寒菊や此頃つけし庭の口

行徳 竹茂

花桶の薫りもなしや月水

武牧西 川虫

寒菊や隠居めきし庭のまへ

川鱗

氷る夜や心にさはる筆の先

同本庄 松島

氷る江や水捨ればとも流れ

江戸 賀磯

寒菊や手足をのばす別坐敷

愛枝

家脇の枯竹壁に氷りけり

鶴童

雪霜(しげ)の阡(け)に立や曆壳

昌あき

月よりも氷の光る水田哉

素人

薄氷の中に汐まつ小舟かな

筈峨

寺の畑寒菊や葱に咲まじる

五風

追る、歟墨もかはりぬ壳曆

単伯(勝)

おくれし分

芝山に月影呼歟ニツ鹿

水戸 木君

落し水おしい歟老をなく蛙

梢雨改 湖丸

月の余波こほれか、るや芒の穂

朝三

水澄で山おとかへり後の月

白羽

花鳥の宿さへ月の余波めく

吾妻 一峨

逢ぬやら夜ハ明たれど雨の鹿

芳菊

活花を吹崩さる、十夜哉

全

花す、きうごかぬ昼も夜もあらし

楚堂

新田ハ京の月夜ぞ落し水

全

藁焚て干やしぐれのしほ衣

麦雨

秋風や何をいふても世を申

上州ウエタリ 遠沙

搔揚て山路見しやうぞ門の雪

其堂

この月並は表題がなく判者名も明記されていないが、通常末尾を締め括るのが判者になるので、其堂評の月並であることがわかる。其堂は寛政から天保期の俳諧師で生没年未詳。通称松阪屋治良三良。別号に帰童、年々庵、駿

由之は行方郡武田川岸の人。山居氏。福田屋重左右衛門。「ありのま、」(文政元年)の由之の序文を執筆した。

里石は河野涼谷の前号である。涼谷は行方郡帆津倉村で酒造業を営む。洞海舎。初号は里石で恒丸の手ほどきを受けた。のちに李尺と改め、文政十年以降は涼谷と名乗る。恒丸没後は一具と親しく、「ありのま、」も、鼓(八編)『吾都麻布里』等多くの編著がある。天保六年九月没、七十四歳。

太山亭素迪は成田の人。複数の宗匠に投句しており、異兆、翠兄の月並、恒丸の『葛斎月並抜粹』『春興』にも入集する。編著に『あをたづら』(文化九年)がある。

相翠は成田市飯田町の人。谷本嘉左衛門布恭。主泉亭、一空居士。玉川舎華文の門人。代々の名主。十七歳で鹿島の根本寺に芭蕉句碑を建立。文政五年九月十一日没、八十一歳。婦源院万法一空居士。辞世「入相の鐘の響きや落椿。『鹿島集』上下二卷(化四)を上梓。『玉篋集』では「親友葛斎みまかりて」と述べている。

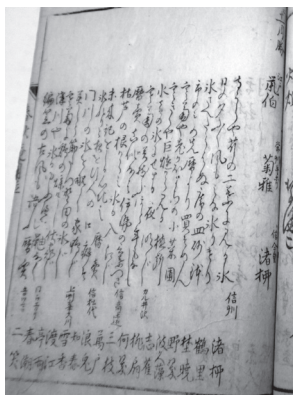
其明は東庄町青馬の人。通称遠藤利兵衛、秋毫亭。

桂丸は銚子小浜の素封家宮内太郎左衛門の実子で、豪商行方屋の六代目として養子に入り、大里庄治郎富文と称した。大里家は海産物問屋、利根川廻船問屋として苗字帯刀を許されていた。初号は桂之。『葛斎月並抜粹』(文化三年 恒丸編)には見えず、俳諧をはじめたのは文化四年(一八一七)以降である。「しきなみ」(文化八年 太節編 前年に没した恒丸の月並を太節が引き継いで刊行したもの)には、「秋の夕誰が身の上ぞ鐘が鳴 テウシ 桂之」を含む二句が桂之号で入集する。この句は浄国寺に現存する芭蕉・桂丸句碑(弘化二年建立)に刻まれている桂丸の句と同一である。恒丸三回忌追善集『玉篋集』(文化九年 太節編)には「桂之」号で妻「さと」とともに入集。『ひさごものがたり』(文化十年 閑斎編)には桂之号で、「鳥のむつみ」(文化十一年 太節ら編)には桂丸号で入集するので、文化十年(一八一三)頃に桂之から桂丸に改号したことがわかる。「恒斎桂丸」という号は師の恒丸の二字を引き継いでいる。恒丸門人による同様な改号の例と

しては、潮来の俳人須田柿磨が文化九年(二八二二)に「菊雅」から「柿磨(柿丸とも)」に改号している。文化十二年(二八一五)三月発行の俳人番付「俳諧四海兄弟合」には「下総桂丸」の名が六段目(最下段)にみえる。文化十三年(二八一六)九月、「恒丸仏七念忌」と前書して、「一人前明て月見るむしろ哉 桂丸」の追悼句を詠む(『随斎筆記』)。文政期の俳人番付では、文政六年(二八二三)春発行「為御覽俳諧大角力」の五段目に、文政五、六年頃発行「正風俳諧師座定」の三段目に、文政五年十年頃発行の「諸国正風俳諧士番附」には銚子の李峰と並んで四段目にランクしている。弘化二年(一八四五)七月二十五日没、六十三歳。積善善心恒斎居士。浄国寺に葬る。文化十四年頃「裏白集」編、文政三年(二八二〇)『椎柴』編、文政四年(一八二二)素月尼三回忌追善集「俳諧蚤の跡」編(桂丸については、第七十回俳文学会全国大会研究発表資料「浄国寺書画帳・著名人たちの筆蹟」二村博発表による)。

恒丸は月並発行を通じて常総地方の宗匠として多くの有力な門人を育成した。恒丸(陸奥三春藩)と一茶(信州柏原)はともに地方出身の宗匠で、両者には親しい交流があった。作家としては一茶の個性が光るが、月並の発行、門人の育成に関しては恒丸の手腕が上回っている。両者の交流については、『鴛鴦俳人恒丸と素月』を参照されたい。

(14) 其堂評月次 (文化五年頃の十一月)



うす衣に風ぞはゆるやミそぎ川

遅来追加

テウシ 汐風(天)

雨にはかり限りもすまじほと、ぎす

雲棧

ゆふだちや小海老のはねる艸のうへ

クシヒキ 其黨

もる、灯は野守が家歟飛ほたる

テウシ 茂桂

白雨の中へはびこる八ツ手かな

雪守

しら雲を巢に作るらむほと、ぎす

三顧

木曾山を出ぬけて見たる田植哉

全

天 汐風 地 桂之 人 九雨

老の荒ひと足づ、に秋近し

小南会主 東騏

六月をふたつしめたりさるすべり

葛齋

辰閏六月

判者の今泉恒丸は、陸奥三春藩領常葉村(福島県田村市常葉町)の出身で、下総佐原(千葉県香取市佐原)に葛齋を結び俳諧宗匠として活躍した人物である。私は今回恒丸の月並を初めて拝見したが、『葛齋月並拔萃』(文化三年恒丸編)は『鴛鴦俳人恒丸と素月』(矢羽勝幸・二村博共編著 歴史春秋社)に掲載した。『葛齋月並拔萃』は、恒丸が毎月丁摺で発行した月並を抜粋して冊子にまとめたもので、文化三年七月から十二月までの六ヶ月分を収録している。同書には「七印」、「六印」の作品のみが掲載されている。月毎の高判者数は、七月(七印6句、六印12句)、八月(七印3句、六印20句)、九月(七印3句、六印21句)、十月(七印3句、六印28句)、十一月(七印1句、六印16句)、十二月(七印1句、六印23句)である。恒丸没後四ヶ月に恒丸の月並を継承して刊行された『しきなみ』(文化八年 太節、兄直編)には、五印の句までが入集している(七印5句、六印40句、五印71句)。

ここに掲載した文化五年六月発行の月並には、「句員六百三十六章之内」(掲載39句)、同年閏六月発行の月並には、「句員五百五十三章之内」(掲載38句)とあり、掲載句は投句総数の6〜7%であったことがわかる。

文化期に恒丸が双樹に宛てた書簡には、「こたびは遅来も多く句負七百斗御坐候(ばかり)ござさうろう」とあり、700句ほどの投句が恒丸のところにあったことがわかる(拙稿「新出秋元双樹宛書簡集」『連歌俳諧研究』)。投句者は常陸、下総の人々で、所書一覧は以下の通りである。

- ・小南(千葉県香取郡東庄町小南) 六、閏六
- ・青馬(香取郡東庄町青馬) 六、閏六
- ・一ノ分(香取市一ノ分目) 六、閏六
- ・長山(香取市長山) 六、閏六
- ・上小堀(香取市上小堀) 六
- ・佐原(香取市佐原) 六
- ・扇島(香取市扇島) 閏六
- ・武田(香取郡神崎町武田) 六
- ・井戸野(旭市井戸野) 閏六
- ・安食(千葉県印旛郡栄町安食) 閏六
- ・萱田(千葉県八千代市萱田) 閏六
- ・飯倉(匝瑳市飯倉) 閏六
- ・成田(成田市) 六
- ・潮来(茨城県潮来市) 六
- ・田川(稲敷郡河内町田川) 六
- ・小野(稲敷市小野) 六
- ・土浦(土浦市) 六
- ・高浜(石岡市高浜) 六、閏六
- ・水戸(水戸市) 六、閏六
- ・田伏(かすみがうら市田伏) 閏六
- ・吉川(埼玉県吉川市) 閏六
- ・大角(香取市大角) 六、閏六
- ・桐谷(香取市桐谷) 六
- ・十三枚(香取市) 六
- ・香取(香取市) 六
- ・山田(香取市) 閏六
- ・萬歳(旭市萬歳) 閏六
- ・幾世(千葉県旭市幾世) 閏六
- ・銚子(銚子市) 閏六
- ・飯田(成田市飯田) 六
- ・牛堀(茨城県潮来市牛堀) 閏六
- ・八子川(稲敷市) 六、閏六
- ・繁盛(行方市繁盛) 六
- ・串引(銚田市串引) 六、閏六
- ・帆津倉(行方市) 六、閏六
- ・小川(小美玉市小川) 閏六
- ・関戸(ひたちなか市関戸) 閏六

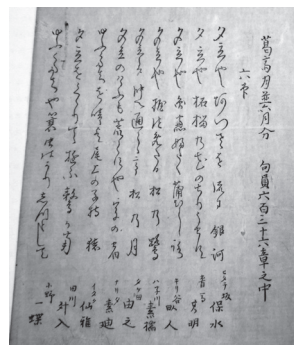
葛齋月並に入集する主な恒丸の門人、知人について、以下に紹介しておこう。特に銚子の大里桂之(のちの桂丸)については、新たに判明したこともあるのでここで少し詳しく述べたい。

蓮の香をついと飛越すミさご哉
 上ハタホ 思文
 紅蓮や中／＼雨は降らぬさま
 水戸 規外
 有明を風情に持てはすの花
 水戸 我三
 竹斎は紙の衾を土用ほし
 カート 二ノ 史僊
 虫干ややまと錦の月と花
 上 小川連
 虫干や琴篋薫る松の風
 土浦 二ノ 千万里
 むし干や凡夫のむかし思ハるゝ
 クシ引 一醉
 子は雛のうしろに寝たり土用ほし
 サハラ 二ノ 自耕(天)
 むし干や雀の覗く米ふくべ
 タカハマ 千秋
 虫ほさぬ家とてもなき都かな
 一ノ分 素瑞
 双紙干す虫来て拾ふ雀哉
 ますみ
 遅来追加
 植つ、もうしろへほふる早苗哉
 イヒ田 柑翠
 画で見れば皆うつくしき田植哉
 二ノ 企
 横雲の筑波をさしてほとゝぎす
 水戸 歌宿
 若葉ほど酒醒安きものはなし
 、 規外
 雪の影踏けす田子の田植哉
 、 静丸
 雨の蛍いくツ寄ても淋しいぞ
 カトリ 梅暁
 買ふて見れば手に持あまる菖蒲哉
 小野 恕橘
 秀逸七印
 ホツクラ 里石
 琵琶やめて寝やうとすれば蓮の月
 天 自耕 地 素廸 人 馬逸
 海原にもやうのつくや雲の峯
 宮本会主 路哉
 神の灯に来てても哀よ夏のむし
 葛斎
 辰六月
 (13) 葛斎月並閏六月分 句員五百五十三章之中 (文化五年閏六月)
 六印
 うぐひすの居候あり藪清水
 扇シマ 二ノ 東洋

清水とは三月ばかりの名なるべし
 汲るとて月をなくせし清水哉
 山シミヅ釣がね草のあはたゞし
 真清水に濁りし夏はなかりけり
 ひや／＼と松影ひたす清水かな
 嘉石衛門が筆もそゝぐ歟磯清水
 松ありて名どころらしき清水かな
 木鼠の尾先濡らすや苔清水
 葛の葉に清水むすぶや松原寺
 市中を清水流るゝ木曾路かな
 貝葉がしたり兒なり湧清水
 こ、ちよや夕がほ這ハす屋根の洩
 夕兒のとりにまりなき月夜哉
 ゆふがほの下は安けれもろ白髪
 夕がほや露はそろ／＼秋をもつ
 ゆふ兒の影に画嫁の化粧かな
 猿曳が宿をとなりに花ひさご
 夕兒に日の暮やうのゆる／＼し
 夕がほの海士が臥處を曇す歟
 夕がほやおほとけ造る恵心様
 宗貞が恋せし軒歟はなひさご
 むら雨をあたらしうする御祓かな
 萩の葉に馬もくさめて川はらへ
 鯨ふめ御祓のあとの夕がらす
 おなじ事いふてはくゞる茅の輪哉
 夏もはや川一すじの御祓かな
 五位鷲は穢れぬものよ御祓川
 入相は常のやうなりみそぎ川
 一之分 素瑞
 ホツクラ 里石
 万ザイ さひこ
 小川 義仙
 井戸ノ 斗橋
 イヒクラ 之綱
 常ノ坂 如昇
 八子川 志行
 テウシ 桂之(地)
 大角 四ノ 三顧
 田伏 雪守
 タカハマ 三有
 セキ戸 池月
 長山 二ノ 文交
 ヲノ 里角
 カヤ田 二ノ 須香
 大角 仙玉
 小川 義仙
 ヒタチ坂 秋雨
 テウシ 桂之(地)
 水戸 湖中
 山田 雲槎
 小南 如翠
 ヲシ川 青山
 安シキ 九雨(人)
 牛ボリ 潮水
 青馬 其明
 イクヨ 石鯨

- ・上総小糸 (君津市かづさ小糸) 七
- ・下総関宿 (野田市関宿) 六、七
- ・下総登戸 (千葉市) 六
- ・下総古河 (茨城県古河市) 六、七
- ・下総野々井 (取手史野々井) 七
- ・潮来 (潮来市) 六
- ・常陸北条 (つくば市北条) 六
- ・川越 (埼玉県川越市) 六、七
- ・武蔵飯能 (飯能市) 六、七
- ・駿府清水 (静岡県清水市) 六
- ・伊豆下田 (下田市) 六、七
- ・姫路 (兵庫県姫路市) 六
- ・駿府今泉 (富士市今泉) 七
- ・午心の月並投句者には「漣漪子」「虎風子」「錦糸子」という身分の高い人に用いられる俳号(子がつく)が見られるが、管見では人物特定ができない。
- ・ここで注目しておきたい人物は牛堀の菊雅(のちに柿磨と改号)である。須田柿磨は常陸国牛堀村(茨城県潮来市牛堀)の人で、牛堀村、永山村の庄屋を勤めていた。俳諧は下総佐原の今泉恒丸に学び、恒丸没後は江戸の鈴木道彦に師事した(「拙稿」須田柿磨編「藪鷺」・化政期著名俳人の作品集(上))『人間科学』第34巻2号)。柿磨が恒丸の門人となる以前の享和三年(一八〇三)には午心の月並に投句し、文化五年(一八〇八)頃には其堂の月並にも名を連ねていたことが本稿で紹介する月並句合によって判明する。ただし、葛飾派の白芹、一茶の月並には柿磨は入集していない。
- ・行徳 (印西市行徳) 七
- ・下総春海 (匝瑳市春海) 六、七
- ・下総中田 (古河市) 七
- ・常陸牛堀 (潮来市牛堀) 六、七
- ・常陸小田 (つくば市小田) 六
- ・水戸 (水戸市) 六
- ・武蔵直竹 (飯能市直竹) 六、七
- ・幸手 (幸手市) 七
- ・駿府原 (沼津市) 六
- ・遠江中泉 (磐田市中泉) 七
- ・駿府伊豆 (伊豆市) 七

(12) 葛齋月並六月分 句員六百三十六章之中 (文化五年六月)



- 夕立やあつさをながす銀河
 - 夕立や栢榴の花のちりうせす
 - 夕立や円窓ふたく蒲むしろ
 - 夕立や握つめたる松の鷲
 - 夕立は沖へ通して松の月
 - 夕立のけふも荒らすや草の宿
 - ゆふだちを啼歎尾上の子持猿
 - 夕立をくぐりて遊ぶ鶯(あひろ)かな
 - ゆふだちや糞虫ばかりじつとして
 - 夕立やこころをなくす蚊坐のうち
 - 鳩鳥のそつと巢を出よ蓮の花
 - 露の蓮洗ふて見たき心かな
 - 薄雲か囁も優し水芙蓉
 - 蛙さへ仏ご、ろ歎蓮のうへ
 - また夢の裏町ぬける蓮見かな
 - 世をそけて蓮に隣る庵かな
 - 釣殿や蓮のまくらに昼寝せん
 - うつくしう鴉もぬれよ蓮の花
-
- ヒタチ坂 保水
 - 青馬 其明
 - キリ谷 叭人
 - 八子川 素橘
 - タケ田 由之
 - ナリタ 素廬(地)
 - イタク 仙雅
 - 田川 升入
 - 小野 一蝶
 - ハンゼウ 翠月
 - 小南 如翠
 - ヲノ 可哲
 - 上コボリ 二ノ 正荷
 - 十三枚 四ノ 東洋
 - 大角 五ノ 三顧
 - 長山 寸甫
 - 八子川 よし丸
 - 小南 馬逸(人)

負すまふ夕日ハ兎に残りけり
 ともし火も秋深き地や遠鳴子
 八さくや旭に朝顔の外曲輪
 ほうづきや舟の遊女の誰をまつ
 音七ぬハ雨になりけん遠鳴子
 八さくや遠からずして田雀の声
 今一里た、ぬ夕日に鳴子哉
 ほうづきや草より見する秋の色
 発心の夜もいとまなし鳴子繩
 六月分遅来
 秋のセミちりかゝる日の梢哉
 ○箱崎の草に落る歟秋の蟬
 水かげも松の下るや秋のセミ
 宵をどり湖水の月をうしろ哉
 きのお見てけふ見てうれしわせ田づら
 花桔梗短う手折る女哉
 ○かげはしも同じ心よをどり人
 白露ハしら露にして桔梗哉
 ○おもふ事の瀬もその内か天の川
 踊子のひとりはなれて見られけり
 卷中秀逸老鏡
 松風も国の声也たのもの日
 (えはか) 絵行器やそゆる詞も空の事
 ほうづきや音に鳴秋に翌ならう
 わたし場で名を問れけり角力取
 ほうづきの舌から秋の呼吸哉
 うつくしう笑て起る角力哉
 全六印

全
 三ノ 玉桂
 四ノ
 五ノ
 全
 下サイナムラ
 芳竹
 上サ小イト
 獨歩
 宜風
 歩月
 蘇雲
 全
 武サツテ 一塘
 スンプイヅ 雪喬
 全
 上サ小イト 魚百
 名出橘
 全
 連車
 宜風(天)
 スン今泉 如梁
 下サセキヤド 関裏
 連瀟子
 豆州下田 漁硯

をりたらぬ国の広さよ渡る鷹
 武川越 臥雪
 鷹啼や闇おし戻す汐明り
 呑馬
 朝毎の富士に走らん鳴子引
 下サセキヤド 冬翠
 判者
 京と見て見増しけり我国すまふ
 葎雪庵
 葎雪庵午心評月並句合には、「総連百六十一客 句員八百五章」(享和三年六月 掲載78句)、「総連百六十八客 句員八百四十吟」(同年七月 掲載88句)と、投句者数と総句数が明記されている。そのため、投句者全員が一人五句ずつ投句していること、総合投句数の約一割が月並に掲載されていることが判明する。白芹の月並掲載句数は平均的には60句前後、一茶の月並は40句かそれより少ないくらいである。大島完来を中心とした雪中庵派の一大勢力に比べると、葛飾派は小規模な内向きの俳諧グループであったことがわかる。
 判者の葎雪庵午心は相模国小田原生まれ、江戸住。岩波氏。初号山花。別号葎雪庵、柳下。蓼太、完来門人。天明八年(一七八八)刊『探荷集』五篇に「山花改午心」とある。『探荷集』は蓼太判月並句合の精髓で、初編は安永十年(一七八一)宇平編、二・三編はともに天明六年(一七八六)に白麻が編、四編は天明八年に星衣が編、五・六編は寛政元年(一七八九)に午心が編集している。午心は雪中庵派における中心的な存在だったのである。葎雪庵は門人の北元が継承した。文化十四年(一八一七)一月十三日没、六十四歳か。三回忌追善集に『玉田集』、『玉田集後編』(北元編)がある(参考『俳文学大辞典』「午心」「探花集」の項。執筆担当加藤定彦氏)。
 午心のテリトリが常総地方にあったことは、以下の投句者所書一覧によつてわかる。
 ・上総吉井(千葉県松戸市吉井町) 六、七
 ・上総長南(長生郡長南町) 六、七
 ・上総金谷(富津市金谷) 六
 ・小原(館山市小原) 六
 ・稲村(館山市) 七
 ・上総東金(東金市) 六

人、八朔の田や千町の片男浪

○ 負角力野分過たる柳哉

葎叢(人)

四点一句アリ

五点之部

音のして山暮はやし遠鳴子

勝ものにして見られけり関角力

廠の来る声や北斗の闇斗

手ぐり渡しにそへてあり鳴子繩

夜半の厂空ハ七度転じけり

さぐりよる夜のはしらや鳴子繩

ほうづきや唇赤き美少年

八朔や旭か、へてミねの松

○遠鳴子月夜の松のミゆる也

風の厂蚊屋の裾うつ寒ミ哉

ほうづきや恋しる迄を花ごゝろ

いなづまの柳すさまじ闇の厂

夕露について繋でもどる鳴子哉

小夜鳴子水碓に引せけり

川舟の潜て返る鳴子哉

月の厂豚の寝顔にうつりけり

遠なるこ縄より闇ハもどりけり

梅に雀たのむの日影きれい也

八朔や伏家も青きあらむしろ

水鳴子月ハ遠瀬にうかミけり

機にかる手にほうづきを与へけり

松風やいづれのおどり遠鳴子

美しう生れ過たりすまひとり

見てさびし鳴て淋しや一ツ厂

常ウシボリ 知水

下サセキヤド 周是

々 萬成

武ナヲタケ 白水

下サハルミ女 ちかね

々古河 雀沖

兔山 兎山

下サ中田 素桐

々セキヤド 関裏

二ノ ちかね

全 漣漪子

二ノ 三ノ

連車

花貢

下サホウシハナ 桂浦

武ハノノウ 阡蘭

全 全

ムサシノ 甘谷

エン中イヅミ 子方

ほうづきやゆれてハ母の袖に泣

○引てする我身の秋を鳴子哉

○ほうづきや偽しらぬ舌のうへ

しとやかに語行也角力とり

行舟の空に声あり夕鳴子

遠鳴子山のあなたを守りけり

葉がくれのほうづきも秋の及びけり

浅草の牛引すて、鳴子哉

白頭翁ほうづきうりに出にけり

ものかげのさびしき畑や夕鳴子

八朔の鳩や穂並のこほれ露

○遠鳴子柳うごけバくる、也

八朔の山雀鳴て日の出哉

○初厂や三日月ひとり江の東

聞たびに枕の上よ夜の厂

厂折く聞ハ又寝の又寝哉

○鳴子より鳴子に音のわたりけり

市跡の夕べはさびし渡る厂

機をりの尺とりに来る角力哉

玉の緒をひかへてくる、鳴子哉

八さくやかたり尽して昼の夢

○厂なくや眉に消きる沖の雲

怠れバ蜘蛛のよるべや鳴子繩

ほうづきや振る間も音を捨ず

はらからにをミなへしあり角力取

はし落て苧ふす上や月の厂

八さくや神の灯清き百姓家

武川ゴヘ 菟水

全 全

々 臥雪

々サツテ 玉桂

々ハノノウ 一塘

々 平砂

々 良護

々 算光

上サ長ナン 白雉

々 如泉

下サノ、井 白斧

々 洲佐

々古河 全

上サヲシヒ 午逸

下サノフト 山水

川ゴヘ 提舟

々 梅足

々 吐屑

二ノ 雅変

二ノ 呑馬

イヅシモダ 宜風(天)

々 斗才

々 雪漁

二ノ 午影

行トク 玉桂

々 裏山

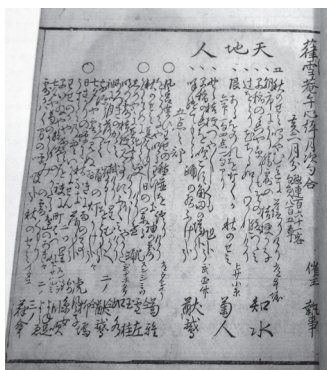
雅乙

秋の蟬風見ゆる日を命哉	上サ長ナン	白芹
かし小袖金屏深き女かな	二ノ	
○あか棚に残りて白き桔梗哉	ヒメヂ	魚文
鴨のたツタを里のおどり哉	玉柳	
花にうらむ入相をそく星やかた	川ゴエ	五嶺
戸田にふね守る人なし秋のセミ	々	藻思
○秋のせみ日もつれづれの柳哉	二ノ	
わせの香や舂をこぼるゝ水の道	々	布殻
来る年を籠の子におもふおどり哉	全	
秋のセミ羽にうら返す夕日哉	武ハンノウ	小舟
あきのせミ百貫点の日ざし哉	水戸	真影
硯洗ふ手も鵲のぬれ羽哉	上サヨシヒ	山水
おどり子や絞らば袖も花の露	川ゴヘ	臥雪
○踊り子の顔に他念ハなかりけり	上サトウガネ	白雅
わせの香や同じ所に雪のミね	静意	
○七夕や君とまじハる手向うた	業古	
にしき木も流れ来つらめ天の川	菴道	
早稲市やうらむの浜のかゞりぶね	芳竹	
秋のセミ日さすはしの浅セ哉	二ノ	玉桂
わせ刈て酒ある浦の筥家哉	行トク	以得改
咲をれて雨なき河原桔梗かな	下サ古河	秋宜
をどり子に朝寝ゆるして暮哉	午逸	
盆おどり昼ハさびしき杜頭哉	々	南斗
○おどり子やうしろハ閑の白うち	々	仙風
五月分遅来	々	馬変
日の丘の一の鳥居や岩清水	々	久丸
瓜の香や人には袖のいらぬ時	々	全
夜のあつさ寝て聞馬の呼吸哉	武川ゴエ	臥雪

汲かへて客にまかせり冷し瓜	全	
夕□のうへに風澄さらし哉	々	五嶺
松風の底すミわたる清水哉	々	李鷹
○貢瓜母深切に守る也	々	菟水
影とめて古哥を吟ずる清水哉	上サトウガネ	白羽
卷中秀逸老鏡		
なべて世ハ秋のにしきぞ星の歌		祇孝
おもふほといはで明けん女七夕	下サセキヤド	三西
夕空の日に向あへず秋の蟬	々	ハルミ
木くに見る日の表や秋のセミ	武川ゴヘ	千三
行あひの橋より揃ふ踊哉		菴星
五月分遅来全		
御池の蛙も飛ぬ暑かな	武川ゴヘ	李鷹
六印		
別るゝも逢も真砂ぞ星の恋	上サ小原	菊人(地)
水早し秋澄蟬の七瀬川	菴星	
早稲の香や土橋板ばし船渡し	常州北条	眠石
判者		
待しより遠ききのふよワかれ星	菴雪庵	
(11) 菴雪庵午心評月次句合 (享和三年七月)		
亥七月分 惣連一六八客 句員八百四十吟	催主	業古
天○ 厂鳴や晴嵐に夜のしづむ時		
○ きれ鳴子それなりにして暮ゝ也	宜風(天)	
老鏡一句アリ		
五 厂がねのいなづま荷ふ淡路哉	武川ゴヘ	和琴(地)
地○ 関とりて呼れて母の涙かな		
五 日の落るかたに音あり遠鳴子		

江戸に宗匠としての地盤を固めることが叶わなかった一茶にとって、毎月の投句を集約する方式の月並運営は困難となった。それよりは江戸、常総の知人や門人を巡回する方が効率がよく、なおかつ対面による濃密な交流が実現できる。そのような状況に即した最善の方法として、一茶は月並の運営をやめ、漂泊生活を送ることになったのであろう。

(10) 葎雪庵午心評月次句合 (享和三年六月) 催主 執筆



亥六月分 惣連百六十一客 句員八百五章
 五 秋のせみ鳴やむ迄に蔭りけり 常牛堀
 天、朝市にうり勝露の桔梗かな 知水(天)
 、早稲の香や交りもその腹つゞみ
 、辻をどり花ちる如くワかれけり 上サ小原
 地、限あるをのれをなくか秋のせみ 菊人(地)
 六印一句 四点一句アリ
 、野、桔梗つやしくも旭哉 武直竹
 人、早稲の香を吹こす角田の堤哉 猷鷺(人)
 、呼継でもどる踊の夜ふけ哉
 五点之部
 ○風呂貫ひわセの穂並を語りけり 常ウシボリ 菊雅

をどり子や明るわびしき袖の露
 秋のせみ足はねし日の闌る也 (舎)
 ○かりそめに出て更しけり盆踊
 しめやかに聖聞へけりほしやかた
 明の露桔梗見事にふくみけり
 あかつきのかゞみ拭けり星むかへ
 袖に月落て崩る、をどり哉
 家深くそへて踊の灯かけ哉
 七夕や雲見ぬさきに雨の琴
 ○日ざかりの蟬に秋なき茂り哉
 うすゞみの空いかにせん二ツ星
 わせのかや不尽を袂に町はづれ
 早いねや旅僧のかたる鳥のあき
 七夕や葛のうらみの露ぐもり
 露かハク間の呼吸哉秋のせみ
 誰が花と手をらる、身ぞ盆踊
 玉の緒のゆるぎの松よ秋のせみ
 わせ刈や小田から咄す窓の母
 露に日のミへて桔梗のさかり哉
 空も水も妙へ也星の夕間ぐれ
 松風に暮おとりけり秋のせみ
 ○秋と見へそめぬ桔梗の小雨より
 ほし合の夜や野ワたしの捨小舟
 花涼しき、やうが原の朝ぼらけ
 ○わせの香や笠木ぬかづく舩の中
 尼ハ尼と身をかたりけり星こよひ
 日に付て松を廻るや秋のせみ
 おどる夜やあふて恥たる親子草

全 スンシミヅ 雪左
 玉桂
 武ナホタケ 如水
 全 二ノ 猷鷺(人)
 柳鳩
 全 (人)
 虎風子
 錦糸子
 臥吹
 スンハラ
 下サハルミ よね足
 二ノ よしゑ
 三ノ
 イタコ 葎傘
 二ノ 漣漪子
 三ノ
 全 全
 下サハルミ 久丸
 イヅシモダ 午影
 下サセキヤド 因是
 全
 ヒメヂ 隣々
 祇孝
 武ハンノウ 昨蘭
 上サカナヤ 此柱
 常小田 壺仙
 セキヤト 三酉

・駿府富士川（静岡県富士市）二、三、四、六、七、九、十、十二、角觥
 ・駿府大宮（富士宮市）二、三、四、六、七、九、角觥

・駿府松野（富士市）、六、七、九、角觥

・遠江中泉（磐田市）二、三、四、六、七、九、十

・遠江見付（磐田市見付）三、九

・豆州熊坂（静岡県伊豆市熊坂）三

・洛（京都）二、七、九、十二、角觥

・甲州鯉沢（山梨県南巨摩郡）三、四

葛飾派は、一世素堂（官を辞して江戸上野不忍池畔に隠棲）、二世馬光（江戸本所石原居住、幕府の御家人）、三世素丸（本所長崎町のち日本橋浜町居住）四世野逸（江戸葉研堀居住、幕府の旗本）、五世白芹（日本橋馬喰町で百姓宿を経営）と、江戸を拠点にして江戸蕉門を標榜してきた。化政期の葛飾派を支えたのは、この伝統的な地盤である。

判者の白芹は馬喰町で宿屋を営んでおり、馬喰町、亀井町、通油町といった町地（現在の東京都中央区近辺）の投句が散見される。また、麴町、日比谷（千代田区）菊川町（墨田区）、深川、小名木（江東区）、虎ノ門、赤坂（港区）、住吉町、牛込（新宿区）は武家地で、万年町、柳橋（台東区）は寺社地である。葛飾派は江戸を中心に一定の門人を擁し、駿府、遠江の人々とのつながりもあつたことがわかる。

一茶の月並と白芹の月並を比較してみよう。一茶園月並は、四（27句）、四ノ二（欠損）、五ノ一（22句）、六ノ二（8句）、七ノ二（21句）、九ノ一（24句）、九ノ二（24句）、十ノ二（22句）が確認されている（『一茶全集』第七卷所収）。催主は本船町（中央区日本橋）の祇兵が担当し、毎月三つの季語を公表して作品を募集、二十四日に締め切った。投句料は三句一組二十四文であった（『信濃の一茶』矢羽勝幸著 中公新書）。

一茶園月並の投句者の所書を地域別に分類すると以下のようになる。

- ・南総富津（千葉県富津市）四、五、七、九、十
- ・南総金谷（富津市）四、五、七
- ・南総青木（富津市青木）五、九

・百首（富津市）六

・南総木更津（木更津市）四、五、七、九

・安房保田（安房郡鋸南町）四、七

・下谷（東金市下谷）五、九

・北総小金（松戸市小金）五、十

・南総田川（茨城県稲敷郡河内村）五、九

・小名木（東京都江東区）四、五、六

・日本橋（中央区）四

・本郷（文京区本郷）六

・神田（千代田区神田）九

一茶の門人は下総、上総、安房地方にあり、江戸を中心とした白芹の縄張りを侵食することはなかった。中でも織本花矯がいる富津、選択寺の大椿がいる木更津は一茶の重要なテリトリーであった。

其日庵月並と一茶園月並の両方に入集している人物が一人だけいる。それは小名木川の星阿である。星阿は今紹介した其日庵月並で唯一「七印」の高評価を得た句「はとふきやおのれにかゝる松の露」の作者である。「鳩吹」は鹿狩りの時などに獵師が手のひらを合わせて吹いて鳩の鳴き声に似た音を出すことで秋季。聴覚、触觉に訴えた野趣あふれる句である。小名木の俳人としては、其日庵月並に止鳥、一茶園月並に菜雨が入集しているが、星阿以外には投句者の重複はない。

『葛飾蕉門分脈系図』の一茶の項には、「文化年中一派の規矩を過つによつて、白芹翁永く風交を絶す。」とあるが、実際には一茶が白芹の句会に出席するなどの交流があり、「風交を絶す」というような大げさなものではなかった。ただ、両者の間に不穏な空気があつたことは事実で、社交家の一茶は本心をおし殺して白芹と交際していたようである（『一茶大事典』矢羽勝幸編著 大修館書店 白芹の項参照）。西国行脚を終えて江戸で存在感を示しはじめていた一茶は、白芹が牛耳る葛飾派内では依然として同門他郷の脇役宗匠としての位置付けのままであった。一茶は白芹に気を遣いながらも次第に葛飾派とは距離を置き、派閥にとらわれない広い交流を行うようになる。

に知られている。

白芹率いる葛飾派のテリトリーを把握するため、「其日庵句合」8点(享和三年 二、三、四、六、七、九、十、十二月発行)と「其日庵角觥句合」1点(文化二年 閏八月発行)に見られる所書を地域別に列挙しよう。尚、町名には括弧で現在の地名を補い、漢数字で発行月(「角觥句合」は「角觥」と表記)を付記した。

- ・馬喰町 (東京都中央区日本橋馬喰町) 二、三、六、七、九、十、十二、角觥
- ・亀井町 (中央区日本橋小伝馬町) 二、三、四、六、七、九、十、角觥
- ・通油町 (中央区日本橋大伝馬町) 二、三、四、六、七、九、十二、角觥
- ・中橋 (中央区) 二、七、十、十二、角觥
- ・橋町 (中央区日本橋橋町) 二、三、十、角觥
- ・木挽町 (中央区) 四、六、七、十二、角觥
- ・小網町 (中央区日本橋小網町) 四、六、七
- ・鉄砲洲 (中央区湊) 三、四、十二
- ・伊勢町 (中央区日本橋) 六、角觥
- ・横山町 (中央区日本橋横山町) 九、十
- ・橋本町 (中央区日本橋本町) 二
- ・通旅籠町 (中央区日本橋) 十
- ・糺町 (千代田区麴町) 四、六、七、九、十、十二
- ・雉子橋 (千代田区) 三、四、六、七、十、角觥
- ・日比谷 (千代田区) 二、三、六、七、十
- ・桜田 (千代田区霞ヶ関) 二、三、四、九
- ・神田 (千代田区神田) 六、九、十、角觥
- ・番町 (千代田区) 二
- ・同朋町 (千代田区神田同朋町) 六
- ・菊川町 (墨田区菊川) 三、四、六、七、九、十、十二
- ・四ツ目 (墨田区) 二、三、六、七、九
- ・一ツ目 (墨田区本所) 二、九、十、十二
- ・六間堀 (墨田区) 二、三、四、十
- ・柳島 (墨田区、江東区) 六、七、十二
- ・両国元町 (墨田区両国) 二、四、十二
- ・石原 (墨田区石原) 十二
- ・万年町 (台東区上野) 二、三、六、七、九、十、十二
- ・柳橋 (台東区柳橋) 二、四、六、九、十二
- ・池之端 (台東区池之端) 角觥
- ・深川 (江東区深川) 二、四、六、七
- ・猿江 (江東区猿江) 七、九、十、十二
- ・虎門 (港区虎ノ門) 二、三、四、六、七、九、十、十二、角觥
- ・赤坂 (港区赤坂) 二、六
- ・住吉町 (新宿区住吉町) 六、十、十二、角觥
- ・牛込 (新宿区牛込) 二、三、六
- ・丸山 (中野区丸山?本郷丸山) 二、三、六、七、九、十、十二
- ・新堀 (江戸川区新堀) 十
- ・中泉 (狛江市中和泉) 二、三、四
- ・武蔵草加 (埼玉県草加市) 二、三、四、六、七、十、角觥
- ・武蔵釣上 (さいたま市岩槻区釣上) 九、十二、角觥
- ・越巻 (越谷市新川町) 三、九、角觥
- ・七左新田 (越谷市) 三
- ・下総多古 (千葉県香取郡多古町) 二、三、四、六、七、九、十、十二、角觥
- ・行徳河原 (市川市) 二
- ・上毛館林 (群馬県館林市) 二、三、四、六、七、九、十、十二、角觥
- ・大仁田 (甘楽郡南牧村大仁田) 七
- ・武蔵戸塚 (神奈川県横浜市戸塚区) 四、七、九、十、十二
- ・川崎 (川崎市) 六、九
- ・武蔵金沢 (横浜市金沢区) 角觥
- ・下毛藤岡 (栃木県栃木市藤岡町) 三、七、九、
- ・本所 (墨田区本所) 十二、角觥
- ・橋場 (台東区橋場) 二、九、十
- ・小名木 (江東区) 六、七、九、十
- ・同朋町 (港区芝五丁目) 十二
- ・柳町 (新宿区市ヶ谷柳町) 十
- ・松島 (江戸川区松島) 十二
- ・緑町 (府中市) 三
- ・武蔵加須 (加須市) 二、三
- ・久喜 (久喜市) 六
- ・富山町 (南房総市) 四
- ・上毛桐生 (桐生市) 角觥

木つゝきの鰐聞馴つ神の場	日本バシ	有扇
椎の木のさはり三百寺つゝき	本所	雪電
列鳥や夕日寂たる角やくら	白融	
先ひとツ客に譲りて木の子狩	不二川	一枝
茸狩やつまづく足の拾ひもの	松野	里遊
たけ狩や酒に酔ハせる山法師	京都	下山
六 茸狩や独ハぬけて龍田越	桐生	乙人
山姥のむかし語りや木の子がり	花王田	故山
たけ狩や足もと闇き二日月	釣上	白秀
茸狩や手もとハくらき山の裾		野静
たけ狩や戻れバ袖に露斗	木ヒキ丁	芦雪
やま／＼を香に引るゝや菌狩		青齋
洩れる日にこゝろ惑ぬ菌狩	三ノ	五風
六 茸狩や足のもとなる滑川	品川丁	洞芝(天)
たけ狩や誠の道へ踏まよひ		五葉
たけがりや露さま／＼の品定		壽碩
たけがりや魁ひとり隠し簀	上サ峯上	孤洲
茸狩や友呼かハす女こゝろ		鹿文
踏崩すあとを恨や菌狩	南八連	生月
六 茸狩や見る目かく鼻地獄谷	武増林	松園
たけ狩やきのふの雨をはツ桜	全松伏	涼花
茸狩やわかれ／＼の呼子鳥	池のはた	連旗
たけ狩や役ノの行者も踏ぬ道	八代連	鼠大
茸狩の迂りし跡を葉かな	アサクサ	指尺
谷越に届かぬ恋や木の子狩	全	一醉
茸狩や花にハ山のうら表	キジハシ	峯山(人)
たけがりや目にさへぎつて水の星	日本バシ	有聲
天 泪芝	地	素潤
	人	峯山
	催主	

後題 栗 鳴 九月尽

其日庵句合は今回、享和三年(一八〇三)二月、三月、四月、六月、七月、九月、十月、十二月発行の8点が確認できた。これらは白芹が率い一茶が所属した葛飾派の勢力を知る上で貴重な資料である。判者の白芹は江戸馬喰町三丁目目で百姓宿を営んだ。関根三石衛門昭房。葛飾派五世其日庵。別号に素水、素芹、桂洲。安永六年(一七七七)、溝口素丸に入門、天明元年(一七八一)執筆となる。のち判者となり桂洲と改める。享和二年(一八〇二)、其日庵を継ぎ、白芹と改める。文化十四年(一八一七)十月二十一日没、六十二歳。

句の上部に「六」「七」とあるのは、「六印」、「七印」の句であることを示している。例えば、青野大節(下総小南の人)が出版した『しきなみ』(文化八年刊)、『鴛鴦俳人恒丸と素月』(矢羽勝幸・二村博共編著所収)には「七印」5句、「六印」40句、「五印」71句が収録されている。評価は点印が多い方が高く、現代風に言い換えれば「七印」は秀逸、「六印」は入選、「五印」は予選といったところである。

各月の丁摺の冒頭には通番が記されており、一三九会(享和三年二月)から一四九会(享和三年十二月)までの発行が確認できる。葛飾派では毎年正月に歳旦帖が発行されていた(「一茶と葛飾派」前田利治「一茶の俳風」)から、一月分の其日庵句合は発行されていなかったのかも知れない。毎年11回発行されていたとすれば、其日庵句合の第一会目が発行されたのは、十二年前の寛政三年(一七九一)頃だったと推定される。白芹が其日庵を継いだのが享和二年(一八〇二)であるから、其日庵句合は四世加藤野逸の頃に始まったと考えられる。

葛飾派は葛飾隠士素堂を祖とする俳諧の流派であり、素堂の別号「其日庵」を継ぐ者が代々この派を束ねている。其日庵は一世山口素堂、二世長谷川馬光、三世溝口素丸、四世加藤野逸、五世関根白芹と継承された。三世素丸は安永七年(一七七八)に其日庵を四世野逸に譲って隠居して涓浜庵を称している。修学期の一茶が涓浜庵素丸の執筆(書記役)を務めていたことはつと

諸鳥の納屋に群居る野分かな
笠の骨かぶつて戻る野ワけ哉
海原へ出てはつまづく暴風哉
女し鷹や向ふ野分に一文字
飛雲の草にすり行暴風哉

スン松の 芳辞
全不三川 此友
花玉田 帆曉
武釣上 喜篤
素雄

船場また踏上げたる野分かな
文月の花に可祝の野分かな
ひとつ家を裸にしたるのワけ哉
駒ひとつ吹絵にはしる野分哉
堪忍のたまりかねたる野ワけ哉
霧に成あられに降り野ワけ哉
まつ一木野分の月をたもち晁
飛で行神もあるべきのワけ哉
曳舟の繩手かなしき野わけかな
飯はしを一足もどる暴風かな
原へ出てちからの戻る野ワけ哉
夜もすがら水明りしてのわけかな
月高く梢はなれて野わけ哉
あら波を削て走るのワけかな
鎗持の行列崩すのわけかな
金掘の浮世をしらぬ野分哉
松へ来て月の息つく暴風かな
山姫の帯のとけたる野わけ哉
蔓草の手もち倒す野分哉
松ばかりすがた乱さぬ野分哉
小男鹿の追まぐらる、野分かな
居りけり野分の跡に夕月夜

虎御門 野静
スン大宮 野芹
全 千之
通油丁 魯丸
武コシマキ 要月
虎御門 五風
上毛館林 蹄砂
全 全
武艸加 秋扇
日本バシ 梅丁
馬喰丁 翠雲
下フサタコ 餘耕
全 洞芝(天)

水戸 雲羅
スミヨシ丁 寿硯
虎御門 秀曉
池のハタ 聞角
ヲハリ丁 窓曉
武金沢 在調
全 万岳

金吹丁 葛洞

六 種小屋へ鳥を吹こむ暴風かな

拝殿に鳥の集る野ワけ哉
骨ばかり残るか、しの野分かな
花を見るまでなき小屋を野分哉
荒瀧とちから競へるのわけ哉
木つ、きやはら立振に水喰ふ
啄木鳥や経よむ鳥も道中に
木つ、きやいくら喰ふても秋乾き
木つ、きや注連すべき木も憚からず
木つ、きや雷の闇きの入りし松
うたがふな石に立矢もてらつ、き
啄木鳥の落すや蝉のから衣
念仏に拍子の合ふやてらつ、き
木つ、きや斧のこだまとこんくらべ
世ワたりハ枯木づたへや寺つ、き
啄木鳥よ花咲ぬ木は兎も角も
木つ、きや二齋三はしうしろ向
啄木鳥や花に忍バぬ三輪の山
木つ、きや及ばぬものをこん限り
啄木鳥や斧禁行の山ながら
尖どさの秋を聞けり寺つ、き
啄木鳥や独さびしきうしろ山
木つ、きや千里を行も一歩より
啄木鳥やた、き出したるうつろ鳩
列鳥や日ましに山の瘦る音
木つ、きや夜なく光る梢より
きつ、きや分別かへて飛で行
思ふ事言ハぬ操敷てらつ、き
列鳥や日脚につる、齋の音

日本ンバシ 斜橋
橘丁 桂社
神田 素竹
バクラウ丁 白融
芳辞

上毛桐生 歌滴
中ハシ 大岳
武釣上 文之
子之

武艸加 冬松
上毛館林 傍儀
八代連 素測(地)
二ノ 全

南八連 如松
上総峯上 野梅
亀井丁 星夕
大門通 如熊
タチバナ丁 鹿文
秀曉

堀田原 砂風
バクラウ丁 素芹
荳角
神田連 花好
全 湖柳
いセ丁 白磷
トシマ丁 花兄
横山丁 一壽

キジハシ 巖山(人)

六

六

六

六

六

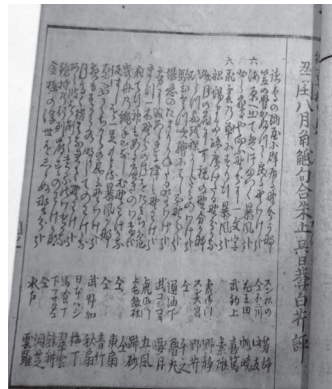
六

六

六	小松かな引手あまたの女房達 道くさに葉も引そへて小松哉 初蝶を連れて戻るや小松引 ますら男も引や小松にちからこぶ 君が曳手にハなびけり姫小松 魁ハ哥よミ鳥やこまツひき 鷺に唄を頼まん小松引 引も千代曳かぬも千代の小松哉 ひかる、も名にゆかりある小松かな 土佐が絵のすまもありけり小松引 あまされて千代の願あり小松引 陽炎を引出す野辺の小松かな 遣り羽子や是も妹脊のおしへ鳥 やり羽子の数やつもりて恋の測 羽の子や麗見せて澄登 遣り羽子やおもわぬ方へ風の伝手 思ひあるかたへやり羽子それにけり 遣り羽子や落なバとらん猫の面 やり羽子や霞に付て二日月 遣り羽子に頼まれて出る男哉 うかれ女の門に寄辺や羽子遊び やり羽子やとまれも松の花気色 やり羽子や追かけて来る蝶もあり 遣り羽子や胡蝶遊びの垣根越 やり羽子や男の手下は扇子箱 遣り羽子に梅の風さへ悪けり 遣り羽子や実には蝶鳥の結び文 やり羽子や大のおのこをはぐらかし	松島連 丸山 魯頌改 住吉丁賀碩改 柳シマ 二 虎門 虎門 丸山 猿江 戸塚 通油丁 下フサタコ 洛 タコ 上毛タテ林 駿不二川 兩ゴク 同朋丁 武釣上連 万年連 石原連 虎門 八代連	如轍 単大 白融 梅井 壽碩 左桜 栢仙 二 政風 葛道(人) 秀暁 文机 素雄 秋千 可笑 松翠 文聰 月砂 東肩 至徳 丸雪 里松 喜篤 平坡 其奥 野静 隨馬
---	--	---	--

六	生海苔や枝折へ浪の置て行 浮しづむ波の寄瀬や海苔拾ひ 剃刀に海苔の塵掃都かな 目か摺りの紙の光りや海苔の照 干海苔や浜からさきへ若緑 海苔垣や風の光りも此あたり 干海苔や春ハ浦辺の花紅葉 うたかたの淡に咲けり桜海苔 海苔になる日和や海のうすがすみ 青海苔や藁に束ねる洗ひ髪 干海苔や日向に塵を欺し刺 青のりや海よりそめる春の色 青海苔や干ても千尋の海の色 紫の水から見へり海苔の艶 朝風や夜汐に芽張る海苔の臍 しら魚も二世とちぎるや桜海苔 天 隨馬 地 先故 人 葛道 後題 傀儡師 長閑 駒鳥 馬喰丁 素芹 催主	虎門 一ツ目 麴丁 戸塚 柳寿 萬年連 石原連 二 中橋 柳橋 隨馬(天) 先故(地) 雪声 九花 赤鳥 東扇 政風 喜篤 政風 政風 政風 其奥 大岳 白志 隨馬(天) 素芹
---	--	---

(9) 丑閏八月角觥句合朱上 其日菴白芹評 (文化二年閏八月)



二三輪雨願の星や帰り花 片枝に錦の切れやかへり花 だまされて日向に咲や帰花	スシ不二川 此友 サルエ 素雄 シンホリ 素自	松風の息つく間や啼衛 さよ千鳥耳のつめたき心地哉 汐煙り月に立せてちどりかな	スシ大ミヤ 里暁 、 風志
業平がこゝろ画かばかえり花 なま中に咲て本意なし帰花	エン中泉 柔固(天) 中ハシ連 金有	塩風をとちて朝日のちどりかな 三日月に背中合せや啼ちどり 松風の枝放れゆくちどりかな	戸ツカコシマキ 雨足 戸ツカ 窓白 花王田 吸川
春の名の夢見艸なりかへり花 折くべる時に見出すや返り華 ちるほどのはたはりハなし帰り花	神田連 一來 上二丁代地 麦夫 キジハシ 指尺(人)	立波を蹴たて、行や沖千鳥 立波をくゞりつ越ツ千鳥かな 荒磯の千鳥に曇る月夜哉	花好 花鳥 、 花好 麦夫 花好
おなじ木の枝に依怙ありかへり花 根に戻る道ワすれてや帰花 是も又仇し心やかへりばな	タコ 雪骨 虎門 政風 カウジ丁 桂枝	開たりちりたり波のはな千鳥 塩竈の煙に狂ふ衛かな さなくとも時雨の月を千鳥哉	通はたご丁 白舜 タコ 彫翠 駿州 一時
晴れ曇る時雨の隙や帰り花 かへり花小野、煙にのがれたり 炭竈の煙りに咲歎かへりばな	艸加連 芳川 神田 翠翠	六 世の音を啼しづめたる衛かな 吹相て見てハくだけるちどりかな 六 雪空の骨を啼夜や友ちどり	タテ林 蹄砂 神田 樗山 二ノ 柏仙
十かへりの松も及バじかへり花 帰花足袋さして居る日向かな 去ながら香ハは、きゞや帰り花	横山連 素雪 小名木川 止鳥 橘丁 東光	六 こがらしの掴んで捨る千鳥哉 走り帆のはらりとこぼす衛哉	住吉丁 賀碩 二ノ 仝
肌寒き風情見せたりかへりばな 帰り花咲や硯の雫ほど 帯メし肌のゆるミ歎帰り花	万年連 玉砂 、 柳備	天 柔固 地 素芹 人 指尺 後題 炬燵 紙衣 なまこ	催主
咲替て寂のひとつやかへり花 挾筵に茶殻干けり帰り花 一曇り沖のさびたる千鳥かな	白醒 白瞬 素芹(地)	(8) 続百四十九会目 亥十二分句合朱上 かつしか 其日菴白芹評 (享和三年十二月)	
木がらしの海から戻るちどりかな 声くゝに舟取遣て衛かな 飛かげの時雨て寒し磯千鳥	中ハシ 大岳 不二川 其月 馬喰丁 白英	鶴下りて目出度野辺や小松引 冠のゆがミもおかし小まつ引	虎門 浪千 菊川丁 玉珂
磯山や霜夜のちどり猿の声 あら浪も馴し立居や啼千鳥	エン掛様 一鳥 柔固(天)	六 風折の力士も出たり小松曳 手に千とせ引くや小松に若返り	本所 先故 鏡洲 成綺

六	存分に染て口明し柘榴かな 咲むときは火焰吹べき柘榴哉 秋の日の服にミちたる柘榴かな うれめしきさまに口明く柘榴かな むすぶ実の花と咲たる柘榴かな 釣鐘の脇に白眼く柘榴かな 葉蔭もる日を喰こぼす柘榴哉 拝殿に案山子も立や神送 賑ハしき民の籠や神送 愛人を心にこめて神おくり 明星の光しづかし神送 物淋しからぬものなし神送 神送鳥啼捨て冬の山 神送寒き野山と成にけり あすよりハ頭巾かむらん神送り しぐる、ハ道の清め歎神おくり 鳥羽玉の夜にまぎれてや神送 神送むしの鈴音も啼止ぬ 吹すさむしなどの風や神送 笠うって案山子も臥や神送 鳩の行かたをながめて神送 蘇民書れ目につく軒や神送 ねがひある女こゝろや神おくり ふるものハ目にこめ見ゆれ神送 忽に老夢の森や神送 つくねんと山も瘦けり神おくり 椰木の葉の袖振山や神おくり 雲行のそれかと斗神おくり	二 里曉 カウジ丁 一諾 丸山 鼠大 四ツ目 太旭 柳ハシ 白志 サルエ 素雄 下フサタコ 彫翠 大ミヤ 千之 タテ林 蹄砂 、 磯舟 下毛藤ヲカ 知龍 中泉 大舍 、 魚渚 、 歌平 通ハタゴ丁 白舜 馬喰丁 素芹 二 里曉 二 千之 スン松の 芳辞 カウジ丁 桂枝 一ツ目 梨橋 晶丁 三笑 馬喰丁 黄鳥 キク川丁 玉阿 二 彫翠 タコ 餘耕	六 神送雲霧払ふ風の音 八月遅来 松風に骨さしこむや鹿の声 天 旭水 地 可笑 人 要月 後題 蛭子講 帰り花 千鳥 催主 (7) 続百四十七会目 亥十月分句合朱上 かつしか 其日菴白芹評 (享和三年十月)	六 金柑ハ孫に落けり蛭子講 冬がれの夜を花にしてゑびす講 大黒もおしかけ客やゑびすかう 夷講客も出入の船津かな 千金もちりのさはぎや夷講 腰たらぬ客も出来たり蛭子講 餘の神の知らぬ奢やゑびす講 柏手の夜市たつなり蛭子かう それどもうらやむハ富夷講 言の葉に金降る日や蛭子講 世ワたりや蔓へ肥の夷かう 嘘つかぬ神ハ留主也蛭子講 こがね花咲や小春の夷かう 塩鯛も飛や山家の夷講 大黒ハ頭巾仲間や蛭子講 手拍子も鳥の空音や夷講 飯粒も小判のはしや蛭子講 客の名も知らぬ主やゑびす講 薄鬢の太郎冠者なり夷かう 人さきに鳥ハ見付て帰花 天地の恵ミの外歎けりばな	花王田 一扇 馬喰丁 素芹(地) カメ井丁 里夕 二 仝 路曉改 柏仙 丸山 鼠大 カメ井丁 如風 神田連 玉光 カメ井丁 如熊 六ケンボリ 願桃 柳丁 花春 下フサタ(コ) 士衡 日比谷 隨馬 虎門 秀曉 カウジ丁 蘿月 橋場 文雅 キク川丁 玉阿 万年連 山柳 馬喰丁 白醒 上毛タテ林 旭水 素芹(地)
---	--	---	--	--	--

六 淋しさをあたりへ寄ぬ花火哉
月も出て花見兒なる花火哉
花火咲造化も金の光りかな

キク川丁 玉阿
キジハシ 川巳
小網丁 素且

くわつとして跡の淋しき花火哉
水に絵のなきにもあらぬ花火哉
破れ扇かざす花火の雪吹哉

下毛フデヲカ 雲蓋
不二川 有桃
洛 錦子
祖栗(人)

六 鳩吹や額うたる、栗の毬

中泉 智瑞

鳩吹や朽木のうろにふたごゝろ
はとふきや音色も既恋の常

通油丁 可笑

鳩吹やうしろに草の枯るゝ風
鳩吹や衿に驚く木の雫

二ノ 政風
三ノ 全

鳩吹のおのれも秋のひとつ哉
はとふきの吹起しけん松の声

油丁連 玉鶴
木挽丁 斜橋

眉に霧たれて鳩吹山路哉
鳩吹や椎木三本桶に取

かうじ丁 生白
丸山 嵐大

鳩吹や木の間隠れの我淋し
はとふきや帰る片手に早松茸

四ツ目 近生
卯加 春松

鳩吹や峰にけろりと朝の月
鳩吹や唇乾く松の声

柳シマ 左桜
万年連 木葉

七 是とふきやおのれにかゝる松の露
天 星阿 地 一峯 人 祖栗

小名木川 星阿(天)
催主

後題 はつ汐 からす瓜 鹿
(6) 続百四拾六会目 亥九月分句合朱上

かつしか其日菘白芹評

(享和三年九月)
朝寒や我影うつる拭ひ縁
朝寒やぬけ上りたる大根畑

桜田 花遊
尊廻連 楚郷

あさゝむや黒粒見ゆる蕎麦畑

スシ大ミヤ 琴馬

六 朝寒や鍋すミ削るうちばかり
朝寒や蚊屋干軒の影ゆらし

上毛タテ林 旭水(天)
エン中泉 一鳥

あさゝむし夜舟上りの別れ橋
朝寒や鶏も行戻る籠の中

エン見付 魯春
馬喰丁 魯頌

朝寒にうるさき蠅の日向かな
あさゝむやけろりと残る峯の月

洛 錦子
通油丁 可笑(地)

朝寒やだらんと戻る四手駕
朝寒や鶏を見て居る懐手

カメ井丁 里夕
二 全

あさゝむや耳に請たる鳥の声
朝寒や嚏に起し宮雀

スシ不二川 至徳
武コシマキ 要月(人)

朝寒や剃立髪の関所寺
あさゝむや物静なる遊女町

、戸ツカ 柳寿
通油丁 魯丸

朝寒や糞の花の咲加減
朝寒やはらりとこぼれ松

ヨコ山丁 一寿
川サキ 路眺

あさゝむや裾打払ふきりくす
朝寒や橋結市の菜大根

小名木川 星阿
二 魯丸

朝寒や菊の葩よりかゝり
朝寒やしのむや枕の油垢

馬喰丁 祖栗
万年連 平坡

朝寒ミすげなき髪を柳かな
朝さむや郭の秋を嘶し行

、 寸考
カンダ 一星

口明て五臓の見へる柘榴哉
青ければ口閉て居る柘榴哉

武釣上 喜篤
大ミヤ 里眺

手を出さば吹かけんとこの柘榴哉
もゆるほど火蓋開きて柘榴哉

旭水(天)
中泉 東生

唇の厚き上戸の柘榴かな
秋風に口のさけたる柘榴かな

、 自口
虎門 五風

仏舍利の満て破れし柘榴哉
蔭日向あうむにワけて柘榴かな

ハシバ 文雅
可笑(地)

酔て臥す手枕ハなしひとよ酒 大ミヤ 升守
 馴れるのも旅の契りぞ一夜酒 タテ林 旭水
 寝たらぬ八人の慾めよ一夜ざけ 赤サカ 厘井
 新酒より悟らぬ愚痴や一夜酒 キク川丁 玉英
 辛からぬ代くの教やひとよ酒 丸山 嵐大
 鯨喰ぬ顔揃ふたり一夜酒 日比谷 白盈
 なまぬるき風を配るや一夜ざけ 天地と定りけりな一よざけ 同朋丁 富山
 私の水室明けり一夜酒 かつらぎの神の手製や一夜酒 馬喰丁 祖栗
 乳の思かえす風味やひとよ酒 柳橋 白志
 いとけない気になれ安し一夜酒 イセ丁 白磷
 天 生白 地 花溪 人 梅安 催主
 後題 星合 花火 鳩吹

(5) 続百四拾四会目 亥七月分句合朱上 かつしか 其日菴白芹評
 (享和三年七月)

すり流す硯の水や天の川 スン松ノ 梅眠
 うき雲のうきも有らん星の恋 芳辞
 かつら男ハあちら向らんほしの恋 大ミヤ 里暁
 心して月も入けり星こよひ 千之
 ほし祭る竹にむすぶや下り知+虫 エン中泉 魯春
 夕虹も彩る空や星こよひ 知言
 織姫の景すじ見へつ流星 柔固
 星合や夕旗雲のかゝる時 四ツ目 太旭
 ほし合や草葉の露もころびあふ 虎門 政風
 忍ぶにもあからさまなり夜這星 カメ井丁 仕候
 星合の露めぐり合ふ夜明哉 馬喰丁 魯頌
 ほしあいや月もはづして宵の内 通油丁 桂社

星合に松の女夫もしらべかな 艸加 一峯(地)
 星合や花なら芥子の咲ごゝろ 中ハシ 大岳
 星合や墨絵に似たり空のさま 虎門 雪芦
 ほし合や更ては水も私詣 雉子ハシ 指尺
 星の恋天下晴たる契りかな 下フサタコ 何芝
 星合や嫌ふりなる宵の月 万年連 平坡
 ほし合やけふハそむけて月の影 キク川丁 女 花涼
 星合や猶餘りある朝ぼらけ 柳シマ 移文
 星合や水さし来る雪の足 山ノ宿 抱月
 ほし合やこよひ岩橋かけながら 上毛タテ林 蹄砂
 逢ふ坂の関や雨夜の星の恋 馬喰丁 東扇
 星合やたなびく雲の絶間より 海山の潜まる星の一夜かな スン不二川 梅安
 闇に咲ものにしてみる花火哉 大ニタ 松丸
 闇の夜に錦引裂く花火哉 秋寂の夕べをしらぬ花火かな 至徳
 こゝも又龍田の川の花火哉 うろたへて鳥の立たる花火哉 馬喰丁 素芹
 稲妻に空も手伝ふはなび哉 帆柱の眼に遮て花火かな 中泉 大舎
 蝙蝠の世界せばめて花火哉 天地の中にとゞろく花火かな 四ツ目 深泉
 我が穴へ蟹の這こむ花火哉 御代の空こがね花さく花火哉 カメ井丁 里夕
 憚りもなき君が代の花火かな 檀りの中行ぬける花火川な 日比谷 零月
 稲妻の中行ぬける花火川な 大の字の火もおろかなる花火哉 日比谷 桜仙
 こき交て夜の錦の華火哉 カウシ丁 赤鳥
 大の字の火もおろかなる花火哉 大ミヤ 里暁
 フカ川 雨川

六	白雨や夕日崩る、峯の松	虎門	雪芦	六	月鉾や兔餅搗く宵祭り	虎門	里夕
六	ゆふだちや山八片肌脱ながら	遠中泉	柔固	六	月鉾や人のそよぎも花す、き	上毛タテ林	蹄砂
六	夕立や野守の鏡打くだけ	馬喰丁	山口	六	月鉾や花の紅紋り	カメ井丁	磯舟
六	ゆふだちや思ひ切たる原の中	カメ井丁	里夕	六	ぎをん会や実にも温和を囃物	カウジ丁	仕候
六	夕だちやまとめて峯の松に月	通油丁	魯丸	六	ぎをん会や花盗人も前渡り	柳シマ	赤鳥
六	白雨やつのる暑さのそらほどけ	木挽丁	素國	六	ぎをん会や月も山鉾上る町	キタ川丁	玉珂
六	ゆふだちや実と継との二万山	二ノ	全	六	祇園会や花盗人も前渡り	川サキ	路眺
六	夕立や松の末枝にわすれ衣	駿松野	麦中	六	祇園会や親を離れて肩車	神田	絮翠
六	白雨やひとつになりし比良三上	、不二川	其丸	六	ぎをん会や稲にも玉の登り降	住吉丁	彫翠
六	ゆふだちやおなじ世界を依怙鼻眞	、大宮	里暁	六	祇園会や扇の花の雪嵐	四ツ目	画碩
六	夕立やふし木隠れの木挽ども	牛込	戸山	六	祇園会や水に錦の影涼し	虎門	松巴
六	白雨や洗直せし松の琴	かうじ丁	生白(天)	六	交りも浅黄なるべし一夜酒	中泉	秀暁
六	ゆふ立や日をか、え行朱鷺一羽	四ツ目 二ノ	太旭	六	寝心や奢らぬ好一夜ざけ	虎門	東生
六	白雨や晴れて野中に捨むしろ	キジ橋	川巴	六	妹と背のなれ合やさし一夜酒	中泉	政風
六	ゆふだちや男心の飛鳥川	下フサタコ	一保雨	六	夏籠の心になれて一夜酒	虎門	野静
六	夕立の機嫌直して入日かな	万年連	木葉	六	三聖の外の甘味や一よ酒	虎門	花溪(地)
六	原中を行や夕立と十文字	、	、	六	なる、音聞て寝にけり一夜酒	虎門	梅安(人)
六	白雨や中より晴て鐘の声	、	、	六	一夜ざけは是も寝て待果報哉	虎門	里暁

(4) 続百四拾三會目 亥六月文句合朱上 かつしか 其日菴白芹評
(享和三年六月)

(3) 続百四拾一会目 亥四月文句合朱上 かつしか 其日菴白芹評

(享和三年四月)

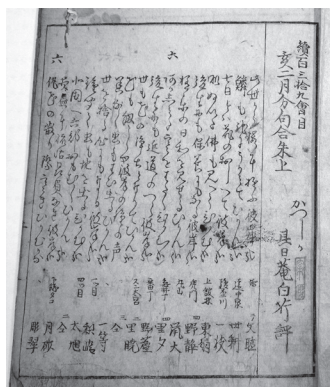
隠れ家の後口桶にも牡丹哉	サクラ田	故山	里くゝの茶の口切や仏生会	大ミヤ	里眺
ばつくりと岩にたてつくぼたん哉	多古	彫翠(地)	卯の花の初着もかざれ仏生会	、	花江
蝶ひとつ舞や牡丹の花鎮メ	虎門	秀眺	繼穂して飯の一樹や花御堂	、	芳辞
貰はれて跡の淋しき牡丹かな	カメ井丁	里夕	灌仏や鳥に指さす耳ざとさ	中泉	自口(天)
白ぼたん入相は猶静なり	両ゴク元丁	里秋	灌仏や此日を老の更衣	中泉	歌平
咲て庭広ゲ度なるぼたん哉	スソ不二川	其丸	一日ハ沖の石なり仏生会	富山丁	北仙
六 さられても玉をか、へて牡丹哉	、大宮	渭水	灌仏や老若男女乙鳥	フカ川	鯉丈
はかなさの露ハ頼まぬぼたん哉	遠 中泉	芳辞	灌仏の指に錢さす童べ哉	武 戸塚	柳壽
此花に葉隠れはなき牡丹哉	猪根	花雪	欲垢を先洗ひけり仏生会	鉄炮洲	尚古
いさぎよく切てくれたるぼたん哉	二ノ	子方	芥子の花ちりし心地や仏生会	艸力	野蝶
薫の香も遠からず牡丹畑	、	自口(天)	灌仏や拳ひらかぬ池の蓮	、	秋扇
限りある庭の月夜や白ぼたん	大川ハタ	金波	花鳥を現世未來や仏生会	二ノ	金波
匳服して見に行れぬぼたん哉	キク川丁	女花涼	灌仏ハ若葉の花に指さすか	バクラフ丁	白磷
岡両にたつ婿嫁あり伯牡丹	六ケンボリ	閑々	はツ音から声あらハ也行々子	タテ林	蹄砂
隅にとる空の曇りや白ぼたん	糶丁	桂枝	梔の花を知らずやぎやうく子	、	和道
庭守の身持崩さぬぼたんかな	木ヒキ丁	花匂	夕ぐれに一物もなし行々子	、	富泉
叮嚀に愛しらハる、ぼたんかな	小アミ丁	翠江	蔑さりの声やあるくは麦の中	、	孤帆
ちる迄ハ形チ崩さぬ牡丹かな	トラノ門	雪声	いとまなき身を蔑雀の哀なり	、	東扇
六 袴着ぬ裾ハ淋しきぼたん哉	フカ川	羨魚	よし切や風は息づく時も有	下フサタコ	彫翠(地)
六 灌仏や茶にうかされて踊ル振り	トラノ門	野静	鳴出してしぐる、声や行く子	二ノ	政風
一日の世や浮艸を花御堂	、	浪千	されバとて芦も動かず行くし	サクラ田	柳枝(人)
本尊ハ手持不沙汰や仏生会	上毛タテ林	壺泉	行々子智慧分別もなかりけり	通油丁	八亀
灌仏や蓮の褥 <small>(しほ)</small> の間に合す	虎ノ門	政風	只も夜の綻安しぎやうくし	木ヒキ丁	魯丸
時鳥教ゆる指や仏生会	三ノ	全	はしやぎたつ水なし川や行々子	柳橋	素国
灌仏や衣にかゝる玉襷	虎門	柳枝(人)	よしきりや声まとめかねく	不二川	白志
押ハけて見たがる女や仏生会	甲 鮒江	兔月	追ひ出した跡物凄し行々子	大ミヤ	至徳
			よしきりや芦吹風も瘦るほど		花江
			騒しき女ご、ろや行々し		後人

六	姫松の鏡ミらるゝしほひ哉 幕明たほどの景色や汐干潟 雲に入る鳥ハものかハ汐干がり	、 上毛館林	里曉 和道	塗垂にうつる夕日や桃の花 も、咲や氏の漉窓に時明り 泥鍋あてる馬に無慙や桃の花	、 万年連	百雉(人) 木葉
六	国／＼の裾引延す汐干かな 天地の懐見せて汐干かな 色ハミな空へゆづりて汐干哉	四ツ目 六ケンボリ ミドリ丁	東扇 松巴 顧桃	六 三夫婦の日向埃りやも、の宿 若鮎やもの驚のあわたゞし かげらふに身を取廻す小鮎かな	豆安 野静(天)	
六	暮る日の外を戻るや潮干狩 松もけふ雲井しらべるしほひ哉 世の中の浮上りたる汐干かな	下フサタコ キク川丁	亭鳥 彫翠 白亀	若鮎や早瀬に育つ身のほそり 最そつとましてハ流るゝ小鮎哉	中泉 カメ井丁	大舎 里夕
六	天地の欠する時汐干哉 捨らるゝ寄居虫おかしやしほ干潟 桃咲やきのふ移りし家もあり	馬食丁 、 豆州熊坂 二ノ	祖栗(地) 黄鳥 豆安	洗濯の人に馴たる小鮎かな 若鮎や岩の狭間の浅ミどり 題目の筆のはしりの小鮎かな	中泉 見付 武カゾ	猶龍 魯春 欣賀
六	風よけの破菰嗅し桃の花 桃咲や常にハ蘆の捨どころ 杖つきて居る家もありも、の花	虎門 中泉	浪千 砥行 世耕	網の目を飛出す鮎の若気哉 瀬をはやミ岩にうたるゝ小鮎哉 若鮎やつい流したるあらいもの	タテ林 、 、 二ノ	蹄砂 一徳 東扇
六	妙薬の看板古し桃の宿 汐風ハ朝な夕なやも、の花 桃咲や撰出す種の芋頭	不二川 、 、	梅眠 芳辞 美曉	人音に波の嵐の小鮎かな 若鮎やしづ心なき水の花 わか鮎や散り浮花に友くずれ	牛込 コシマキ 鉄炮洲	雨足 庐山 成綺
六	も、咲や門に干たる種俵 人間ハぬ片山男やも、の花 名もしれぬ鳥の通ふや桃の花	甲畝沢 不二川	泉河 此友	わかあゆや雲おふて行早瀬川 おとらじと日夜を磨く小鮎かな	日比谷 四ツ目	指尺 桜仙 文長
六	糊付る里の日和やも、の花 白桃や富百姓の日やけ畑 雪霜の見立によらず桃の花	丸山 タコ	単大 政風	人影に水と成たる小あゆ哉 月かけを寄て動かす小鮎かな 鳥影のしても吹ちる小あゆ哉	呉門 艸加	知止 百雉(人) 野蝶
六	掃捨る馬の毛赤し桃の花 も、の花治郎に分る畠かな 桃咲やむく毛も剃らぬ女の童	七左新田 橘丁	助及 橘市	天 野静 地 祖栗 人 百雉 後題 牡丹 霞きり 灌仏	キシハシ	川巴 祖栗(地)
		呉門	菊羽			催主

なハしろやせぎこむ月の薄曇	不二川	千里	六	山ひとツあちら向けりきじの声	、	二	里夕
苗代や空にしらぬ雨の音	大ミヤ	風志	六	迹足も外ハ文字のきゝす哉	、	二	厘井
水口に粥ばし立て苗代田	一ツ目	二 丸華	六	雉子啼て桜の雨のこぼれけり	、	二	厘井
苗代や月も宿れる水加減	中ハシ	大岳	六	鶴籠る小家淋しやきじの声	、	二	厘井
なハしろや耕地に風の寄り処	四ツ目	深泉	六	雉子啼や野中に矢る一ツ石	、	二	厘井
苗代や寝心もよき雨の音	橋丁	鷲月	六	夕風や野を一ぱいにきじの声	、	二	厘井
苗代や陰神陽神のさゝ濁り	橋本丁	阿昔	六	きじ鳴や水にはらりとこぼれ松	、	二	厘井
足跡を目高の床や苗代田	フカ川	雨川	六	入日をも戻しさう也きじの声	、	二	厘井
苗代や小魚も友に育合ふ	、	野蝶 (天)	六	馬の脊の蠅居直りぬ雉の声	、	二	厘井
六	曲尺に水をならすや苗代田	日比谷	六	雉子啼やその四五間の青嵐	、	二	厘井
六	苗代や蜘蛛がおしへし案山子繩	万年連	六	きじ啼てがらんと雨の夕哉	、	二	厘井
六	なハしろや浅黄に移る二日月	、	六	晩鐘の響きを消して雉子哉	、	二	厘井
六	苗代やひとうねづゝの昏蚕	山ノ宿	六	暗合す雉子ハ茶碗と茶碗哉	、	二	厘井
六	苗代や田にしも畔に塗込れ	、	六	野蝶 地 峨山 人 魯丸	、	二	厘井
六	なハしろや哥よむ蛙書く田螺	馬喰丁	六	後題 汝干 桃 若鮎	、	二	厘井
六	春風の寄麗に渡る苗田哉	牛込	六	(2) 続百四十会目 亥三月分句合朱上	、	二	厘井
六	うかゝと花見る人に雉子哉	、	六	(享和三年三月)	、	二	厘井
六	雉子の声ゆがまぬ杉の林かな	さくら田	六	花に手の届かぬ人や汝干狩	、	二	厘井
六	草に寄る馬驚かす雉子かな	不二川	六	千尋ぞと思ひの外の汝干哉	、	二	厘井
六	雉子啼て夜の綻る山路かな	、	六	奥歯まで見るや汝干の沖の石	、	二	厘井
六	琴をひく鳥さへあるにきゝす哉	三	六	汝干狩戻れば塵の浮世かな	、	二	厘井
六	きじ鳴や動く夕日の山かづら	三	六	花の山後口になしてしほひかな	、	二	厘井
六	朋の子のからへ付たりきじの声	三	六	潮干狩塵埃りなく入日哉	、	二	厘井
六	けんどんにぬけ道しかる雉子哉	三	六	糸遊の千嶋につゝく汝干かな	、	二	厘井
六	落る日のかげゆらし也きじの声	三	六	中空へ不二おし出してしほひ哉	、	二	厘井
六	岩角に火も出さうなり雉の声	虎門	六	おもふ丈日の出を見たり潮干狩	、	二	厘井
六	鐘ひとつ刻んで通す雉子哉	柳ハシ	六	荒海の懐搜す汝干かな	、	二	厘井
六	きじの声峯に碎て夜明たり	カメ井丁	六	陽炎も波を追行潮干かな	、	二	厘井

- (3) 其日庵白芹評句合統百四拾一会目 享和三年四月(59句)
 - (4) 其日庵白芹評句合統百四拾三会目 享和三年六月(59句)
 - (5) 其日庵白芹評句合統百四拾四会目 享和三年七月(60句)
 - (6) 其日庵白芹評句合統百四拾六会目 享和三年九月(61句)
 - (7) 其日庵白芹評句合統百四拾七会目 享和三年十月(68句)
 - (8) 其日庵白芹評句合統百四拾九会目 享和三年十二月(48句)
 - (9) 其日庵白芹評句合統百四拾九会目 文化二年閏八月(83句)
 - (10) 葎雪庵午心評月次句合 享和三年六月(79句)
 - (11) 葎雪庵午心評月次句合 享和三年七月(88句)
 - (12) 恒丸評葛齋月並 文化五年六月(39句)
 - (13) 恒丸評葛齋月並 文化五年閏六月(38句)
 - (14) 春秋庵其堂評月並 文化五年頃の十一月(51句)
- それぞれの月並句合の高点句には「天」「地」「人」というランク付けがされている。本稿では便宜的に該当する作家の下に(天)(地)(人)と付記した。ただし、其堂評の月並句合は勝句を「勝」と示しているのので、該当作家の下に(勝)と付記した。以下、判者ごとに分類した翻刻をもとに若干の考察を加える。

(1) 統百三拾九会目 亥二月分句合朱上 かつしか 印 其日庵白芹評
(享和三年二月)



六	此世から桜に遊ぶ彼岸哉	洛	二ノ	文聰
六	鱗も池にうかみてひがんだ	遠中泉		世耕
六	七日とハ花のおしへて彼岸哉	駿不二川		一枝
六	肌ぬいだ仏も見へてひがむ哉	上館林		東扇
六	後生にも保養にもなる彼岸哉	虎門	四	野静
六	極楽の日和を見せるひがんだ	丸山		嵐大
六	あかじミタ寒をはたくひがむ哉	亀井丁	四	里夕
六	後生にも近道につく彼岸哉	番丁		野蘆
六	世も花の浄土となりてひがんだ	ス人大宮	二	里暁
六	花も紐とくや彼岸の鐘の聲			全
六	恙なく虫もはひ出るひがんだ			一等
六	世を捨る心にもなる彼岸哉	一ツ目		梨州
六	鐘聞て虫も地を出るひがむ哉	四ツ目		太旭
六	北国へ六部おもむくひがんだ		二	全
六	夜昼に依古蟲履なき彼岸哉	下総タコ		月砂
六	仇花の散り際寒きひがむかな	武艸加		彫翠
六	梅が香ハ根に戻りたる彼岸哉	外神田		野蝶(天)
六	日の影も足坐に居るひがんだ		二	全
六	長虫の座禪も解るひがむ哉			樗山
六	野心に世を傾る彼岸かな	馬喰丁		黄鳥
六	野と山の皺も延たるひがんだ			祖栗
六	苗代も蠢くもの、類ひかな	中泉		自口
六	苗代やほつりともつ日の力	タテ林		歌平
六	苗代や産湯にぬるむ水心	両国元丁		旭水
六	なハしろや水に影もツきのふけふ	通油丁		里秋
六	月影の眠き風情や苗代田	武カゾ		如風
六	苗代や水おちついて足のあと	赤サカ		雨柏
六	苗代や村く風のちぎれ雲			厘井

一茶江戸漂泊期における関東の月並句合 - 白芹・午心・恒丸・其堂評

二村 博 (常磐大学人間科学部)

Tsukinamikuawase issued in Kanto region during the days when Issa was drifting across Edo:
Hakkin, Goshin, Tsunemaro, Kidou Chose

Hiroshi NIMURA (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

This paper investigates a Tsukinamikuawase published in the Kanto region in the late Edo period. Tsukinamikuawase is a box office for teaching haiku, which publishes works gathered from many people every month. Issa also issued Tsukinamikuawase, but it has never been investigated in comparison with other Tsukinamikuawase of the same age. This time in Kanto of the same period introduce a Tsukinamikuawase chosen by haiku leaders Hakkin, Goshin, Tsunemaro, Kidou Chose. Hakkin is a group of the same haiku groups as Issa, and is an important person in investigating Issa's Tsukinamikuawase. Goshin is a haiku teacher who belongs to a group called Settyuan that flourished the late Edo period. Tsunemaro was a haiku teacher who interacted closely with Issa, and taught many disciples in mainly Chiba Prefecture. Kidou is a haiku teacher with several diciples in Nagano Prefecture, where Issa was born.

This paper starts to clarify the actual condition of Tsukinamikuawase published in the Kanto region in the late Edo period.

はじめに

月並句合は、毎月広く募った句の中から優っている句を選び、摺物として発行した通信による俳諧興行である。寛政四年(一七九二)から寛政十年(一七九八)まで西国地方を旅をした一茶は、江戸に戻って竹阿の二六庵を継承した。その後、文化一、二年(一八〇四、一八〇五)頃、『一茶園月並』を発行する。だが、一茶による月並句合興行がその後継続的に行われることはなく、『一茶全集』第七巻に所収する断片的な8点の月並句合のみが確認される。これにより、下総、上総、安房地方に一茶社中が存在したことがわかるが、『一茶園月並』の当時の俳壇における規模、位置付けはこれまで客観的な比較検証をされていなかった。

大妻女子大学(濱田儀一郎文庫)が所蔵する和装本『其日菴』(原本の表題による)には、『一茶園月並』と同時代の月並句合(其日庵白芹評九点、葎雪庵午心評二点、葛斎恒丸評二点、春秋庵其堂評一点、筑波庵翠兄評三点)が一冊に綴じられている。これらはすべて一茶が江戸、上総、下総を漂泊した時期に関東において発行されたものである。各判者について述べると、白芹は一茶が所属した葛飾派を束ねた人物、午心、翠兄は雪中庵派、恒丸は一茶の知友で奥州から下総佐原に出て門戸を張った宗匠、其堂は春秋庵を継承した人物である。今回は紙面の制約上、翠兄評の三点は扱わないが、これらはまた別の機会に紹介したいと思う。本稿は、『其日菴』に収められた月並句合のうち十四点を翻刻、考察することにより、文化期の関東俳壇における月並句合の実態解明に着手するものである。

翻刻と考察

本稿で取り上げる月並句合は以下の十四点である。それぞれの判者による社中の規模、投句者区域を把握するために判者別、発行年月順に配列した。尚、末尾に付した括弧はそれぞれの丁摺の掲載句数である。

- (1) 其日庵白芹評句合続百三拾九会目 享和三年二月(69句)
- (2) 其日庵白芹評句合続百四拾会目 享和三年三月(65句)

執筆者一覧 (掲載順)

飯野 令子	人間科学部	准教授
岡部 玲子	人間科学部	教授
武田 幸子	JSPS科研費 16K02323	研究協力者
多田 純一	奈良佐保短期大学	専任講師
崔 蘭英	人間科学部	准教授
北原スマ子	明治大学	兼任講師
高木 幸子	人間科学部	准教授
田嶋 知宏	人間科学部	助教
旦 まゆみ	人間科学部	教授
二村 博	人間科学部	准教授
眞部多眞記	人間科学部	准教授
服部 浩子	人間科学部	准教授
原田まつ子	東京家政大学	教授
森 弘一	人間科学部	教授
松崎 哲之	人間科学部	准教授
鈴木 雅洋	人間科学部	助教
石塚 雅貴	明星大学	大学院生
竹内 愛	筑波大学	大学院生
内川 恵二	神奈川工科大学	研究員

編集委員

Kevin McManus 田中 基晴
旦 まゆみ 永野 勇二 渡邊 洋子

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第37巻 第1号

2019年9月30日 発行
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 水嶋 陽子 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 山三印刷株式会社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

 Vol. 37, No. 1

 September 2019

CONTENTS

Articles

- Community-based Japanese Language Education where Volunteers and Researchers Work Together: Creating new value for community-based Japanese language classes R. Iino 1
- Changes in the Performance Styles of Chopin's Music by Japanese Musicians during the Meiji Period R. Okabe, S. Takeda & J. Tada 15
- A Fundamental Research on the Human Network of Intellectuals in East Asia from the Transitional Stage to "Modern Times": Focusing on the Second Missionary, Kim Hong-jip L. Cui & S. Kitahara 31
- A text-mining analysis of opinions about the dual-surname system in the correspondence column of newspapers S. Takagi 45
- Establishment and Development of State Archives in the US: from the viewpoint of the role of the Historical Society C. Tajima 63
- Migration of the Young to Rural Areas: Empirical Research on the Lifestyle of Young Migrants to Kesenuma Area M. Dan 79
- Tsukinamikuawase issued in Kanto region during the days when Issa was drifting across Edo: Hakkin, Goshin, Tsunemaro, and Kidou Chose H. Nimura 172 (一)
- Many Charitable Citizens: Representation of the Commoners in Thomas Heywood's *If You Know Not Me, You Know Nobody, Part Two* T. Manabe 95

Research Notes

- Awareness and behavior of college students on dietary habits and menu choice at a college cafeteria H. Hattori & M. Harada 105
- Erasmus's *De conscribendis epistollis* in the tradition of letter writing H. Mori 117

Translation with Notes

- Translation with notes on Aizawa Seishisai's "Tyuuyou Syakugi" (11) T. Matsuzaki 146 (二十七)

Research Report

- A Preliminary Study on Color Constancy using White Leghorn as Subjects M. Suzuki, M. Ishizuka, A. Takeuchi & K. Uchikawa 129